史跡上野国分寺跡
第２期発掘調査報告書

―総括編―

２０１８

群馬県教育委員会

史跡上野国分寺跡
第２期発掘調査報告書

―総括編―

２０１８

群馬県教育委員会

史跡地から榛名山（北西方向）を望む

史跡地から赤城山（北東方向）を望む

口絵 2

上空から見た史跡地

今回の調査成果に基づいて描いた推定復元図

序

上野国分寺は、奈良時代に聖武天皇の命により国家鎮護の寺として建立された本県を代表する奈良時代の遺跡で、大正 15 年 10 月に国史跡に指定されました。県教育委員会では、全国最大級の塔を誇る上野国分寺跡について、昭和 55 ～ 63 年度にかけて発掘調査(第 1 期)を実施するとともに『史跡上野国分寺跡整備基本計画』等の作成を行いました。また、塔・金堂基壇、南辺築垣一部、ガイダンス施設の建設(平成 2 ～ 5 年度)や天平の道を整備(平成 22 年度)し、その価値を県内外に発信してきました。

平成 23 年、群馬県は「第 14 次群馬県総合計画『はばたけ群馬プラン』(平成 23 年度～平成 27 年度)」を策定し、「古代の東国文化の中心地であり東日本最大の古墳大国である本県が誇る歴史文化遺産について、調査研究を進め、県民の再認識を促すとともに、観光やイメージアップ等における活用や全国への発信を推進」することを掲げました。これを受け県教育委員会では、平成 24 年度から史跡上野国分寺跡の整備活用事業を再開しました。事業に着手するにあたり、史跡の正確な情報を得るため、平成 24 ～ 28 年度にかけ、5 か年にわたる発掘調査(第 2 期)を実施しました。

今回の調査では、これまで不明であった中門・回廊の位置がはじめて確認されたほか、100 年近くにわたって金堂とされてきた建物跡の前面で、本来の金堂跡が発見されるなど、これまで想像されてきた上野国分寺の姿を大きく塗り替える成果をあげることができました。

本書は総括編として、平成 24 ～ 28 年度の 5 か年にわたる発掘調査成果の報告にとどまらず、大正期以来の研究史や第 1 期(昭和 55 ～ 63 年度)の発掘調査成果を再評価することで、上野国分寺の実態解明に迫ろうとしたものです。本書が、史跡上野国分寺跡の学術的価値をさらに高め、その価値を広く世に知らしめるとともに、多くの方々に活用していただければ幸いです。

最後に、発掘調査の実施および本書の作成にあたり、多大なご支援とご協力を賜りました、文化庁をはじめ史跡上野国分寺跡整備検討委員会の諸先生方、地元住民の皆様、関係者の皆様に心より感謝の意を表し、序文といたします。

平成 30 年 3 月

群馬県教育委員会

教育長　笠原　寛

例　言

1　本書は、史跡上野国分寺跡の整備事業に伴う発掘調査報告書である。
2　本事業は、文化庁の国庫補助金を受けて実施した。
3　発掘調査は、史跡上野国分寺跡整備検討委員会の指導の下、群馬県教育委員会文化財保護課が直営で実施した。各年度の調査期間、担当者等は次のとおりである。平成 24 ～ 28 年度の事務局は 45 頁を参照。

平成 24 年度
　発 掘 調 査　平成 24 年 9 月 24 日～平成 25 年 1 月 9 日
　調査担当者　橋本　淳（文化財保護課指導主事）
平成 25 年度
　発 掘 調 査　平成 25 年 5 月 1 日～平成 25 年 11 月 28 日
　調査担当者　橋本　淳
平成 26 年度
　発 掘 調 査　平成 26 年 5 月 7 日～平成 26 年 11 月 5 日
　調査担当者　橋本　淳・水谷貴之（文化財保護課嘱託）
平成 27 年度
　発 掘 調 査　平成 27 年 5 月 7 日～平成 27 年 11 月 10 日
　調査担当者　橋本　淳・髙井佳弘（文化財保護課嘱託）
平成 28 年度
　発 掘 調 査　平成 28 年 5 月 16 日～平成 28 年 11 月 18 日
　調査担当者　橋本　淳・髙井佳弘

4　資料整理の期間、担当者等は次のとおりである。

平成 24 年度
　資 料 整 理　平成 25 年 1 月 10 日～平成 25 年 3 月 31 日
　整理担当者　橋本　淳
平成 25 年度
　資 料 整 理　平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 4 月 30 日、平成 25 年 11 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
　整理担当者　橋本　淳
平成 26 年度
　資 料 整 理　平成 26 年 11 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
　整理担当者　橋本　淳・水谷貴之
平成 27 年度
　資 料 整 理　平成 27 年 11 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
　整理担当者　橋本　淳・髙井佳弘
　委　　託　炭化材樹種同定・放射性炭素年代測定　株式会社パレオ・ラボ
平成 28 年度
　資 料 整 理　平成 28 年 11 月 19 日～平成 29 年 3 月 31 日
　整理担当者　橋本　淳・髙井佳弘
平成 29 年度
　資 料 整 理　平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 30 日
　整理担当者　橋本　淳
　事　務　局　古澤勝幸（文化財保護課長）、青木道則（文化財保護課次長）、桜井美枝（補佐（埋蔵文化財係長））、飯森康広（文化財活用係長）、小林　正（主幹）、関根明子（主任）

5　本書の編集・執筆担当者は次のとおりである。

編集　橋本　淳

執筆　Ⅲ１　前澤和之（史跡上野国分寺跡整備検討委員会委員長）

Ⅶ５、遺物観察表（瓦・古代の土器）　髙井佳弘（東京大学・国士舘大学非常勤講師）

遺物観察表（中世以降の土器）　黒澤照弘（群馬県教育委員会文化財保護課）

Ⅵ１・２　株式会社 パレオ・ラボ

上記以外　橋本　淳

6　石材同定は、飯島静男氏（群馬県地質研究会会員）に依頼した。

7　平成 28 年 10 月に『概報』を刊行したが、その後の調査・検討により見解が変わったものがある。『概報』を含め、既往の報告と見解が異なるものについては、すべて本書の記述が優先する。

8　発掘調査および本書の作成にあたり、以下の機関、諸氏から御指導、御支援をいただいた。記して感謝の意を表す次第である。（個人は五十音順・敬称略）

前橋市教育委員会　高崎市教育委員会　（公財）群馬県埋蔵文化財調査事業団

五十川伸矢　井上　翔　大橋泰夫　神谷佳明　齊田智彦　桜岡正信　津島秀章　徳江秀夫　三上喜孝　山路直充

凡　例

1　昭和 55 年度から平成５年度にかけて実施された整備事業を第１期、今回の平成 24 年度から実施された整備事業を第２期と呼ぶ。

2　調査グリッドは、第１期整備の調査区と方位を合わせるため、第１期調査の方法を踏襲して設定した。旧日本測地系第Ⅳ座標系 X＝43,750、Y＝－72,500 を基準点とし、座標北より４°西偏させている。なお、基準点は世界測地系（測地成果 2011）では、X＝44104.843　Y＝72791.281 である。

3　全体図は、第１期調査の総括報告書『史跡上野国分寺跡発掘調査報告書』（1989）の付図２　史跡上野国分寺跡遺構全体図　１／1,000 を基本とし、報告書掲載の図版を再トレースして組み直しを行い、現況図と合成して作成した。

4　旧群馬町教育委員会による東大門地区の調査実測図（未報告）は、高崎市教育委員会より提供を受け、掲載した。

5　今回の調査において本来の金堂が発見されたことにより、第１期調査での金堂は講堂に修正された。そのため、第１期調査での金堂は、本書では「旧金堂」あるいは「現講堂」と呼称する。また、築垣で囲まれた伽藍地を「寺域」と呼称する。

6　遺構図の縮尺は原則として 1/100 としたが、状況により 1/200、1/50、1/20 で掲載した。遺物図については、軒先瓦・文字瓦を 1/3、丸瓦・平瓦を 1/5 としたが、文字瓦で大形のものは 1/5 とし、文字の部分のみ 1/3 で併載した。

土器類は 1/3、切石は 1/3 ないし 1/5 とした。なお、土器類の実測図で中心線の脇、内面側に空白があるものは、口縁部ないし底部の残存が半分に満たない個体で、径を推定復元したことを示している。観察表の法量も（　）付きとした。遺物写真は、遺物図と同縮尺とした。

7　図中で使用したトーン、線種は以下のとおりである。

断面図　版築　As-B 混土層　瓦廃棄層　整地土

瓦・土器　石　サブトレンチ

土器実測図　油煙　灰釉　内黒　白磁

8　本文中、略称で記載したテフラは以下のとおりである。

As-C　浅間Ｃテフラ（３世紀末）　As-B　浅間Ｂテフラ（1108 年）

Hr-FA　榛名二ツ岳火山灰（６世紀初頭）

9　本文中で用いた基壇建物の各部の名称は、右模式図のとおりである。

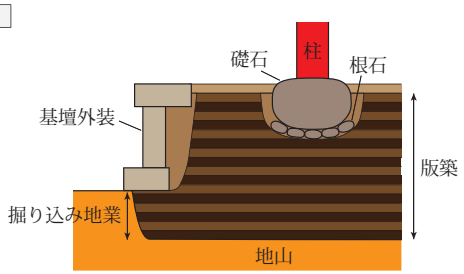

目　次

口絵
序
例言
凡例

Ⅰ　調査に至る経緯・・・・・・・・・・・・・1
Ⅱ　史跡の立地と歴史的環境
　1　史跡の立地・・・・・・・・・・・・・・・2
　2　現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　3　歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・8
Ⅲ　これまでの調査と研究
　1　史料に見る上野国分寺・・・・・・・・・12
　2　指定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・20
　3　第１期発掘調査以前・・・・・・・・・・26
　4　第１期発掘調査の概要・・・・・・・・・33
　5　第１期発掘調査以降・・・・・・・・・・44
Ⅳ　第２期発掘調査の方法と経過
　1　調査組織・・・・・・・・・・・・・・・・45
　2　発掘調査の目的と調査区・・・・・・・・46
　3　発掘調査の方法・・・・・・・・・・・・47
　4　基本土層・・・・・・・・・・・・・・・・49
　5　発掘調査の経過・・・・・・・・・・・・51
Ⅴ　調査した遺構と遺物
　1　調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・54
　2　金堂・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
　3　中門・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
　4　回廊・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
　5　経蔵・鐘楼・・・・・・・・・・・・・・164
　6　僧坊・・・・・・・・・・・・・・・・・・169
　7　南大門・・・・・・・・・・・・・・・・・175
　8　東大門・・・・・・・・・・・・・・・・・187
　9　西大門・・・・・・・・・・・・・・・・・204
　10　築垣・・・・・・・・・・・・・・・・・・206
　11　寺域南東部・・・・・・・・・・・・・・222
　12　寺域北東部・・・・・・・・・・・・・・227
　13　その他の遺構・・・・・・・・・・・・・228
　14　遺物観察表・・・・・・・・・・・・・・236
　15　出土瓦の分布・・・・・・・・・・・・・268
Ⅵ　自然科学分析
　1　炭化材樹種同定・・・・・・・・・・・・273
　2　放射性炭素年代測定・・・・・・・・・・278
Ⅶ　総括
　1　上野国分寺の旧地形・・・・・・・・・・281
　2　各堂宇について・・・・・・・・・・・・284
　3　築垣南西部の屈曲について・・・・・294
　4　寺域と伽藍配置・・・・・・・・・・・・302
　5　出土瓦について・・・・・・・・・・・・305
　6　他国との比較・・・・・・・・・・・・・320
　7　今後の課題・・・・・・・・・・・・・・325

参考文献
写真図版
抄録
奥付

挿図目次

第１図　史跡上野国分寺跡の位置・・・・・・・・・・・・・2
第２図　史跡上野国分寺跡周辺の地形・・・・・・・・・・・3
第３図　昭和 47 年当時の状況 ・・・・・・・・・・・・・・5
第４図　昭和 56 年当時の状況 ・・・・・・・・・・・・・・6
第５図　史跡上野国分寺跡現況図・・・・・・・・・・・・・7
第６図　史跡上野国分寺跡周辺の遺跡・・・・・・・・・・・9
第７図　古代上野国の推定郡域と主要官衙・寺院・・・・・11
第８図　(内務省 1927)による指定地域図 ・・・・・・・・・21
第９図　(内務省 1927)による礎石配置図 ・・・・・・・・・23
第10図　(内務省 1927)による塔跡と金堂跡実測図 ・・・・24
第11図　(内務省 1927)による前面実測図 ・・・・・・・・・25
第12図　(福島 1921)による推定寺域図と礎石配置図 ・・・26
第13図　(宮地 1926b)による方２町の寺域・・・・・・・・・27
第14図　(太田 1943a, b)による伽藍配置と
金堂内安置諸像の推定図・・・29
第15図　(石田 1959)による伽藍配置と(尾崎 1971)
による伽藍配置推定図・・・・30
第16図　昭和 45 年調査のグリッド配置と
検出された遺構・遺物・・・・32
第17図　昭和 49 年調査のトレンチ配置図 ・・・・・・・・・33
第18図　第１期調査の年度別調査区配置図・・・・・・・・・37
第19図　第１期調査直前の塔跡と金堂跡の状況・・・・・・39
第20図　第１期調査成果に基づく伽藍配置・・・・・・・・・40
第21図　第１期調査成果に基づいて描かれた推定復元図・・41
第22図　第１期調査成果に基づいて復元された塔基壇・・・42
第23図　第１期調査成果に基づいて復元された金堂基壇・・43
第24図　第２期調査の年度別調査区配置図・・・・・・・・・48
第25図　基本土層模式図・・・・・・・・・・・・・・・・・49
第26図　トレンチにおける柱状図・・・・・・・・・・・・・50
第27図　遺構全体図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
第28図　金堂及び金堂前庭部平面・断面図・・・・・・・・・58
第29図　金堂断割り断面図・・・・・・・・・・・・・・・・59
第30図　金堂地区出土遺物・・・・・・・・・・・・・・・・60
第31図　中門平面・断面図・・・・・・・・・・・・・・・・62
第32図　38-1 トレンチ西壁・北壁断割り断面図 ・・・・・63
第33図　中門及び布掘り地業版築土出土遺物・・・・・・・64
第34図　布掘り地業版築土(２)、中門及び
周辺２層出土遺物(１)・・・・65
第35図　中門及び周辺２層出土遺物(２)・・・・・・・・・・66
第36図　中門及び周辺２層(３)、表土出土遺物(１)・・・・67
第37図　中門及び周辺表土出土遺物(２)・・・・・・・・・・68
第38図　中門及び周辺表土出土遺物(３)・・・・・・・・・・69
第39図　中門及び周辺表土出土遺物(４)・・・・・・・・・・70
第40図　中門及び周辺表土出土遺物(５)・・・・・・・・・・71
第41図　南面回廊東平面・断面図・・・・・・・・・・・・・73
第42図　東面回廊平面・断面図・・・・・・・・・・・・・・75
第43図　回廊南東部根石平面図・・・・・・・・・・・・・・77
第44図　回廊北東部平面・断面図・・・・・・・・・・・・・79
第45図　回廊南東部版築土出土遺物(１)・・・・・・・・・・80
第46図　回廊南東部版築土(２)、２層出土遺物・・・・・・81
第47図　根石・抜取り痕出土遺物(１)・・・・・・・・・・・82
第48図　根石・抜取り痕出土遺物(２)・・・・・・・・・・・83
第49図　根石・抜取り痕出土遺物(３)・・・・・・・・・・・84
第50図　36-4 トレンチ竪穴建物出土遺物 ・・・・・・・・・85
第51図　回廊南東部表土出土遺物(１)・・・・・・・・・・・86
第52図　回廊南東部表土出土遺物(２)・・・・・・・・・・・87
第53図　回廊南東部表土出土遺物(３)・・・・・・・・・・・88
第54図　回廊南東部表土出土遺物(４)・・・・・・・・・・・89
第55図　回廊南東部表土出土遺物(５)・・・・・・・・・・・90
第56図　回廊南東部表土(６)、38-5 トレンチ出土遺物・・・91
第57図　回廊北東部出土遺物・・・・・・・・・・・・・・・92
第58図　回廊南西角平面・断面図・・・・・・・・・・・・・94
第59図　西面回廊平面・断面図・・・・・・・・・・・・・・95
第60図　西面回廊根石平面図・・・・・・・・・・・・・・・97
第61図　回廊北西角平面・断面図・・・・・・・・・・・・・98
第62図　回廊北西角断面図・・・・・・・・・・・・・・・・99
第63図　回廊南西部出土遺物(１)・・・・・・・・・・・・・99
第64図　回廊南西部(２)、回廊北西部出土遺物(１)・・・・100
第65図　回廊北西部出土遺物(２) ・・・・・・・・・・・・101
第66図　瓦廃棄層平面図 ・・・・・・・・・・・・・・・・102
第67図　瓦廃棄坑平面・断面図 ・・・・・・・・・・・・・103
第68図　瓦廃棄層平面・断面図 ・・・・・・・・・・・・・104
第69図　37-5 トレンチ瓦集中平面・断面図・・・・・・・105
第70図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物(１) ・・・・・・・106
第71図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物(２) ・・・・・・・107
第72図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物(３) ・・・・・・・108
第73図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物(４) ・・・・・・・109
第74図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物(５) ・・・・・・・110
第75図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物(６) ・・・・・・・111
第76図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物(７) ・・・・・・・112
第77図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物(８) ・・・・・・・113
第78図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物(９) ・・・・・・・114
第79図　瓦廃棄層出土遺物(１) ・・・・・・・・・・・・・115
第80図　瓦廃棄層出土遺物(２) ・・・・・・・・・・・・・116
第81図　瓦廃棄層出土遺物(３) ・・・・・・・・・・・・・117
第82図　瓦廃棄層出土遺物(４) ・・・・・・・・・・・・・118
第83図　瓦廃棄層出土遺物(５) ・・・・・・・・・・・・・119
第84図　瓦廃棄層出土遺物(６) ・・・・・・・・・・・・・120
第85図　瓦廃棄層出土遺物(７) ・・・・・・・・・・・・・121
第86図　瓦廃棄層出土遺物(８) ・・・・・・・・・・・・・122
第87図　瓦廃棄層出土遺物(９) ・・・・・・・・・・・・・123
第88図　瓦廃棄層出土遺物(10) ・・・・・・・・・・・・・124
第89図　瓦廃棄層出土遺物(11) ・・・・・・・・・・・・・125
第90図　瓦廃棄層出土遺物(12) ・・・・・・・・・・・・・126
第91図　瓦廃棄層出土遺物(13) ・・・・・・・・・・・・・127
第92図　瓦廃棄層出土遺物(14) ・・・・・・・・・・・・・128
第93図　瓦廃棄層出土遺物(15) ・・・・・・・・・・・・・129
第94図　瓦廃棄層出土遺物(16) ・・・・・・・・・・・・・130
第95図　瓦廃棄層出土遺物(17) ・・・・・・・・・・・・・131
第96図　瓦廃棄層出土遺物(18) ・・・・・・・・・・・・・132
第97図　瓦廃棄層出土遺物(19) ・・・・・・・・・・・・・133
第98図　瓦廃棄層出土遺物(20) ・・・・・・・・・・・・・134
第99図　瓦廃棄層出土遺物(21) ・・・・・・・・・・・・・135

第100図　瓦廃棄層出土遺物(22)・・・・・・・・・・・・・136
第101図　瓦廃棄層出土遺物(23)・・・・・・・・・・・・・137
第102図　瓦廃棄層出土遺物(24)・・・・・・・・・・・・・138
第103図　瓦廃棄層出土遺物(25)・・・・・・・・・・・・・139
第104図　瓦廃棄層出土遺物(26)・・・・・・・・・・・・・140
第105図　瓦廃棄層出土遺物(27)・・・・・・・・・・・・・141
第106図　瓦廃棄層出土遺物(28)・・・・・・・・・・・・・142
第107図　瓦廃棄層出土遺物(29)・・・・・・・・・・・・・143
第108図　瓦廃棄層出土遺物(30)・・・・・・・・・・・・・144
第109図　瓦廃棄層出土遺物(31)・・・・・・・・・・・・・145
第110図　瓦廃棄層出土遺物(32)・・・・・・・・・・・・・146
第111図　瓦廃棄層出土遺物(33)・・・・・・・・・・・・・147
第112図　瓦廃棄層出土遺物(34)・・・・・・・・・・・・・148
第113図　瓦廃棄層出土遺物(35)・・・・・・・・・・・・・149
第114図　瓦廃棄層出土遺物(36)・・・・・・・・・・・・・150
第115図　瓦廃棄層出土遺物(37)・・・・・・・・・・・・・151
第116図　37-5トレンチ瓦集中出土遺物(１)・・・・・・152
第117図　37-5トレンチ瓦集中出土遺物(２)・・・・・・153
第118図　37-5トレンチ瓦集中出土遺物(３)・・・・・・154
第119図　37-5トレンチ瓦集中出土遺物(４)・・・・・・155
第120図　37-5トレンチ瓦集中出土遺物(５)・・・・・・156
第121図　37-5トレンチ瓦集中出土遺物(６)・・・・・・157
第122図　37-5トレンチ瓦集中出土遺物(７)・・・・・・158
第123図　37-5トレンチ瓦集中出土遺物(８)・・・・・・159
第124図　37-5トレンチ瓦集中出土遺物(９)・・・・・・160
第125図　37-5トレンチ瓦集中出土遺物(10)・・・・・・161
第126図　37-5トレンチ出土遺物(１)・・・・・・・・・・162
第127図　37-5トレンチ出土遺物(２)・・・・・・・・・・163
第128図　経蔵・鐘楼西地区平面図・・・・・・・・・・・・165
第129図　ＳＢ０８平面図・・・・・・・・・・・・・・・・166
第130図　ＳＢ０８・掘り込み地業断面図・・・・・・・・・167
第131図　経蔵・鐘楼東地区平面図及び表土出土遺物・・・168
第132図　旧講堂・僧坊地区平面図・・・・・・・・・・・・170
第133図　ＳＡ０１平面・断面図・・・・・・・・・・・・・171
第134図　僧坊地区平面図・・・・・・・・・・・・・・・・172
第135図　僧坊地区出土遺物(１)・・・・・・・・・・・・・173
第136図　僧坊地区出土遺物(２)・・・・・・・・・・・・・174
第137図　僧坊地区出土遺物(３)・・・・・・・・・・・・・175
第138図　南大門平面・断面図・・・・・・・・・・・・・・177
第139図　南大門平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・178
第140図　南大門石列断面・立面図・・・・・・・・・・・・179
第141図　南大門出土遺物(１)・・・・・・・・・・・・・・180
第142図　南大門出土遺物(２)・・・・・・・・・・・・・・181
第143図　南大門出土遺物(３)・・・・・・・・・・・・・・182
第144図　南大門出土遺物(４)・・・・・・・・・・・・・・183
第145図　南大門出土遺物(５)・・・・・・・・・・・・・・184
第146図　南大門前面平面・断面図及び出土遺物(１)・・・185
第147図　南大門前面出土遺物(２)・・・・・・・・・・・・186
第148図　東大門平面・断面図・・・・・・・・・・・・・・188
第149図　東大門南地区平面・断面図・・・・・・・・・・・189
第150図　瓦組遺構平面・断面・立面図・・・・・・・・・・190
第151図　瓦組遺構の瓦(１)・・・・・・・・・・・・・・・191
第152図　瓦組遺構の瓦(２)・・・・・・・・・・・・・・・192
第153図　瓦組遺構の瓦(３)と掘り方出土遺物・・・・・・193
第154図　ＳＤ２６出土遺物(１)・・・・・・・・・・・・・194
第155図　ＳＤ２６出土遺物(２)・・・・・・・・・・・・・195
第156図　ＳＤ２６出土遺物(３)・・・・・・・・・・・・・196
第157図　ＳＤ２６出土遺物(４)・・・・・・・・・・・・・197
第158図　ＳＤ２６出土遺物(５)・・・・・・・・・・・・・198
第159図　ＳＤ２６出土遺物(６)・・・・・・・・・・・・・199
第160図　ＳＤ２６出土遺物(７)・・・・・・・・・・・・・200
第161図　ＳＤ２６出土遺物(８)・・・・・・・・・・・・・201
第162図　ＳＤ２６(９)、ＳＤ２０出土遺物・・・・・・・202
第163図　東大門地区表土出土遺物・・・・・・・・・・・・203
第164図　ＳＪ５２出土遺物・・・・・・・・・・・・・・・204
第165図　西大門地区平面・断面図・・・・・・・・・・・・205
第166図　南辺築垣平面・断面図(１)・・・・・・・・・・・209
第167図　南辺築垣断面図(１)・・・・・・・・・・・・・・210
第168図　南辺築垣断面図(２)・・・・・・・・・・・・・・211
第169図　ＳＡ０４平面・断面図及び出土遺物・・・・・・212
第170図　南辺築垣平面・断面図(２)・・・・・・・・・・・213
第171図　築垣南東角平面・断面図・・・・・・・・・・・・214
第172図　ＳＤ２７出土遺物(１)・・・・・・・・・・・・・215
第173図　ＳＤ２７(２)・２８・０１・１２出土遺物・・・216
第174図　南辺築垣地区表土出土遺物(１)・・・・・・・・217
第175図　南辺築垣地区表土出土遺物(２)・・・・・・・・218
第176図　築垣南東角出土遺物・・・・・・・・・・・・・・219
第177図　36-3トレンチ竪穴建物出土遺物・・・・・・・220
第178図　36-3トレンチ竪穴建物・土坑ほか出土遺物・・221
第179図　寺域北辺・東辺部平面・断面図・・・・・・・・221
第180図　寺域南東部平面・断面図及び出土遺物・・・・・223
第181図　寺域南東部出土遺物(２)・・・・・・・・・・・・225
第182図　寺域南東部出土遺物(３)・・・・・・・・・・・・226
第183図　寺域北東部平面図・・・・・・・・・・・・・・・227
第184図　寺域北東部出土遺物・・・・・・・・・・・・・・228
第185図　梵鐘鋳造土坑平面・断面図・・・・・・・・・・・228
第186図　梵鐘鋳造土坑出土遺物・・・・・・・・・・・・・229
第187図　小鍛冶遺構平面・断面図・・・・・・・・・・・・230
第188図　中世以降の溝全体図・・・・・・・・・・・・・・230
第189図　中世以降の溝断面図・・・・・・・・・・・・・・231
第190図　南辺築垣下の暗渠平面・断面図・・・・・・・・232
第191図　近現代廃棄坑出土遺物(１)・・・・・・・・・・・233
第192図　近現代廃棄坑出土遺物(２)・・・・・・・・・・・234
第193図　近現代廃棄坑出土遺物(３)・・・・・・・・・・・235
第194図　瓦出土分布図(全量：点数)・・・・・・・・・・・269
第195図　瓦出土分布図(全量：重量)・・・・・・・・・・・270
第196図　瓦出土分布図(軒丸瓦・鬼瓦)・・・・・・・・・271
第197図　瓦出土分布図(軒平瓦)・・・・・・・・・・・・・272
第198図　暦年較正結果・・・・・・・・・・・・・・・・・280
第199図　講堂平面・断面図・・・・・・・・・・・・・・・282
第200図　創建時の旧地形復元図・・・・・・・・・・・・・283
第201図　伽藍配置想定図・・・・・・・・・・・・・・・・289
第202図　築垣南東角の状況・・・・・・・・・・・・・・・291
第203図　南辺部全体図・・・・・・・・・・・・・・・・・293

第204図　第 23 次東調査区平面・断面図・・・・・・・・・294
第205図　復元された南辺築垣の位置・・・・・・・・・・・295
第206図　９トレンチ平面・断面図・・・・・・・・・・・・296
第207図　第23次・第23次西拡張区平面・断面図・・・・297
第208図　第24次平面・断面図・・・・・・・・・・・・・298
第209図　第27次平面・第30次平面・断面図・・・・・・299
第210図　第31次平面・断面図・・・・・・・・・・・・・300
第211図　築垣構造図・・・・・・・・・・・・・・・・・・301
第212図　南辺築垣の推定位置・・・・・・・・・・・・・・301
第213図　上野国分寺の寺域と伽藍配置・・・・・・・・・・303
第214図　伽藍復元図・・・・・・・・・・・・・・・・・・304
第215図　新笵種の軒先瓦・・・・・・・・・・・・・・・・308
第216図　軒先瓦分類番号別の出土比率・・・・・・・・・・312
第217図　新出の文字瓦（１）・・・・・・・・・・・・・・314
第218図　新出の文字瓦（２）・・・・・・・・・・・・・・315
第219図　Ⅱ－２，３期の軒先瓦・・・・・・・・・・・・・317
第220図　関東甲信の国分寺（１）・・・・・・・・・・・・320
第221図　関東甲信の国分寺（２）・・・・・・・・・・・・321
第222図　関東甲信の国分寺（３）・・・・・・・・・・・・322
第223図　塔と金堂が並立する伽藍配置となる国分寺の例・323
第224図　上野国分寺元気になる集い・
上野国分寺まつりのチラシ・・・・・326

表目次

第１表　周辺の遺跡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第２表　史跡の地名・地積・・・・・・・・・・・・・・・・22
第３表　第１期調査の年度別調査区・・・・・・・・・・・・36
第４表　遺構別の樹種同定結果・・・・・・・・・・・・・273
第５表　樹種同定結果一覧・・・・・・・・・・・・・・・275
第６表　測定試料および処理・・・・・・・・・・・・・・278
第７表　放射性炭素年代測定および暦年較正の結果・・・279
第８表　塔・金堂・講堂の比較・・・・・・・・・・・・・286
第９表　軒先瓦の分類番号・・・・・・・・・・・・・・・306
第10表　出土軒先瓦分類番号別集計・・・・・・・・・・・311

写真図版目次

PL. 1　1. 平成 26 年度調査区全景（上空から）
PL. 2　1. 平成 27 年度調査区全景（上空から）
PL. 3　1. 寺域俯瞰（南上空から）
2. 寺域俯瞰（南西上空から）
PL. 4　1. 金堂全景（上空から）
2. 金堂北東角の掘り込み地業（南から）
PL. 5　1. 金堂・金堂前庭部全景（上空から）
2. 38–7 トレンチ金堂掘り込み地業の北縁（南から）
3. 金堂の版築層（東から）
PL. 6　1. 金堂北東角の掘り込み地業（北から）
2. 落とし込まれた金堂の礎石（西から）
3. 同左検出状況（南から）
4. 金堂前庭部全景（南から）
5. 金堂前庭部第１期調査の根石状遺構（西から）
PL. 7　1. 金堂前庭部ＳＢ１３- Ｐ２全景（南から）
2. 金堂前庭部ＳＢ１３- Ｐ３全景（南から）
3. 金堂前庭部ＳＢ１３- Ｐ４全景（東から）
4. 金堂前庭部ＳＢ１３- Ｐ５全景（東から）
5. 中門東半から回廊南東部、南大門全景（上空から）
PL. 8　1. 中門全景（上空から）
2. 中門全景（南上空から）
PL. 9　1. 堀斜面に落ち込む中門の礎石（西から）
2. 中門と回廊の取付き部全景（南から）
PL.10　1. 回廊南東部全景（上空から）
2. 回廊南東部の根石列（北から）
PL.11　1. 回廊南東部根石１全景（北東から）
2. 回廊南東部根石２全景（北東から）
3. 回廊南東部根石３全景（南から）
4. 回廊南東部根石４全景（北西から）
5. 回廊南東部根石５全景（西から）
6. 37–2 トレンチ抜取り痕１全景（北から）
7. 回廊南東部石組１全景（東から）
8. 回廊南東部石組２全景（東から）
PL.12　1. 南面回廊東版築層（北から）
2. 36–4 トレンチ拡張区２南東隅の礎石（北西から）
3. 南面回廊東版築土中から出土した軒丸瓦（北から）
4. 36−4トレ拡張区２北 東面回廊西縁立ち上がり（南から）
5. 37–2 トレンチ（東面回廊）版築層（南東から）
6. 38–5 トレンチ全景（東面回廊南部）全景（西から）
7. 38–4 トレンチ（東面回廊北部）全景（西から）
8. 39-6 トレンチ（回廊北東角部）全景（上空から）
PL.13　1. 39-7 トレンチ（西面回廊南部）全景（上空から）
2. 39-7 トレンチ（西面回廊南部）根石列全景（南から）
PL.14　1. 西面回廊根石１全景（北から）
2. 西面回廊根石２全景（南から）
3. 西面回廊抜取り痕全景
4. 同左北西側断割り断面（南から）
5. 39–8 トレンチ（西面回廊）全景（東から）
6. 西面回廊門の根石全景（南から）
7. ６の北西側断割り断面（北西から）

8．38-2 トレンチ(回廊南西角)全景(南から)
PL.15　1．37-6 トレンチ(西面回廊)全景(西から)
2．同左北壁版築層(南西から)
3．40-5 トレンチ(西面回廊)全景(北から)
4．37-4 トレンチ全景(北から)
5．伽藍中心部俯瞰(西上空から)
PL.16　1．回廊北西角全景(南上空から)
2．塔跡から回廊北西角を望む(西上空から)
PL.17　1．38-3 トレンチ西面回廊版築層(南西から)
2．38-3 トレンチ西面～北面回廊版築層(南西から)
3．37-5 トレンチ第１期調査の根石状遺構(南から)
4．37-5 トレンチ南西部の瓦出土状況(南東から)
5．36-4 トレンチ東面回廊東方の瓦廃棄層(西から)
6．中門南西部の瓦廃棄層(南から)
7．36-4 トレ拡張区１南、版築を壊す瓦廃棄坑(南から)
8．南面回廊Ｃライン瓦廃棄層断面(北西から)
PL.18　1．経蔵・鐘楼西地区全景(南上空から)
2．ＳＢ０８全景(南から)
PL.19　1．経蔵・鐘楼西地区全景(西上空から)
2．掘り込み地業北端版築層(西から)
3．ＳＢ０８-Ｐ１全景
4．ＳＢ０８-Ｐ１断面
5．ＳＢ０８-Ｐ２全景
6．ＳＢ０８-Ｐ２断面
7．ＳＢ０８-Ｐ３全景
8．ＳＢ０８-Ｐ３断面
PL.20　1．ＳＢ０８-Ｐ４全景
2．ＳＢ０８-Ｐ５全景
3．ＳＢ０８-Ｐ６全景
4．ＳＢ０８-Ｐ６断面
5．ＳＢ０８-Ｐ７全景
6．ＳＢ０８-Ｐ８全景
7．ＳＢ０８-Ｐ８断面
8．ＳＢ０８-Ｐ９全景
PL.21　1．39-5 トレンチ(経蔵・鐘楼東地区)全景(西から)
2．37-3 トレンチ(経蔵・鐘楼東地区)全景(東から)
3．旧講堂・僧坊地区全景(上空から)
PL.22　1．ＳＡ０１全景(南上空から)
2．ＳＡ０１の柱穴位置(人の立つ位置)（南上空から)
PL.23　1．ＳＡ０１全景(西から)
2．ＳＡ０１全景(東から)
3．ＳＡ０１-Ｐ１全景(北から)
4．ＳＡ０１-Ｐ２全景(北から)
5．ＳＡ０１-Ｐ３全景(南から)
6．ＳＡ０１-Ｐ４全景(南から)
PL.24　1．ＳＡ０１-Ｐ５全景(南から)
2．ＳＡ０１-Ｐ６全景(南から)
3．ＳＡ０１-Ｐ７全景(南から)
4．ＳＡ０１-Ｐ８全景(南から)
5．ＳＡ０１-Ｐ９全景(南から)
6．ＳＡ０１-Ｐ 10 全景(南から)
7．旧講堂据付穴Ｐ１全景(南から)
8．旧講堂据付穴Ｐ２全景(南から)
PL.25　1．旧講堂据付穴Ｐ３全景(西から)
2．40-2 トレンチ(僧坊地区)全景(南から)
3．40-3 トレンチ(僧坊地区)全景(西から)
4．39-2 トレンチ(僧坊地区)全景(南東から)
5．南大門全景(上空から、上が北)
PL.26　1．南大門全景(南から)
2．南大門全景(南西から)
PL.27　1．南大門礎石３と石列(南東から)
2．同上(東から)
3．南大門西壁断面(北西から)
4．40-10 トレンチ(南大門前面)全景(南から)
5．同左断面(北東から)
PL.28　1．東大門地区全景(上空から)
2．東大門礎石１全景(南東から)
3．東大門礎石２全景(南から)
4．瓦組遺構検出状況(北から)
5．瓦組遺構断面(西から)
6．40-7 トレンチ(東大門南地区)全景(南から)
7．40-1 トレンチ(西大門地区)全景(南から)
PL.29　1．40-12 トレンチ(南辺築垣地区)全景(東から)
2．40-12 トレンチ拡張区築垣検出状況(西から)
PL.30　1．ＳＡ０４全景(上空から、上が南)
2．ＳＡ０４全景(東から)
PL.31　1．ＳＡ０４-Ｐ１全景(南から)
2．築垣版築層下から検出されたＰ１(東から)
3．ＳＡ０４-Ｐ２全景(南から)
4．ＳＡ０４-Ｐ２断面(東から)
5．ＳＡ０４-Ｐ３全景(南から)
6．ＳＡ０４-Ｐ４全景(南から)
7．ＳＡ０４-Ｐ５全景(南から)
8．ＳＡ０４-Ｐ６全景(南から)
PL.32　1．40-12 拡張区築垣版築層と SD27 断面(南東から)
2．同左(北東から)
3．40-12 トレ拡張区築垣版築層(東から)
4．40-12 トレンチＳＤ２７断面(北東から)
5．40-12 トレンチ SA04-P2 と SD27 断面(東から)
6．36-3 トレンチ(南辺築垣地区)全景(北から)
7．６の南辺築垣想定位置(東から)
8．40-8 南トレンチ(南辺築垣地区)全景(南から)
PL.33　1．40-9 トレンチ(築垣南東角地区)全景(南上空から)
2．同上ＳＤ２７Ⅱ層除去状況(南西から)
3．同上西壁断面(南東から)
4．３の版築状土層(南東から)
5．ＳＤ２８断面(南から)
PL.34　1．36-2 トレンチ(東辺築垣地区)全景(西から)
2．40-11 トレンチ(北辺築垣地区)全景(南から)
3．40-8 北トレンチ(寺域南東部)全景(北から)
4．同左・硬化面検出状況(北西から)
5．同上・Ⅱ層下造成土断面(東から)
6．40-13 西トレンチ(寺域南東部)全景(西から)
7．40-13 東トレンチ(寺域南東部)全景(東から)

８.同左・ＳＴ７８検出状況(北から)
PL.35　１.40-6 トレンチ(寺域北東部)全景(西から)
２.40-6 トレンチ(寺域北東部)全景(東から)
３.梵鐘鋳造土坑全景(東から)
４.梵鐘鋳造土坑全景(南東から)
５.小鍛冶遺構全景(西から)
６.36-4 トレンチＳＤ０２全景(北西から)
７.36-6 トレンチＳＤ２０全景(西から)
８.39-5 トレンチＳＤ２１断面(南から)
PL.36　１.39-6 トレンチＳＤ１１全景(南から)
２.39-4 トレンチＳＤ１０断面(西から)
３.39-8 トレンチＳＤ１０断面(西から)
４.40-1 トレンチＳＤ２２・ＳＤ２３全景(西から)
５.40-8 北トレンチＳＤ２４全景(東から)
６.40-13 西トレンチＳＤ２５全景(北から)
７.40-12 トレンチＳＤ２５全景(北から)
８.作業風景
PL.37　金堂地区、中門及び布掘り地業版築土出土遺物（１）
PL.38　中門及び布掘り地業版築土（２）、中門及び周辺２層出土遺物（１）
PL.39　中門及び周辺２層出土遺物（２）
PL.40　中門及び周辺２層（３）、中門及び周辺表土出土遺物（１）
PL.41　中門及び周辺表土出土遺物（２）
PL.42　中門及び周辺表土（３）、回廊南東部版築土出土遺物（１）
PL.43　回廊南東部版築土（２）、２層、根石・抜取り痕出土遺物（１）
PL.44　根石・抜取り痕出土遺物（２）
PL.45　根石・抜取り痕（３）、36-4 トレ竪穴建物出土遺物（１）
PL.46　36-4 トレ竪穴建物（２）、回廊南東部表土出土遺物（１）
PL.47　回廊南東部表土出土遺物（２）
PL.48　回廊南東部表土出土遺物（３）
PL.49　回廊南東部表土（４）、38-5 トレ、回廊北東部出土遺物（１）
PL.50　回廊北東部（２）、回廊南西部出土遺物（１）
PL.51　回廊南西部出土遺物（２）、回廊北西部出土遺物
PL.52　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物（１）
PL.53　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物（２）
PL.54　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物（３）
PL.55　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物（４）
PL.56　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物（５）
PL.57　瓦廃棄層出土遺物（１）
PL.58　瓦廃棄層出土遺物（２）
PL.59　瓦廃棄層出土遺物（３）
PL.60　瓦廃棄層出土遺物（４）
PL.61　瓦廃棄層出土遺物（５）
PL.62　瓦廃棄層出土遺物（６）
PL.63　瓦廃棄層出土遺物（７）
PL.64　瓦廃棄層出土遺物（８）
PL.65　瓦廃棄層出土遺物（９）
PL.66　瓦廃棄層出土遺物(10)
PL.67　瓦廃棄層出土遺物(11)
PL.68　瓦廃棄層出土遺物(12)
PL.69　瓦廃棄層出土遺物(13)
PL.70　瓦廃棄層出土遺物(14)
PL.71　瓦廃棄層出土遺物(15)
PL.72　瓦廃棄層出土遺物(16)
PL.73　瓦廃棄層出土遺物(17)
PL.74　瓦廃棄層出土遺物(18)
PL.75　瓦廃棄層出土遺物(19)
PL.76　瓦廃棄層出土遺物(20)
PL.77　瓦廃棄層(21)、37-5 トレンチ瓦集中出土遺物（１）
PL.78　37-5 トレンチ瓦集中出土遺物（２）
PL.79　37-5 トレンチ瓦集中出土遺物（３）
PL.80　37-5 トレンチ瓦集中出土遺物（４）
PL.81　37-5 トレンチ瓦集中出土遺物（５）
PL.82　37-5 トレンチ瓦集中（６）、37-5 トレンチ出土遺物（１）
PL.83　37-5 トレンチ出土遺物（２）
PL.84　37-5 トレ（３）、経蔵・鐘楼東地区、僧坊地区出土遺物（１）
PL.85　僧坊地区（２）、南大門地区出土遺物（１）
PL.86　南大門地区出土遺物（２）
PL.87　南大門地区（３）、南大門前面出土遺物（１）
PL.88　南大門前面（２）、東大門地区瓦組遺構の瓦（１）
PL.89　東大門地区瓦組遺構の瓦（２）と出土遺物
PL.90　東大門地区ＳＤ２６出土遺物（１）
PL.91　東大門地区ＳＤ２６出土遺物（２）
PL.92　東大門地区ＳＤ２６出土遺物（３）
PL.93　東大門地区ＳＤ２６出土遺物（４）
PL.94　東大門地区ＳＤ２６（５）、ＳＤ２０出土遺物
PL.95　東大門地区表土、ＳＪ５２出土遺物
PL.96　南辺築垣地区ＳＡ０４、ＳＤ２７出土遺物
PL.97　南辺築垣地区ＳＤ２８・０１・１２、表土出土遺物（１）
PL.98　南辺築垣地区表土（２）、築垣南東角出土遺物（１）
PL.99　築垣南東角（２）、36-3 トレンチ竪穴建物出土遺物（１）
PL.100　36-3 トレンチ竪穴建物（２）、土坑ほか、寺域南東部出土遺物（１）
PL.101　寺域南東部出土遺物（２）、寺域北東部出土遺物
PL.102　梵鐘鋳造土坑、近現代廃棄坑出土遺物（１）
PL.103　近現代廃棄坑出土遺物（２）

Ⅰ　調査に至る経緯

上野国分寺跡は、寺域が地割としてよく整い、２基の土壇や礎石が残存するとして、大正 15 年（1926）10 月 20 日に 62,092㎡が国史跡に指定された。当時、史跡地の北部を中心に数戸の民家と数か所の墓地がある以外はほとんどが畑であり、周辺はのどかな農村地帯であった。そうしたなか、昭和 44 年（1969）に関越自動車道の整備計画が発表され、僧寺跡と尼寺跡の中間を南北に縦断するように、史跡地の東側約 150 mに建設すること、史跡地の南約２km に前橋 I.C を設置することが計画された。史跡地近隣に高速道路と I.C が建設されることによって、周辺の道路網が整備されることが予想され、さらには道路網の整備に合わせて史跡地周辺に開発が及ぶことが懸念されるところとなり、こうした諸開発から史跡を保護することが急務となった。そこで、史跡を将来にわたって保存するために史跡地の公有化が検討され、昭和 48 年度（1973）から土地の買上げが進められた。一時中断となった時期もあったが、現在では 100％公有地化を達成している。また、史跡を保護するだけでなく、積極的に活用することが地域の特色ある発展につながるとして、史跡整備の必要性が強く認識されるようになった。

こうして昭和 55 年度（1980）から、群馬県教育委員会によって、史跡整備に向けた発掘調査が開始されることとなった。最終的に昭和 63 年度（1988）まで、９か年にわたって調査が実施された。調査面積は 12,122㎡に及ぶ。この調査によって、塔や金堂（現講堂）、南大門、東大門、南辺築垣が確認され、上野国分寺の姿が具体的に見えてくることとなった。調査と並行して、昭和 57 年度（1982）には『史跡上野国分寺跡整備基本計画』（以下、『基本計画』という）が策定され、整備の基本方針が示された。ここでは、①文化財の保存と継承のため、②歴史の体験学習の場として、③地域住民の文化的環境の形成のため、④市民の憩いの場、知的レクレーションの場として、の４点が示された。昭和 62 年度（1987）には、『基本計画』をさらに発展・具現化する形で『史跡上野国分寺跡整備基本設計書』（以下、『基本設計書』という）が策定された。そして、『基本設計書』に基づき、平成２（1990）～５年度（1993）にかけて塔と金堂の基壇、南辺築垣の一部が復元された。またガイダンス施設が建設され、平成６年（1994）６月１日から一般に公開されている。しかし、さまざまな事情により、『基本設計書』に示された整備の完成を見ずに、整備事業は中断となった（第１期整備）。

平成 23 年（2011）３月、群馬県によって第 14 次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」（平成 23 年度～平成 27 年度）が策定される。「先人から受け継いできた『群馬の限りない可能性』を大きくはばたかせる」という基本理念のもと、14 の重点プロジェクトが設定された。翌年、平成 24 年（2012）４月１日付で改定が行われ、重点プロジェクトの一つ、ぐんまイメージアッププロジェクトに「東国文化の中心・群馬の再認識」が、新たな取組として追加された。ここでは、「古代の東国文化の中心地であり東日本最大の古墳大国である本県が誇る歴史文化遺産について、調査研究を進め、県民の再認識を促すとともに、観光やイメージアップ等における活用や全国への発信を推進」することが掲げられ、具体的に、「上野国分寺跡などの全国レベルの価値を持つ史跡について、誰もが見に行きたくなるような環境整備を進め、貴重な文化財の保護と活用を図」ることが挙げられた。

そうした方針のもと、平成 24 年度から群馬県教育委員会が事業主体となり、長く中断していた上野国分寺跡の史跡整備事業が再開されることとなった。そこで、昭和 62 年度に策定された『基本設計書』に基づく史跡整備の完成を目指すこととし、その第一歩として、整備に向けた基礎情報を再確認するため、発掘調査を実施することとした（第２期整備）。

Ⅱ　史跡の立地と歴史的環境

1　史跡の立地

史跡上野国分寺跡は、前橋市街地の西方約４km、高崎市東国分町・引間町、前橋市元総社町にまたがって所在する。地形的には、榛名山東南麓に広がる相馬ヶ原扇状地の末端付近に位置する。相馬ヶ原扇状地は、約 1.8 万年前の榛名山の山体崩壊に伴う岩屑なだれが堆積したもので、その後、幾筋もの小河川が扇状地面を浸食し、北西から南東方向に細長く伸びる台地を形成した。本史跡もそうした台地の一つ、南を染谷川、北を牛池川に挟まれた北西から南東への緩い傾斜を示す台地上に立地する。標高は 125.5 ～ 129.5 m程を測る。本史跡の西方には弁天川によって開析された谷が入り、台地をさらに掘り込んでいる。この細長い台地上の東西に国分僧寺、国分尼寺が並ぶように配置され、西縁近くに僧寺、東縁近くに尼寺が建立された。国分二寺がある位置の台地の東西幅は約１km で、僧寺の南西角から南へ 30 m程、また尼寺の北東角から東へ 40 m程で谷地との断崖となる。

遠くを仰ぎ見ると、西に妙義・浅間、北西間近に榛名、北に小野子・子持、北東に武尊・赤城の山々を望み、南から南東にかけては平野が広がる景観をなしている。

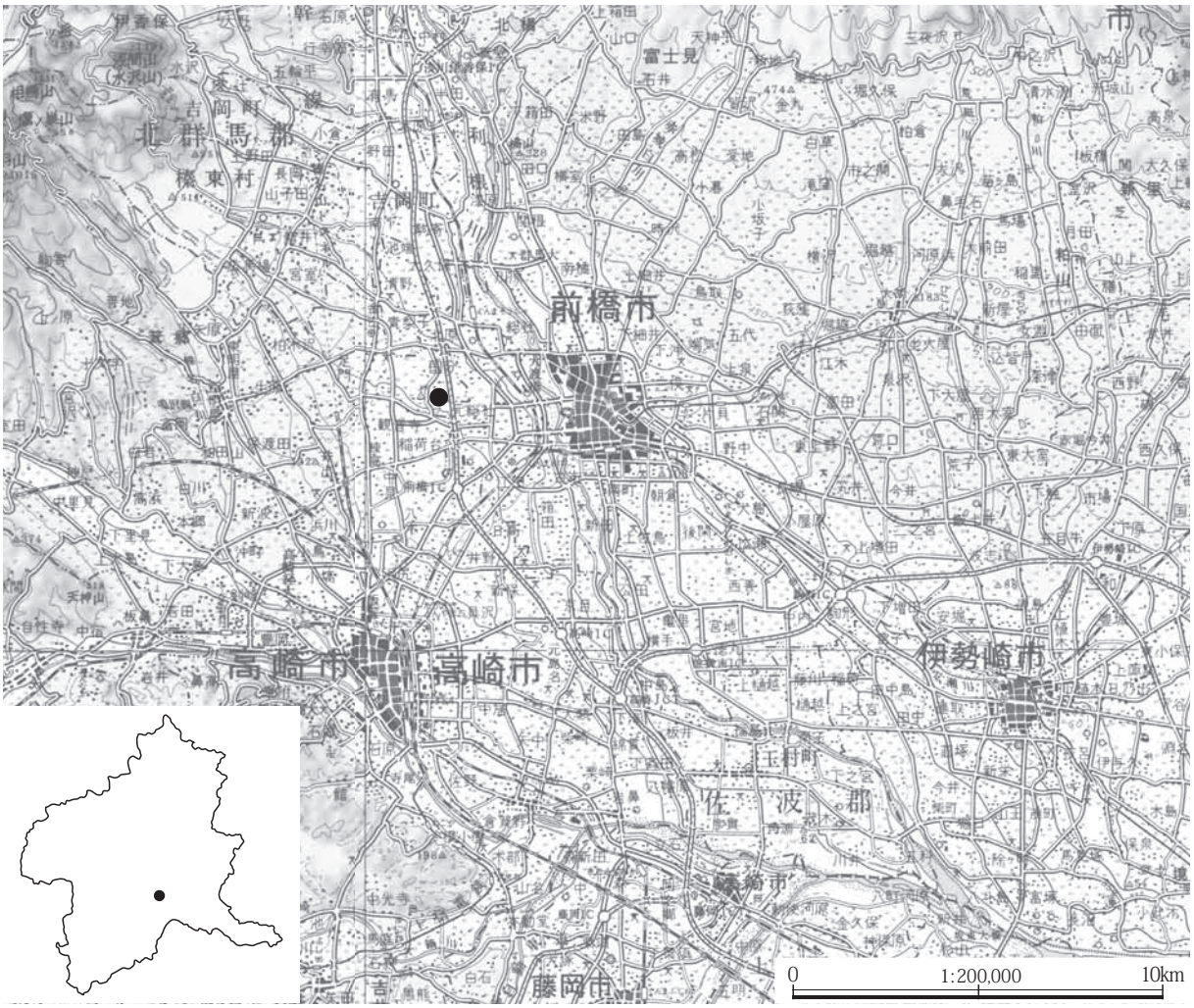

第１図　史跡上野国分寺跡の位置

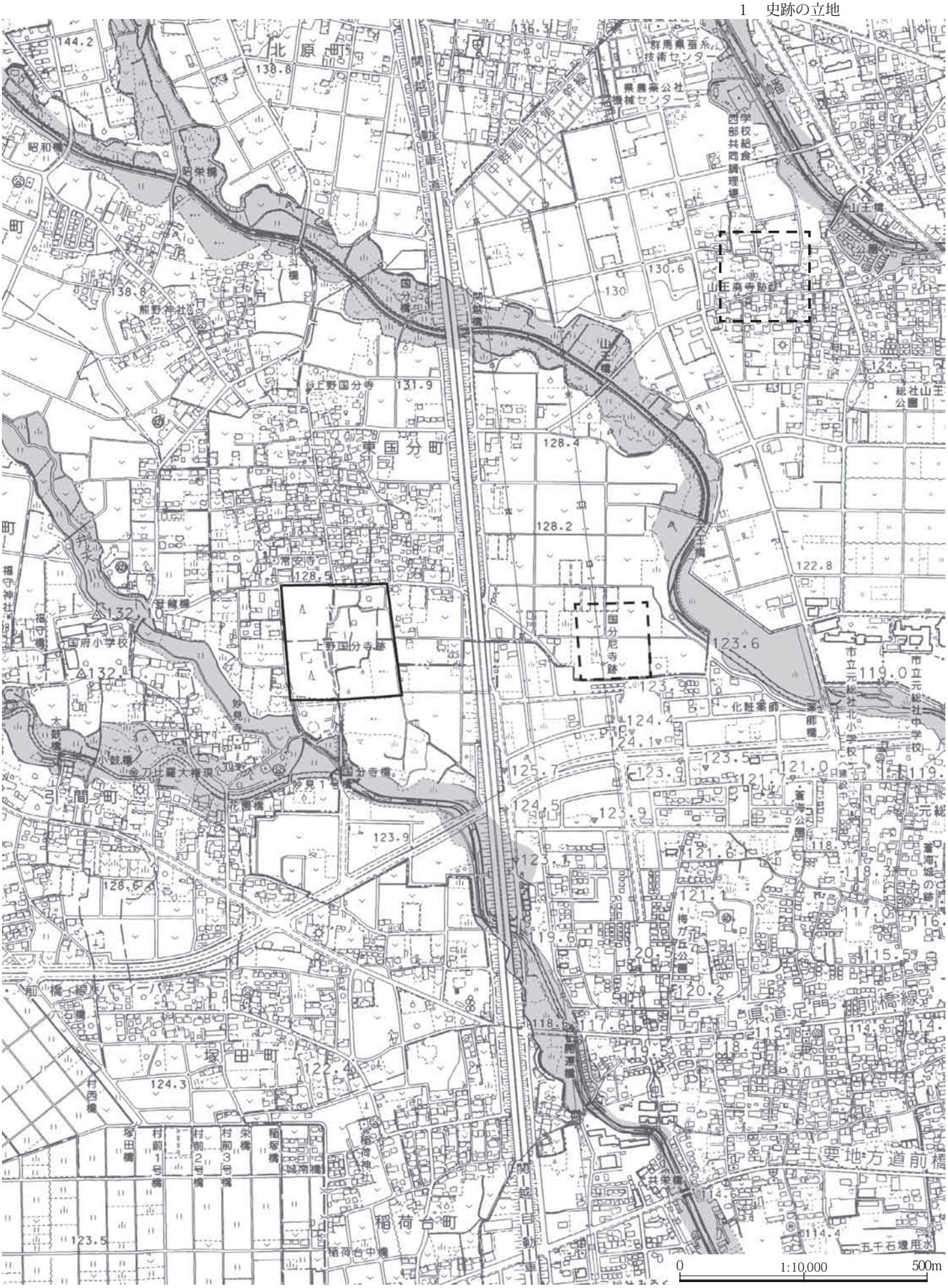

第２図　史跡上野国分寺跡周辺の地形

2　現況

史跡地は、寺域推定範囲及び南辺築垣南側の平坦地を含めた東西約 220 m、南北約 320 mの南北に長い長方形の範囲で、指定面積は 62,092㎡となっている。史跡地境界は、西、北、東辺は道路によって区切られ、南辺西側は谷地との崖線、南辺東側は西側の崖線をほぼ東に延長した地番境となる。西、北、東辺の道路はそれぞれ直線的に伸びるが、北辺中央、東辺北部でクランクしており、北東部が内側に入り込むかたちとなっている。また、西辺南部についても断崖によって、若干内側に屈曲する。長方形の区画は若干ゆがんでおり、北に対して西に振れている。道路の直線的な位置で方位を見ると、東辺がN－7°36′－W、西辺がN－4°35′－W、北辺がE－0°49′－Nとなる。

史跡地の北方は、境界の道路を挟んで東国分の集落が広がり、近年では史跡地の西方にも住宅が増えつつある。史跡地の東方は、第 1 期整備時と変わらない状況で、数軒の民家がある以外は畑地が広がっている。また、南東方面は染谷川や関越自動車道にかけて、ずっと畑地が広がる景観をなす。一方、関越自動車道を挟んだ東側では、前橋市による元総社蒼海土地区画整理事業が進んでいる状況であり、市街地化が急速に進んでいる。

公有地化が開始された昭和 48 年時点では、史跡地内に 13 軒の民家と 7 か所の墓地があったが（第３図）、公有地化に伴い、それらはすべて移転となった。現在は、第 1 期整備による金堂と塔の基壇、南辺築垣西側全体及び東側 24 m分が復元されている（第５図）。金堂基壇と塔基壇については、現存する礎石をそのまま利用し、国分寺創建時の高さで復元されている。南辺築垣については、遺構面の上に 60 ～ 70㎝厚の保護層を設け、その上に版築による古代工法で復元されている。また、史跡地南西隅にガイダンス施設が建設され、周囲を盛土してイベント広場が造成された。地形復元も断続的に行われ、寺域北西部に盛土を行い、クロマツが植栽されている。ほかにも塔基壇の周囲や寺域南西部と、部分的に盛土造成が行われている。平成 22 年度（2010）には史跡地南側からの進入路が整備された。染谷川の南に駐車場を整備し、県道足門・前橋線バイパス（西毛広域幹線道）からの進入道路を建設した。染谷川を渡るための国分寺橋が架けられるとともに、かつての切通しに盛土をして南大門へと向かう舗装路が整備され、来場者への便益向上に資している。

一方で、第 1 期整備事業が中断となったため、部分的に整備が進むなか旧態依然の箇所もある。史跡地中央を南北に貫流する水路や水路脇の凹地、南大門跡の北東側にある梅林、ところどころ残る民家や塀の基礎などは公有地化以前の状態である。

地形的に見てみると、台地の地形に合わせて、全体的に北西から南東に向けて緩やかに下がる地形となる。標高値でいえば、北西隅が 129.5 m程と最も高く、寺域南東隅が 127.5 m程、史跡地南東隅が 125.5 m程と最も低い。南大門跡北東側の梅林が 128.5 m程、講堂（旧金堂）基壇の東側から北東側が 128.7 ～ 9 m程の高さがあり、それぞれ比較的平坦なところから見ると、南東部は浅い凹地状になっている様子が分かる。この凹地は史跡地外へと伸び、南東方向へ向かって染谷川へと続いている。東辺南端では、道路との間に 60 ～ 70㎝程の段差を形成している。また、寺域北東部にも一段低い部分が見られる。ちょうど北と東の道路がクランクする範囲に、50 m程の幅をもって東西方向に帯状に伸びている。特に東側は段差を形成しており、南側に比べて 1 m近く低い。第 1 期整備以前には、さらに西側へ伸びていたことが分かる（第 4 図）。この凹地は史跡地東方へと伸び、史跡地北側の道路に沿って尼寺跡南西角方向へ帯状に伸びているのが看取される。主要伽藍部は、基壇の復元に合わせて旧地表面の高さが復元され、塔基壇周囲は 129.0 m、講堂基壇周囲は 128.7 mとして、塔のほうが高くなっている。南大門跡の標高は 127.9 m程で、そこから南へ緩やかに下がりながら 80 m程行くと、染谷川の流れる比高 5 m程の断崖となる。

第３図　昭和 47 年当時の状況（『史跡上野国分寺跡発掘調査報告書』1989 より）

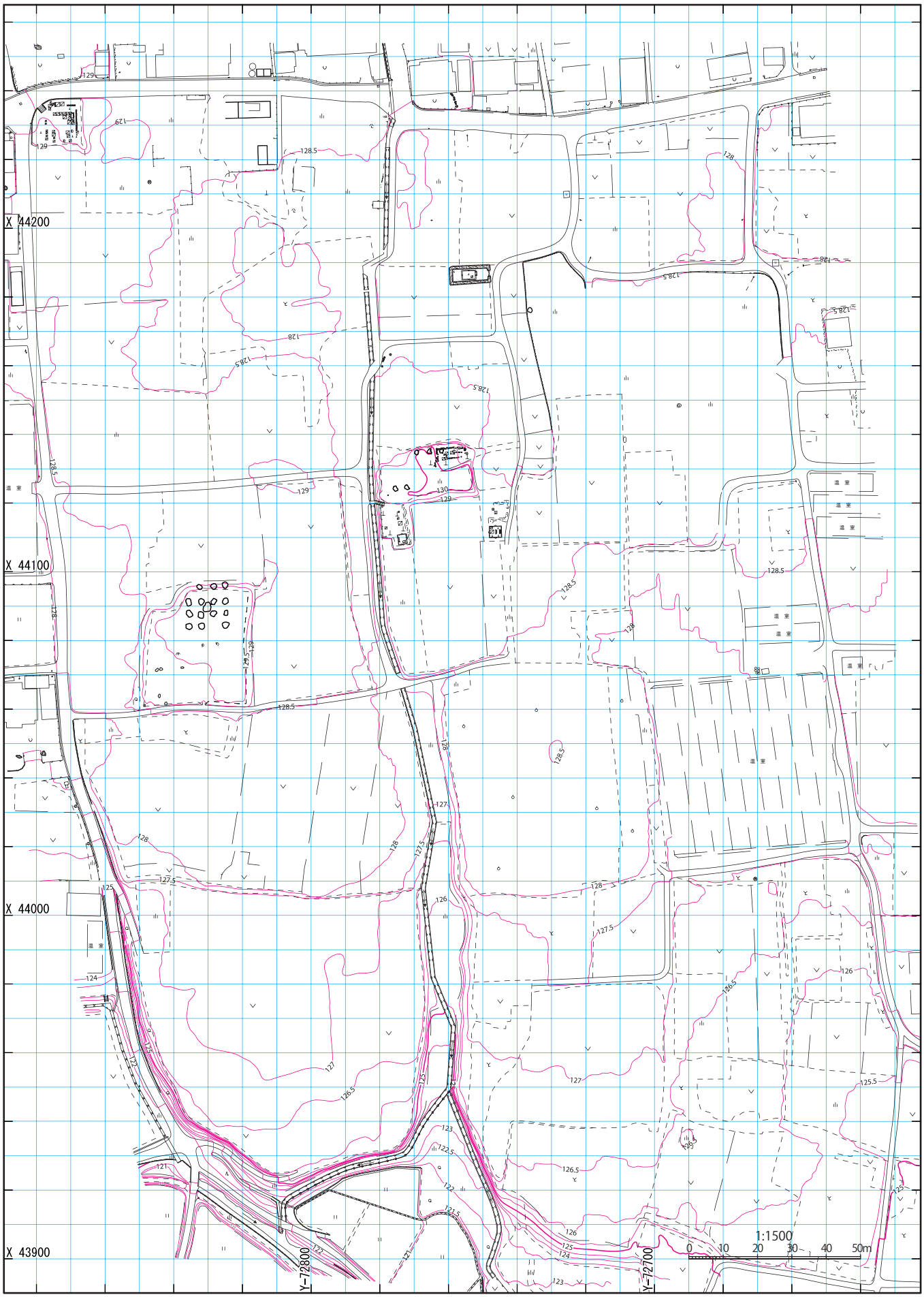

第４図　昭和 56 年当時の状況

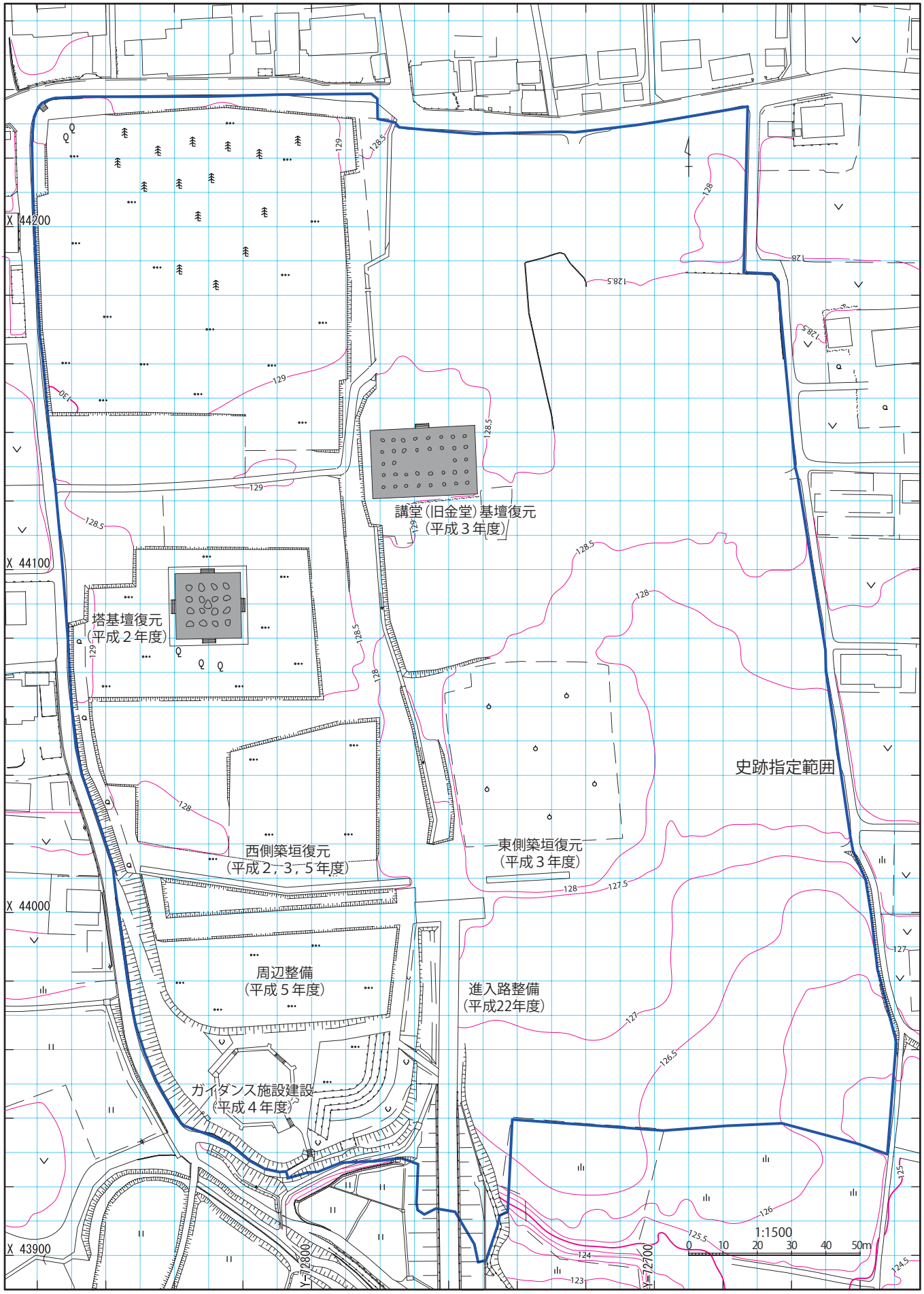

第５図　史跡上野国分寺跡現況図

3　歴史的環境

上野国分寺跡が立地する相馬ヶ原扇状地では、旧石器時代の遺跡は確認されていない。扇状地を形成した約 1.8 万年前の岩屑なだれの堆積によって荒涼とした斜面となり、特に本史跡の位置では、その後の湿地化による前橋泥炭層の形成、さらには洪水堆積物による総社砂層が厚く堆積しており、旧石器時代には人々が生活できる環境ではなかった考えられている。完全に離水した縄文時代前期以降になって、ようやく人々の生活の場として展開が始まる。本史跡や国分僧寺尼寺中間地域(20)で、縄文時代中期の集落が確認されている。

弥生時代には、中期以降になって扇状地の扇端付近に集落が営まれる。隣接する谷筋を水田に開発したと考えられ、国分僧寺尼寺中間地域でも集落が確認されている。本史跡の南方約 3 km には、環濠を備えた集落と As-C によって埋没した水田遺構が検出された日高遺跡(27)がある。

古墳時代になると、有力豪族のもと急速に水田開発が進み、大規模集落が営まれ始める。本史跡近辺では、南西約 3.5km に有力豪族の墓として保渡田古墳群がある。保渡田古墳群は、５世紀後半から６世紀初頭にかけて築造された井出二子山古墳(22)・八幡塚古墳(23)・薬師塚古墳(24)の３基からなる。それぞれ 100 m級の前方後円墳である。保渡田古墳群の南東約 1 km には、豪族居館跡である三ツ寺Ⅰ遺跡(25)がある。この居館跡は保渡田古墳群と時期が重なることから、保渡田古墳群を築造した人物がこの館の主であったと考えられている。また、北西約 1.5km には三ツ寺Ⅰ遺跡と同時期、同規模と考えられている豪族居館跡である北谷遺跡(26)があるが、未調査の部分が多く詳細は分かっていない。

北東約２km には、５世紀後半から７世紀末にかけて築造された遠見山古墳（４）・王山古墳（５）・総社二子山古墳（６）・愛宕山古墳（７）・宝塔山古墳（８）・蛇穴山古墳（９）の６基で構成された総社古墳群がある。そのうち、７世紀代に造られた愛宕山・宝塔山・蛇穴山の３古墳は、それぞれ全長 56 m・66 m・44 mの方墳であり、古墳時代終末期の上野国盟主の墓である。宝塔山・蛇穴山古墳の石室は、高度な石材加工技術による截石切組積である。また、宝塔山古墳の家形石棺は脚部に格狭間が彫られており、仏教文化の影響を見ることができる。同時期の上野国内にはこれら３古墳に匹敵する古墳はなく、７世紀になって上野国内の勢力が総社古墳群を築いた豪族に一元化されたことを示している。

北東約 1 km、牛池川を隔てた隣の台地には、東日本最古級の山王廃寺跡（３）がある。山王廃寺は７世紀後半の創建で、中門と講堂を結ぶ 80 m四方の回廊のなかに、金堂と塔を並立して配置する法起寺式伽藍配置をもつ。ここでは、高度な石造品加工技術を駆使した地下式の塔心礎や石製鴟尾、根巻石、また 4000 点を超える塑像片が見つかっている。塑像片は、奈良県法隆寺の塔本塑像群に匹敵するもので、極めて高い製作水準をもつものとして注目される。これら高度な技術から、山王廃寺は総社古墳群を築いた豪族によって建立されたと考えられるとともに、ヤマト王権との強い結び付きがあったことがうかがえる。

南東約 1.4km、国分二寺が載る同じ台地上に上野国府推定地がある。国庁(10)等、明確に国府の存在を示す中枢遺構は確認されていないが、周縁地域で大型の掘立柱建物跡や区画溝など、関連すると考えられる遺構が検出されている。元総社寺田遺跡(14)からは、「国厨」、「曹司」と書かれた墨書土器や律令祭祀に使われたと考えられる人形が出土しており、近隣に国府が存在したことを示している。鳥羽遺跡(16)からは、周囲に堀をめぐらした神社遺構や鍛冶工房跡が検出されている。また、元総社明神遺跡(13)では南北方向の、閑泉樋遺跡(12)・元総社蒼海遺跡群(11)では東西方向の大溝が検出されており、国府域を限る大溝との見解もある。

このように、総社古墳群を築き、山王廃寺を建立した豪族によって、７世紀に上野国内の勢力が統合

第６図　史跡上野国分寺跡周辺の遺跡

第１表　周辺の遺跡

№.	遺跡名	遺跡の概要	参考文献
1	上野国分寺跡		本書
2	上野国分尼寺跡	昭和 44, 45 年度、群馬県教育委員会の調査により、中門・金堂・講堂の建物跡を確認。講堂は全面発掘が行われ、桁行６間、梁間４間の規模とされたが、平成 28 年度の高崎市教育委員会による再調査で尼房に修正された。	群馬県教委『上野国分尼寺跡発掘調査報告書』1969・1970 ほか
3	山王廃寺跡	７世紀後半創建の古代寺院跡。法起寺式伽藍配置をもつ。高度な石材加工技術を駆使した塔心礎や根巻石、石製紫尾が出土。法隆寺塔本塑像群に匹敵する 3000 点を超える塑像片が出土している。「放光寺」銘瓦が出土。	前橋市教委『山王廃寺』2012 ほか
4	遠見山古墳	５世紀後半築造。総社古墳群のなかで最も古い、全長 88 mの前方後円墳。竪穴式石室と考えられている。	前橋市教委『東国の雄 総社古墳群』2017
5	王山古墳	６世紀初頭築造。全長 75.6 mの前方後円墳。初期の横穴式石室を持ち、東日本で最も古いものの一つ。石室の全長が 16 m以上と非常に細長い。	同上
6	総社二子山古墳	６世紀後半築造。全長約 90 mの前方後円墳。前方部と後円部の２か所に石室を持つ。後円部石室は県内最大級。	同上
7	愛宕山古墳	７世紀前半築造。全長 56 mの方墳。巨大な自然石を積み上げた石室。玄室奥壁寄りに、精巧に造られた凝灰岩製の刳抜式家形石棺が置かれる。	同上
8	宝塔山古墳	７世紀中葉築造。全長 66 m、県内最大の方墳。石室は精巧に加工された切石を積み上げた截石切組積で、漆喰が塗られる。玄室には脚部に格狭間を彫り込んだ輝石安山岩製の刳抜式家形石棺が置かれる。	同上
9	蛇穴山古墳	７世紀後半築造。全長 44 mの方墳。二重に濠をめぐらす。石室は截石切組積で、両側壁・奥壁・天井石がそれぞれ一石の巨石で構成され、漆喰が塗られる。玄室奥壁付近に棺台と考えられる牛伏砂岩製の大きな切石が置かれる。	同上
10	上野国府国庁推定地	前橋市教育委員会により４か所の推定案が提示されているが、手掛かりは見つかっていない。	前橋市教委『推定上野国府』2013 ほか
11	元総社蒼海遺跡群（９）	縄文～中世の集落遺跡。10 × 3 間（28.2 × 5.9 m）の大型掘立柱建物跡が検出されている。N － 62°－ E の軸で７世紀中頃とされる。この建物の南側で閑泉樋遺跡から伸びる大溝が検出されている。	前橋市埋文調査団『元総社蒼海遺跡群（９）・（10）』2007
12	閑泉樋遺跡	上幅７m、下幅４m、深さ２m前後の東西に走向をとる大溝が検出されている。埋土上位に As-B が堆積しており、国府北限の溝とする見解がある。	前橋市教委『昭和 57 年度文化財調査報告書』第 13 集 1983
13	元総社明神遺跡	古墳～近世の集落遺跡。南北方向に走向をとる大溝が５地点で検出され、総延長は 430 mに及ぶ。閑泉樋遺跡の大溝と連結する国府東限の溝とする見解もある。牛池川に面した低地からは人形３点が出土。	前橋市埋文調査団『元総社明神遺跡Ⅷ』1990 ほか
14	元総社寺田遺跡	縄文～近世の集落遺跡。牛池川の河道跡から「国厨」「曹司」と書かれた墨書土器、人形５点が出土。	群埋文『元総社寺田遺跡Ⅲ』1996
15	元総社小学校校庭遺跡	ほぼ東西に軸をもつ５×２間と４×２間の掘立柱建物跡２棟が検出されている。	前橋市『前橋市史』第１巻 1971
16	鳥羽遺跡	古墳～近世の集落遺跡。二重に濠をめぐらした神社遺構、その北方で長さ 20 mを超える長方形の鍛冶工房跡６基が検出されている。鍛冶工房は８世紀前半～中葉にかけて稼働したとされる。	群埋文『鳥羽遺跡』1986 ほか
17	総社神社		
18	宮鍋神社		
19	御霊神社		
20	上野国分僧寺・尼寺中間地域	縄文～近世の集落遺跡。1350 棟にも及ぶ住居跡が検出されている。僧寺東門と尼寺西門を結ぶラインとこれから 160 m南に並行する東西溝があり、国分二寺と関連する区画との見解がある。井戸跡から「法花寺」墨書土器が出土。	群埋文『上野国分僧寺・尼寺中間地域』（３）1989 ほか
21	国分境遺跡	古墳～平安時代の集落遺跡。河道跡から定木に転用した木簡１点が出土。	群埋文『国分境遺跡』1990
22	井出二子山古墳	５世紀後半築造。全長 108 mの前方後円墳。二重の周堀と中堤、外堤を持つ。周堀に中島が４基あり、儀式空間と推定されている。埋葬施設は舟形石棺。	高崎市教委『史跡保渡田古墳群井出二子山古墳』2009
23	八幡塚古墳	５世紀後半築造。全長 96 mの前方後円墳。二重の周堀と中堤、外堤を持つ。周堀に４基の中島があり、円筒埴輪を配置、また中堤に２か所、人物・動物埴輪が群像として配置されている。埋葬施設は舟形石棺と箱式石槨の２基。	群馬町教委『保渡田八幡塚古墳』2000
24	薬師塚古墳	５世紀末～６世紀初頭築造。全長 105 mの前方後円墳。二重の周堀がめぐる。	群馬県『群馬県史』資料編３ 1991
25	三ツ寺Ⅰ遺跡	５世紀後半～６世紀初頭の豪族居館跡。一辺 86 mの方形区画で、幅 30 ～ 40 m、深さ３～４mの広大な濠がめぐる。屋敷側斜面に古墳葺石のような川原石を葺く。掘立柱建物や濠の外側から木樋で水を引いた儀式場などが検出されている。	群埋文『三ツ寺Ⅰ遺跡』1988
26	北谷遺跡	５世紀後半～６世紀初頭の豪族居館跡。一辺約 90 mの方形で、幅 30 m以上、深さ３m以上の濠がめぐる。三ツ寺Ⅰ遺跡と規模や構造がよく似るが、実態は不明である。	群馬町教委『北谷遺跡』2005
27	日高遺跡	全長約 400 mの環濠に囲まれた弥生時代後期の環濠集落遺跡。集落の西側で As-C 下の水田遺構や方形周溝墓、東側で円形周溝墓が検出され、居住域、生産域、墓域が一体となって検出されている。	高崎市教委『史跡日高遺跡』2010 ほか
28	推定東山道駅路		群馬県立歴史博物館『古代のみち－たんけん！東山道駅路－』1983

第７図　古代上野国の推定郡域と主要官衙・寺院（（出浦 2017）をもとに作図）

されたことで、その本拠地である群馬郡に上野国府が置かれ、そして国分二寺が建立された。尼寺（２）は、関越自動車道を挟んで僧寺の東方約 500 mにある。国分寺の建立にあたっては、『続日本紀』に天平勝宝元年（749）５月と閏５月、碓氷郡と勢多郡の豪族が国分寺への知識物献納によって上位の位階を得た記録が見え、出土する文字瓦からは東部の新田・山田・佐位郡や西部の多胡・緑野郡が深く関わったことが分かっている。天平 19 年（747）の郡司に協力を求めた詔を具体的に示すものである。しかし、諸郡の協力によって完成した国分寺も、長元３年（1030）に作成された「上野国交替実録帳」では、築垣や南大門などの諸門、萱葺僧房等が壊れて無くなり、仏像も多くが破損していることが記されている。そして、14 世紀代には講堂が墓地として利用されていることから、少なくともこの頃までには創建以来の伽藍は無くなってしまったようである。

15 世紀には、上野国府跡を利用して総社長尾氏により蒼海城が築かれたが、同じ頃、厩橋城が築城されると、政治の中心が利根川左岸へと移っていく。

Ⅲ　これまでの調査と研究

1　史料に見る上野国分寺

国分寺の建立は、奈良時代のみならず古代を代表する一大総合事業であった。それは寺地の選定と造成、金堂や七重塔を始めとする多数の伽藍の建立といった土木工事は当然のこととして、本尊の丈六釈迦像や四天王などの仏像造り、中心となる経である金光明最勝王経など多数の経典を揃えるといったように、高度の知識と技術を要する多彩な作業を伴うものであった。そしてそれが全国の60余国で時を同じくして始めることが命じられたわけで、財源の確保、多様な資材と技術者の調達、膨大な労働力の組織化などその困難さが尋常でなかったことは容易に想像することができる。またこの事業には命令を下した天皇や中央政府の高官、それを実行に移す各国の国司、それに実際の作業に当たる地方の豪族や農民など、各地の各階層に渡る多数の人々が加わったことも特色の一つと言える。

それにもかかわらず古代の史料の中で、国分寺について記すものはそれ程多くない。しかもその多くは『続日本紀』などに載せられている創建の詔や建設についての命令、『類聚三代格』などに載る太政官符・格に収められている修理や管理についての指示といった制度面に関係するもので、個々の国分寺について記すものは極めて少ない。上野国分寺については、幸いなことに創建時期については『続日本紀』に、また衰退期については「上野国交替実録帳」に記録がとどめられている。こうした記録のあることが上野国分寺の特長の１つであり、僅かな史料ではあるがこれらを手がかりにしてその変遷について概観していく。

（１）創建期

国分寺の創建については、天平９年(737)３月説、同12年(740)８月説などがあるが、僧寺と尼寺の二つを揃え持つ「国分二寺」として政策的に建立が命じられたのは、同13年(741)２月14日(『類聚三代格』、『続日本紀』は３月24日とする)とするのが妥当であろう。ただしそれに至るまで天平９年(737)３月には国毎に釈迦仏像などを造らせ、同10年(738)８月には国毎に最勝王経を読ませる、同12年(740)８月には国毎に七重塔を建てさせる、同12年３月には故藤原不比等等が返上した封戸3000戸を諸国の国分寺に施入して丈六仏像を造るための財源とすることなどが行われている(以上『続日本紀』による)。これらは「国毎」を単位として行われていることから、後の国分二寺建立につながるものであることは間違いない。

こうした一連の造寺活動の中で天平13年２月の勅を見てみると、ここでは七重塔の建立が強調されていること、国毎に僧20人を置き寺名は「金光明四天王護国之寺」とし、尼寺を設置して尼10人を置き寺名は「法華滅罪之寺」とする「国分二寺」制が確立したこと、これらの建立の適地についての条件が述べられていることが特徴的である。従ってこれらのことが国分二寺が建立された目的の根幹であり、当時必要とされた政策の内実が反映された点であるとみることができる。

このようにして国分二寺の建立が始まったが、古代史上の画期的な総合事業であったにもかかわらず、その具体的な経過は一つも記録にとどめられていない。恐らく各国とも想像以上の困難に直面し、事業は難航したものと考えられる。国分寺の建立は各国に派遣された国司が責任者となって担当したが、４ないし６年の任期で交替するため実際には地元の有力者の協力が不可欠であったことは容易に想像できる。そうした事情を示すかのように、建立が命じられてから６年を経た天平19年(747) 11月７日に発せられた詔(『続日本紀』)では、諸国司らの怠慢のために国分寺の建立がはかどっておらずそれにより災異が表れていること、そうした事態を解決

するために郡司の「勇幹にして諸事を済ますに堪える」者を選んで、専ら国分寺の建立に当たらせ「三年以前を限りて、塔・金堂・僧坊を造り終わらせ」「理の如くこれを修造したならば、子孫は絶えることなく郡領に任用する」との方針が明らかにされた。それに加えて寺田の枠の拡大とその開墾のことに触れている。それまで専ら国司の力によるとしてきた国分寺建立の事業を、地方豪族である郡司の手に委ねることを公に表明したのである。恐らく実情に即して基本方針を転換したのであろうが、「塔・金堂・僧坊」と必要最小限の伽藍を「三年以前」に造るという具体的な条件が付けられているところに、天皇と中央政府にとっていかに国分二寺の姿を整えることが急務とされていたかが窺える。

天平感宝元年(749)5月に上野国碓氷郡の石上部君諸弟ら3人が、同年閏5月には上野国勢多郡少領の上毛野朝臣足人ら2人が、それぞれ当国の国分寺に知識物を献納したことにより外従五位下という高い位を与えられたことが記録されている(『続日本紀』)。これは天平19年11月の詔が発せられてから足掛け3年目であり、国分寺に対する献納の記録の初例である。さらに他の同様な記事と較べた場合、他では「稲一万束」といったように内容が明記されているのと異なり「知識物」と抽象的に表現されていること、他は1名単位で時期も散らばっているのに対し近接した時期に5名が固まって叙位されていることに特色がある。こうしたことからこれは天平19年11月詔の郡司らに対する要請を受け、それに応じた者に対する報償の記事と考えられる。この2つの記事では、他に尾張国・伊予国・飛騨国の国分寺に対して知識物を献納した、それぞれの地域の豪族や郡司に対する叙位も行われている。ただし1カ国で2人が取り上げられているのは上野国のみである。こうした状況から上野国分寺は、地域の豪族層の尽力を得て、この頃に塔・金堂・僧坊が完成したと推定される。従って全国でも最も早期に主要伽藍の完成をみた国分寺の1つと言うことができる。ただしこれはあくまでも天平19年11月の詔の趣旨に対するものであって、国分寺の伽藍および付属する管理運営のための施設の全てが完成したということではない。造営作業はまだ延々と続けられていたとみるべきであろう。

ここに見える碓氷郡の石上部君諸弟は、東山(道)駅路が碓氷峠を越えて上野国に入った地域を本拠とする氏族である。天平勝宝5年(753)7月に左京に住む石上部君男嶋らが「上毛野坂本君」の姓を与えられているが、この後で男嶋は碓氷郡の上毛野坂本公黒益とともに「上毛野坂本朝臣」と改姓されている(『続日本紀』)。このことから石上部氏は、坂本駅が設置された交通の要衝に勢力を持ち、同族の一部が平城京内に居住していたことが分かる。また上毛野朝臣足人は国分二寺が建立された群馬郡の東に接する勢多郡の少領で同郡の有力氏族であるが、上毛野朝臣氏は京内にも居住し、中央政界でも官人として律令政治に深く係わった上野国地域を代表する氏族でもある。また上野国内では天平13年に群馬郡に上毛野朝臣甥がいたことが知られている(「正倉院宝物銘文」)。いずれも上野国内の有力氏族であるのみでなく、京及び中央政府と深い関わりを持っていたことが明かである。国司を通した中央政府の直轄事業の破綻を察知し、地方の郡司層の力に頼る政策を導入したが、それは中央政府につながる氏族の関係を媒介として行われたことが推定できる。このような建立事業の複線化は、上野国分寺の場合だけでなく各地でも同様であったであろう。そこに国分寺建立事業が当時の重要施策であり、本来中央政府の主導で行われるべきものであるといった性格が色濃く表れているとみてよい。

(2)活動期

難航した国分二寺の建立は、聖武天皇の一周忌である天平宝字元年(757)までに本尊仏と金堂、塔の建立が急がされたのが、一応の区切りとなったようである(『続日本紀』)。その少し後の天平神護2年(766)8月18日の太政官符によると、既に造り終わった塔や金堂に破損が生じており、その対策として造寺用の財源である稲を使って修理を行うことが

命じられている。建立事業が一段落する間もなく、それの修理が大きな問題となってきたのである。同年９月には朝集使が毎年の修理状況を中央政府に報告することが定められたが、維持管理と修理は予想以上に困難であったようで、この後もそれが国司の職務怠慢という形となってしばしば問題とされている(『類聚三代格』)。

こうした状況の打開を図るため平安時代初めの弘仁４年(813)９月23日の太政官符では、任期切れによる国司の交替に当たって、破損の状況を不与解由状や交替帳といった公文書に記録して責任の所在を明らかにしておくことと、新任の国司が修理を行いその費用は前任の国司が負担することが命じられた(『類聚三代格』)。国司に対する責任の確認とそれに伴う修理の実行を、勤務成績の評価に連動させて制度化した措置であり、律令制度にもとづく国司交替が正常に行われている場合には、効果的な方策であるといえる。見方を変えて言うならば、この頃には国分寺の破損が軽視できないほど進行しており、それの解決のためには中央政府が実力行使にも等しい策を出さざるを得ないほど深刻となっていたことが分かる。

しかしながらこうした方策も実効の程は芳しくなかったようで、その後も修理用財源の不足などから破損は次第に進行していったようである。天慶２年(939)２月15日の太政官符には、諸国が提出する不与解由状などに国分二寺の堂塔・仏像・資財などの大破、朽損が数え切れないほど多く報告されているが、その修理に充てるべき財源の稲が無くなっていることが記されている。さらに弘仁４年に中央政府が実効力を期待して打ち出した施策も十分には機能しなかったものとみられ、長保４年(1002)10月９日の宣旨では国司は任期中に破損の10分の２，３を修理すればよいこととされている(『政事要略』)。これでは国分寺の本来の姿を回復することは不可能であり、律令政治の弛緩とともに破損の状況はますます進行していったとみることができる。

(３)衰退期

建立の経過だけでなく、こうした国分寺の破損と修理のようすを具体的に記す史料もほとんど無い。その中で「上野国交替実録帳」(以下、実録帳と称する)と通称される一連の文書には、11世紀前期の上野国分寺のようすについてかなり詳細な記録が載せられている。これは九条家本延喜式(東京国立博物館所蔵・国宝)の紙背文書の一部として残るもので、長元３年(1030)の上野国司の交替に際して作成された不与解由状の草案である。前任国司である藤原朝臣家業の任期中の職責遂行の状況を新任国司である藤原朝臣良任が点検し、破損の状況と無実(既に滅失した)ものを箇条書している。そして問題のある箇所についてはその責任をめぐって双方の間で質疑応答を行うもので、先に触れた弘仁４年９月の太政官符で言われている不与解由状の具体的な例である。残念ながら13の断簡として残るのみで、欠失部分があるために全体の内容は明かでない。しかし国分寺のようすを比較的詳細に記録する史料として貴重であり、多くの研究者に注目されて使われている。さらに幸いなことに国分寺の部分は文書作成過程の各段階を示す３通分が残っており、それらの内容を逐一比較検討することによって細かい変化のようすを知ることができる。

このような実録帳の存在が史跡上野国分寺跡のもつ特長の１つであり、古代の史料に記されている内容を発掘調査の成果と照合し、相互に確認し合うことが可能であるという特筆すべき重要性を持つものである。そこでこの内容から読み取ることができる長元３年前後の上野国分寺の姿について述べていく。

①仏像

「破損」の中に16体の仏像についての記載がある。本尊である釈迦丈六像と左脇士普賢菩薩・右脇士文殊師利菩薩、四天王それに毘頭廬・吉祥天・毘沙門天などの諸仏像のようすが記されている。これによると釈迦像は座像で高さ８尺、金色を呈しているが、眉間と後背の一部に破損が生じている。脇士は立像

で高さ１丈、金箔が所々剥げ落ちているほか、蓮華座の蓮弁が皆無くなっている。この三尊仏はかなり健全な状態にあると言える。ほかの諸仏像も手や持物が無くなったりして破損が進んでいるが、まだ良好な姿を保っている。また丈六十一面観音像一体があるが、これは長保３年(1001) ５月 19 日の官符により当時の上野介であった平重義が新たに造って金堂に安置したものである旨が注記されている。11 世紀初頭に国司によって仏像の新造が行われていたことは、この時期の国分寺に対する国司の関わり方を検討する上で興味深い史料である。またこの記事から、これらの諸仏像は金堂に置かれていたものであることが分かる。これ以外に仁王２体・金剛密迹２体が記されているが、これらは南大門または中門に置かれていたとみられる。ただし後述するようにこの時には南大門は既に「無実」となっているので、これらは中門にあった可能性が高い。

②築垣

「無実」の中に「築垣壹廻　四面貳町　長参佰貳丈壹尺」とあり、この時には全壊していたことが分かる。築垣は伽藍主要部を囲んで造られていた築地塀であり、その規模は四面の長さが各２町で、それの合計が 302 丈１尺とされている。ただしこれを計算してみると、全長は２(町)×４(面)＝８町であり、１町＝ 360 尺とすると 360（尺)×８(町)＝ 2880 尺＝ 288 丈で、後に掲げられている数値とは異なる。この相違が生じた理由は明かでないが、「四面貳町」の表記法に検討の余地があるようである。

③大門

「無実」の中に「南大門」・「西大門」・「東大門」がそれぞれ「壹宇」と記されている。これらは各面の中央部に設置されていた門であろうが、北大門についての記載は無い。この中の南大門については「長伍丈捌尺　廣壹丈伍尺　高壹丈参尺」とその規模が記されている。このことから３つの大門は既に全壊していたことが分かる。北大門については記載が無いため現存していた可能性もあるが、寺院の正門である南大門が無実となっていたこと、それに築垣が全壊していたことを考え合わせると、寺域を画する構造物は全壊となっていたとみてよいであろう。次に南大門の規模についてであるが、現存する奈良時代の寺院の門と較べると廣(梁間)が小さいのに対して長(桁行)が大きく、細長い平面形となることに特徴がある。

④金堂・講堂

項目の終わりに前任国司と新任国司との間の勘陳問答が掲げられている。その中で前任国司は「就中金□□□堂・講堂仏菩薩諸天□像皆悉破損」であったのを「修固加並採色宛加新造」と、それまで放置されてきた金堂や講堂などに置かれている諸仏像の破損を修理したことを実績として申告している。金堂と講堂は「破損」・「無実」に記載が見られないが、このことからもまだ一応健全な状態を保っていたことが分かる。またそこに諸々の仏像が置かれていたことも知られる。これを(１)で掲げた諸仏像との関係でみると、本尊である釈迦丈六像と脇士、四天王、それに新造の丈六十一面観音像が金堂に安置されていたことは間違いないが、それ以外のものがどちらに置かれていたかは不明である。

⑤僧房

「無実」の中に「萱葺僧房壹宇　長拾五丈　廣貳丈高柒尺」とある。僧房(坊)は天平 19 年 11 月の詔にも建立が督促されており国分寺にとって不可欠な施設であるが、これも既に壊れて無くなっていた。国分(僧)寺の僧は定数が 20 人で、本来寺域中心部の北側に置かれた僧房に居住し種々の行事を執り行っていたとみられるが、その住居が無くなっていたわけである。この時点でこれらの僧がどこに住んでいたかは不明であるが、これでは国分寺が担わされた本来の機能を正常に果たすことは困難であったと考えられる。規模の記載についてみると、例えば讃岐国分寺の僧房は長(桁行) 28 丈、廣(梁間) ４丈で 24 の房が在ったことが確認されているが、これに較べると２分の１程度の大きさであり、20 人が居住するには小さ過ぎる。また屋根が萱葺であったことも国分寺の僧房としては貧弱であると言える。あ

るいはこれ以外に現存する僧房があったこと、ここに記載されているのは創建時のものではなく建て替えられたものである可能性も考えられる。

⑥倉

「破損」の中に「板倉壹宇　東　長貳丈伍尺　廣貳丈　高貳丈」とあり、これは草葺で辰巳の方を向いて傾き所々に破損があることが記載されている。「東」は築垣で囲まれた中の東寄りという意味か、あるいは主要伽藍の東側という意味であるのかは明らかでない。またこの倉は高が２丈＝６ｍあることから、高床式の大型のものであると推定されるが、用途については記載されていない。これ以外に倉についての記載は無い。

⑦大衆院

「無実」の中に「大衆院　仮屋壹宇」とあり、既に無実となっていたことが注記されている。管理運営施設の１つで多くの人々が集まる大衆院は、政所屋・大炊屋・酒屋・資材倉などの建物群からなっていたようで、築垣で囲まれた寺域の外側に設けられていたとみられる。これの一部が無実となったまま放置されていたわけである。またここに保管されていた呉楽の用具も無くなっていたことが書かれている。

⑧寺田

定額寺項の直前に地積についての記載があるが、これは実録帳の構成と断簡の接続関係から、国分二寺に関する項の末部に当たるものと判断される。内容は群馬郡の小野・井出・八木・上郊の４郷に設置されていた合計 40.3 町の寺田についての記載である。ただこれの前の部分が欠失しているため、これらが金光明寺のものであるのか法華寺のものであるのかは不明である。国分二寺の寺田は、天平 13 年２月 14 日の勅で各々水田 10 町が与えられ、同 19 年 11 月には僧寺に 90 町、尼寺に 40 町が加えられた。その後、天平勝宝元年７月に僧寺は 1000 町・尼寺は 400 町まで墾田を持つことが認められた。これらは国司らによって管理され、造寺用あるいは僧を養うなどの経営料に充てられるものである。ここに記載されるのはそれの一部と推定できるが、この項の書式からそれらは既に無実となっていたものとみられる。前に掲げた天慶２年２月 15 日の太政官符には国分二寺の堂・塔・雑舎・仏像・資財を管理するための財源が、半減あるいは殆ど無くなっていることがうたわれているが、こうした状況を示すものであろう。

⑨宝蔵

定額寺項の慈廣寺の無実の中に「納袈裟壹条　同前日記云、天慶六年八月九日運納国分寺宝蔵者」との記載がある。つまり、定額寺の寺格を与えられていた慈廣寺は、天慶６年(943)に持っていた袈裟一条を国分寺に献納したが、それは運ばれて宝蔵に納められたことが記録されている。定額寺の寺格を与えられていることから慈廣寺が国内の有力寺院であったことは間違いないが、国分寺がこうした地方寺院と結び付きを持っていたことを示す具体的な記録である。宝蔵は他の史料には見えていない。

⑩僧尼度縁戒牒

「国庫納仏経僧尼度縁戒牒破損無実事」の中に、無実として「度縁参拾枚」・「戒牒参拾枚」・「□□(省符)参拾枚」が掲げられており、その内訳としていずれにも「僧貳拾口料貳拾枚　尼拾口料拾枚」と記載されている。つまり国府で保管されていた僧 20 名・尼 10 名分の３種の書類が既に無くなっていた訳であるが、この数は国分二寺の僧・尼の定数と同じであることに注意される。承和 11 年(844) 11 月 15 日の太政官符「応納国庫国分二寺僧尼度縁戒牒事」では、国分二寺の僧尼の欠員を補う場合には先ず度縁を治部省に進めてその後に補任することになっていたが、国司が審査を加えるようになったことから、今後は国庫で保管し死亡によって交替する場合に太政官に進上することとされた。これによると国分二寺の僧尼の度縁と戒牒、それに治部省から出された符は国府で保管されていたことになるが、こうした規定と書かれている数からこの記載は国分二寺の僧尼に関わるものとみてよいであろう。

これらが無くなっていた訳であるが、実録帳の戸籍項によると、長徳３年(997) 1 月 11 日に国府に

火災が発生して府院が焼けた際に、保管されていた記録類が焼失したことが記載されている。度縁などもこの際に焼失した可能性が強い。本来厳正に保管されるべき文書が無くなったまま放置されているということは、僧尼の任用や管理が弛緩した状況になっていたことを想像させる。僧房が無実となっていたことと無関係ではなく、この点からも国分二寺が持っていた本来の機能が果たせる状態ではなくなっていたことが分かる。また国分二寺はそれ単独であるのではなく、国府およびそこを中心に行われる律令政治と密接に関わっていたことをよく示している。

以上、実録帳を通してみた1030年前後の上野国分寺のようすをまとめると次のようになる。

① 一辺約２町の伽藍の四周には築垣が造られていたが、それらは全壊していた。

② 築垣の各面には大門が構えられていたが、正門である南大門と東大門・西大門は全壊していた。以上のことから伽藍の周縁部は壊滅状態にあったことが分かる。

③ 金堂・講堂などの主要伽藍部はまだ健全な状態にあったとみられる。またそれらに安置されている諸仏像は、一部に破損が生じているがまだ姿を保っており、僅かではあるが修理も行われていた。

④ 塔については何も記載されていない。しかし不与解由状には主に破損の状態と無実となっていたものが記載されることを考えると、逆にここに書かれていないものは特に問題が生じていない状態にあったとみることができる。塔は金堂とともに最も重要な建造物であることを考慮すると、金堂と同様にまだ一応健全な状態にあったものと推定してよい。こうしたことから周縁部が全壊状態になっているのに対して、伽藍中心部は比較的良好な状態を保っていたと想定することができる。

⑤ 僧房は萱葺で規模の小さいものであったが、既に全壊していた。国分寺が正常に機能するために不可欠なものであるが、国府に保管されているべき度縁・戒牒・治部省符が失われたままであることを考え合わせると、僧尼に対する掌握・管理は相当に弛緩していたと見ることができる。

⑥ 伽藍だけでなく大衆院・倉などの管理運営用の施設も破損が進んでいたが、これらは国分寺の活動に密接に関係するものである。国司による運営の実情が反映されているものである。

⑦ 寺田は国分二寺が置かれた群馬郡内にも設置されていたようであるが、この頃には失われていたとみられる。修理を行うための財源となるものであるが、こうした状況は上に掲げた伽藍などの破損とそれに対する修理のあり方と表裏一体をなすものである。

実録帳を細かく検討してみると、このような破損と無実はかなり以前に発生していたものであり、前任国司は「是非當任之懈怠、往代之損□□、具由注載代代不与解由状・度度検交替使実録帳言上先了」とそれは自分の責任ではないことを強調している。破損が修理困難な状況に至ってしまうと、国司は有効な対策を講ずることができず、一度それが見逃されてしまうと、それを引き継いだ国司は自分の責任ではないと主張することが繰り返され、事態は次第に悪化していったらしい。それを示すようにここに掲げた文言は既に定型句化しており、代々の国司によって繰り返し使われている。そうした中でも国司の職責とその考課との関連で、細々とながらも部分的な修理は行われていたようである。それが長保３年の太政官符にもとづく平重義の丈六十一面観音像の新造であり、前任国司である藤原家業の金堂や講堂に安置されている諸仏像の修理である。こうした小規模な修理の対象が、次第に国分寺にとって必要不可欠な仏像や金堂・塔などに限られるようになっていったであろうことは、十分に考えられるところである。この実録帳にみられる状況は、そうした事情が反映されたものと言うことができる。

同前日記云、以芋葺之（ママ）、指辰巳角傾寄、所所破損、
今檢同前、
無實
築垣壹廻　四面貳町　長参佰貳丈壹尺
同前（ママ）日記云、无實者、
今檢同前、
萱葺僧房壹宇　長拾伍丈　廣貳丈　高柒尺
同前日記云、无實者、
今檢同前、
南大門壹宇　長伍丈捌尺　廣壹丈伍尺　高壹丈□（尺）
西大門壹宇
東大門壹宇
大衆院
假屋壹宇
同前日記云、件雜舎无實者、
今檢同前、
吳樂壹具
既肆面　勒脚貳拾陸条
（巻十六）　（この間に欠失あり）
群馬郡
小野郷参町玖段
井出郷貳拾参町伍段
八木郷肆町肆段
上郊郷捌町伍段
○―定額寺
○―放光寺
○―件寺、依氏人申請不為定額寺、仍除放已了者、
○―法林寺
○―金堂壹宇　長貳丈壹尺柒寸　廣貳丈貳尺　高壹丈貳尺
○―長和三年（同前）交替日記云、天延三年七月一日遭大風顛倒無實、
○―今檢同前、
（○中略）
〔定額寺項・慈廣寺〕
納袈裟壹条
同前日記云、天慶六年八月九日運納国分寺寶蔵者、
今檢同前、
（○中略）
（巻三十八）
右、新司良任勘云、國□二寺・諸定額寺佛像經論資財雜具堂舎幷□□
郡官舎等破損無實、其由如何、前司家業陳云、件國分二寺・諸定額□□
像經論資財雜具堂塔雜舎等無實破損、是非當任之懈怠、往代之損□、
具由注載代代不与解由状・度度檢交替使實錄帳言上先了、然而□（當）□
間為致殊功、金光明寺幷諸定額寺堂舎或新造立或加修理、就中金□
□堂講堂佛菩薩諸天□像皆悉破損、不□□已及数代、而當任□□
忠□□□修固加幷採色宛加新造、依實被錄、新司良任重勘云、國□□
□□
破損之内十分之二三毎任可修造之由、嚴誠調疊非啻□□
之旨、已知舊貫之存、而今修造少数損失多遺、宰吏之勤似忘方典、前□
家業重陳云、損失年積修造難盡、適致隨分之功續（ママ）已過十分之二三、□（件カ）□
釋矣、

「上野国交替実録帳」国分二寺関連記事

（巻三十二）

國分二寺諸定額寺佛像經論資財雜具堂塔雜舍幷府院諸郡官舍□（破損）

无實事

金光明寺

銅鍾壹口（ママ）

・寛仁（萬壽元）四年交替日記云、全者、

今檢同前、

破損

釋迦丈六壹體　安座高八尺　金色

同前日記云、眉間无實、左光之飛一體朽落也、

今檢同前、

左脇士普賢菩薩壹體立　高一丈　金色

同前日記云、押金所所剝落、蓮花座葩皆以無實者、

今檢同前、

右脇士文殊師利菩薩壹體立　高一丈　金色

同前日記云、押金所所剝落也（ママ）、蓮花座葩无實者、

今檢同前、

（巻三十八）

四天王

同前日記云、光幷取物各无實者、

今檢同前、

毘頭盧壹體

同前日記云、所所破損者、

今檢同前、

吉祥天壹體

同前日記云、左右御手无實、持堂悉以破損者、

今檢同前、

毘沙門天壹體

同前日記云、右手幷塔・鉾无實者、

今檢同前、

丈六十一面観音像壹體

件観音像、依長保三年五月十九日官符、前前司平朝臣□（重）□

奉造供養、即安置金堂者、

同前日記云、左右御手无實、持堂悉以破損者、

今檢同前、

毘沙門天壹體

同前日記云、右御手幷塔无實者、

今檢同前、

磐壹枚　長壹尺　徑伍寸

同前日記云、長捌寸徑參寸、已全、但雖有物實今寸法相□

者、

今檢同前、

二王貳體

同前日記云、天衣幷取物・光等各無實、又无採色者、

今檢同前、

金剛密迹貳體

同前日記云、手足面皆以朽損者、

今檢同前、

板倉壹宇　東　長貳丈伍尺　廣貳丈

（『史跡上野国分寺跡発掘調査報告書』1989 より）

2　指定の経緯

上野国分寺跡は、当時の史蹟名勝天然紀念物保存法第１条に基づき、内務省告示第 158 号により、上野国分寺跡を史蹟に指定する旨、大正 15 年（1926）10 月 20 日付の官報第 4248 号で告示された。内務大臣による指定事由は、保存要目史蹟の部第二「社寺の址跡及祭祀信仰に関する史蹟にして重要なるもの」のうちの「社寺の址跡にして重要なるもの」に該当するとされた。

指定文

「天平十三年国分寺創建の詔に依り造営せられしものの一に属す南に細長き低地を有する台地上に在りて二基の土壇参道と覚しき堀割等を遺存し礎石は右二基の土壇及他の所に点々存在す。区画略々整い善く旧規の見るべきものあり」

指定の経緯は、以下のとおりである。

大正 10 年（1921）から、各地で国分二寺跡の史蹟指定がなる。その意図は、宮地直一氏の論考に「近時政府事業として史蹟の保存に着手せられ、真先に就中価値あるものとして国分二寺の遺址の調査が始められ、已に伊賀、伊勢、三河、遠江、甲斐、相模、武蔵、常陸、美濃、下野、陸奥、伊予、土佐、出雲、石見、播磨、筑前、大隅等 18 ヶ国の国分寺と三河、備中、常陸等３ヶ国の尼寺とが指定の撰に入り、他の国々に就いてもなほ将来に亘って調査を遂げられつつある」（宮地 1926a）との記述が見られることから、数ある史蹟のなかでも国分二寺の価値・重要性を重視し、優先して史蹟指定が進められたことが分かる。上野国分寺跡も、こうした流れを受けて指定対象となり、調査が行われたのであろう。

こうして上野国分寺跡では、大正 15 年２月に内務省の柴田常恵氏による現地調査が行われた。その調査報告が、昭和２年（1927）３月に刊行された『埼玉茨城群馬三県下に於ける指定史蹟』（内務省 1927）に所収されており、指定当時の上野国分寺跡の様子が詳細に記述されている。その内容を概観してみる。

指定地は、群馬郡国府村大字東国分字村前、同村大字引間字石堂・字妙見、元総社村大字元総社字小見の２町村、３大字、４字にまたがる 71 筆、東西約 60 間、南北約 90 間の長方形をなす一区画で、その台帳面積は併せて５町７段１畝 25 歩である。四周の境界は、東･西･北の３面は立派な道路があって極めて明白だが、南面は一部を耕作道による以外は、大半が地番の境界であるから、やや複雑な状態をなしている（第８図）。指定地域内には大字東国分の集落に接近する北部に数戸の民家があり、また墓地が数か所に点在するが、それ以外はほとんどが畑地で多くは桑園となっている。一様に平坦地だが、南側は前面の窪地に向かって緩やかに傾斜し、特にその中央に当たる字妙見 191 番と字小見 1,654 番の細長い帯状の２筆は、東西両側の土地との間に断面を造って前面の窪地に向かって傾斜し、あたかも切通しのようになっている。また、西側に近い字石堂 265 番は、その地目が原野となっているように赤松や矮小な雑木などがあり、近年削平された形跡が見られるが、周囲の畑地より２尺程の高さを有して土壇の名残があり、10 数個の礎石が地表に現れている。さらに、指定地のほぼ中央に当たる字村前 250 番は、地目が墓地となっていて大部分は荒廃し、あるいは土取りがなされ、あるいは塵芥を遺棄されているが、明らかに土壇の状態を留めて 10 個余りの礎石が存在している（第９図）。

西方の字石堂 265 番は、中央にチの心礎を置き、周囲に 14 個の礎石が方形に据えられている（第 10 図上）。２個の礎石を欠くが、塔跡であることは確実である。礎石はいずれも輝石安山岩の自然石で、短径４，５尺から長径５，６尺の巨石を使用し、特に心礎は東西５尺５寸、南北 11 尺と巨大である。各礎石の間隔は心々で 11 尺８寸であることから原位置を保っており、塔の規模は方 35 尺４寸である。心礎には、高さ約 10 尺、幅３尺５，６寸の「御嶽大神」の碑が建てられている。これには、明治 20 年（1887）３月に建てた旨が刻まれている。心礎には表面に約３尺５寸の円形をした造り出しの痕跡があ

るが、この碑を建てる際に削り取られた可能性がある。これ以外にもリ・オ・カ・ニの４個の礎石に石碑が建てられている。ニには、明治 34 年(1901)２月に建てた旨が刻まれている。以前は現状よりも一層明瞭に土壇の状態を留めていたはずだが、この行為によって土壇の上部を掘り下げて、礎石を２尺以上地表に露出させ、その土を南に引き均して一帯の平地を造ったのである。このために、基壇の境界を不明にしてしまった。

指定地のほぼ中央、字村前 250 番は破壊を蒙るところが少なくないものの、南辺のみはその害を免れて比較的旧態を保っていて、境界が整った一線をなしている(第 10 図下)。その高さは２尺５寸程である。これに次いで、東辺もほぼ南辺と同様の状態を呈す。ここにある礎石は塔跡と同質の自然石だが、それほど大きくなく径が３，４尺のもののみで、その配列は南北の両側に沿って東西に伸びる２列､12 個である。このうち､イ･ロ･ホ・ヘ・ル・オは従来より地上に現れていたもので、調査の際、これらの礎石を辿って発掘を試みた結果、新たにハ・ニ・ト・チ・リ・ヌの６個の礎石を発見した。いずれも原位置のものである。これら礎石の間隔は 11 尺８寸もしくは 11 尺５寸で、南北両列の間隔は 33 尺である。リ・ヌの間隔が 33 尺あり、他の礎石の間隔に比べてほぼ３倍に当たるから、この間に２個の礎石があったと思われ、南北両列間も同様であることから、桁行７間、梁行３間の建物となるはずである。ただし、土壇の北側は切り取られた様子が明白であるから、さらに１間だけ伸びて、他の国分寺に例の多い７間×４間の堂と考えられる。したがって、土壇の西側も土取りをしているが、建物の西南隅に当たると思われる礎石が残存するから、土壇は広くてもその西側に通じる道路までである。礎石の多くが自然石のままであるのに対し、３個のみが造り出しを有することは、建物を７間×４間とすれば、これらの３個は建物内陣のもので特に化粧を加えたものと思われる。また、土壇の北西隅の土取りをした跡に断面が見られ、版築層が確認できるが、その版築層中に瓦片が介在している。このことから、土壇築造時には他の建物が造営されており、その建物に使用するはずだった瓦が破損して、それが混入したと理解される。

次に、この土壇の中央より東方約 60 間、道路に

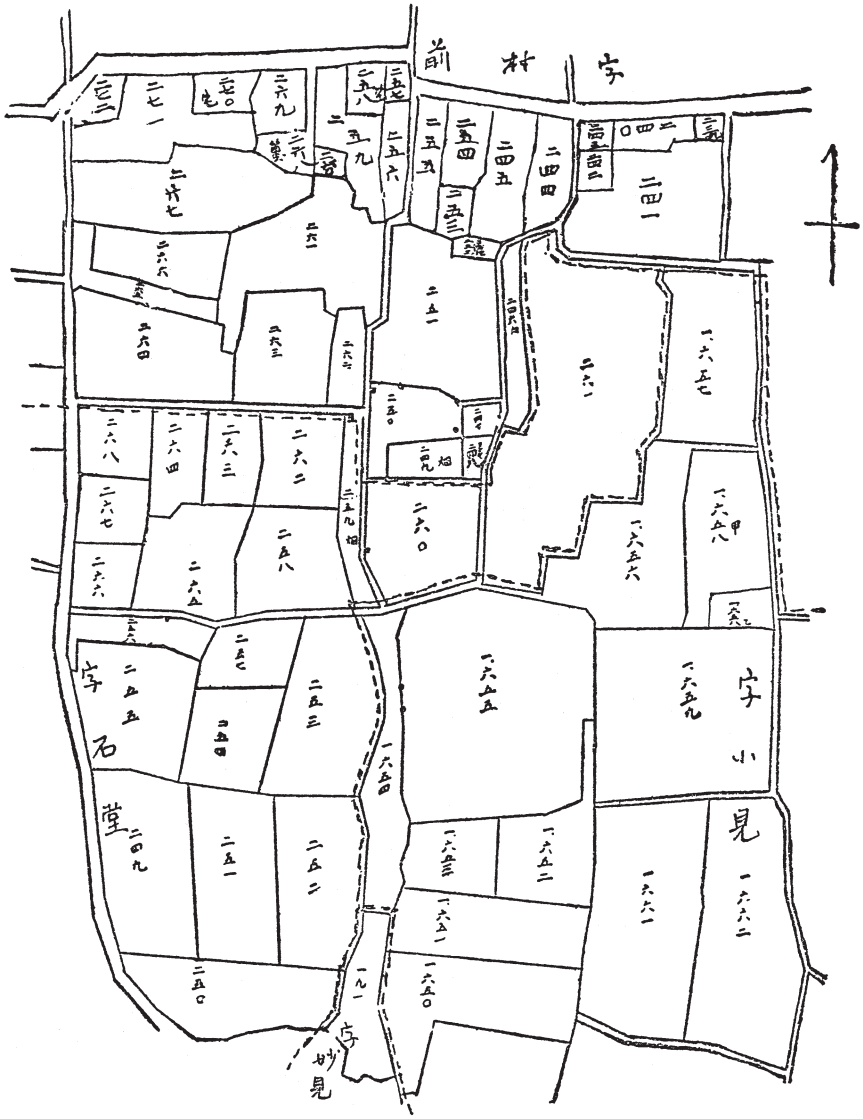

第８図　(内務省 1927)による指定地域図

第２表　史跡の地名・地積(『史跡上野国分寺跡発掘調査報告書』1989 より、一部修正)

指定時の地名・地積調査						群馬県史跡台帳の地名・地積				
郡・村	大字	字	地番	地目	地積（坪・歩）	市・町	字	地・番	地目	地積(㎡)
群馬郡国府村	引間	妙見	191	畑	507歩	高崎市引間町	妙見	191―１	畑	525
								―２	畑	6.61
								―３	畑	135
								―４	畑	33
群馬郡国府村	引間	石堂	249	畑	1,113歩		石堂	249	畑	3,299
			250	畑	1,016歩		石堂	250―１	畑	3,100
							妙見	250―２	畑	59
								250―３	畑	46
			251	畑	1,211歩					
			252	畑	1,303歩　外畦畔11歩					
			253	畑	1,426歩		石堂	253	畑	1,752
			254	畑	724歩			254	畑	2,991
			255	畑	1,303歩					
			256	畑	402歩			256	畑	433
			257	畑	501歩					
			258	畑	1,002歩			258	畑	2,165
			259	畑	328歩					
			260	畑	1,008歩　外墓地104歩			260	畑	1,266
			261―１	畑	3,521歩			261―１	宅地	307.43
			261―２	宅地	150坪			261―２	宅地	700.82
								―３	畑	1,140
								―４	畑	1,758
								―５	畑	347
								―６	畑	102
			262	畑	704歩					
			263	畑	405歩			263	畑	2,023
			264	畑	504歩					
			甲　265	原野	425歩					
			265―２	原野	515歩			265	原野	1,123
			265―３	原野	107歩					
			266	畑	512歩			266―１	畑	366
								266―２	畑	165
			267	畑	405歩					
			268	畑	410歩					
群馬郡国府村	東国分	村前	239	畑	27歩	高崎市東国分町	村前	239	畑	49
			240	畑	224歩			240―１	畑	208
			241	畑	1,517歩			241―１	畑	1,679
								241―２	宅地	1,692.56
			242	畑	111歩			242	畑	138
			243	墓地	20歩			243	墓地	39
								243―３	雑種地	13
			244	畑	511歩			244―１	畑	1,120
								244―２	宅地	65.55
			245	畑	426歩					
			246	畑	323歩			246	畑	396
			247	畑	101歩			247	畑	128
			248	墓地	21歩			248	墓地	52
			249	畑	314歩			249	畑	317
			250	墓地	607歩			250	墓地	585
			251	宅地	533歩			251―１	宅地	295.37
								251―３	畑	909
			252	墓地	18歩			252	墓地	49
			253	畑	103歩			253	宅地	238.01
			254	畑	301歩			254	宅地	128.92
			255―１	畑	115歩			255―１	宅地	132.23
			255―２	畑	203歩			255―２	宅地	228.09
			256	畑	202歩			256―１	畑	198
								256―３	宅地	69.42
			257	宅地	８坪					
			258	宅地	64坪			258	宅地	366.94
			259	畑	706歩			259―１	畑	654
								259―２	畑	59
			260	畑	23歩			260	畑	76
			261	畑	1,425歩			261―１	畑	135.5
								261―３	畑	59
			262	畑	227歩			262―１	畑	238
			263	畑	904歩			263	畑	905
			264	畑	1,418歩			264	畑	1,447
			265	畑	402歩			265	畑	462
			266	畑	704歩			266	畑	1,795
			267―１	畑	700歩			267	畑	707
			267―２	畑	1,000歩					
			268	墓地	121歩			268	墓地	148
			269	畑	311歩			269	畑	333
			270	宅地	81坪			270	宅地	267.76
			271―１	宅地	181.16坪			271―１	宅地	618
			271―３	宅地	90.84坪			271―３	宅地	267.76
			乙　271	宅地	76坪			乙　271	宅地	251.23
			272	墓地	125歩			271	墓地	198
群馬郡元総社村	元総社	小見	1650	畑	1,010歩　外畦畔18歩	前橋市元総社町	小見	1650―１	畑	1,021
			1651	畑	1,014歩　外畦畔14歩			1651	畑	1,084
			1652	畑	916歩　外畦畔13歩			1652	畑	988
			1653	畑	607歩　外畦畔９歩			1653	畑	647
			1654	畑	701歩　外畦畔22歩			1654	畑	628
			1655	畑	3,771歩　外畦畔24歩			1655	畑	4,138
			1656	畑	1,520歩　外畦畔16歩			1656	畑	1,834
			1657	畑	1,424歩　外畦畔６歩					
			1658―甲	畑	1,024歩　外畦畔６歩			1658―甲	畑	1,090
			1658―乙	宅地	23坪			1658―乙	畑	76
			1659	畑	2619歩　外畦畔８歩			1659	畑	2,667
			1660	畑	６歩　外畦畔１歩			1660	畑	59
			1661	畑	2,227歩　外畦畔11歩			1661	畑	2,476
			1662	畑	2,103歩　外畦畔６歩			1662	畑	2,034

接する西側に1個の礎石がある(第9図)。他の礎石と同じ安山岩で、その下方には根固めの丸石が多数あり、礎石であることは明らかである。さらに、この周辺で他の礎石を探索したが見つからなかった。

礎石は他にも、字石堂260番西側の道路脇に1個、同265番塔跡の西南方に2個、同256番北側の路傍に1個、字小見1654番とその東隣の1,655番との境界に3個あり、いずれも安山岩の自然石である。260番にあるものは、塔跡のハ号礎石から東方へ約190尺、土壇のオ号礎石から12尺程西に振れた114尺南に当たり、移動の形跡はなさそうだが、表面をわずかに地上に現す程度であるから、ここに土壇があったとは思えない。また265番にある2個は、御嶽大神碑などを営んだ際、地形を改変したものとして、最初からここにあったとは思われない。256番の道路に接するものは、塔跡のヨ号礎石から9尺西に振れた南方78尺の地点にある。最後の1,654番と1,655番の境界にある3個は、傾斜面に南北に連なる(第11図)。北にあるものは径2尺に達しない小さなもので礎石とするには躊躇するが、他の2個はそうした疑問は無く、その位置においても大きな移動が無いように、21尺の間隔を持っている。南端の礎石から土壇のオ号礎石までは285尺の距離があり、ほぼ正しい南北になっている。

以上、礎石の配置を通覧すると、塔跡を西側に置いて、正面に切通しの参道を有する状態は遠江国分寺跡と相似たものがあり、寺域のほぼ中央に当たる土壇は、金堂または講堂跡に比定すべきと思う。しかし、これを講堂跡とすれば金堂跡はさらにその前面に求める必要があるが、塔跡の東方に当たることとなって、いわゆる法隆寺式の配置にならなければならないうえ、土壇が割合に高く築かれて塔跡よりわずかに1尺程低いのみであるから、土壇を金堂跡とするのが適当のようである。講堂跡は、金堂の北方にあったと考えられるが、民家に接するため壊滅したと思われる。そして、その南方にある1,654番の境界にあるものは南門跡、また東方の1,657

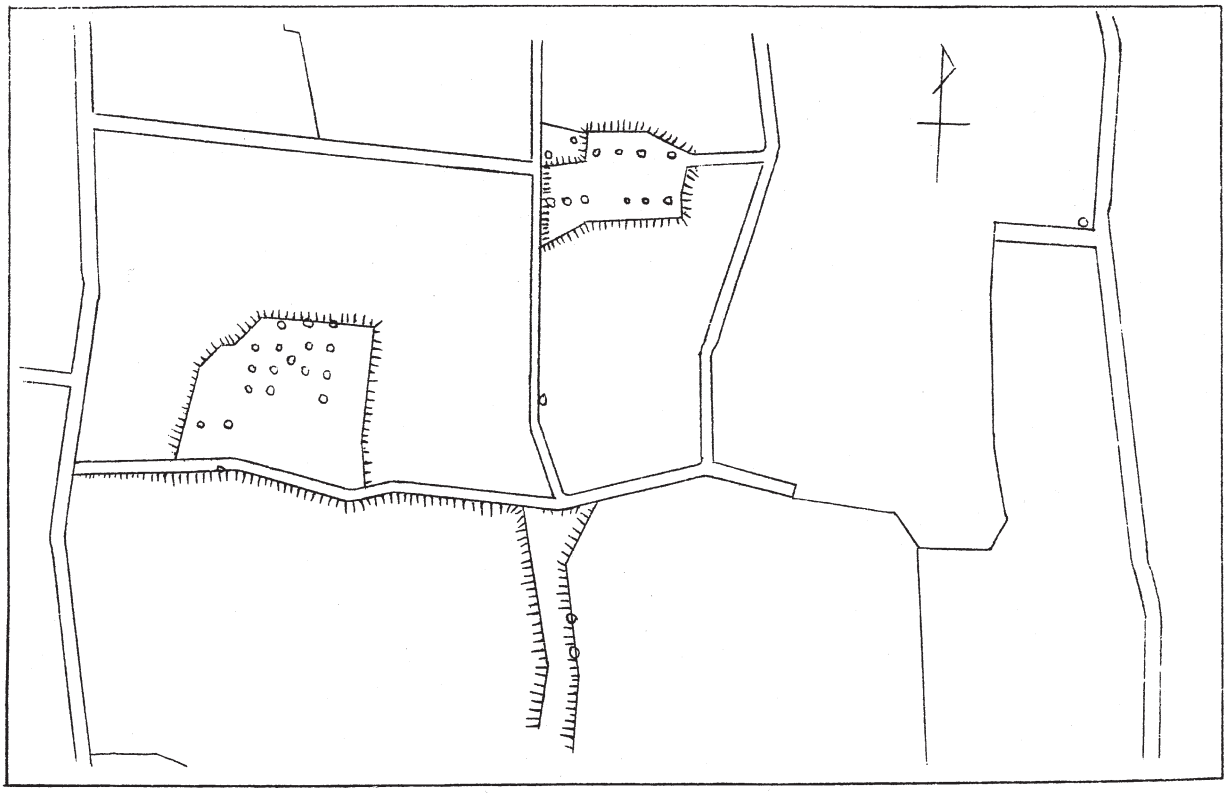

第9図　(内務省1927)による礎石配置図

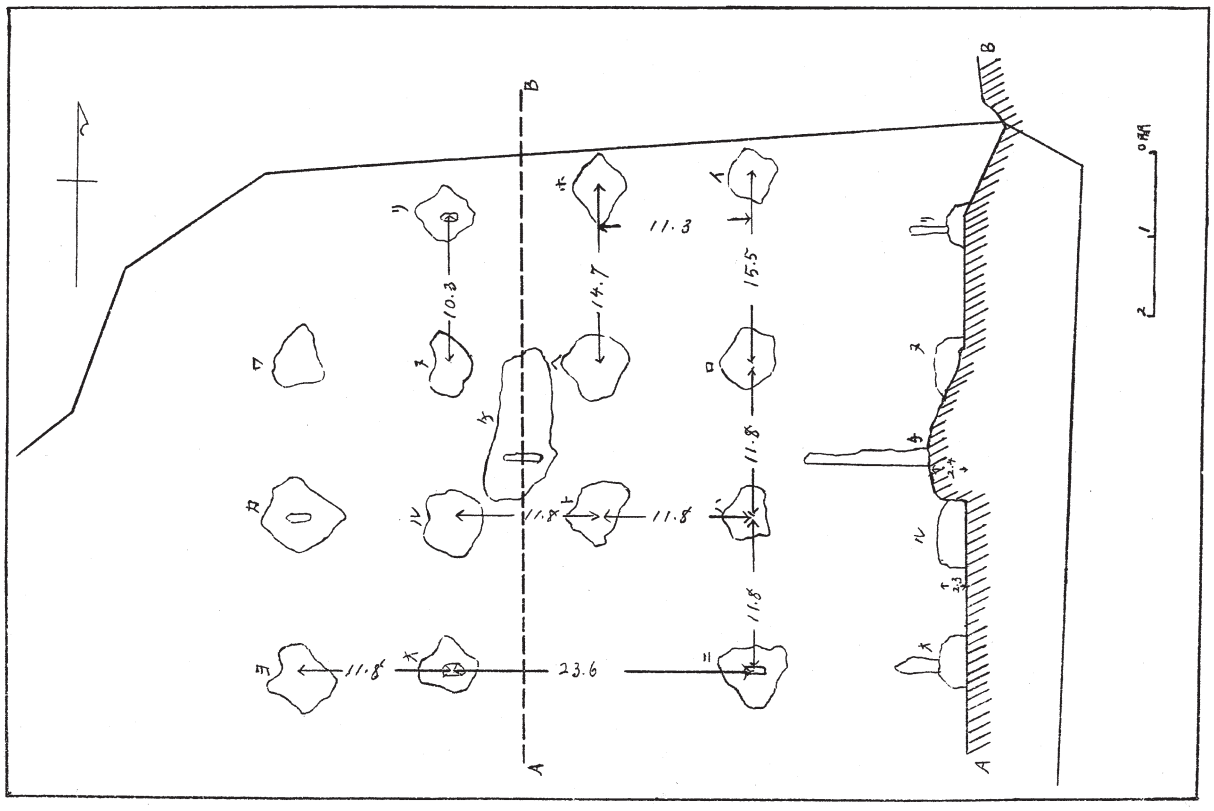

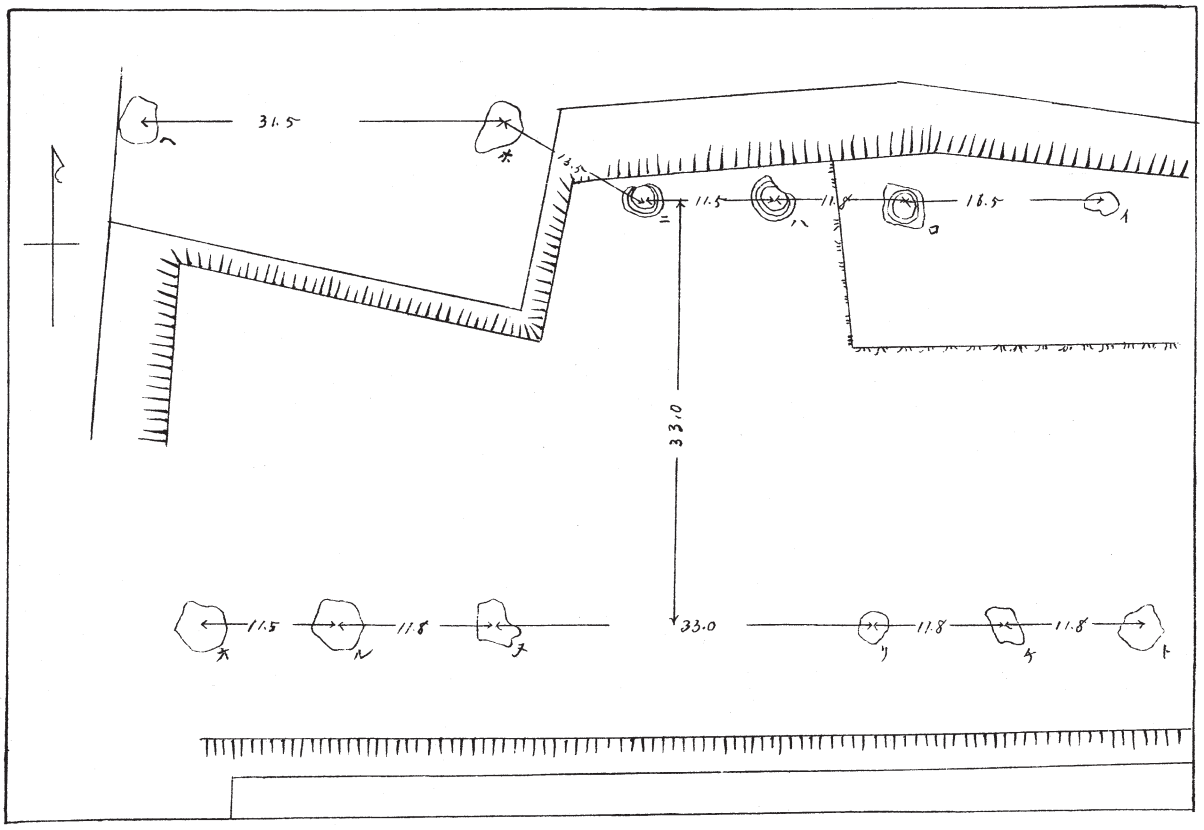

第 10 図　(内務省 1927)による塔跡(上)と金堂跡(下)実測図

番にあるものは東門跡と理解される。東門に対して西門もあったはずだが、その存否を確かめることができなかった。塔跡南方の道路にある礎石は回廊などに見なすもので、東西に通じる道路そのものがあるいは回廊の土壇かとも思われるが、土壇の前面、260 番にあるものについては未だよく分からないとまとめている。

この柴田氏の調査を受けて上野国分寺跡は史蹟となり、昭和 2 年 11 月には史蹟の管理者として、群馬郡国府村と元総社村が指定された。また、この報告に基づいて、群馬県でも昭和 4 年 12 月に『群馬県史蹟名勝天然紀念物調査報告』第 1 輯(群馬県 1929)が刊行され、上述したものとほぼ同じ内容で報告されている。

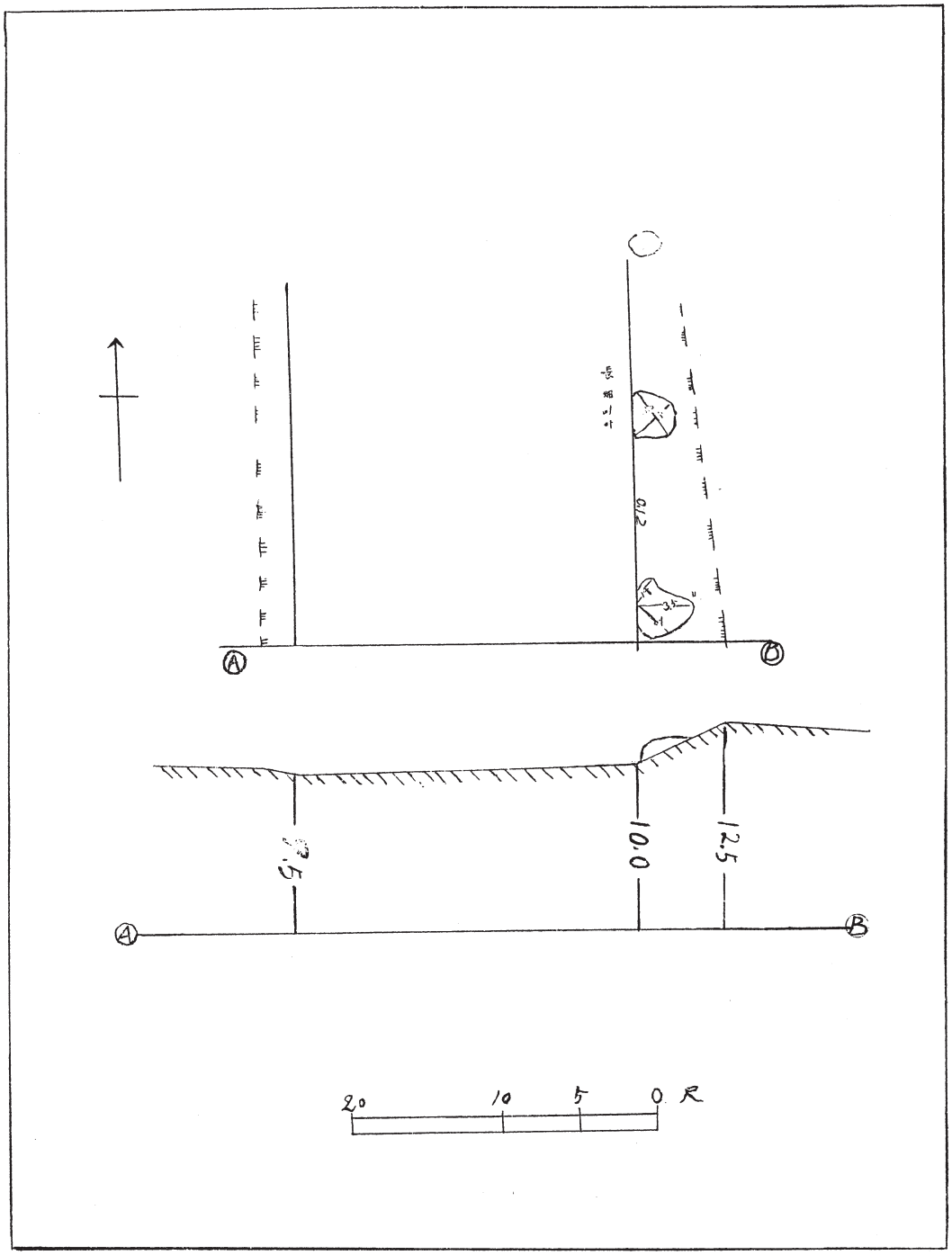

第 11 図　(内務省 1927)による前面実測図

3　第１期発掘調査以前

（1）研究史

上野国分寺跡に関する研究の嚆矢は、国史跡指定となる５年前、大正 10 年に発表された福島武雄氏による「上野国国分僧寺址考」（福島 1921）である。福島氏は、国分僧寺の寺域を東西７町、南北４町と想定した。現在の国分尼寺跡を含めたものであるが、主要堂塔を現国分寺跡の位置に配置し、その他僧房雑舎を小字薬師道南、つまり現国分尼寺跡の位置に配したと推定している。また、国分尼寺跡を現在の山王廃寺跡に比定した。

当時、主要堂塔部には土壇が２か所残っており、北の土壇を金堂、金堂の南西にある土壇を西塔に比定している。金堂跡は、馬捨場あるいは単に捨場と呼ばれており、東西 15 間・南北８間・高さ５尺の土壇で、３個の礎石が残存する。北の１個は土壇から落ちているが、南の２個は概ね原位置を保っているとし、11 尺の間隔があることが記されている。

中門跡は金堂跡の南 30 間余り、道の北側にあると推定している。福島氏が村の古老に聞いたところでは、明治初年まではここまで捨場の土壇が延びていて、礎石もたくさんあったとのことである。

西塔跡は、金堂の南西約 40 間のところにある。東西 17 間・南北 20 間・高さ３尺の土壇で、心礎と 14 個の礎石が残存する。北側の落ちた３個以外は原位置を保っており、礎石の間隔はいずれも 12 尺とされる。これ以外にも南方に３個の礎石が認められるが、中門から伸びる回廊のものか、塔を囲む塔院回廊のものであるか、あるいは後世の建物のも

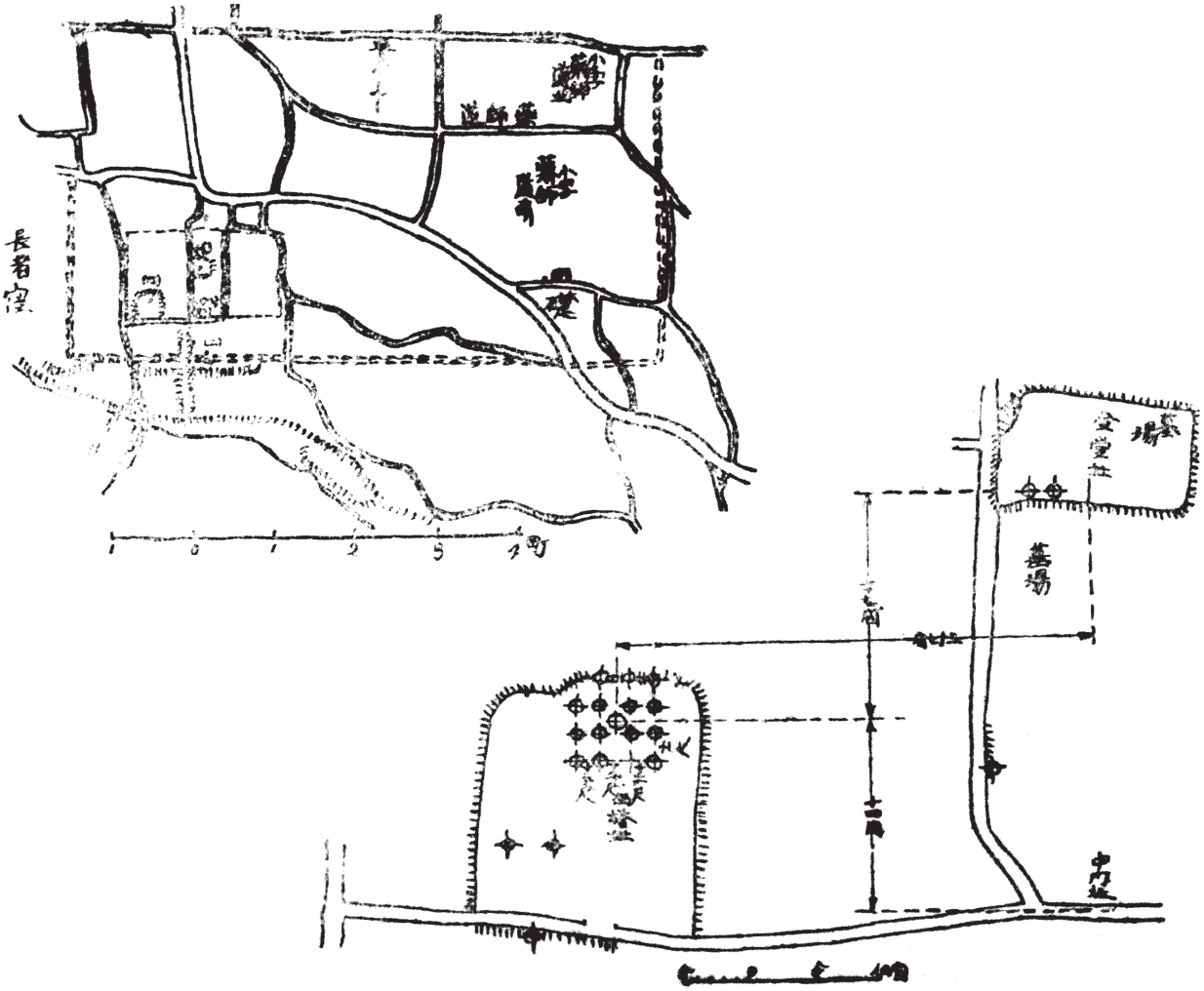

第 12 図　（福島 1921）による推定寺域図（二重破線の範囲）（左上）と礎石配置図（右下）

のかは分からないとしている。心礎は直径７尺程の自然石で、御嶽の碑が建ててある。以前は、直径２尺５寸程の円い造り出しがあったが、碑を建てる際に削り取ったとされ、その痕跡が明らかに判ると記されている。西塔跡から発見される古瓦は最も種類が多く、巴瓦、唐草瓦等各 10 数種に上り、年代の差も明らかに認められるとある。

南大門跡は、金堂の南 50 間余りのところに礎石が１個あったことから、このあたりに推定している。南大門跡から数間南へ行くと一段低くなり、この段差は東へ１町程、西は長者窪と呼ばれる低地まで約２町続いていると記されている。

伽藍配置については、「先ず南大門を入って北進する事 30 間余にして中門に達する。中門に入れば左右に東西両塔があり北は約 30 間を隔てて金堂があり更にその後に講堂がある。歩廊は中門の左右から起り東西両塔及金堂を包み屈折して講堂に連なる」と推定、回廊で囲まれた規模を東西２町、南北１町以上とした。大正 10 年当時の上野国分寺跡の様子が、図や写真とともに詳細に記されており、当時の状況をうかがい知ることのできる貴重な論考である。

次いで、宮地直一氏によって「上野の国分寺に就いて（上）・（下）」（宮地 1926a, b）が発表された。これは、文献上の新発見が契機となっている。その文献とは、九条家本延喜式の裏書にあった上野国分寺に関する遺文であり、宮地氏はそれらを収集、繋ぎ合わせて体裁を整え、初めて公表したのである。いわゆる「上野国交替実録帳」である（p.18, 19 参照）。氏は、「王代に於ける国分寺に関する文献として、これ程具体化し、しかも当事者の手に成った資料は未だ何れにも見出されて居ないので、之を以てある程度までは一般の制をも類推することが出来、真に空谷に跫音を聴く思ひあらしむるのである」と、発見の喜びを表現しているように、その後の国分寺研究に大きな影響を与える重要な発見であった。

まず、宮地論文（上）では、前述した福島氏の論考（福島 1921）を引用しながら遺跡の現状を記すとともに、七重塔が必ずしも東西両所に並立するとは限らないので、当初から１基であったとみるべきだと述べている。そして、将来的に東塔の位置を発掘して塔跡が確認できれば、東西両塔の存在を主張できるとした。あるいは、発掘によって塔ではなく、相模国分寺のように金堂の建物跡が確認されれば、現在、金堂としている土壇が講堂になるかもしれないと言及している。

また宮地論文（下）では、「実録帳」の全編を掲載するとともに、この史料によって知り得た内容と実地の状況とを対比して、上野国分寺の状況について述べている。寺域については、「築垣壹廻　四面二町」とあることから、方２町の規模を想定した。金堂を中心として四方に１町ずつとすると、東西北の三辺はだいたい小道に沿い、南辺は東西にわたる断層の方向とほぼ一致して、旧態を保存している。南大門

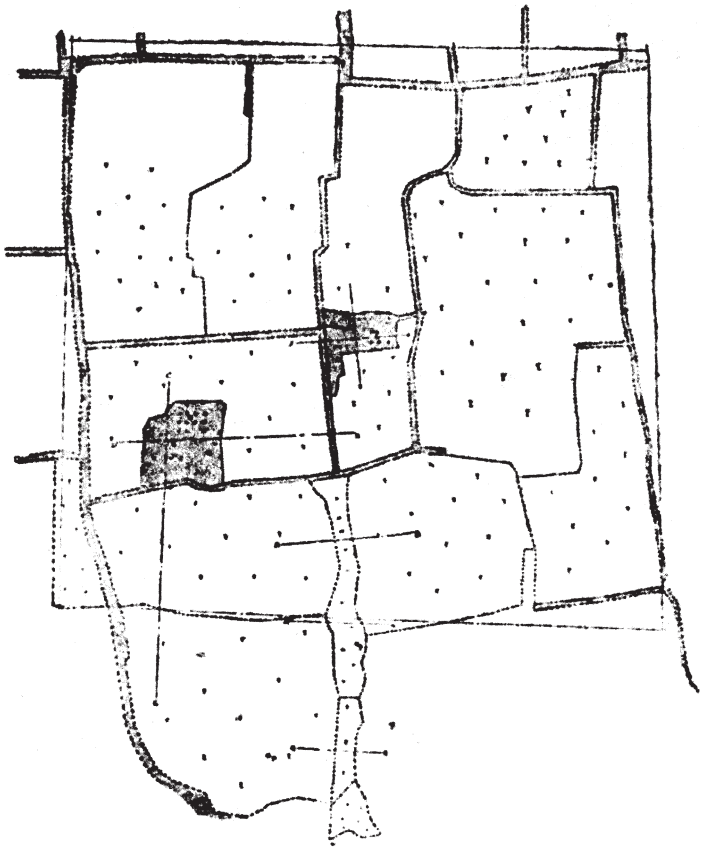

第 13 図　（宮地 1926b）による方２町の寺域

跡は、断層と中央大路の接触点に求め、中門跡は記録に欠け、礎石により推定するほかなく、塔跡も中門同様文書に見えないが、現存する礎石の形状と配置によって疑う余地はなく、金堂跡は文書に記載が見えるので立派に存在を証明できるとした。そのほか東西二門の跡は早く削平されたのであろう伝説にも残らないし、北門に至っては当初からの存在さえ明らかでないが、僧房大衆院その他の付属舎に至っても痕跡を見いだせないと述べている。

宮地氏による「実録帳」の発見、そしてその内容と実地との対比によって、金堂を中心とした方２町の寺域がここに確立されたといえるだろう。この宮地論文以降、上野国分寺は「金堂を中心とした方２町の寺域」を軸に展開していく。

翌年、史蹟指定に向けた内務省柴田常恵氏による現地調査の調査報告が刊行された（内務省 1927）。これについては、前節において詳述したとおりであるが、このなかで福島論文（福島 1921）について触れている。福島氏は、僧房雑舎を配置した場所として、東方の大字東国分字薬師道南を僧寺の寺域に含めたが、指定地との中間にある畑地にはほとんど遺瓦が存在しないことや、薬師道南は規模こそ指定地と比べて狭小だが独立した地域をなしているとして、その位置、規模、遺瓦から見れば、薬師道南こそ国分尼寺跡に当てるべきと主張した。宮地氏の「方２町」を根拠とし、さらに現地での東大門跡と考えられる礎石の発見によって、薬師道南を切り離し、初めて国分尼寺跡に比定したのである。前節でみたとおり、本報告は現地調査を承けた詳細な報告であり、その後の上野国分寺跡研究の基礎資料となっていく。

その２年後には前述したとおり、群馬県により『群馬県史跡名勝天然紀念物調査報告』第１輯が刊行された。

1938 年に刊行された『国分寺の研究』には、相川龍雄氏による「上野国分寺」が掲載されているが（相川 1938）、やはり、これも柴田報告（内務省 1927）の内容を踏襲したものである。ここでは、塔跡の東に隣接した字石堂 258 番から大正 7，8 年頃、地下２，３尺のところで数百枚の瓦片層とこれに混じって大形釘数本と寛平大宝が発見された伝聞が記されている。完全な平瓦が幾枚も折り重なっていて、明らかに塔が崩壊した姿をしのぶに充分であったという。塔跡には瓦片が少なく、20 間も隔てた東方にこのような状態で瓦が一括して発見されたのは、疑いもなく七重塔が東に向かって倒壊したことを物語っているとされた。

元総社町字小見 1,654 番と 1,655 番の境界、排水溝の東側にある 21 尺に南北に並ぶ３個の礎石について、相川氏は柴田報告（内務省 1927）同様、南大門に比定するが、「実録帳」に梁行１丈５尺と記されていることから、これらの礎石は移動したものと判断している。また、字石堂 260 番の礎石は、中門跡である可能性を指摘している。字小見 1,659 番の東南隅に１個、またほぼ南大門跡と同一線上にも１個の自然石の礎石があり、築垣の東南角のものととらえた。

その後、太田静六氏による「上野国分寺伽藍の研究」（太田ほか 1942）、「上野国分寺伽藍の諸性質（上）・（下）」（太田 1943a，b）が発表される。太田氏は、建築学的な視点から上野国分寺の堂塔について、論を展開している。

まず、塔跡について 12 天平尺等間であり、一辺は 36 天平尺とした。これは、下野・相模国とともに国分寺の塔のなかでも最大級のものとし、それらが関東地方の国分寺に占められていること、これら３国の塔が揃って中央間と両脇間が同一寸法の 12 尺で設計されていることが興味深いとしている。また、塔の南方付近に合計８個からなる別の礎石群が存在するが、礎石の配置を見ると甚だ乱雑で、到底創建当初のままとは思われないとし、国分寺時代における堂宇跡と見なすのは困難であり、恐らく後に何等かの必要に応じて、或いは御嶽信仰の際にでも、付近から持ち運ばれたものと推定されると述べている。

金堂は、原位置の礎石を基準として復元すると、

桁行７間・梁間４間で、桁行全長 82 天平尺、梁間全長 46 天平尺となり、柱間は桁行が中央間３間が 12 天平尺、脇間２間が 11.5 天平尺で、梁間は 11.5 天平尺等間であるとした。また、土壇北側で地下に埋もれている礎石３個が初めて発見されたことで、南第５列の存在が立証されたとし、梁間４間の確証を得たとする。そして、特に注目すべき点として、各柱間の間隔が非常に接近していることで、最大柱間である中央間と最小柱間である両脇間との寸法の差はわずか５寸しかない。このように小さな値は、他にはほとんど全く見られないことだと述べている。

講堂は、金堂北方の排水溝の暗渠の中に相当大きな礎石があるとし、また、それ以外にも５個の礎石があったとして、ある程度うかがわれるとした。

中門については、金堂跡の南縁から南方約 180 尺の所に、道路に沿って１個の礎石が埋没しているが、この他にも３個が最近まで８尺程の間隔で規則正しく並んでいたことは古老のよく知るところであると報告している。これまでの研究史の中で、この位置に礎石があったという報告はないので、新たな所見といえる。金堂平面の中心線にあるのみならず、参道跡のちょうど末端に位置して、伽藍全体から見ても最適な位置であるとする。

僧房は、「実録帳」に２宇の僧房の存在を記しているとして、講堂の両脇に南北棟を１棟ずつ配置したと推定する。現在の研究では、p.18 のとおり一宇との記載となっているが、宮地論文（宮地 1926b）では確かに一宇の記載が重複していることから、２宇と判断したのであろうか。

南大門は、中門の南方 100 尺の参道上に３個の礎石があるとして、この位置に推定した。柴田報告（内務省 1927）と同一見解だが、礎石は図を見る限り柴田氏が報告した３個ではなく、そのうちの２個と西斜面の１個である。西斜面のものは東斜面のものに比べて 10 尺程低く、排水溝を改修する際に発見されたものという。極めて安定した状態で、下部には根石も存在したという伝聞が添えられている。これもまた、これまでになかった新たな事実である。

北門は、金堂の北方 300 尺に排水溝を改修する

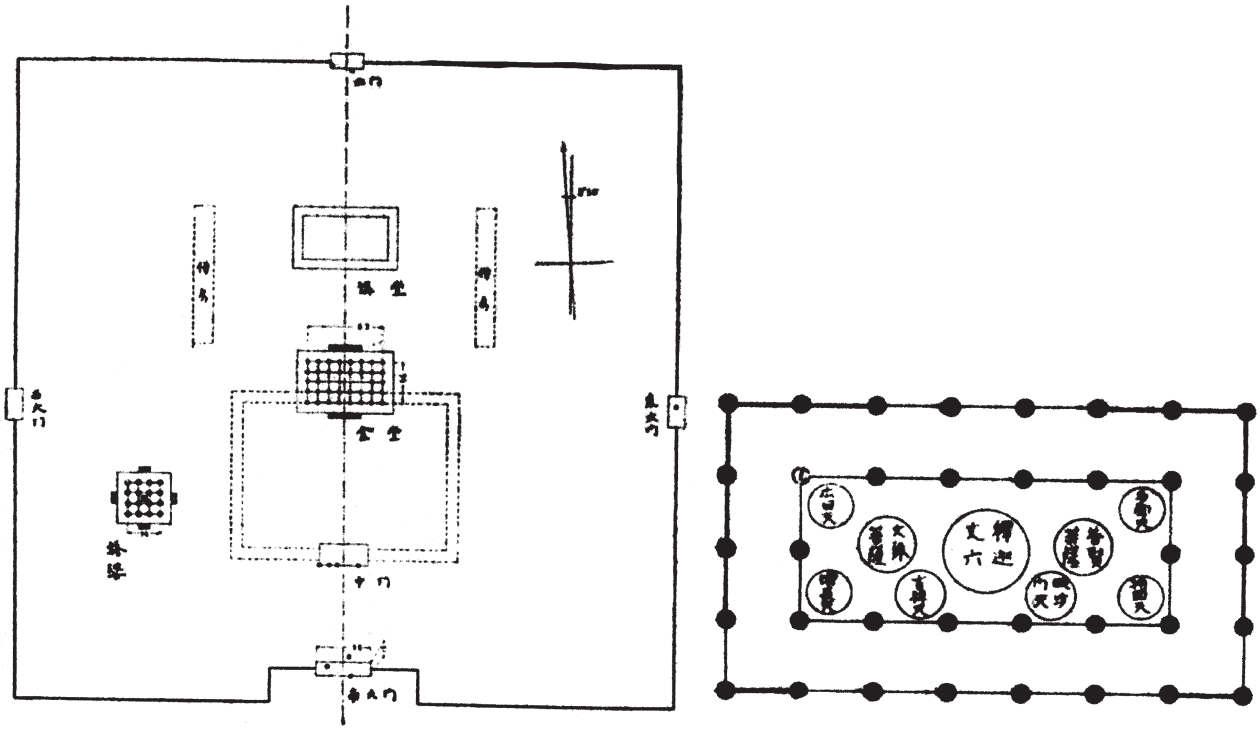

第 14 図　（太田 1943a, b）による伽藍配置と金堂内安置諸像の推定図

際、礎石が発見されたが、その東方わずかな所にもかつて礎石が存在したことは土地所有者の語るところであると報告している。

また、寺跡のちょうど中央を通って、真っ直ぐ南へ凹地が通じているが、この凹地は中門跡まで真っ直ぐに通じるのみならず、この凹地の中心線と金堂平面の中心線とは完全に一致して、これが当初の参道跡に相当することを遺憾なく立証しているとし、凹地が参道であるとの見解を述べている。

全体的には、寺域は小道と一致して明瞭にうかがうことができ、注意してみると現状や地籍図上に国分寺時代の様子をそのまま伝えられていることが知られる。そして、方２町の境内の中心を通って、南大門・中門・金堂・講堂等の主要伽藍が一直線上に並び、塔は金堂の西南方へ設けられた。これらの堂塔は、いずれも正北に面しておらず、東へ３°50′程振れて営まれているとした。

最後に、「実録帳」の記述を引用しながら、金堂内に安置された諸仏像の配置について言及している。そして、金堂平面からそこに安置された諸像に至るまで知り得るのは、数ある国分寺のなかでも上野国分寺だけだとして、その価値を高く評価している。

戦後は、尾崎喜左雄氏による「上野国上代寺院についての一考察」、『前橋市史』第１巻に掲載された「上野国分寺」(尾崎 1949,1971)や堀井三友氏の『国分寺址之研究』(堀井 1956)などがあるが、いずれもこれまで見てきた研究史に基づいたものである。また、石田茂作氏は『東大寺と国分寺』のなかで、独

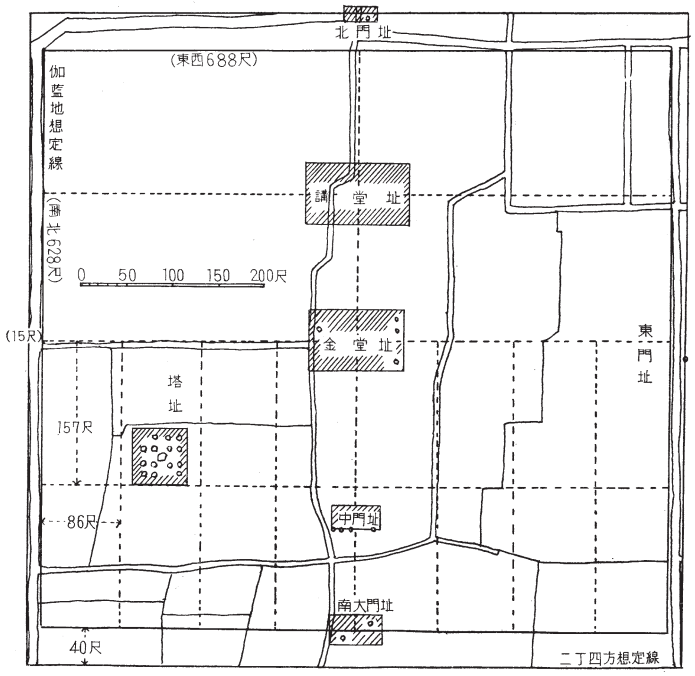

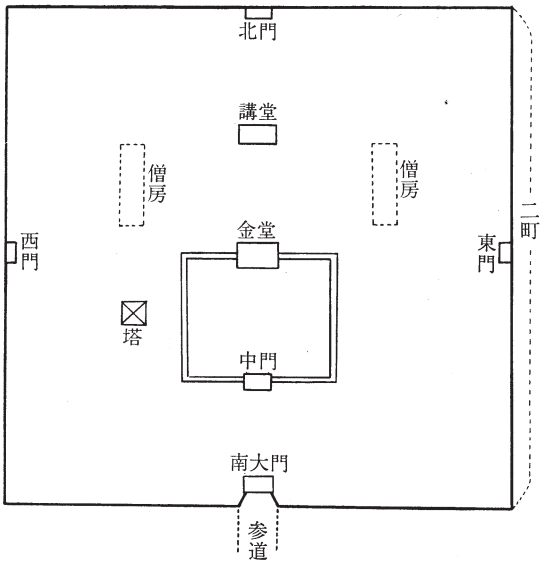

付図 1～6　上野国分寺址実測図
(太田静六氏実測図並柴田常恵氏の調査報告により作図)

(1)　金堂心より北門址までの距離＝60間
(2)　金堂心より北門址までの距離＝金堂心より東門址までの距離
(3)　金堂心より北門址までの距離＝金堂心より西道路までの距離
(4)　金堂講堂心々距離＝157尺
(5)　金堂講堂心々距離×２＝金堂南大門心々距離
(6)　(金堂中門心々距離)：(中門南大門心々距離)＝3：2
(7)　塔基壇の対角線＝伽藍地東西の$^{1}/_{8}$
(8)　塔基壇一辺長×２＝金堂基壇対角線
(9)　塔基壇一辺長＝南大門基壇間口
(10)　金堂基壇平面＝黄金矩形
(11)　講堂基壇平面＝黄金矩形

第 15 図　(石田 1959)による伽藍配置(左)と(尾崎 1971)による伽藍配置推定図(右)

自の地割と建築の大きさの関連による方法論から、上野国分寺の伽藍配置を推定している(第15図)(石田 1959)。

以上、これまで見てきた研究史をまとめてみると、寺域中央の土壇を金堂、南西部の土壇を塔に比定することは、全員一致している。南大門の位置については、宮地氏が南辺の段差と中央参道との接点とするのに対し、福島、柴田、太田、石田、尾崎の各氏は、それよりも内側に入った礎石が露見している位置とした。なかでも太田、尾崎両氏は、南辺築垣を段差の位置に想定したのかは明らかでないが、南大門の位置で築垣が内側に屈曲する形を推定している。

(2)発掘調査

昭和45年に、上野国分僧寺と尼寺の中間地域で発掘調査が行われた(群馬県教育委員会 1971)。周辺地域が急激に開発される傾向にあり、開発諸事業との調整を図るため、遺跡の性格を明確にする必要性が生じたことによる。発掘調査は、群馬県教育委員会が主体となり、第16図のように原則3m四方のグリッドを東西約212m、南北約173mの範囲に設定して調査が行われた。

この調査では、東大門推定地に当たる東辺道路を挟んだ東側のグリッドで、礎石1個が検出された。しかし、周囲の状況からすでに移動したものと判断された。また、僧寺南東角から北へ約35m、東辺の道路から東へ約100mのグリッドで、幅2.5m、深さ1.5mの東西方向の溝と、この溝の北側に沿って版築によって非常に堅くつき固められた幅1.5mの道路状の遺構が検出された。さらに、道路状遺構の北側には小規模な側溝状の溝が2条走る。年代は、構築手法と地層的検討等から奈良時代のものと判断された。この溝と道路状遺構の北15mのグリッドでは、「東院」と墨書された9世紀後半の須恵器椀が出土したことから、これらは僧寺の東院の周囲を限る堀と築垣の基礎ではないかと報告されている。

昭和49年には、本史跡地に初めて発掘調査の手が加えられた(群馬町教育委員会 1975)。寺域北辺の町道を拡幅する計画が上がったためで、寺域を確認するための調査が行われることとなった。しかし、寺域北辺部はすでに道路となっていること、民家が密集していることなどの条件から、寺域北限を確認することは困難であろうと推察されたため、寺域南限部分にもトレンチを設定して南限をつきとめ、それを基準として従来から考えられた方2町の規模を推定して北限を割り出そうとした。トレンチは、南辺東側に南北方向に2本、北辺東側に東西方向に7本、南北方向に2本、計11本を設定して調査が行われた(第17図)。

その結果、南辺部ではA・B両トレンチとも築垣跡が検出された。東西に走向をとり、軸線は6°程北に振れている。規模は基部幅4m・上幅2.5m程の断面台形状を呈し、寺域内からの高さ50㎝、寺域外からの高さ1.2mで、寺域内は一段高く整地されていた。築垣外側は濠がめぐり、その内側に1.8m程の犬走りが走り、そこから築垣が立ち上がっている。基部から50㎝程のところまではロームが削り出されており、その上部は有機質土である。築垣の上端はやや耕作による攪乱が見られたが、10㎝強の版築の痕跡が認められた。築垣の上部を覆う土層にAs-Bが認められたことから、As-B降下以前には崩壊していたと推定された。Bトレンチにおける所見もAトレンチと全く同様であるが、総じてAトレンチより原形をよく残しており、往時の築垣の雄大さがしのばれると報告されている。

一方、寺域北辺部のトレンチでは、築垣をはじめ国分寺に関係する遺構は全く確認することができなかった。室町時代頃と考えられる方形小ピットや墓壙が検出されたほか、室町時代以降に流水によって土砂が押し流された形跡が認められている。砂層中には近世の陶器片、五輪塔残片が含まれていることから、かなり長期にわたって水流に洗われたことが確認された。

この調査によって、はじめて南辺築垣が確認されるとともに、南辺の段差をもった地境が築垣に一致することが明らかとなった。

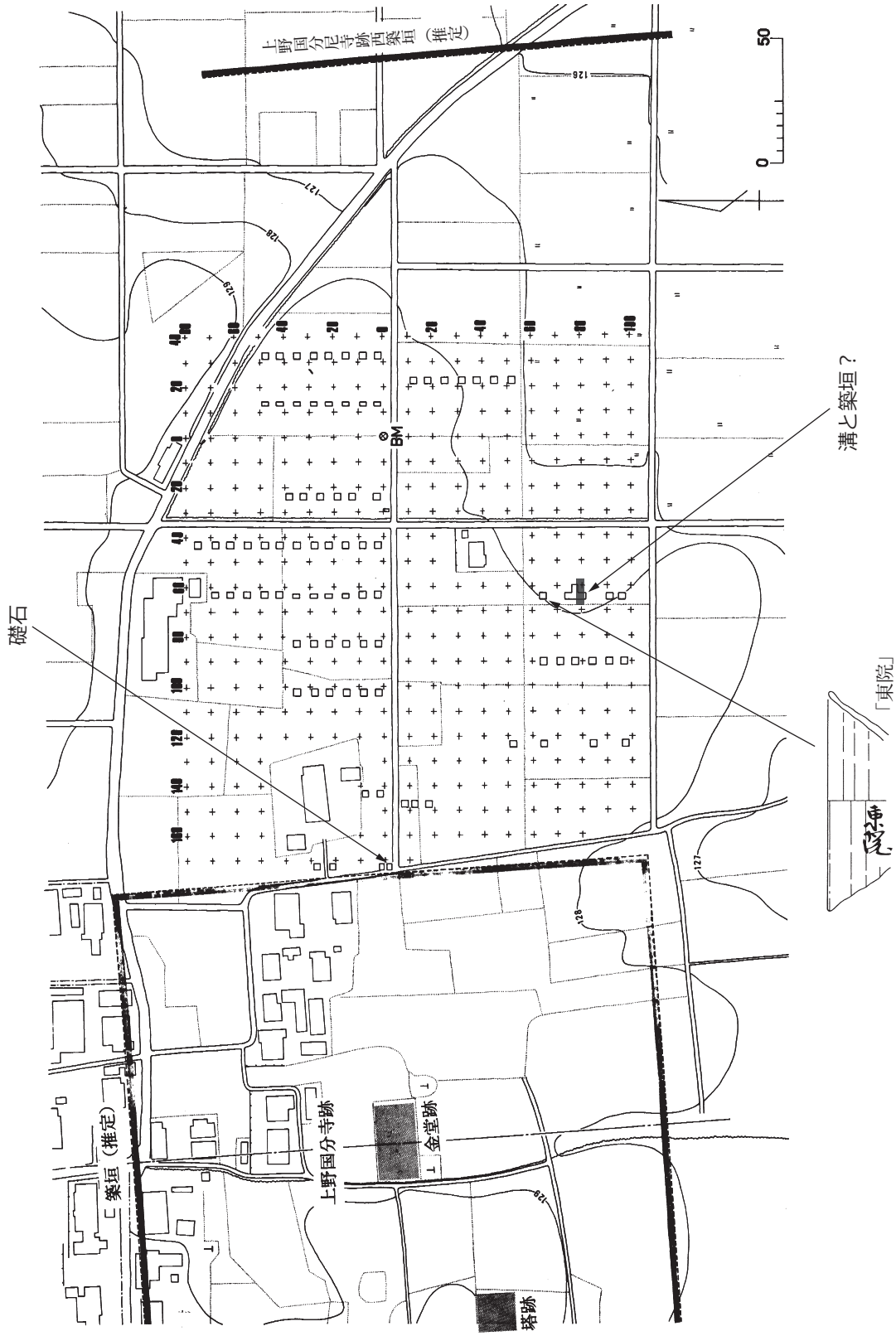

第 16 図　昭和 45 年調査のグリッド配置と検出された遺構・遺物（群馬県教育委員会 1971 より、一部加筆）

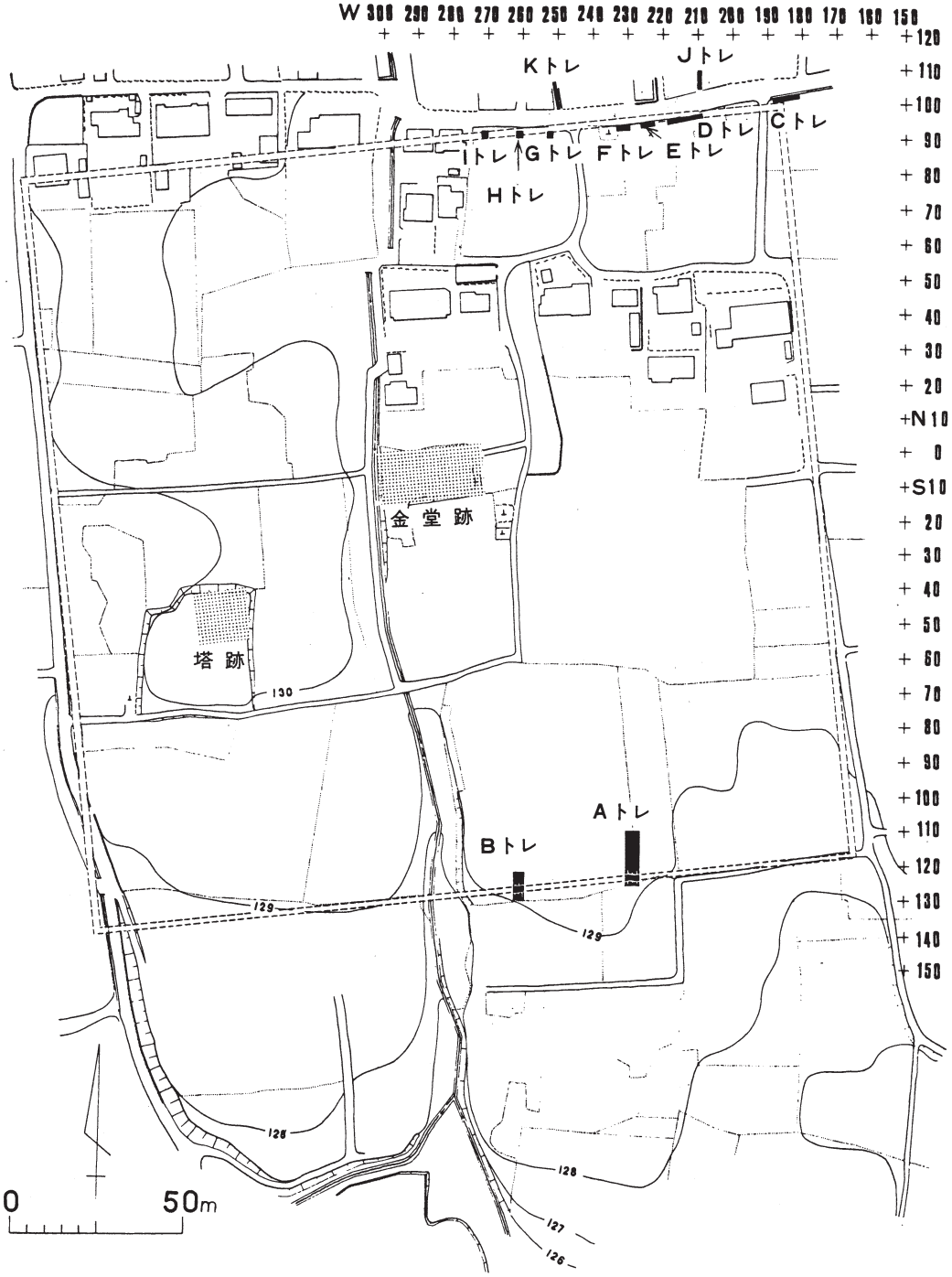

第 17 図　昭和 49 年調査のトレンチ配置図（群馬町教育委員会 1975 より）

4　第１期発掘調査の概要

第１期発掘調査（以下、第１期調査という）は、昭和 55 ～ 63 年度にかけて、９か年にわたって行われた。年度別の調査区や目的は、第３表、第 18 図のとおりである。ここでは、第１期調査の成果を概観することで、上野国分寺の伽藍配置や堂塔の様子がどのようにとらえられていたのかを再確認する。以下、各堂塔について記す。

（1）七重塔

寺域南西部に土壇が残り、心礎を含め 15 個の礎石が残存していた。土壇は南北約 37 m・東西約

35 mで、北西隅部がＬ型に抉られた形状を呈す。礎石は土壇の北部にあり、土壇は南側礎石から南に約 23 m、西側礎石から西に約 13 m、東側礎石から東に約７mまで伸びている。昭和 57 年度第 19 次調査として、塔心礎を中心に南北・東西方向にトレンチを設定し、併せて基壇の四隅を確認する位置の面的な調査が行われた。さらに、土壇南部を昭和 63 年度第 35 次調査として調査を実施した。

建物の平面形は３間×３間で、柱間は 12 尺(360㎝)等間である。築土の状況は、南西隅で見ると旧表土を浅く掘り下げて、その上に黒褐色粘質土を厚さ 20㎝に積んで固め、その端から 70㎝内側に入ったところから黒褐色土を主体とした土を用いて、１単元の厚さ５㎝で版築様に積んでいる。基壇外装については、東辺中央部で角閃石安山岩切石が６個１列１段に並んであるのが検出され、その一部と考えられた。切石は幅 30 ～ 40㎝、高さ 21㎝、厚さ 15㎝前後で全長は 200㎝、東面を揃えるようにして並べられている。建物の方位と一致し、中心からの距離は 960㎝である。この部分は、東側階段の下に入る位置であり、基壇東縁の位置を示す地覆石と判断された。

これにより、建物は 12 尺等間で一辺 36 尺の規模、基壇の出 14 尺で基壇長は 64 尺(19.2 m)四方であることが明らかとなった。基壇高は旧地表面と礎石上面との比高から４尺(120㎝)と推定、造営にあたって基準とした方位軸(以下、方位軸という)はＮ－１°22′－Ｗとされた。

一方、第 35 次の土壇南部の調査では、土壇の各縁辺に径 50 ～ 100㎝の自然石を１ないし２段に積んで土留めとし、その下に拳大～径 20㎝大の礫を幅 35 ～ 55㎝の帯状に敷き並べている状況が検出された。土壇中には、多量の瓦片と礫、また石を砕いた際に生じる鋭い稜を持った小破片と粉末状になった石片が多量に混じっていた。これらの中には、Ｌ型の切り込みを持った角閃石安山岩切石の大型破片も含まれており、塔基壇の外装材の一部と考えられた。土壇南部の構築時期については、地表下 150 ～ 160㎝で As-B の堆積が確認されたことから後世に造られたものであり、国分寺とは直接関係するものではないことが確認された。年代的には、礎石上に碑が建てられた明治20年頃と推定している。なお、縁辺の土留め用に使われている大きい石は、その形状と石質から国分寺の建物の礎石と見られること、また多量に使われている玉石、礫も国分寺の用材であったと考えられることが報告されている。そして、この土壇が築かれた際に、その用材を得るために礎石の抜取りを始めとして、相当な規模で国分寺の遺構の破壊が行われたものと考えられるとまとめている。

(２)金堂(現講堂)

寺域中央の土壇を金堂として、調査が行われた。発掘調査は、昭和 59 年度第 25 次調査として実施され、土壇のほぼ全面が調査されている。

この調査では、身舎柱北列の３個及び側柱南列の５個、計８個の原位置の礎石と、移動ないし落とし込まれた礎石８個の、計 16 個の礎石が確認された。ほぼ指定当時の状況(内務省 1927)を確認しているが、南西隅にあった原位置の礎石１個は失われている。また、側柱北列の落とし込まれた礎石群は、太田氏の論考(太田ほか 1942)に記載のあるものであろう。さらに、身舎柱北列中央の１間分で玉石列が検出された。礎石間に 40 × 30㎝大の扁平な玉石５個が一列に並んでいたが、西側部分は攪乱を受けており、本来は７個であったとされる。これは本尊仏の背後に当たる位置であることから、来迎壁の地覆石と判断された。

基壇築土は、標高 128.75 m付近にあった生活面の表土を浅く掘り込んで地山の硬い部分まで出し、黄褐色土や灰白色土の小塊を少量含む黒褐色粘質土を、１単元６～ 14㎝の厚さで硬く叩き締めて積んでいる。側柱南列礎石の中心から 330㎝の位置で、築土の立ち上がりが確認され、基壇南縁を示すものと判断された。この築土の底面と内部には、瓦の小破片が多数含まれているのが確認されている。原位置にある基壇外装材は検出されなかったが、南縁部

の攪乱を受けた基壇上面から凝灰岩切石の破片が出土していること、金堂の廃材を捨てたと考えられる15トレンチ瓦溜まりからL型の切り込みを持つ凝灰岩切石が出土していることから、凝灰岩切石による壇上積基壇であったと考えられた。方位軸は、N−2°30′−Wである。

基壇上やその周辺には、多数の墓壙が掘られていたが、埋土中から宝篋印塔や五輪塔の部材が出土している。この中には年号が刻まれたものがあり、そのうち最も古いものは至徳4年(1387)で、応永・永享・嘉吉など1380〜1440年代が多かった。このことから、金堂の廃絶はそれ以前と判断された。この調査では、建て替えや大規模な改修の痕跡は確認されていない。

現在、この調査成果に基づき、現地に基壇が復元されている。身舎の桁行11−12−12−12−11、梁行11.5−11.5に11尺の庇がめぐる規模の建物に、基壇の出11尺、基壇高3.5尺の凝灰岩による切石積基壇である。

(3)講堂(旧想定による呼称)

昭和56年度12トレンチとして、調査が行われた。以前は民家が建っていた場所で、基壇の高まりや礎石の残存などは全く確認できない状況であった。調査の結果、金堂の北側に比べて地山の検出面が70〜80㎝低くなっており、遺構はほとんど削平されていたが、9か所で礎石据付穴と考えられる掘り込みが検出された。それらは金堂の中軸線と合うとして、建物の中央間の部分と想定し、桁行13−14−13、梁間は11尺等間と推定された。方位軸はN−4°−Wである。

また、建物の前面で、東西方向に並ぶ柱穴列(SA01)が検出された。造り替えが行われていることから2時期確認でき、出土遺物から新期が9世紀前期とされている。この柱穴列の性格については、講堂に関係する柵列か塀の可能性も指摘されたが、方位軸が異なっているとして不明とされた。

(4)僧坊

僧坊については、全く痕跡を確認することができなかった。後日、調査成果に基づいて描かれた推定復元図(第21図)では、講堂の北側に配置されていることから、この位置に推定したことがうかがえる。

(5)中門

研究史にならいS35−E25周辺を中門と想定して、昭和60年度第29次調査区の調査が実施されている。その結果、中門と断定しうる遺構は検出されなかったものの、調査区南端S34.3−E23.5の位置で根石状遺構1基が検出され、中門の根石と推定されている。この北側には同様の遺構が確認できなかったことから、北側柱列のものとして門は南側に伸びると想定されたが、南側は後世の堀(SD10)によって破壊されており、確認は不可能であった。

(6)回廊

昭和55年度11トレンチ、昭和57年度第17,18次として西面回廊を、昭和56年度15トレンチ、昭和59年度15トレンチ拡張区で東面回廊の調査が行われているが、回廊と断定しうる遺構は確認されていない。しかし、可能性を示すものとして、11トレンチS9−W1の位置で根石状遺構が検出されていること、第17次調査区でW12〜13を境にして段差が認められ、回廊造成のための整地がなされたことが報告されている。また、西面回廊に当たると想定された位置で、2×9間以上の南北に長い掘立柱建物(SBO9)が検出されたが、回廊ではなく国分寺の施設の一つとの報告がなされている。

(7)鐘楼・経蔵

鐘楼・経蔵については、全く痕跡を確認することができなかった。

(8)南大門

昭和58年度第23次、昭和59年度第23次西拡張区として、東部及び西部の調査が行われている。中央部分については、後世に大規模な堀が掘削されているため、調査対象外とされた。この調査によって、東側柱に当たる3個の礎石が検出され、梁行2間、柱間10.5尺(315㎝)の構造であったことが確認されている。「実録帳」には、「南大門壹宇　長伍丈捌尺　廣壹丈伍尺　高壹丈参尺」とあって梁行15

第３表　第１期調査の年度別調査区(『史跡上野国分寺跡発掘調査報告書』1989 より)

年　度	調査次	位　　置	目　　的	調査面積m²	調　査　期　間	備　　考
昭和55			寺域の確認。主要伽藍の概況の確認	合計　822	昭和55年12月10日～昭和56年３月28日	
(1980)						
	１Ｔ	寺域南部		66		
	２Ｔ	塔跡の南方		60		
	３Ｔ	塔跡の西方		61.5		
	４Ｔ	塔跡の北北西方		114		
	５Ｔ	金堂の東方		79.5		
	６Ｔ	史跡地北西隅		106.5		
	７Ｔ	講堂跡の南方		55.5		
	８Ｔ	講堂跡の北方		34.5		
	９Ｔ	寺域南辺		90		
	10Ｔ	金堂跡の南方		63		
	11Ｔ	塔跡の東方		91.5		
昭和56				合計1,629	昭和56年４月13日～昭和56年12月26日	
(1981)						
	５Ｔ	金堂の東方、東大門	金堂東側、東大門付近の状況調査	457.5		昭和55年度調査の継続・拡張
	11Ｔ	北拡張		26		
	12Ｔ	金堂の北方、講堂跡の南側	北辺部、僧房、講堂の確認。	654		
	13Ｔ	寺域東北部	東辺部の確認、雑舎などの確認	165		
	14Ｔ	金堂の東方	金堂東側の状況調査	37.5		
	15Ｔ	金堂の南東方	回廊の確認と建築遺構の所在確認	289		11Ｔの東延長線上
昭和57				合計1,459.5	昭和57年４月22日～昭和57年10月30日	
(1982)						
	16	寺域南東隅および南部	南東隅の確認、南側の状況調査	222		
	17	塔跡南西方(一部を拡張)	西面回廊と回廊西南角の確認	413		11Ｔ南側に接する
	18	金堂の西方	金堂西方の状況確認、回廊の確認	438.5		
	19	塔跡周辺	塔基壇およびその周辺の確認	386		３Ｔ･11Ｔに接する
昭和58				合計1,884	昭和58年４月26日～昭和58年12月17日	
(1983)						
	12Ｔ	拡張	柱穴列（ＳＡ01）全容の確認	125		昭和56年度の拡張
	20	講堂跡と北辺築垣推定位置の間	僧房の確認、寺域北辺の状況確認	977		
	21	史跡地北西隅の墓地跡	北辺築垣の確認	116		
	22	金堂の南方	中間・南面回廊の確認	401.5		
	23	寺域南辺の中央部	南大門・南部築垣、ＳＢ02全容の確認	264.5		１Ｔの拡張
昭和59				合計1,895	昭和59年６月４日～昭和60年１月31日	
(1984)						
	15Ｔ	金堂の南東方（拡張）	東面回廊の確認、瓦溜の全容確認	394.5		昭和56年度の拡張
	23	南大門跡西側（拡張）	南大門西端部の確認	55		昭和58年度の拡張
	24	南西隅、塔跡の南西方	寺域南西隅、西辺築垣の確認	213.5		７Ｔ北側に接する
	25	金堂跡	金堂の規模、構造の確認	488		
	26	金堂跡の北西方	金堂北西方遺構の状況確認	744		
昭和60				合計1,701	昭和60年７月15日～昭和61年３月５日	
(1985)						
	27	塔跡南側、南辺築垣および寺域外	寺域南西部、南辺築垣の確認	884		
	28	南大門跡の南側、溝状窪地内	参道の確認、溝状掘り込みの確認	54		
	29	金堂跡の南側	参道、中門の確認、墓壙等確認	763		
昭和61				合計1,705	昭和61年７月29日～昭和62年３月17日	
(1986)						
	30	塔跡南側、南辺築垣西半部	修造用遺構、南辺築垣の確認	640		27次の追加調査
	31	寺域南外側西半部、30次の南側	寺域南外側の地形と遺構の確認	951		
	32	史跡地東辺中央部の東外側	東大門推定地東半部の状況の確認	114		
昭和62				合計　661.5	昭和62年10月28日～昭和63年２月18日	
(1987)						
	33	寺域北東部	遺構の有無の確認、旧地形の調査	298.5		20次の東方
	34	寺域北西部	遺構の有無の確認、旧地形の調査	363		４Ｔの東側
昭和63				365	昭和63年10月11日～平成元年２月18日	
(1988)						
	35	塔跡南側	塔跡南側土壇、瓦散布状況の確認	365		17次の西側

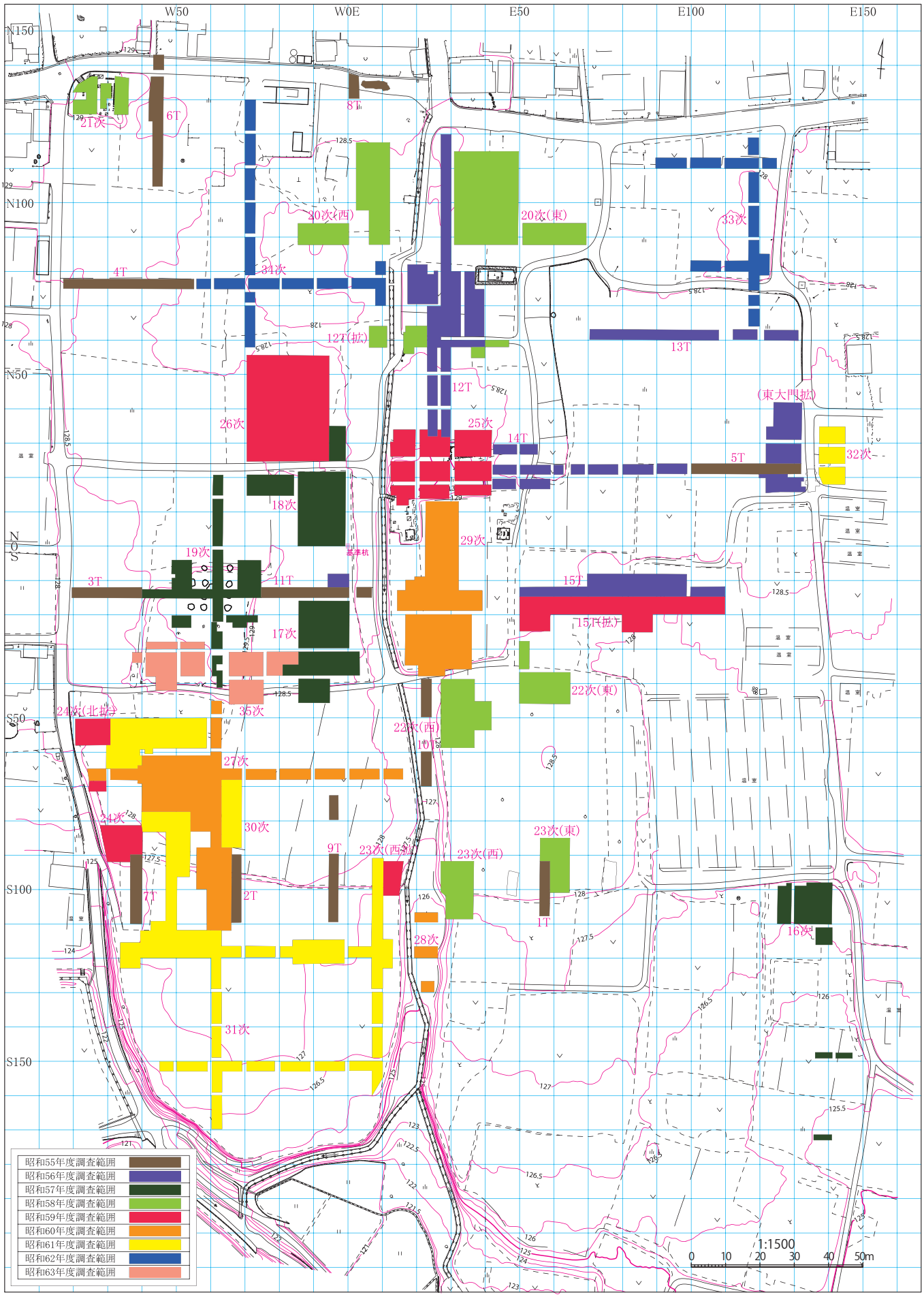

第 18 図　第１期調査の年度別調査区配置図

尺との記載があるが、これとは異なるものであった。また、乱石積基壇の基壇縁と考えられる石列が２条検出されており、建て替えの可能性が指摘されている。第 23 次西拡張区は、南大門に関連する遺構は確認されなかったが、堀の埋土中 S101−E13.5 の位置で、動かされた礎石１個が検出されている。

（9）東大門

昭和 56 年度５トレンチ東大門拡張区として道路西側、昭和 61 年度第 32 次調査区として、道路東側の調査が実施されている。その結果、N17−E132 の位置で礎石１個が検出された。この礎石は、位置と状況から見て史跡指定時に確認されたものとされたが、検出状況から原位置からは移動していると判断された。また、昭和 45 年に発見された礎石は確認できず、大型の石を破砕したと見られる石３個が検出され、これらがその残痕と考えられた。

(10)築垣

昭和 49 年の調査で、段差となっていた地境で南辺築垣が検出されたことから、この段差を中心に調査が行われた。昭和 55 年度１トレンチで南辺東側、２,９トレンチで南辺西側が、さらに昭和 59 年度第 24 次、昭和 60 年度第 27 次、昭和 61 年度第 31 次調査において南辺西側の調査が行われ、築垣基部が確認されている。特に、東側の南大門に取付く箇所では、幅 180㎝程に黄褐色土と黒色土を交互に積んだ明瞭な版築による本体下部が検出されている。また、南北に 180㎝の間隔を持って一対の柱穴が検出され、寄せ柱と判断された。南辺東側の方位軸は、E−３°50′−Nである。

一方、南辺西側については一直線にならず、屈曲する状況が観察された。寺域南西隅にかかるように谷が入り込んでおり、その地形上の制約によるものとして、埋め立て造成工事によって築垣を一直線状に造ろうとした痕跡は認められず、創建当初からこのような形状であったと判断されている。また、この箇所で、基部盛土を掘り込む 11 世紀初頭〜前半の住居跡が検出されたことから、南辺築垣は 11 世紀初頭までには壊滅状態となっていたとされた。

北辺については、南辺築垣から２町の位置、または金堂の中心から１町の位置の２案が想定され、それを明らかにすべく昭和 55 年度６,８トレンチ、昭和 56 年度 12 トレンチ、昭和 58 年度第 21 次、昭和 62 年度第 34 次によって調査が行われている。その結果、南辺築垣から２町の位置に当たるＮ 120 付近では築垣や柵列、溝など区画施設の痕跡は検出されなかった。また、金堂から１町の位置に当たる寺域北西隅の第 21 次調査区でも明瞭な築垣の痕跡は確認されなかったが、北側に接する町道との間に段差があることが確認された。８トレンチでは後世のものであるが、Ｎ 135 〜 136 の位置に人頭大の玉石が東西方向に並べられているのが確認され、境目を示すものとされた。これらの検出状況から、北辺は金堂から１町の位置、つまり西側北辺道路との境界付近にあったと想定できると判断された。

西辺及び東辺については、道路際までの調査が実施されているが、築垣は確認されていない。昭和 57 年度には、寺域南東隅に当たる第 16 次調査区の調査が実施された。ここでは、地山が階段状に削られた状況が確認され、築垣基部の形状を示すことや谷地形との関係から、南東隅を S99−E135 を中心とする位置にあてた。そして東辺築垣は S99−E135 を起点にして、調査グリッド軸の方位に合わせて北へ伸びると推定された。

(11)その他の遺構

寺域南西部で、４×２間の東西棟で南北に庇を持つ掘立柱建物(SB12)が検出された。総長は東西 930 ×南北 1010㎝、身舎は 930 × 530㎝で庇の柱間は南北ともに 240㎝となる。東側には目隠し塀と考えられる柱穴列を伴っている。このSB12 は、柱穴埋土中に瓦片や平安時代の土器片が含まれないこと、１期のみで比較的短期間であることから、塔の建立に際して設けられた施設と推定された。

南辺築垣から３ｍ程内側、S87 〜 94−E57 〜 61 の位置で、南北 6.8 ｍ×東西 5.6 ｍの基壇建物(SB02)が検出された。周囲に比べ 15 〜 20㎝の高さを持ち、軽石混暗褐色粘質土を固く締めて造られ

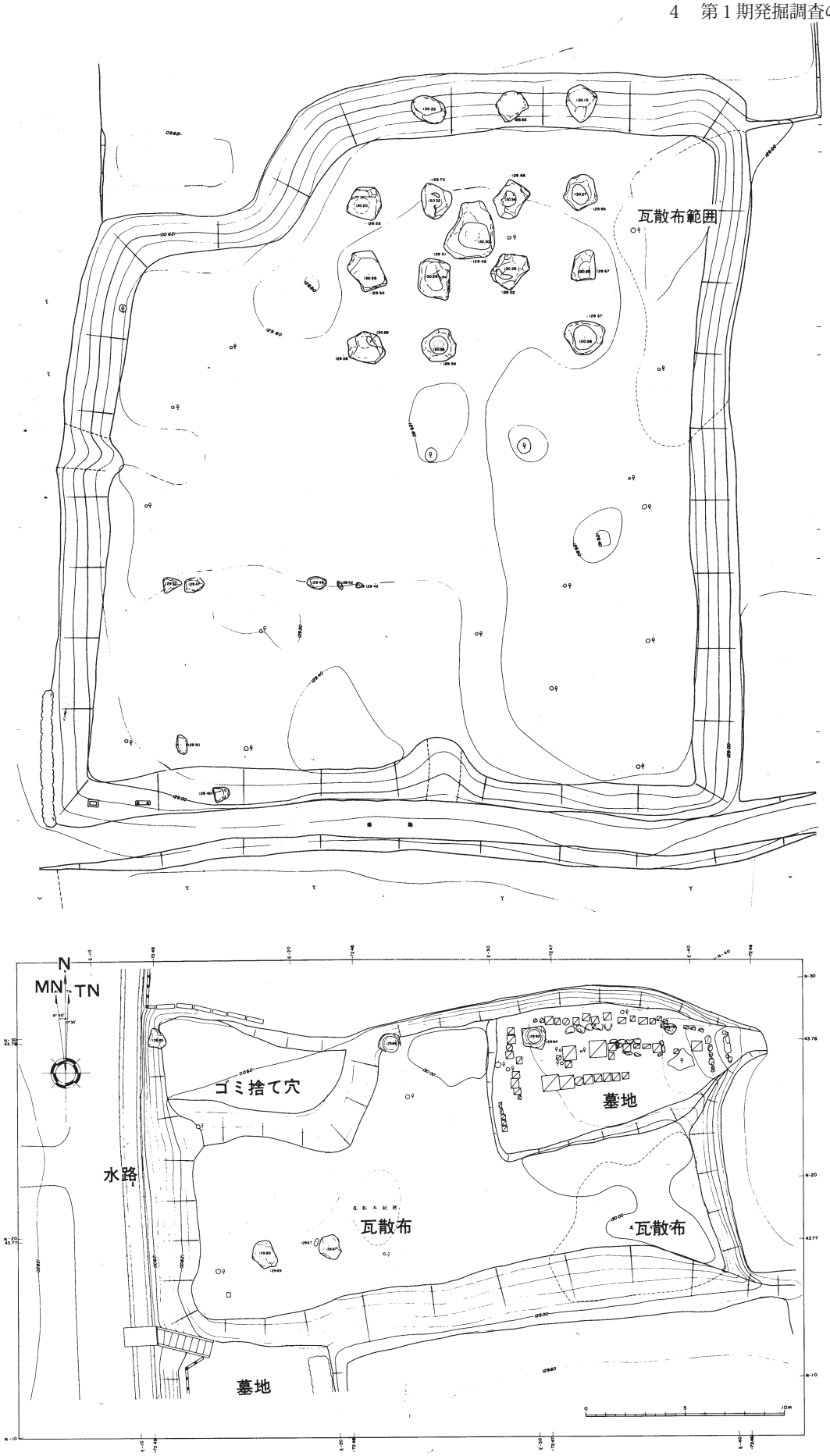

第 19 図　第１期調査直前の塔跡（上）と金堂跡（下）の状況（s=1/300）

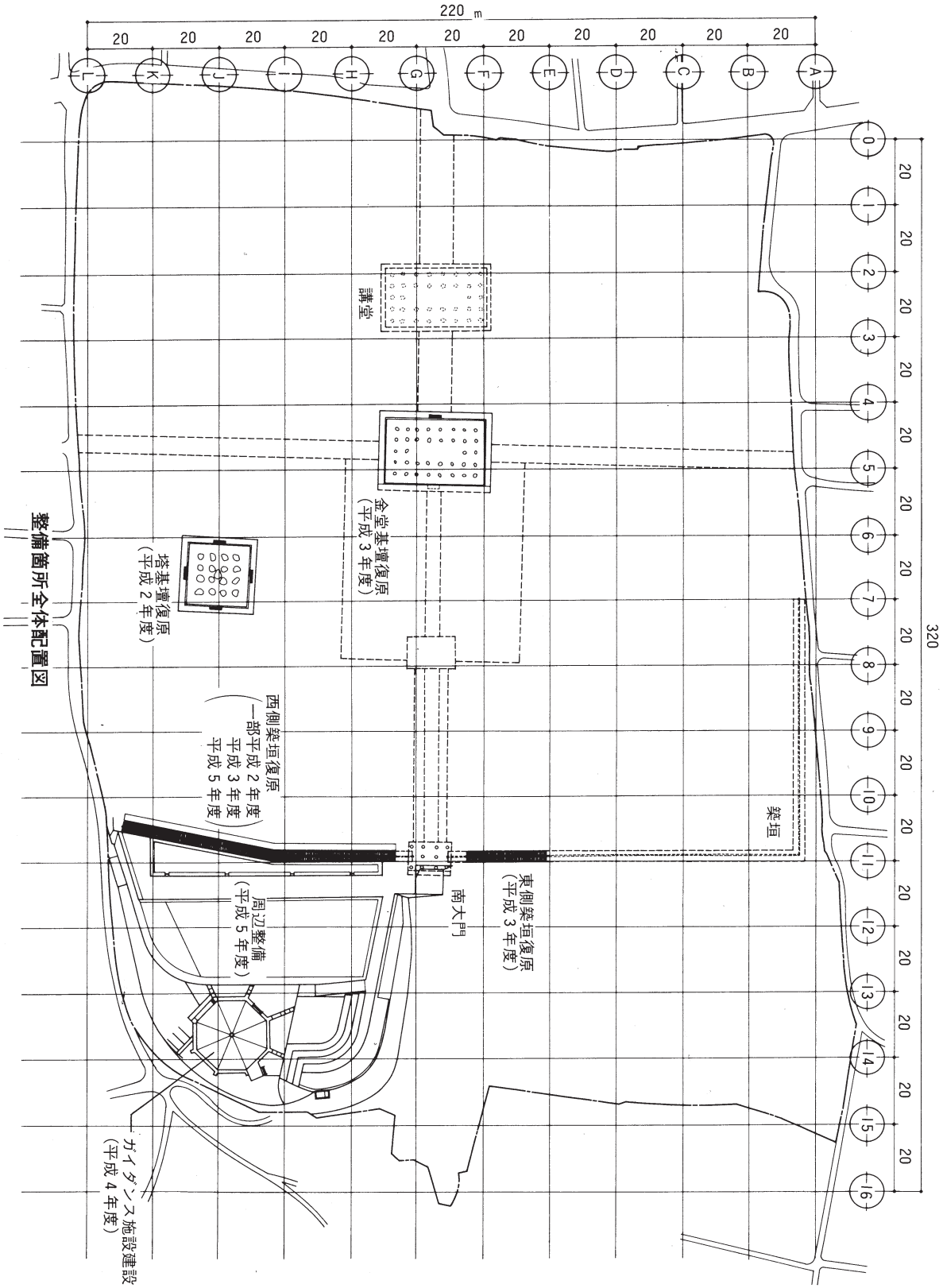

第 20 図　第１期調査成果に基づく伽藍配置（『史跡上野国分寺跡保存整備事業報告書』1994 より、天地を変えて転載）

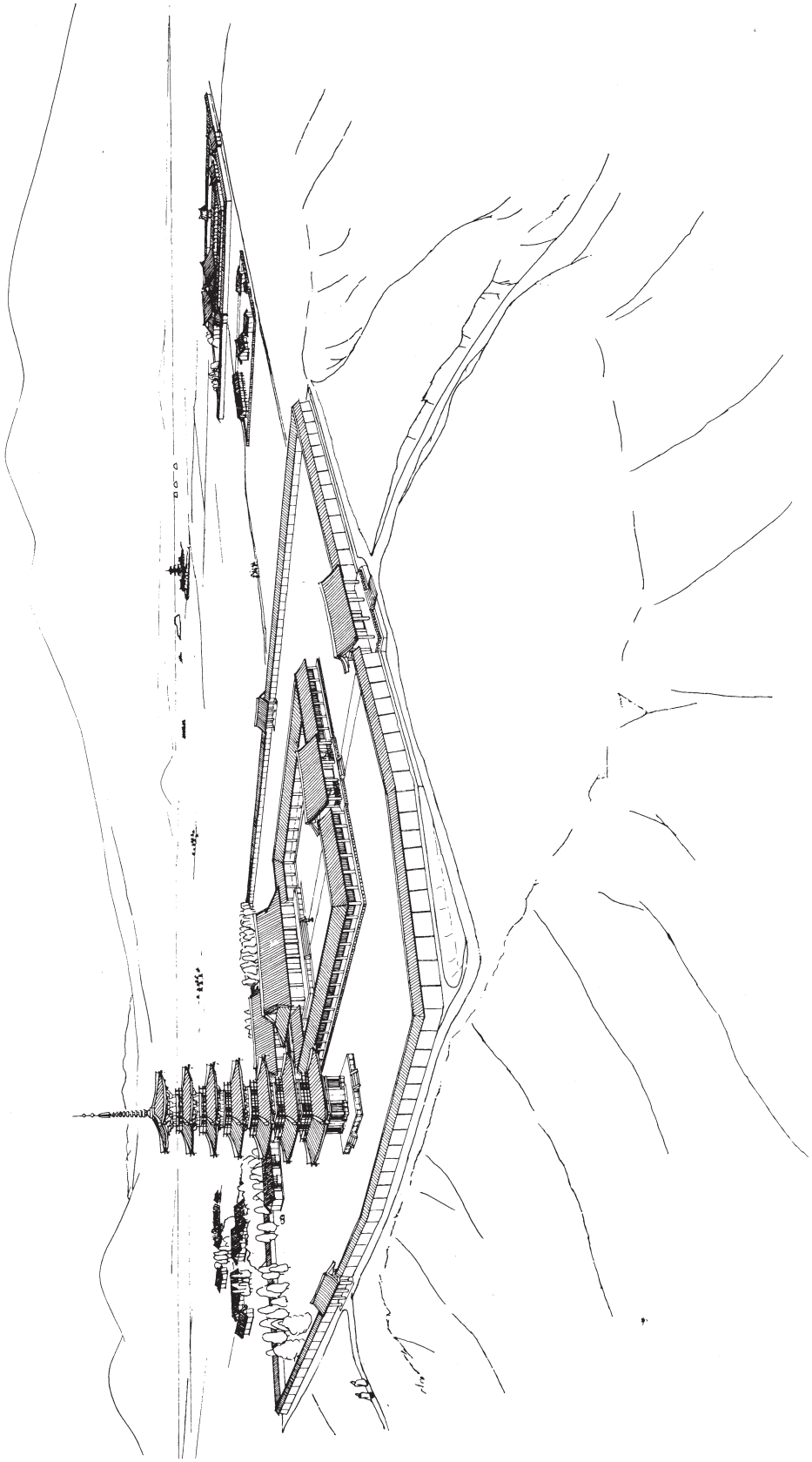

第 21 図　第１期調査成果に基づいて描かれた推定復元図

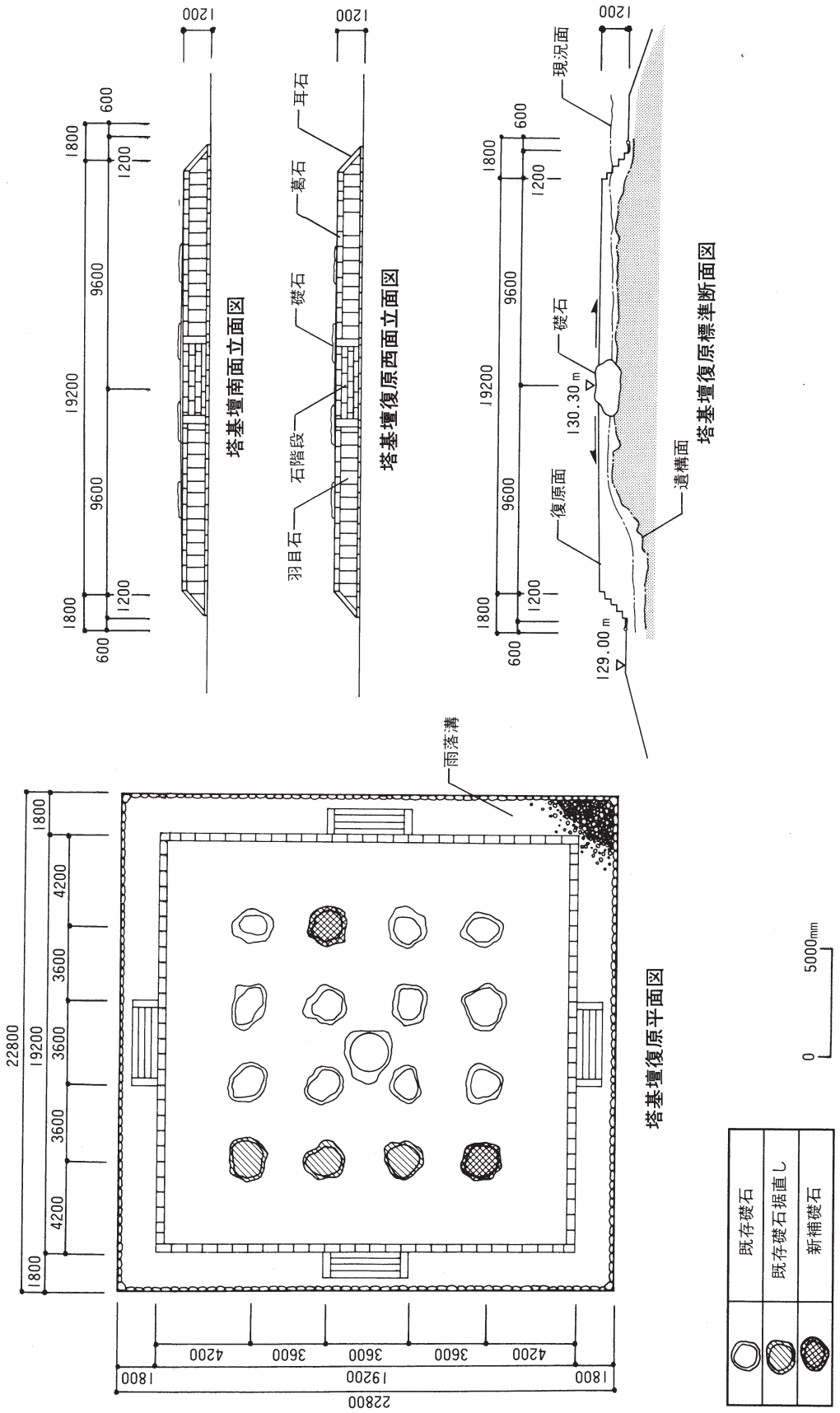

第 22 図　第 1 期調査成果に基づいて復元された塔基壇

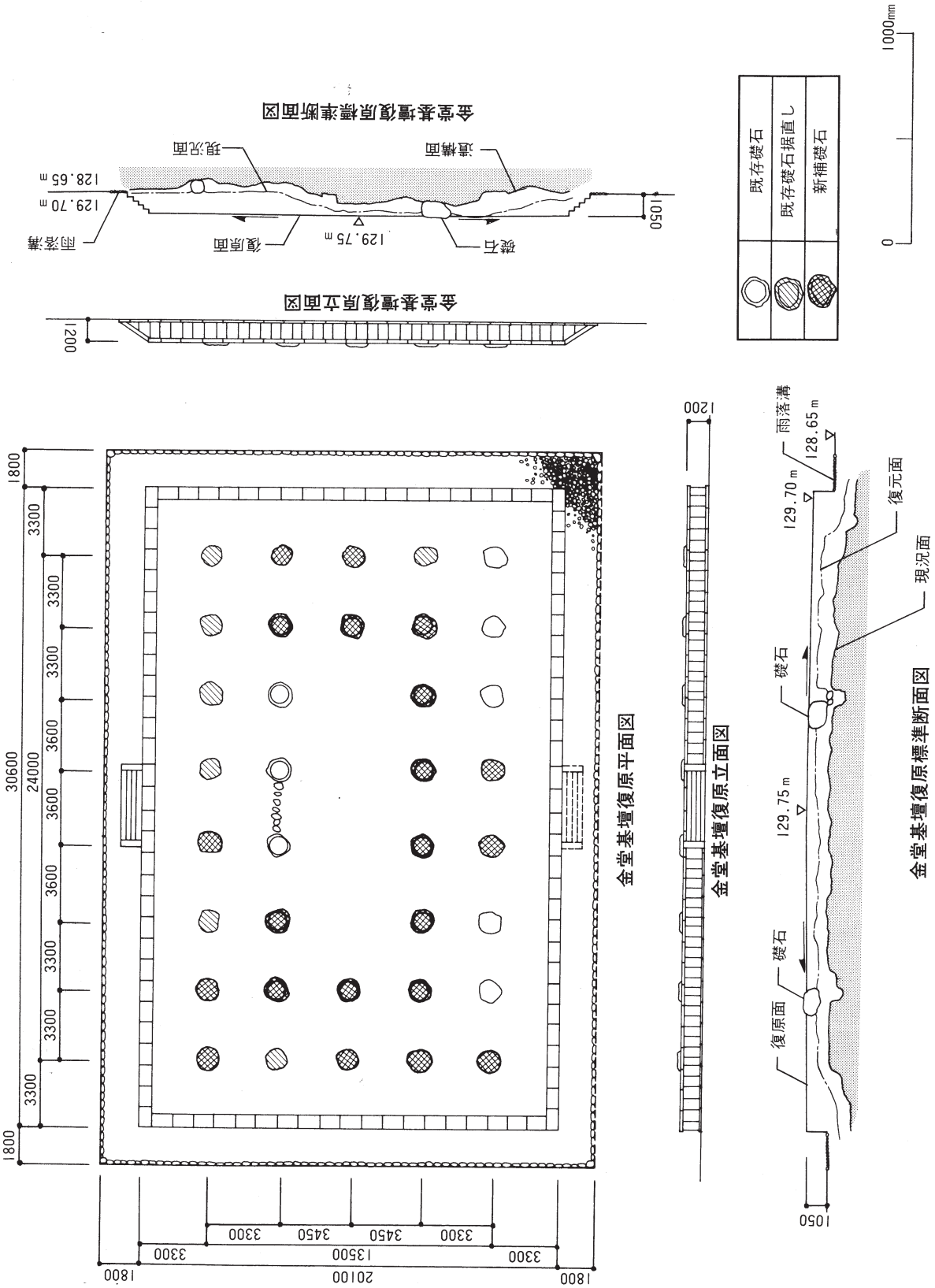

第 23 図　第１期調査成果に基づいて復元された金堂基壇

ている。北縁と西縁の一部に大型の丸・平瓦が凸面を上にして並べられており、瓦積基壇か雨落ちの施設の可能性が指摘されている。方位軸はN－4°－Eである。SB02は伽藍の一部と考えられるが、位置から見て機能を推測するのは困難であるとされた。

まとめとして、「全体の姿をみてみると、塔と金堂は方位を違えて造られており、また基壇の化粧の石材にも違いがあったように、寺域の区画、主要伽藍の配置と構造には、一貫した企画性と統一性を認めることができない」とされた。『報告書』には伽藍配置の全体像を示す推定図が提示されていないため、『史跡上野国分寺跡保存整備事業報告書』に掲載された図（第20図）と、第1期調査成果に基づいて描かれた推定復元図を掲載した（第21図）。

5　第1期発掘調査以後

平成3年度（1991）、旧群馬町教育委員会によって寺域東辺の町道部の調査が実施された。東大門の位置に当たる地点である。この調査で、尼寺跡方面へと向かう道路との北西角で礎石1個が検出された。さらに、第1期調査5トレンチ東大門拡張区で落とし込まれた礎石が確認されていたが、その抜取り穴と見られる土坑も検出されている（第148図）。

第1期調査以降の研究では、飯島義雄氏による「上野国分寺における地震被害跡の認識とその歴史的意義」、「上野国分寺南辺築垣の走向の検討」の2編の論考が発表されている（飯島1996, 2014）。飯島氏は、第1期調査の『概要』と『報告書』の南辺築垣部を詳細に検討するなかで、南大門を挟んだ東西の築垣の遺存状況が、東部の良さに比べ西部では著しく悪く対照的であること、築垣外側で東西に連なるとする溝SD01の形状・規模も大きく異なり、西部では底部が傾斜していたり、オーバーハングしている部分があり、底部に地山や築垣基部の土塊や瓦の大きな破片などが検出されていることをあげ、SD01の西部は人工的に掘削されたのではなく、弘仁9年（818）の地震による陥没という現象の結果であるとした。そして、「創建期の南辺築垣は、東部の築垣の軸線にほぼ直交する南大門の基壇基部の石列に見られるように、南大門を挟んで東部から西部まで直線状であったが、地震による陥没により西部の築垣基部の南半部もしくはそのほとんどが沈み込んだとする想定が考えられよう。こうした理解が許されるならば、上野国分寺跡に復元された南辺築垣西部の北方へ屈曲したあり方は、創建時の走向ではなく、改築後のそれでもない。」と結論付けており、南辺築垣西側が屈曲することに対して疑問を呈している。

平成5年には、昭和44, 45年度に行われた上野国分二寺中間地域の正式な報告書が刊行された（群馬県教委1993）。昭和46年刊行の『概報』で奈良時代の堀と築垣基部とされた遺構について、再整理を担当した大江正行氏は、溝埋土最下位から14世紀末～15世紀の香炉が出土しているとして中世の所産との見解を示している。

関越自動車道建設に伴って発掘調査が行われた国分僧寺・尼寺中間地域では、僧寺東門と尼寺西門の両推定地を結んだライン上に東西方向の溝が検出された。さらに、そこから160 m南側で並行する溝が検出され、両溝に挟まれた区画内の井戸跡からは「法花寺」の墨書土器が出土した。これらの溝で囲まれた区画について、木津博明氏は『聖武天皇と国分寺』所収の「上野国分寺」のなかで、僧寺の「東院」であったと推定している（木津1998）。また、桜岡正信氏は「古代寺院の付属施設に関する一考察」で、この区画をC区方形区画とし、得度候補者の居住域や寺奴婢または寺の維持に携わっていた人々の居住域と見る（桜岡・関口2001）。そして、東院の位置はこのC区方形区画と僧寺東辺との間とした。

最近では、前澤和之氏が『国分寺の創建』思想・制度編に所収された「国分寺と上野国交替実録帳」のなかで、第1期調査成果をまとめつつ、「創建時において金堂は上野国の中部・東部、七重塔は南西部と地域を分担して造営が進められ、工事の着手は七重塔→金堂の順であったと想定することができる」と述べている（前澤2011）。

Ⅳ　第２期発掘調査の方法と経過

1　調査組織

第２期発掘調査（以下、第２期調査という）は群馬県教育委員会の直営とし、文化財保護課職員が担当した。また、史跡上野国分寺跡整備検討委員会を組織し、その委員会の指導の下、調査を進めた。

【史跡上野国分寺跡整備検討委員会】　　※委員の肩書は、平成 24 年度時点

委 員 長　前澤和之（館林市史編さんセンター専門指導員）

副委員長　須田　勉（国士舘大学文学部教授）

委　　員　藤井恵介（東京大学大学院工学系研究科教授）

佐藤　信（東京大学大学院人文社会系研究科教授）

小野健吉（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部長）

指　　導　内田和伸、中井將胤（文化庁文化財部記念物課整備部門文化財調査官）

浅野啓介（文化庁文化財部記念物課史跡部門文化財調査官）

オブザーバー　松村親樹（H24, 25）、小島純一（H26～28）（前橋市教育委員会文化財保護課長）

松本　伸（H24, 25）、冨加津豊（H26）、若狭　徹（H27, 28）

（高崎市教育委員会文化財保護課長）

【事務局】

平成 24 年度

西田健彦（文化財保護課長）、柿沼則久（埋蔵文化財主監）、須藤正巳（次長）、

洞口正史（次長(埋蔵文化財係長)）、飯塚　聡（補佐(文化財活用係長)）、高島英之（主幹）、

橋本　淳（指導主事：調査担当）、関　朋子（主任：庶務担当）

平成 25 年度

柿沼則久（文化財保護課長）、洞口正史（埋蔵文化財主監）、須藤正巳（次長）、

南雲芳昭（補佐(文化財活用係長)）、桜井美枝（埋蔵文化財係長）、高島英之（主幹）、

橋本　淳（指導主事：調査担当）、篠田和子（主幹：庶務担当）

平成 26 年度

洞口正史（文化財保護課長）、羽鳥尚之（埋蔵文化財主監）、須藤正巳（次長）、

南雲芳昭（補佐(文化財活用係長)）、桜井美枝（埋蔵文化財係長）、高島英之（主幹）、

橋本　淳（指導主事：調査担当）、水谷貴之（嘱託：調査担当）、篠田和子（主幹：庶務担当）

平成 27 年度

洞口正史（文化財保護課長）、羽鳥尚之（埋蔵文化財主監）、五十嵐洋（次長）、

南雲芳昭（補佐(文化財活用係長)）、桜井美枝（埋蔵文化財係長）、小林　正（副主幹）、

橋本　淳（指導主事：調査担当）、髙井佳弘（嘱託：調査担当）、篠田和子（主幹：庶務担当）

平成 28 年度

羽鳥尚之（文化財保護課長）、古澤勝幸（埋蔵文化財主監）、青木道則（次長）、

桜井美枝（補佐(埋蔵文化財係長)）、飯森康広（文化財活用係長）、小林　正（副主幹）、

橋本　淳（指導主事：調査担当）、髙井佳弘（嘱託：調査担当）、篠田和子（主幹：庶務担当）

2　発掘調査の目的と調査区

発掘調査は、①第１期整備時に用地取得がなされずに発掘調査ができなかった箇所(寺域南東部、東側南辺築垣の南側など)のほか、②第１期調査で遺構が十分に確認できなかった箇所(中門・回廊、講堂周辺)、③今後の整備に向けて、より詳細な調査が必要な箇所(南大門、築垣)を主として計画した。

当初、３か年を目途に調査計画を組み、第１期調査の再確認を進める予定であったが、初年度の調査において想定外の位置で中門と回廊が確認されたため、平成 25, 26 年度は金堂院の解明を目指して調査を実施することに変更した。併せて、調査期間を５か年に延長し、全体的な伽藍配置の解明に力を注ぐこととした。平成 26 年度には、本来の金堂が新たに発見されたことで伽藍配置の見直しを余儀なくされ、これに伴って講堂や僧坊、鐘楼・経蔵地区の再調査を行う必要性が生じることとなった。５か年にわたった発掘調査は伽藍中枢部から始まり、徐々に周縁部へと移行するかたちとなった。

各年度の調査区の設定と目的等は、以下のとおりである。

○平成 24 年度

（面積：㎡）

トレンチ名	目的	面積	総面積	調査期間
３６－１	南大門の再調査	209		平成 24 年９月 24 日～
３６－２	東辺築垣の調査	30		平成 25 年１月９日
３６－３	南辺築垣の調査	60		
３６－４	寺域南東部の調査	144		
３６－５	寺域南東部の調査	12		
３６－６	東大門の調査	135	590	

○平成 25 年度

トレンチ名	目的	面積	総面積	調査期間
３６－１	南大門の継続調査	188		平成 25 年５月１日～
３６－４拡１	中門・南面回廊東の調査	153		平成 25 年 11 月 28 日
３６－４拡２	回廊南東角の調査	207		
３７－１	寺域北半水路暗渠化工事事前調査	75		
３７－２	東面回廊の調査	45		
３７－３	東面回廊の調査	75		
３７－４	回廊金堂取付き部西の調査	39		
３７－５	西面回廊の調査	135		
３７－６	西面回廊の調査	75	992	

○平成 26 年度

トレンチ名	目的	面積	総面積	調査期間
３６－４拡３	南面回廊東の調査	81		平成 26 年５月７日～
３７－５	西面回廊の継続調査	135		平成 26 年 11 月５日
３８－１	中門・南面回廊西の調査	130		
３８－２	回廊南西角の調査	168		
３８－３	西面回廊の調査	160		
３８－４	東面回廊の調査	72		
３８－５	東面回廊の調査	65		
３８－６	金堂想定地区の調査	116		
３８－７	金堂想定地区の調査	59		
３８－８	東面回廊の調査	16	1,002	

○平成 27 年度

トレンチ名	目的	面積	総面積	調査期間
３８－６	梵鐘鋳造遺構の調査	12		平成 27 年 5 月 7 日～
３９－１	旧講堂地区の調査	524		平成 27 年 11 月 10 日
３９－２	寺域北東部の調査	90		
３９－３	金堂の調査	251		
３９－４	金堂・旧中門地区の調査	325		
３９－５	経蔵・鐘楼の調査	100		
３９－６	回廊北東角の調査	170		
３９－７	西面回廊の調査	90		
３９－８	西面回廊の調査	36	1,598	

○平成 28 年度

トレンチ名	目的	面積	総面積	調査期間
４０－１	西大門の調査	124		平成 28 年 5 月 16 日～
４０－２	僧房の調査	98		平成 28 年 11 月 18 日
４０－３	僧房の調査	47		
４０－４	経蔵・鐘楼の調査	153		
４０－５	西面回廊の調査	54		
４０－６	寺域北東部の調査	146		
４０－７	東大門南側の調査	38		
４０－８	寺域南東部の調査	115		
４０－９	築垣南東角の調査	67		
４０－１０	南大門南側の調査	13		
４０－１１	寺域北辺の調査	10		
４０－１２	南辺築垣の調査	127		
４０－１３	寺域南東部の調査	98	1,090	

3　発掘調査の方法

発掘調査は、第 1 期調査との継続性を重視しつつ、史跡の保存目的調査の方針に基づき、以下のとおりとした。

1　グリッドは、第 1 期調査の調査区と方位を合わせるよう、第 1 期の方法を踏襲して設定した。旧日本測地系第Ⅳ座標系 X ＝ 43,750、Y ＝－72,500 を基準点とし、座標北より 4 °西偏させている。基準点（0－0）を中心とし、東・西・南・北を E・W・S・N で表し、基準点からの距離（m）との組み合わせで示した。

なお、基準点（0－0）は世界測地系（測地成果 2011）では、X ＝ 44104.843　Y ＝ 72791.281 である。

2　調査区の名称は、35 次まで第 1 期調査時に付されているため 36 次からとし、分かりやすいよう年度ごとに、平成 24 年度を 36 次、25 年度を 37 次、26 年度を 38 次、27 年度を 39 次、28 年度を 40 次とした。それに、年度ごとのトレンチ№をハイフンで付して、36-4 トレンチのように呼称した。

3　発掘調査は表土掘削も含め、人力による掘削を基本とした。ただし、道跡で硬化した場所や第 1 期調査区の再調査の際は、細心の注意を払いながら重機による表土掘削を行った。

4　発掘調査は、地下遺構の保存を前提として行うため、調査方法は平面での確認を原則としたが、遺構の堆積状況や時期を確認する必要がある場合に関しては、サブトレンチによる断割り調査を

第 24 図　第２期調査の年度別調査区配置図

行った。

5　遺構測量は外部委託とし、調査担当者の指示の下、トータルステーションによるデジタル遺構図を作成した。縮尺は１／20を基本とし、状況に応じて１／10、１／40で記録した。

6　記録写真は、35㎜モノクロフィルム、35㎜リバーサルフィルムを用い、必要に応じて６×７版ブローニーモノクロフィルムを用いた。合わせて、35㎜デジタルカメラによる撮影を行った。調査区の全体写真は、ラジコンヘリコプターによる空中写真撮影を委託した。

7　南大門については、３Ｄ測量を行った。

8　埋め戻しの際には、遺構確認面に遺構保護用の山砂を10㎝弱敷きつめた後、重機による埋戻し作業を行った。

9　発掘調査期間中に整備検討委員会を開催し、委員による発掘調査状況の視察・指導を受けながら調査を進めた。

4　基本土層

右に、基本土層の模式図を示した。本来であれば、右図のような土層堆積を示すと考えられるが、後世の攪乱や国分寺伽藍造営のための改変により、この層序通りに確認されたトレンチは一か所もない。

以下、説明を加える。

Ⅰ層　表土層　現耕作土。

Ⅱ層　As-B混土層

耕作等によりAs-B軽石が撹拌され、多量にAs-B軽石を含む砂質土層。寺域南東部の低地部や、回廊周縁にある瓦廃棄層の上層、溝埋土の上層などに認められる。40-13トレンチで、この層を掘り込む15世紀前半の墓壙が検出されたことから、それ以前の所産と判断される。

Ⅲ層　As-B（純堆積層）

天仁元年(1108)の浅間山噴火によって降下した軽石層。今回の調査では、ほとんど確認できない。40-９トレンチSD27埋土中のⅡ層最下部にのみ、純層に近い堆積が認められ、軽石上層に小豆色の火山灰層の堆積も見られた。

Ⅳ層　As-C混黒褐色土

３世紀末の浅間山噴火によって降下した軽石を含む黒褐色土層。寺域南東部の谷地を埋めた土層の直下で検出されることから、Ⅳ層上面が国分寺創建時の地表面と考えられる。

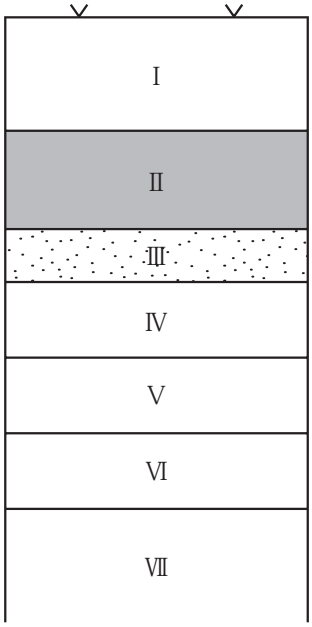

第25図　基本土層模式図

Ⅴ層　黒褐色土

As-C軽石を含まない緻密でしまりのよい層。As-C降下以前の堆積層。

Ⅵ層　暗褐色土　漸移層。

Ⅶ層　黄褐色土

基盤層となる総社砂層。1.8万年前の岩屑なだれ以降に堆積した洪水堆積物。Ⅶ層上面で縄文時代中期の住居跡が検出されることから、それまでには離水したと考えられる。寺域北部では、表土直下でⅦ層になる。

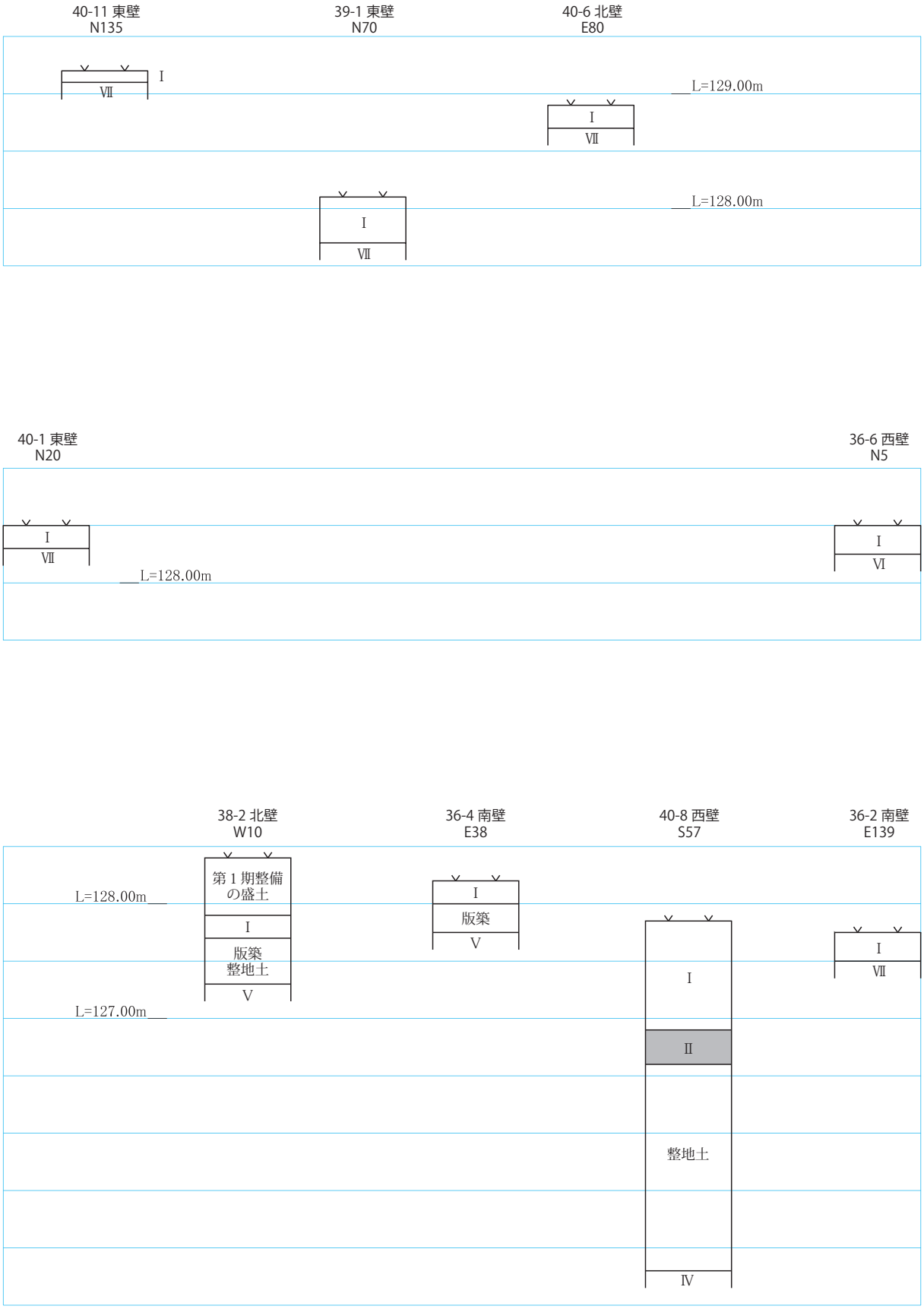

第 26 図　トレンチにおける柱状図

5　発掘調査の経過

平成 24 年度

調査初年度となる平成 24 年度は、南大門の再調査、寺域南東部の調査、南・東辺の調査とし、36−1 ～ 6 トレンチの調査を実施した。

はじめに、南大門の北東方向に当たる梅林の中に 36−4 トレンチを設定し、掘り下げを行った。この位置は、南大門・築垣と中門・回廊想定位置の間に当たることから、調査前は国分寺に関連する遺構が検出されることは想定しておらず、地山面を確認して終了させる予定であった。しかし、予想に反して 30 m超にわたる版築層を検出、さらに根石 1 基を検出した。位置と規模から中門と回廊であると判断された。

当初、36−4 トレンチを東辺まで伸ばす予定であったが、梅林地区で時間を費やしたため、南東部中央に 36−5 トレンチ、東辺際に 36−2 トレンチを設定して遺構の存否を確認することとした。36−5 トレンチでは、地表下 1 m程の深さで As−B 混土層が検出されたことから、国分寺に関する建物は無しと判断した。36−2 トレンチは、第 1 期調査により東辺築垣が E135 のラインにあると推定されたため、その確認を目的とした。しかし、耕作による攪乱が著しく、築垣の痕跡は全く確認されなかった。

36−3 トレンチは、南辺築垣の確認を目的として調査を行った。築垣想定位置で、地山の上部に薄く黒褐色土が確認されたため、築垣基部と判断した。

36−1 トレンチ、南大門の再調査では、第 1 期調査の再確認を行うとともに、西側水路部で堀斜面に落ち込んだ礎石 1 個を新たに検出した。

36−6 トレンチでは東大門と東辺築垣の調査を行ったが、新たな情報を得ることはできなかった。調査区南端で、平瓦 4 枚を円形に組んだ瓦組遺構を検出した。

平成 25 年度

平成 25 年度は、前年度に確認した中門と回廊の位置と規模を確定させることを主目的とした調査区を設定し、併せて南大門の継続調査、水路暗渠化工事の事前調査を実施した。

まず、36−4 トレンチ拡張区 1 では、中門の掘り込み地業を平面的に確認し、南北幅が約 12 m（40 尺）あることが分かった。また、回廊との取付き部に幅 2 m、長さ 10 m程の布掘り地業を検出した。中門掘り込み地業より南北 1 mずつ短いことから、回廊のものと判断された。拡張区 2 北では、前年度検出した根石から北に連なる根石 2 基、さらに拡張区 2 南で南面の根石 2 基を検出した。それぞれ内側柱列に当たるものであるが、これにより回廊の桁行が 10 尺等間であることが判明した。外側柱列についても慎重に探索したが、検出することはできなかった。拡張区 2 の北側に設定した 37−2 トレンチでも、根石列の延長線上に抜取り穴が検出されたが、やはり外列は確認することができなかった。しかし、断面の断割り調査によって版築層の幅が 10 m超あることが確認されたこと、中門脇の布掘り地業が 10 mの長さがあることから、複廊の可能性が考えられた。西面部分に設定した 37−6 トレンチでも、断割り調査によって幅 7.5 m程の掘り込み地業を確認した。しかし、金堂（現講堂）に近い北部の 37−3 ～ 5 トレンチでは、回廊の痕跡を確認することができなかった。

南大門の継続調査では、水路部分の掘り下げを行い、前年度に確認した礎石の南側で、さらに 1 個の礎石を検出した。西側は、復元築垣際まで調査を行ったが後世の堀が掘られており、南大門に関する痕跡は確認することができなかった。

水路暗渠化工事事前調査として実施した 37−1 トレンチは、第 1 期調査で講堂と推定された建物跡の西部に当たる場所で、講堂に関わる遺構の検出を目指して調査を行ったが、後世の削平や攪乱が著しく、遺構は全く確認できなかった。

平成 26 年度

平成 26 年度は、中門西側の調査を行い、中門の東西規模を確定すること、回廊が単廊であるのか複廊であるのかを確定させることを目的とした。また、

これまでの調査で、塔より北の位置で回廊の痕跡が確認できていなかったことから、基壇が復元された金堂は講堂であり、本来の金堂が塔と並ぶ東側にあると想定して、調査を実施した。

38−1 トレンチでは、中門西端部の掘り込み地業が検出された。その結果、中門の掘り込み地業は東西約 15 m（50 尺）、南北約 12 m（40 尺）の規模であることが明らかとなった。また、東側同様、回廊との取付き部に布掘り地業が検出された。

回廊の調査では、梁行を確定させる成果は得られなかった。しかし、38−3 トレンチにおいて回廊北西角の掘り込み地業が検出され、南から伸びてきた西面回廊が、塔の位置で東へ屈曲することが確かめられた。

その後、想定したとおり 38−6 トレンチで、本来の金堂と考えられる北東角の掘り込み地業を検出し、さらに 38−7 トレンチでも掘り込み地業の北縁を検出した。

平成 27 年度

平成 27 年度は、前年度に確認された金堂をより確かなものとするため、38−6, 7 トレンチの間、すなわち第 1 期調査ですでに調査が行われていた 29 次調査区の再調査を行うとともに、第 1 期調査で講堂とされた地区、金堂地業の確認により新たに鐘楼・経蔵が想定される地区、さらに回廊の継続調査を行った。

29 次調査区の再調査である 39−3 トレンチでは、東部において 38−6 トレンチから続く掘り込み地業を確認した。また、第 1 期調査において 39−4 トレンチ南部で根石状遺構 1 基が検出され、中門の根拠とされていたが、国分寺の時代より新しい中世以降のものであることが判明した。

第 1 期調査で講堂とされた地区、39−1 トレンチの調査では、講堂の礎石据付穴とされた掘り込みの再確認を行ったが、その多くは攪乱土が埋没しており、確実に据付穴と判断できるものは一つも確認できなかった。また、その前面で検出されていた柱穴列 SA01 の確認も併せて行った。第 1 期調査では９基の柱穴が確認されていたが、この西側を調査してさらに 1 基検出した。その結果、SA01 は 10 基、９間の 1 本柱列であることが判明した。柱穴には黒褐色土が埋没しており、瓦を多く含むものもある。前述した講堂礎石据付穴の埋土とは明らかに異なっており、国分寺存続期の構造物であることは明らかであった。この SA01 の周囲で僧坊の痕跡がないか確認したが、何も見つけることはできなかった。

39−2 トレンチは 39−1 トレンチの東方に設定し、僧坊が 39−1 トレンチにあるとすれば、ここまで伸びると想定して調査を行ったが、痕跡は確認できなかった。確認レベルも 39−1 トレンチに比べて 1 m 近く高く、旧態をかなり留めていると思われたが、何も見つからなかった。

39−5 トレンチは、鐘楼ないし経蔵が想定される場所として調査を行ったが攪乱が深く、痕跡は確認できなかった。

回廊の継続調査では、39−7 トレンチにおいて初めて外列の根石列を確認した。また、39−8 トレンチでは、第 1 期調査の 17 次調査区で検出されていた石組を根石と認定し、外列から 2 尺外側に位置することから門の可能性が考えられた。

平成 28 年度

平成 28 年度は、西大門、僧坊、経蔵・鐘楼、回廊の各建物と周縁部の調査を実施した。

40−1 トレンチは、東大門と対称になる位置で西大門を想定して調査を行ったが、何の痕跡も見出せなかった。

40−2, 3 トレンチは、僧坊の検出を目指して調査を行ったが、やはり何の痕跡も見出せなかった。

40−4 トレンチは、第 1 期 18 次調査区で検出されていた掘立柱建物跡 SB08 の再調査を行ったものである。SB08 は第 1 期調査の所見では、平安時代と考えられるが性格は不明とされていた。しかし、今回の継続的な調査により、その位置と構造からみて改めて鐘楼ないし経蔵であるとの認識に至った。調査を行ったところ、SB08 とともに掘り込み地業の北半部を検出し、掘立柱建物以前に基壇建物が存

在したことが明らかとなった。

回廊の継続調査である 40-5 トレンチでは、変わらず梁行を確定させる成果が得られなかった。

40-6 トレンチは、北東部という位置にあるため国分寺運営に関わる何らかの施設の検出を目指した。前年度の 39-2 トレンチの調査で、この位置は確認レベルが高く国分寺当時の状況を比較的よく留めていると見られたため、期待を持って調査に臨んだが、期待に反して何も検出されなかった。

40-7 トレンチは 36-6 トレンチ南端で瓦組遺構が検出されていたため、さらに伸びるか確認すべく調査を行ったが検出されなかった。しかし、東辺道路に並行する溝を検出した。

寺域南東部の調査では、40-8 トレンチ北部で地表下 1 m程で As-B 混土層が確認されたため、国分寺存続期から浅い谷地であったと考えられた。この谷地が南東方向へと伸びているため、谷地にどのようにして築垣を構築したのか確かめる必要性が生じ、地形の転換点に 40-12 トレンチを設定した。40-12 トレンチでは、築垣が検出されない代わりに大溝が検出され、さらに柱穴列が検出された。すぐ西側には昭和 49 年の A トレンチがあり築垣が検出されていたことから、再確認のため拡張区として調査を行った。その結果、明瞭な版築がなされた築垣下部が検出された。南東隅の 40-9 トレンチでは、40-12 トレンチから続くと見られる大溝が検出されるとともに、東壁際で東辺道路に沿うように溝が検出された。西壁際の断割り調査では地山まで 3 m もの深さがある谷地であることが判明し、築垣想定位置はその谷地を版築状に埋めていることが確認された。最初に谷地を確認した 40-8 トレンチは As-B 混土層直下で掘削を止めていたため、改めて下層の調査を行ったところ版築状ではないものの 40-9 トレンチ同様、２m近く埋めていることが確かめられた。40-8 トレンチ南部では大溝は検出されたが、柱穴及び築垣は検出されなかった。

北辺の 40-11 トレンチは地表下 10㎝程でⅦ層となり、築垣の痕跡は全く確認できなかった。

整備検討委員会の開催状況

第 1 回　平成 24 年　6 月 21 日（全体の調査、整備計画の指導）
第 2 回　平成 24 年 11 月　8 日（平成 24 年度の調査状況の視察と指導）
第 3 回　平成 25 年　3 月 13 日（平成 24 年度調査成果の総括と 25 年度調査計画の指導）
第 4 回　平成 25 年　8 月 28 日（平成 25 年度前期の調査状況の視察と指導）
第 5 回　平成 25 年 11 月 13 日（平成 25 年度後期の調査状況の視察と指導）
第 6 回　平成 26 年　3 月 17 日（平成 25 年度調査成果の総括と 26 年度調査計画の指導）
第 7 回　平成 26 年　8 月 19 日（平成 26 年度前期の調査状況の視察と指導）
第 8 回　平成 26 年 10 月 15 日（平成 26 年度後期の調査状況の視察と指導）
第 9 回　平成 27 年　3 月 18 日（平成 26 年度調査成果の総括と 27 年度調査計画の指導）
第 10 回　平成 27 年　8 月 27 日（平成 27 年度前期の調査状況の視察と指導）
第 11 回　平成 27 年 10 月　8 日（平成 27 年度後期の調査状況の視察と指導）
第 12 回　平成 28 年　3 月　8 日（平成 27 年度調査成果の総括と 28 年度調査計画の指導）
第 13 回　平成 28 年　8 月 27 日（平成 28 年度前期の調査状況の視察と指導）
第 14 回　平成 28 年 10 月　8 日（平成 28 年度後期の調査状況の視察と指導）
第 15 回　平成 29 年　3 月　8 日（平成 28 年度調査成果の総括と指導）
第 16 回　平成 29 年　7 月 24 日（第２期調査成果の総括と総括報告書構成案の指導）
第 17 回　平成 29 年 12 月　4 日（総括報告書原稿案の指導）

Ⅴ　調査した遺構と遺物

1　調査の概要

発掘調査は、平成24～28年度の５か年にわたり、延べ5,272㎡の調査を実施した。主要伽藍部を中心として、門や築垣の寺域境界部、及び寺域北東部、南東部を対象とした。公有地化前は大部分が畑地であったため、全体的に深耕や攪乱により遺構の残存状況はあまりよいものではなかった。そうしたなかでも今回の調査で特筆すべきは、金堂、中門、回廊がすべて新発見となったことである。すなわち、金堂院がまったく新しいものとなり、上野国分寺の姿を大きく塗り替えることとなった。

金堂については、基壇が復元されていた建物（旧金堂）の南側で、掘り込み地業北東角を検出した。南半や西縁については、後世の耕作による攪乱や地形改変により確認できなかった。また、落とし込まれた礎石１個を再確認したが、全体的に削平が著しく新たな礎石、根石等は確認できなかった。

この新金堂の発見によって、旧金堂は講堂に修正されることとなった。第１期調査では旧金堂の北側で講堂の痕跡が検出されていたが、その地区の再調査では建物の存在根拠がないことが確認された。

中門は、これまで想定されていた位置より 30 m程南側で、東西約 15 m（50尺）、南北約 12 m（40尺）の規模の掘り込み地業を確認した。原位置にある礎石、根石等は確認できなかったが、後世に掘削された堀の斜面に落ち込む礎石２個を検出した。新金堂の発見と合わせ、金堂院がこれまでの想定より全体的に南に位置することが明らかとなった。

回廊は部分的ではあるが、東西南北の４面すべてにおいて掘り込み地業を確認した。特に南東部はもっとも残りがよく、中門から東に 25 mほど伸び、さらに北へ直角に折れ曲がって伸びる版築層と、その上面に逆Ｌ字状に並ぶ根石列、抜取り痕を確認した。西面南部では、外側柱列に当たる根石、抜取り痕を確認したが、内列と外列の根石等を揃って検出することはできなかった。また、北西角の掘り込み地業が確認され、塔の東側で西面回廊が屈曲することが判明した。この北面回廊の先で新金堂が発見され、金堂の存在を確実なものとした。

経蔵・鐘楼については、第１期調査で検出されていたSB08が、その位置と構造から経蔵ないし鐘楼に該当すると再認識された。再調査では、SB08以前の掘り込み地業が検出され、基壇建物→掘立柱建物へと建て替えられたことが明らかとなった。

南大門については、第１期調査区の再調査を行い、確認されていた東側柱に当たる３個の礎石を再確認した。さらに、後世の堀の部分を調査したところ、堀斜面に落ち込んだ礎石２個を新たに検出した。

東大門は、落とし込まれた礎石と原位置の礎石各１個が確認されていたため、そこから門が南へ伸びると想定して調査を行ったが、新たな礎石等は確認できなかった。しかし、４枚の平瓦を円形に組んだ瓦組遺構を検出した。

築垣については南辺東側の調査を行い、築垣基部を確認するとともに、築垣基部を壊して掘られた大溝と築垣の版築下から掘立柱塀の柱穴列を検出した。これにより、寺域を画す構造物が掘立柱塀→築垣→大溝と変遷したことが推定された。東辺については築垣本体は確認できなかったが、現道に並行する溝が検出されたことで、新たな位置を推定する根拠が得られた。

また、寺域南東部には谷地が存在したことが確認された。国分寺創建以前は主要部との比高３m程ある谷地であったが、造営に際し２m程埋めて緩やかな谷地としたことが分かった。

寺域北東部では、建物の痕跡はまったく検出されなかった。講堂と東大門を結ぶラインから北部の凹地までは平坦面が広がり、確認レベルも高かったが、何も確認されなかった。

黒数字:現地表面標高値　赤数字:調査確認面標高値

第27図　遺構全体図

塗りつぶしは版築範囲。縁取り線のあるものは平面的に確認されたもの。
ないものは断面観察から想定した範囲。

2　金堂

これまでの調査・研究

寺域中央、N15～30−E11～43の位置に土壇の高まりが残り、礎石の一部も残存していたことから、この土壇が金堂跡とされてきた。Ⅲ章で概観したとおり先学諸氏の研究においても、一貫してこの土壇が金堂跡であるとされており、第1期調査でも金堂として調査が実施されている。

今回、新たに発見した金堂の地区は、昭和60年度29次調査区として調査が行われている。地下に落とし込まれた礎石2個が確認されたが、建物が存在したとする報告はない。公有地化以前の地目は畑であり、土壇や礎石は失われ、往時の痕跡を全くとどめていなかった。

調査の経過

平成24, 25年度調査ではじめて中門が発見され、これまで想定されていた位置より30 m程南にあることが明らかとなった。そこで、中門と金堂が回廊で結ばれて金堂院を形成していることを前提に、復元されていた金堂基壇と明らかになった中門を回廊で結ぶ伽藍配置図を描いたところ、回廊の南北規模が100 m近くにもなり、南北に細長い金堂院となった。他国の例を見ても、これほど南北に細長い金堂院は無く、この形に少々違和感を覚えるとともに第1期調査を含め、これまで行ってきた調査で塔より北の位置で回廊の痕跡が確認できていなかったことから、基壇が復元された建物は金堂ではなく講堂であり、本来の金堂が塔と並ぶ東側にあると想定して、平成26年度に38−6, 7トレンチを設定して調査を実施した。その結果、38−6トレンチにおいて金堂北東角の掘り込み地業、38−7トレンチにおいて掘り込み地業の北縁を確認した。平成27年度には、さらに金堂跡であることを確実にするため、38−6, 7トレンチの間、つまり第1期29次調査区の再発掘を39−3, 4トレンチとして行い、39−3トレンチ東部にも掘り込み地業が広がっていることを確認した。

調査の概要（第28～30図、PL. 4～7）

（1）金堂

位置　S5～S20−E11～E39

礎石等　38−7トレンチ南部、S19−E12の位置で、第1期調査時に確認されていた礎石を再確認した。穴を掘って落とし込まれた状態で見つかっていることや根石状の礫も見られることから、もともとは近い位置にあったと判断される。径130㎝程の大形の石であり、また金堂の推定範囲内にあることから、金堂の礎石と判断してよいであろう。表面を平坦に整えているようだが、柱座加工は見られない。

第1期調査時にはもう1個、S15E28.5の位置で径80㎝程の落とし込まれた礎石が確認されていた。今回、その礎石の再確認を試みたが、取り上げられてしまったのか存在は分からなかった。これ以外には、礎石や根石等は確認できなかった。

掘り込み地業　38−6トレンチ北部及び39−3トレンチ東半部において、金堂北東角にあたる掘り込み地業を、また38−7トレンチ北部で、これから続くと考えられる掘り込み地業の北縁を確認した。確認した北東部の範囲は東西12 m、南北13 m程であるが、38−7トレンチを含めると東西25 m程となる。39−3トレンチ西半部では、面的な広がりは確認できなかったが、部分的に版築の黒褐色土が見られた。また、調査区南壁でも一部版築層が確認されたことから、さらに南へと続くことは確実であるが、南側の39−4トレンチや38−6及び38−7トレンチ南部では、耕作が掘り込み地業底面より深くにまで及んでいるため、掘り込み地業は確認できなかった。そのため、金堂南東角や南縁についてはとらえることができなかった。同様に、北面回廊東側の取付き部についても、全く確認できなかった。西縁についても、後世の堀によって壊されているため確認はできなかった。

38−6トレンチS10ラインで東西方向、E37ラインで南北方向の断割り調査を行ったところ、掘り込みの深さは確認面から15㎝前後と浅いが、硬く明瞭な版築層が確認された。版築は、As−C軽石を

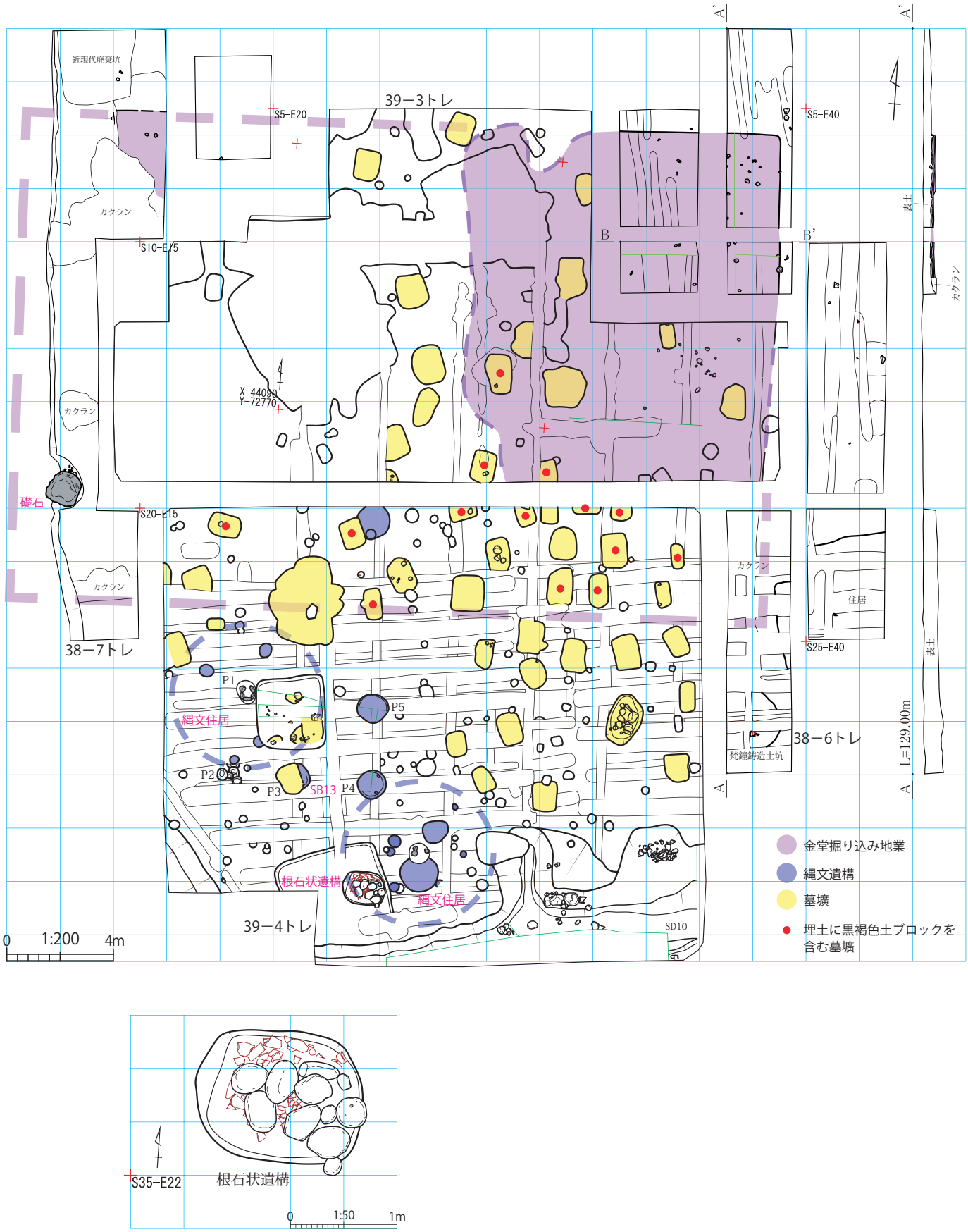

第 28 図　金堂及び金堂前庭部平面・断面図

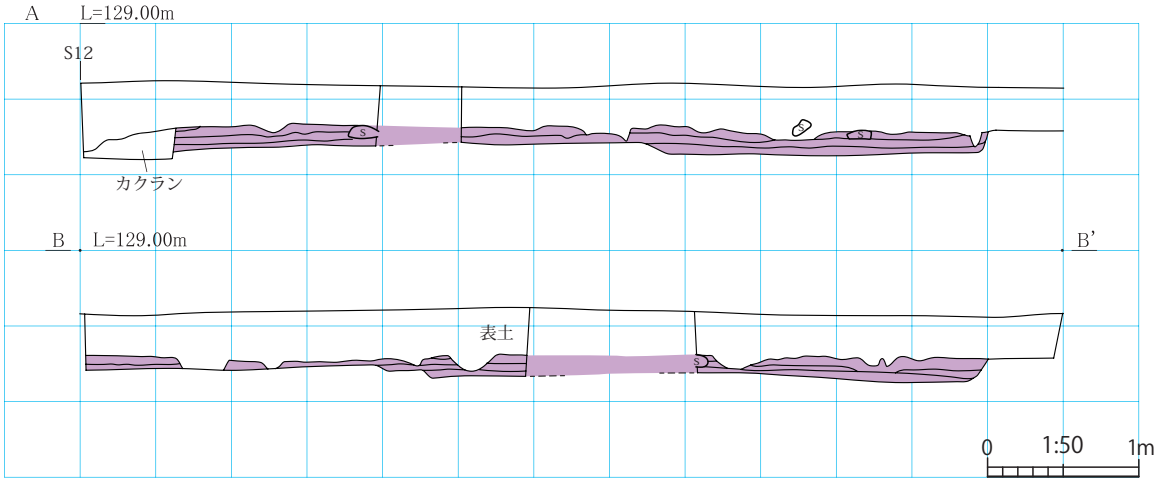

第 29 図　金堂断割り断面図

含む暗褐色土、黒褐色土を用いており、黄褐色土は見られない。底面レベルは 128.1 m程であり、その下層は基盤層である黄褐色土(Ⅶ層)となる。掘り込み地業北縁は、講堂(旧金堂)基壇南縁から 20 m余り南の位置になる。

出土遺物　断割り調査を行った範囲(約 4 ㎡)に限ったものであるが、8 世紀代と考えられる壺の口縁部小破片(第30図 1)や土師器細片が出土した以外は、版築土中からの瓦の出土は皆無であった。また、写真撮影の際に版築面をジョレンで慎重に精査したが、ジョレンの刃に引っかかる遺物もなかった。版築土には、拳大の礫が少量含まれる程度であった。

また、表土中から角閃石安山岩の破片が複数出土したが、五輪塔の部材も同一石材で造られているため、基壇外装材なのか判別できなかった。

掘り込み地業最下層まで後世の削平が及んでいることや、第 1 期調査区の再調査であったため全体的に出土遺物は少なかった。そのため、金堂に葺かれていたであろう瓦については、全く見当がつかない状況である。

重複　39−4 トレンチを中心に、中世以降の墓壙が多数検出された。第 1 期調査で報告されていた以外にも、多くの数を確認した。新たに確認したものについて全掘はしなかったが、埋没土の状況を確認するため上面から 10㎝程度掘り下げを行った。その結果、39−3 トレンチ南部から 39−4 トレンチ北部にある墓壙で、埋没土中に金堂版築に用いたと考えられる黒褐色土ブロックが混入していることが確認された(第 28 図赤丸)。また、前述したとおり S15E28.5 にあったとされる礎石は確認できなかったが、礎石を落とし込んだ穴の下位から墓壙が検出されている。礎石が確認できなかったため、それが金堂のものであったのか確かめようがないが、仮に金堂の礎石であったとすれば、墓壙が掘られた時点ではまだ基壇の高まりと礎石が残存していたことを物語っていよう。

(2)金堂前庭部

金堂前庭部に当たる 39−4 トレンチ南部は、これまで中門跡と推定されていた場所である。第 1 期調査では S34.3−E23.5 の位置で根石状遺構 1 基が検出され、中門の可能性が指摘されていた。この根石状遺構は東西方向に長軸をもつ、長径 1.6 m・短径 1.2 mの楕円形の土坑で、瓦片・玉石が集中している(第 28 図下)。今回、再確認を行ったところ、玉石の下部に残っていた埋没土は少なくとも中世以降の土であることが判明した。確認面は基盤層の黄褐色土(Ⅶ層)で 127.6 m程のレベルであり、これを 40㎝程掘り込んでいる。玉石の上端レベルは 127.5 m程である。後述する回廊南東部の根石上端レベルは 128.0 m程で、これに比べて低いレベルになる。これらのことから根石とは考えにくく、国分寺廃絶後に穴を掘って玉石や瓦をまとめて廃棄し

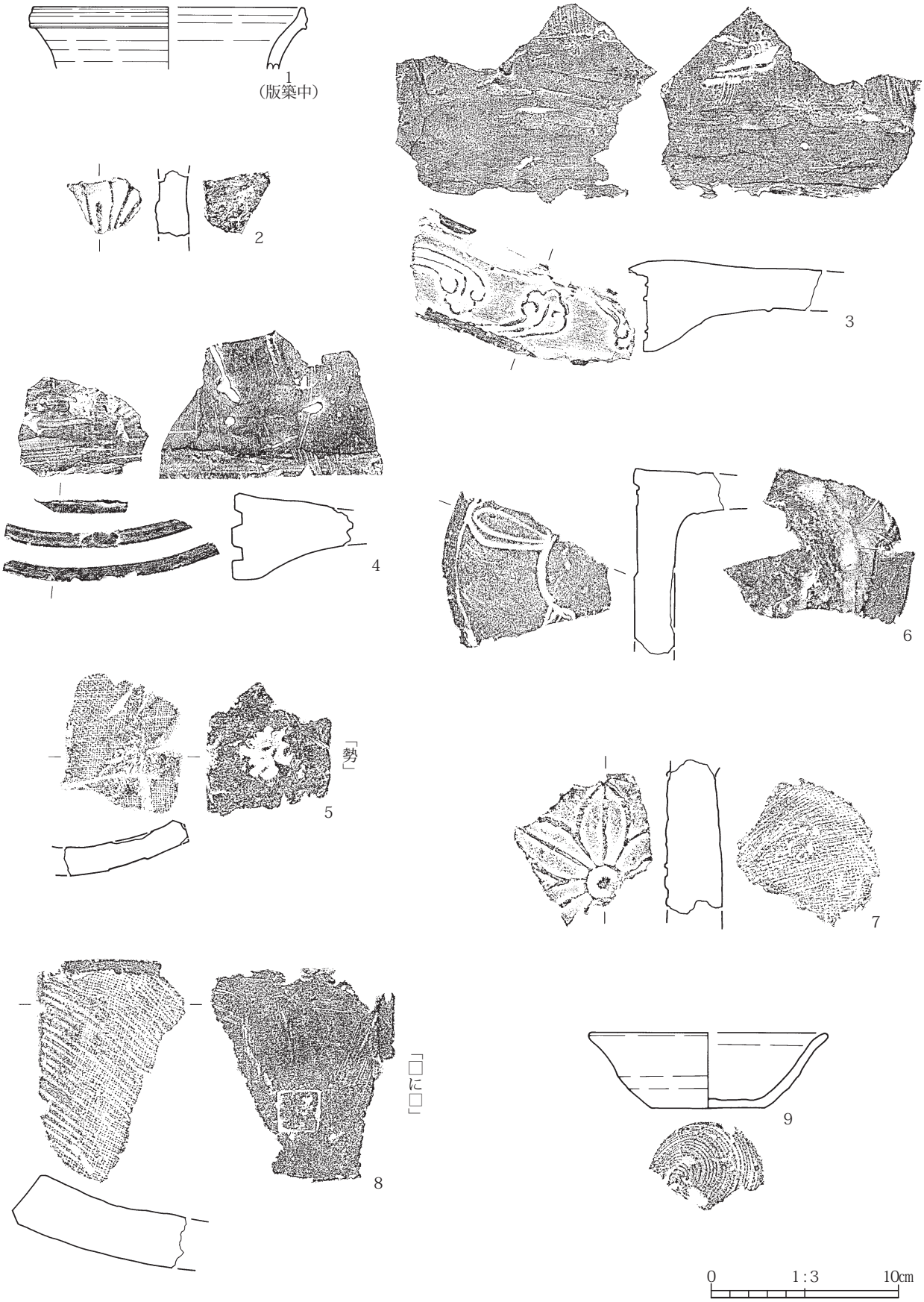

第 30 図　金堂地区出土遺物

た廃棄坑の可能性が高い。これによりこの根石状遺構の存在を根拠として、この位置に中門があったとする可能性は全くなくなったといってよいだろう。

併せてSB13の再確認も行ったが、国分寺に伴うものではないことが判明した。SB13は、２×１間の東西棟の掘立柱建物跡と報告されていたが、再調査を行ったところ、P1が縄文時代の竪穴住居の炉、P2が小ピットの集合、P3が墓壙と縄文土坑の切り合うもの、P4，P5がともに縄文時代の袋状土坑であることが確認された。

金堂前庭部は、後世の攪乱により著しく壊されているものの慎重に精査を行ったが、幢竿支柱や灯籠等、国分寺に関連する遺構は検出されなかった。ただ性格は不明であるが、平安時代以降と推定される小ピットが多数確認された。そのうちの１つから10世紀前半の須恵器埦が出土している（第30図９）。これ以外には、縄文時代の竪穴住居と土坑が複数確認された。

3　中門

これまでの調査・研究

中門については、これまで金堂の正面南側S35−E25周辺の位置にあると想定されてきた。上野国分寺跡に関する研究の嚆矢である福島武雄氏の論考（福島1921）以来、太田静六氏（太田他1942）、石田茂作氏（石田1959）など、一貫してこの位置に想定されている。福島氏は、「村の古老に聞くに明治初年迄は此処迄捨場の土壇が延びていて礎石も沢山在ったとの事である」とし、また太田氏は、金堂跡の南縁から南方約180尺の所に、道路に沿って１個の礎石が埋没しているが、この他にも３個が最近まで８尺程の間隔で規則正しく並んでいたことは古老のよく知る所であると報告している。

第１期調査においても、その研究史にならいS35−E25周辺を中門と想定して、昭和60年度29次調査区の調査が実施されている。その結果、中門と断定しうる遺構は検出されなかったものの、調査区南端S34.3−E23.5の位置で根石状遺構１基が検出され、中門の根石と判断されている。この北側には同様の遺構が確認できなかったことから、北側柱列のものとして門は南側に伸びると推定されたが、南側は後世の堀によって破壊されており、確認は不可能であった。

今回、新たに中門が確認された場所は、福島、柴田、太田、石田、尾崎の各氏が南大門と推定した位置と考えられる。各氏が南大門と推定した根拠は、寺域中央を南北に貫く後世の堀の東斜面に礎石が存在したことで、今回の調査前にもそのうちの１個と思われる礎石が地表に露見していた。

堀の西側は、第１期調査において昭和60年度第27次調査として、北西部にトレンチが入っている。今回の再調査により、トレンチ北壁及び西壁際にサブトレンチによる深掘り調査が行われていることが確認されたが、当時は掘り込み地業との認識には至らなかったようである。

調査の経過

平成24年度、調査当初の目的である①第１期整備時に用地取得がなされずに発掘調査ができなかった箇所の一つとして、南大門の北東に当たる梅林の中に東西方向48ｍ、幅３ｍのトレンチを設定し、調査を実施した（36−4トレンチ）。調査を進めたところ、E27.5～E58.5付近まで30ｍ超にわたる版築層を確認した。南壁際の断割り調査によって、E30及びE33付近に掘り込み地業の立ち上がりが確認できたことから、E30以西の掘り込み地業が中門である可能性が高いと考えられた。平成25年度に、掘り込み地業の南北規模を確認するため拡張区１を設定し、36−4トレンチの北側及び南側の調査を行い、さらに東西規模を確認するため、平成26年度には堀を挟んだ西側に38−1トレンチを設定し、調査を実施した。なお、この位置は国分寺造営時に盛土による整地を施しており、表土を除去した面では整地土と版築層の判別がつかない状況であった。そのため、地山の黒褐色土（Ⅴ層）が検出されるまで20㎝前後さらに掘り下げて、掘り込み地業の

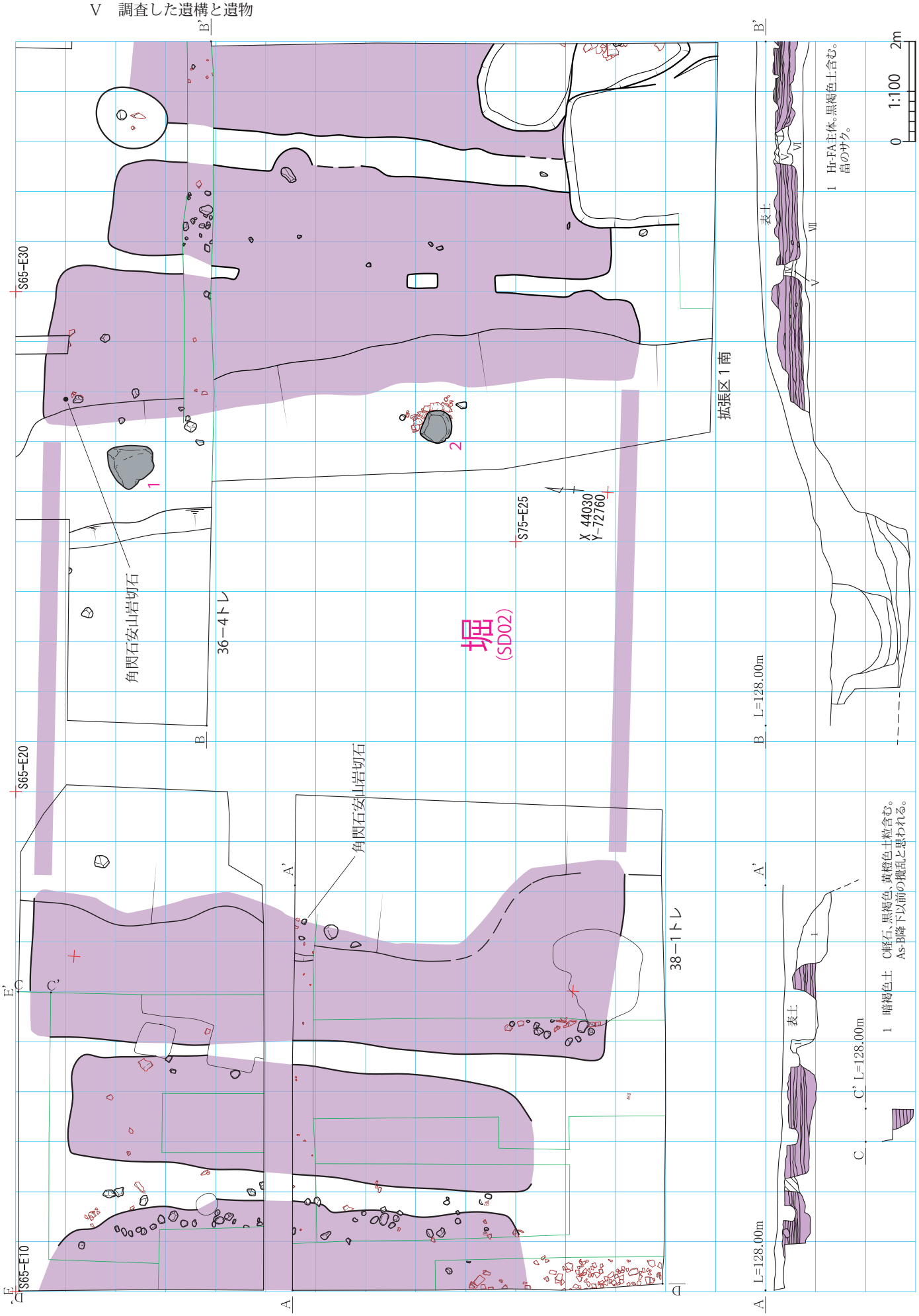

第31図　中門平面・断面図

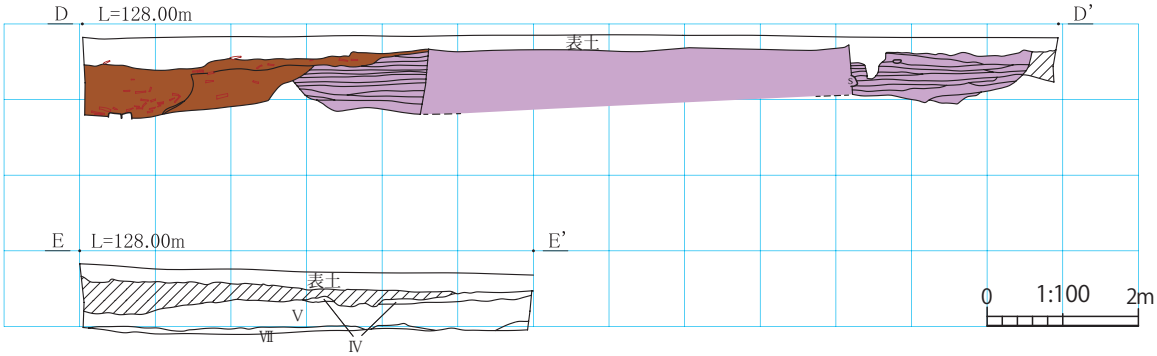

第 32 図　38−1 トレンチ西壁・北壁断割り断面図

範囲を平面的に確認した。この時に下げた層を２層として、出土遺物を取り上げた。

調査の概要（第 31 ～ 40 図、PL. 7 ～9）

位置　S65.3 ～ S77.5−E14.6 ～ E30.5

礎石等　上面が削られているため、原位置にある礎石・根石は皆無であったが、堀斜面に落ち込む礎石２個を検出した。１は前述のとおり地表面に露見していたもので、径 90㎝程のやや扁平な石である。２は地表下から新たに発見されたもので、径 70㎝程、やや球状の石である。ともに石材は榛名山系の粗粒輝石安山岩であり、検出された位置から東側柱のものと考えられる。心々の距離は 6.15 m程であり、柴田報告(内務省 1927)にある 21 尺に近いことから、ここで報告された礎石である可能性が高い。堀西斜面の落ち際、中央部分からは、根石に用いたと考えられる扁平な丸石と基壇外装に用いられた可能性のある角閃石安山岩の切石が出土した。角閃石安山岩切石はこれ以外にも周囲から複数出土しており、中門が角閃石安山岩による切石積基壇であった可能性を示唆するものである。

掘り込み地業　中央部は後世の堀によって破壊されているが、その両脇、東端部及び西端部の掘り込み地業を確認した。掘り込み地業は総地業で、規模は東西約 15 m(50 尺)、南北約 12 m(40 尺)を測る。掘り込みの深さは確認面から 50㎝程、底面レベルは東側で 127.2 m、西側で 127.0 m程である。堀を挟んだ西側から回廊南西部にかけては旧地盤が低地状を呈していた様相が見られ、版築層下の地山は粘質の黒褐色土(Ⅴ層)が厚く堆積している。そのため、東側に比べて地盤がやや弱く、地盤強化のために掘り込み地業を深くしていると考えられる。また、盛土による整地をした状況も確認でき、整地を行ってから掘り込み地業を行った様子も観察できた。版築層は、As−C 軽石を含む暗褐色土を主体とし、部分的に黒褐色土、灰褐色粘質土を３㎝前後の単位で層状に積み重ねている。突き固めるというほどの硬化面はあまり見られない。また、黄褐色土を用いておらず、版築のための土を選んでいる様子はない。

出土遺物　版築土中から瓦片、７世紀後半～８世紀中葉の土器が出土した。

回廊との取付き　中門掘り込み地業の両脇、回廊掘り込み地業との間には３m(10 尺)程の間隔があり、その部分に布掘り地業が１条ずつ確認された。布掘り地業は、それぞれ幅２m、長さは東側が 10 m、西側が 9.3 m程であり、底面レベルは東側で 127.3 m、西側で 127.0 ～ 127.1 m程を測る。版築層は、中門や後述する回廊同様、As−C パミスを含む暗褐色土を主体に、部分的に黒褐色土を用いている。東西の布掘り地業の心々距離は約 18 m(60 尺)である。この布掘り地業は、回廊の掘り込み地業の幅に近いことから、梁行の柱１列分を立てるための回廊の柱筋と考えられる。中門掘り込み地業と布掘り地業が重複する部分があり、断割り調査を行ったところ、布掘り地業が後に掘られたことが確認できた。このことから、この布掘り地業は中門と回廊を取付けるための工法上のもので、中門と回廊を建てる際、作業用通路としてか、取付き部分の柱１列分をあえて空けておき、回廊を中門に取付ける工事の最終段階で布掘り地業による柱１列を立て、取付けたものと考えておきたい。

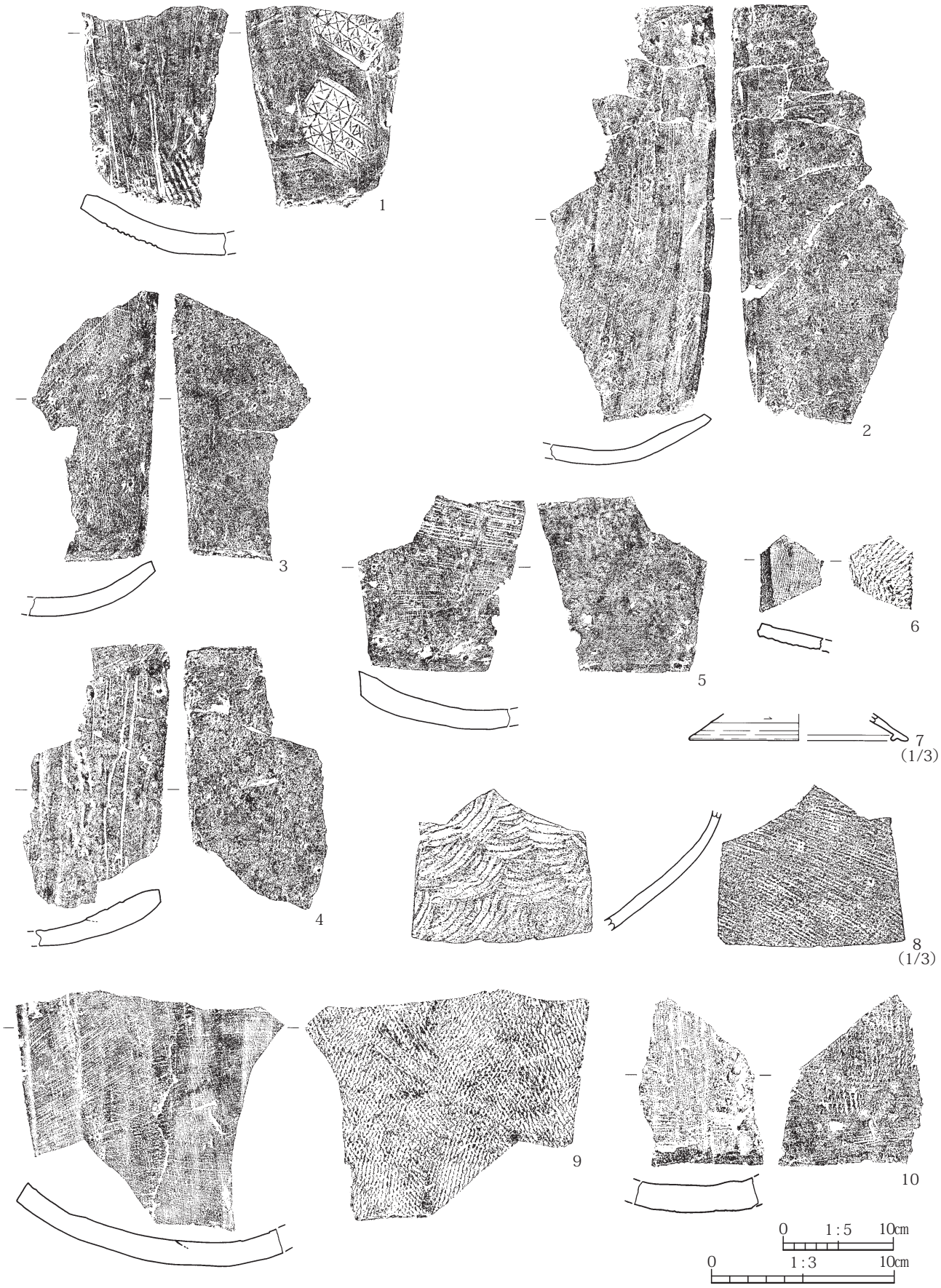

第33図　中門及び布掘り地業版築土出土遺物（1～8中門、9，10布掘り）

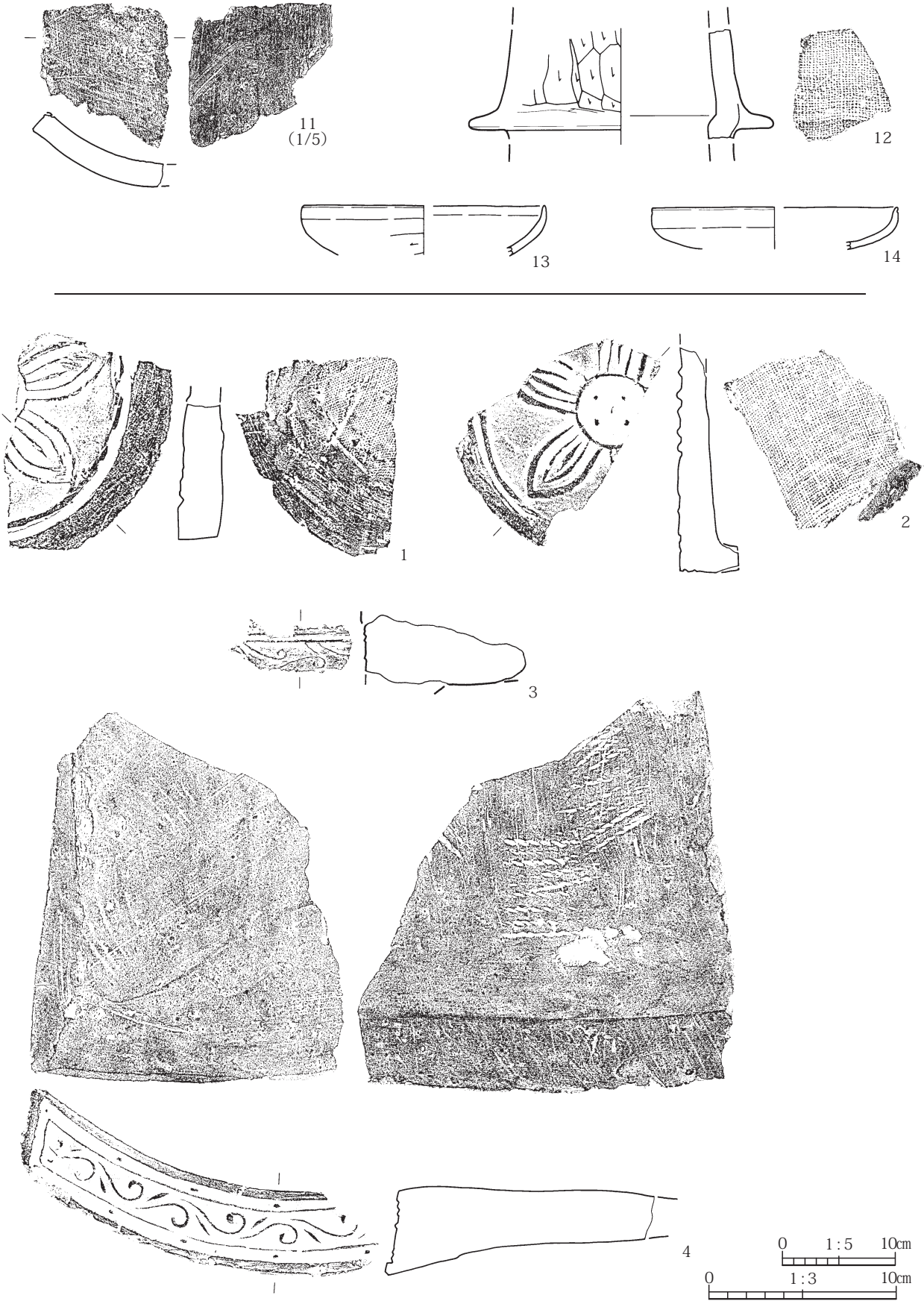

第34図　布掘り地業版築土（2）（上）、中門及び周辺2層出土遺物（1）（下）

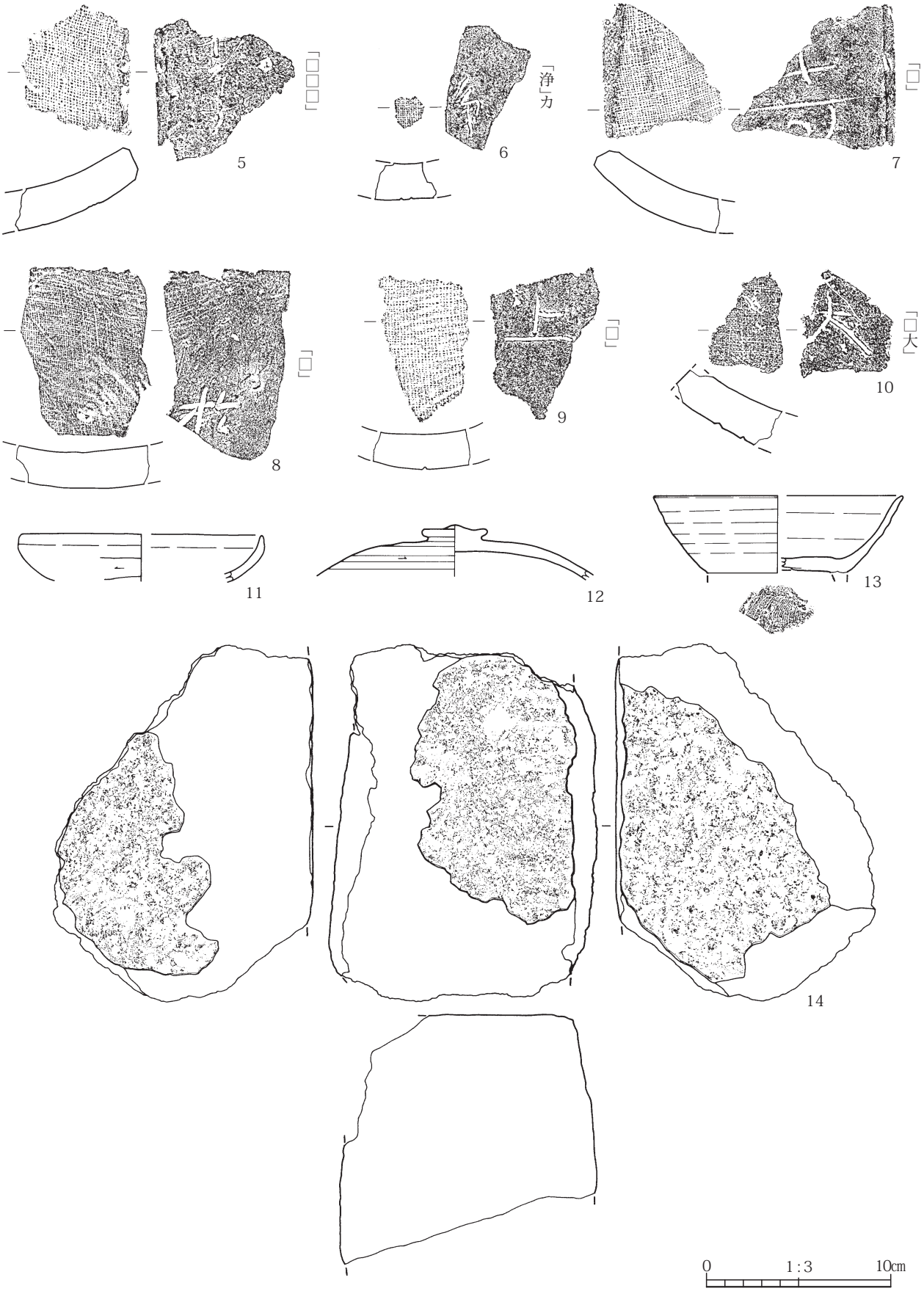

第 35 図　中門及び周辺２層出土遺物（２）

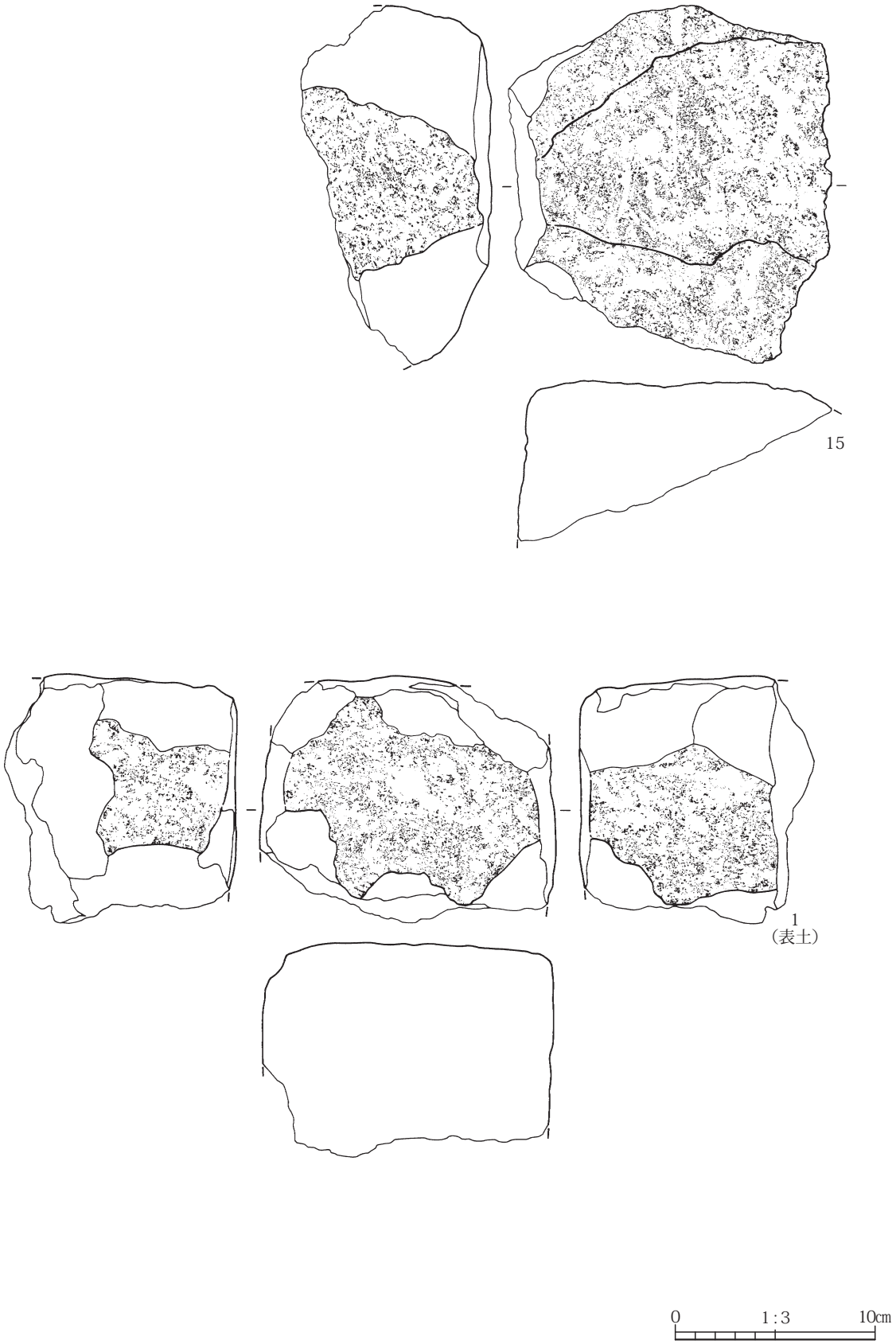

第 36 図　中門及び周辺２層（３）、表土出土遺物（１）

第 37 図　中門及び周辺表土出土遺物（２）

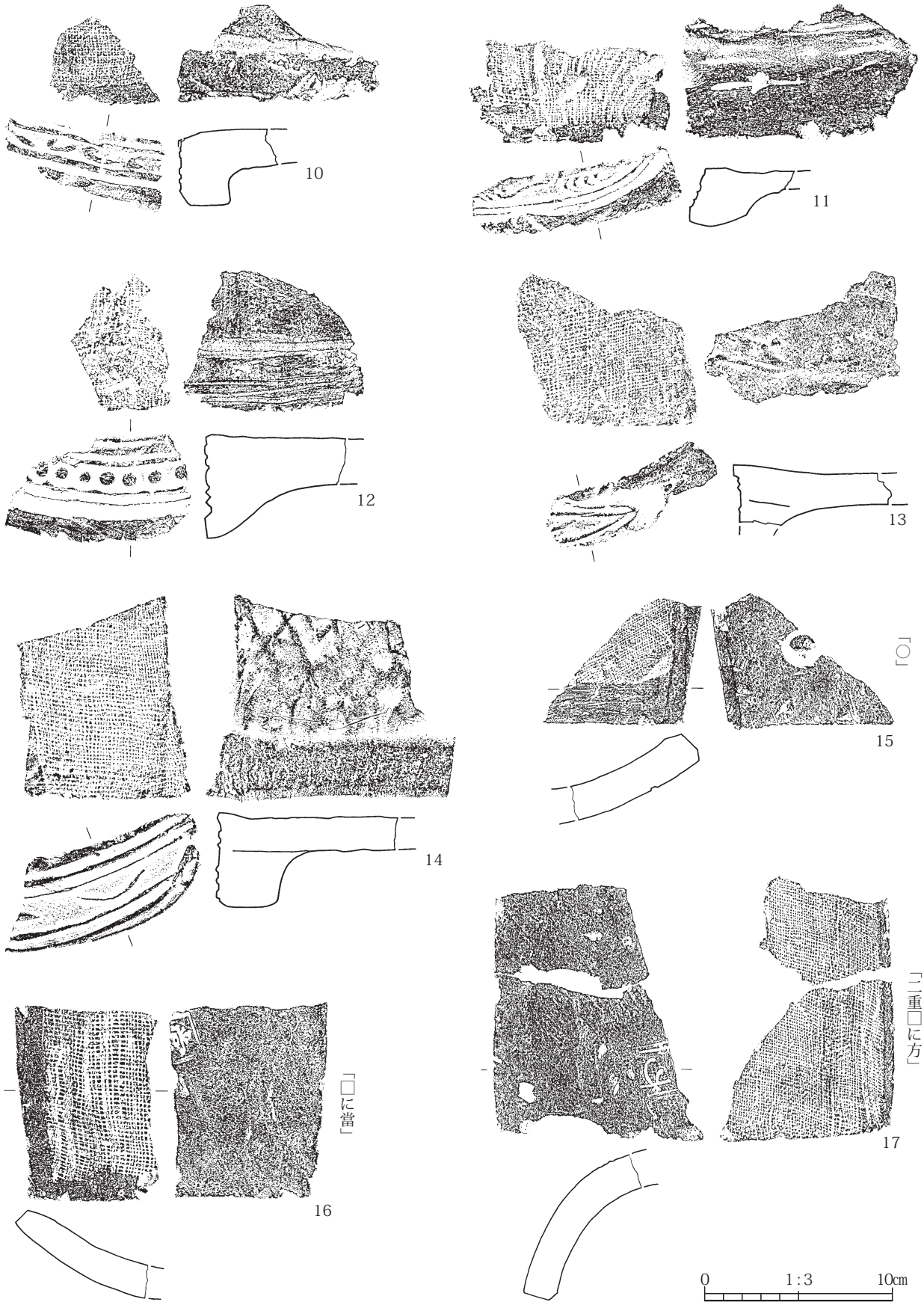

第 38 図　中門及び周辺表土出土遺物（3）

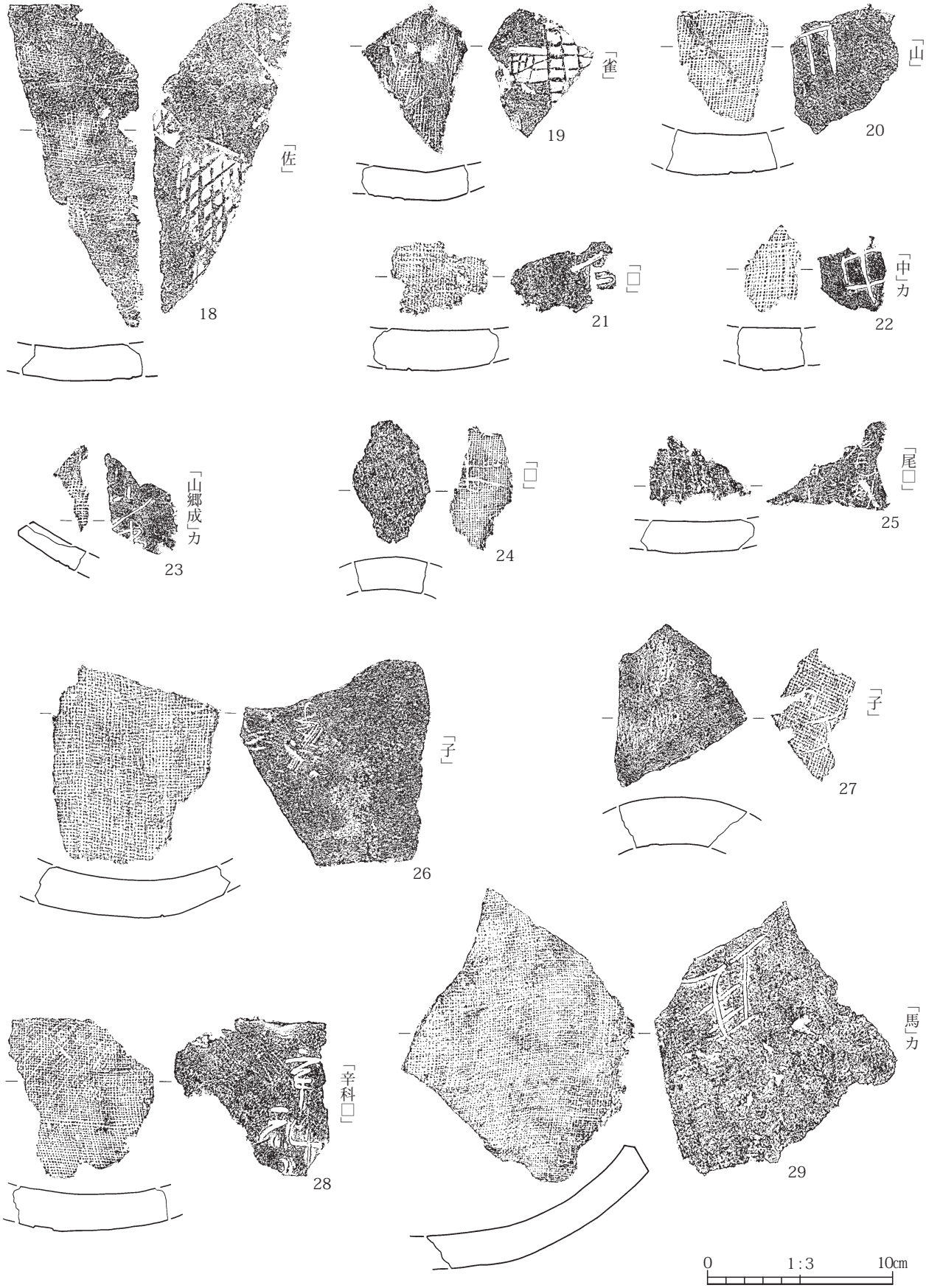

第 39 図　中門及び周辺表土出土遺物（4）

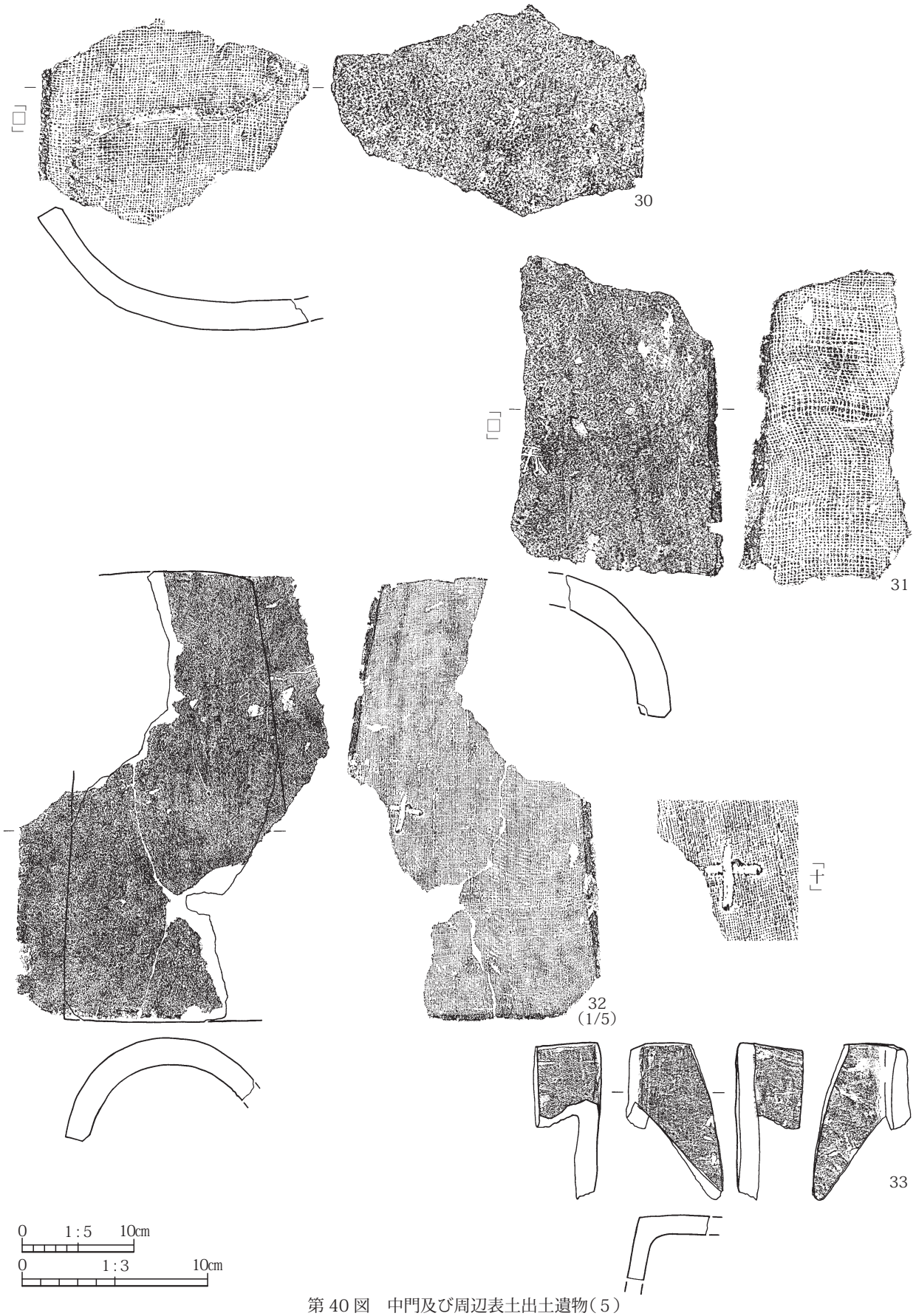

第 40 図　中門及び周辺表土出土遺物（5）

4　回廊

これまでの調査・研究

回廊については、第１期調査の昭和 55 年度 11 トレンチ、昭和 57 年度 17, 18 次として西面回廊を、昭和 56 年度 15 トレンチ、昭和 59 年度 15 トレンチ拡張区で東面回廊の調査が行われているが、回廊と断定しうる遺構は確認されていない。しかし、可能性を示すものとして、11 トレンチ S9−W1 の位置で根石状遺構が検出されていること、17 次調査区で W12 ～ 13 を境にして段差が認められ、回廊造成のための整地がなされたことが報告されている。また、西面回廊に当たると想定された位置で、２×９間以上の南北に長い掘立柱建物 SBO9 が検出されたが、回廊ではなく国分寺の施設の一つとの報告がなされている。

調査の経過

平成 24 年度 36−4 トレンチにおいて、E33 ～ E58.5 にかけて続く版築層が確認された。さらに S67−E53 の位置で、根石が検出された。このことから、この版築層と根石は、これまで確認されたことのなかった南面回廊のものであると判断された。また、S68.5−E57.5 で石と瓦をまとめて廃棄したような直径１m程の坑(SK128)を検出した。SK128 以東は土層が変わり、西側には無かった As−B 混土層(Ⅱ層)の堆積が認められた。As−B 混土層を除去すると明るめの褐色土となり、この褐色土中には瓦が多く含まれていることが分かった。平成 25 年度は、さらに版築層や根石の状況を把握するため、36−4 トレンチ拡張区 1, 2 を設定するとともに、37−2 ～ 6 トレンチを設定して回廊がめぐる位置と回廊の構造を確認すべく調査を実施した。37−2 トレンチでは、断割り調査によって版築層の幅が 10 m超あることが確認され、その幅の大きさから複廊の可能性が考えられた。そのため、次年度以降は単廊か複廊かを確定させることが大きな課題となった。平成 26 年度には、36−4 トレンチ拡張区３、38−2 ～ 5, 8 トレンチを設定、特に 38−3 トレンチは昭和 55 年度 11 トレンチ、昭和 57 年度 17 次調査区の再調査であるが、北面回廊の検出を目的として調査を実施した。平成 27 年度は、前年度に北面回廊が確認されたことから、その対称位置に 39−6 トレンチを設定し、さらに西面の調査として 39−7, 8 トレンチの調査を行った。それでも単廊か複廊かの決定的な根拠を確認することができなかったため、最終年度である平成 28 年度にも 40−5 トレンチを設定して継続的に調査を行った。

調査の概要

（１）回廊東半部（第 41 ～ 57 図、PL.10 ～ 12）

礎石等　回廊南東角の内側柱列に当たる根石５基、抜取り痕２基を検出した。桁行の柱間は約３m、10 尺等間である。根石の上端レベルは、概ね 128.0 m程を測る。梁行に当たる外側柱列の確実な根石は確認できなかった。石組１は、石の直下に瓦廃棄層の褐色土が確認できたことから、原位置からは動いているものと判断された。石組２は円状に組まれているが、根石１～５に比べて確認レベルが深く、上端で 127.8 m程である。石の直下に版築層は確認できず、整地土と思われる黒褐色土が堆積していた。確実に攪乱ではないものの、他の様相と比較すると積極的に根石と判断するには難しい状況である。しかし、現時点では石組２が梁間の唯一の手がかりといえる。また、36−4 トレンチ拡張区２南の南東部で、礎石２個を検出した。原位置からは動いているもので、中門のものと比べてやや小振りなことから、もともとは回廊に据えられていた礎石と考えてよいと思われる。石材は、ともに榛名山系の粗粒輝石安山岩である。36−4 トレンチ拡張区３の東端部にも大形の礎石が地表に表れていたが、やはり原位置ではない。

掘り込み地業　南面回廊東については 36−4 トレンチ E33 ～ E58.5 にかけて 25.5 mにわたり、東面回廊については南半部に当たる 38−5, 37−2, 38−8, 36−4 トレンチ S47 ～ S74.5 にかけて 27.5 mにわたる掘り込み地業を確認した。東面回廊北半部に当たる 37−3, 38−4, 39−6 トレンチでは、表土直下

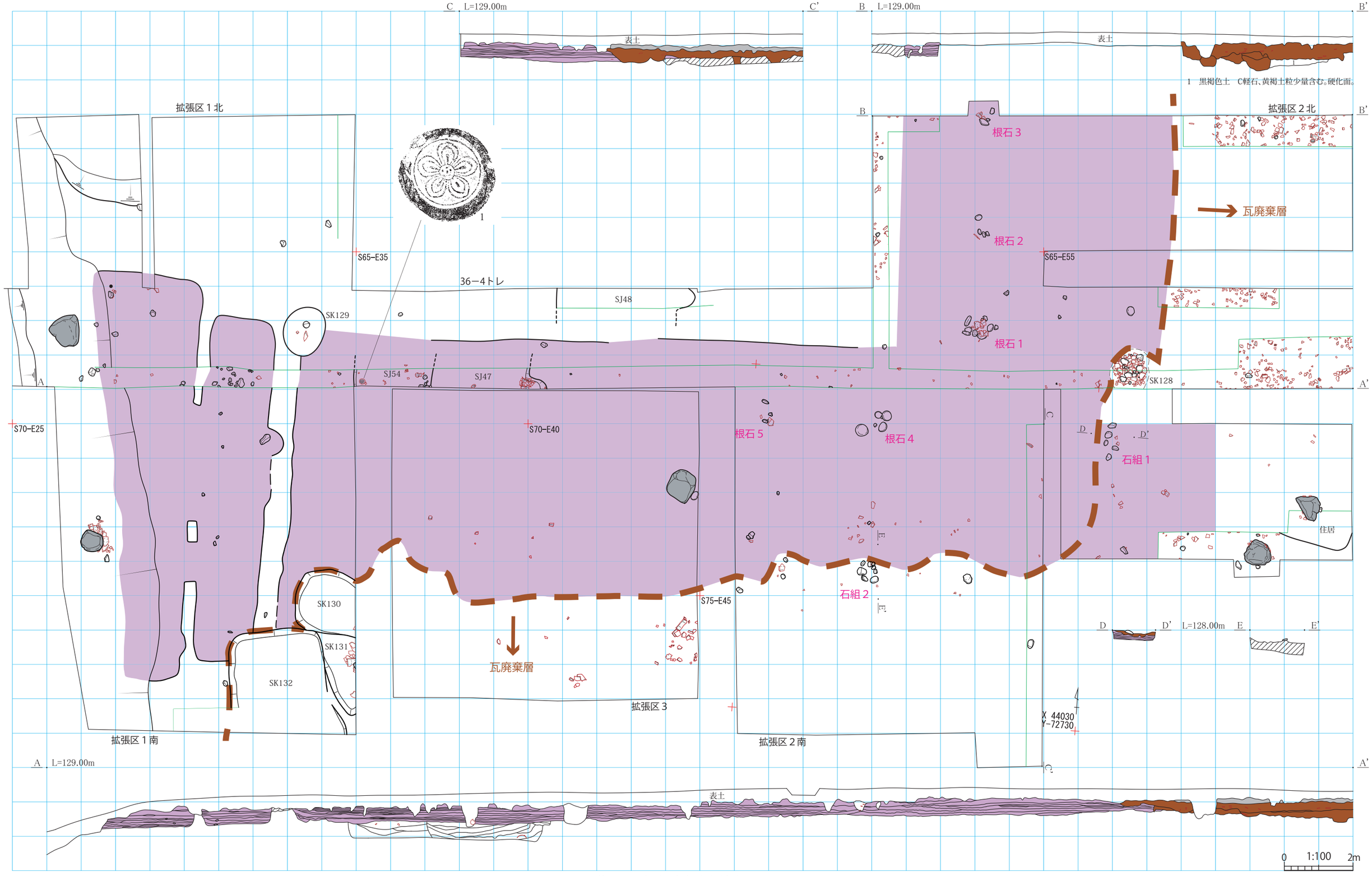

第41図　南面回廊東平面・断面図

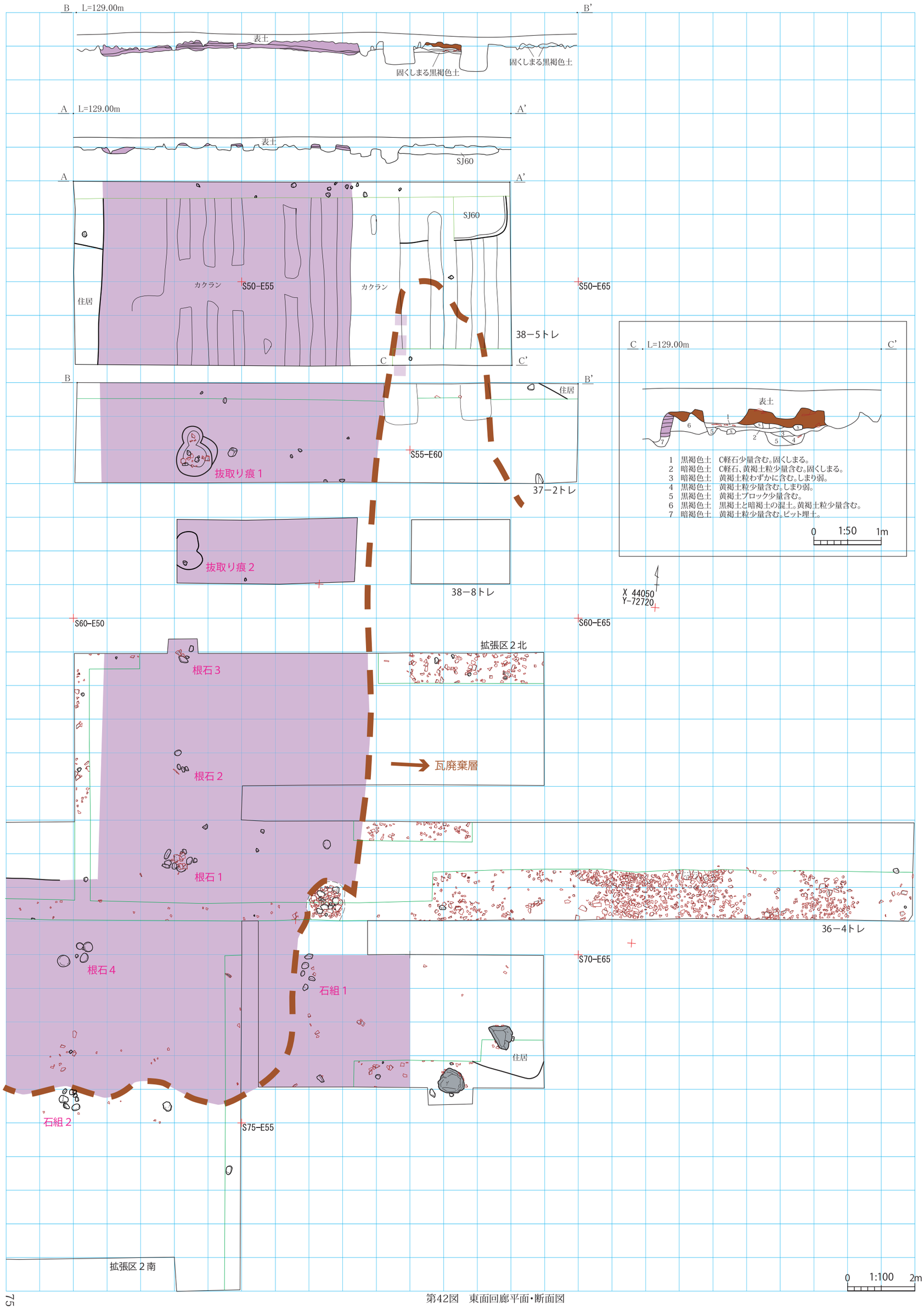

第42図　東面回廊平面・断面図

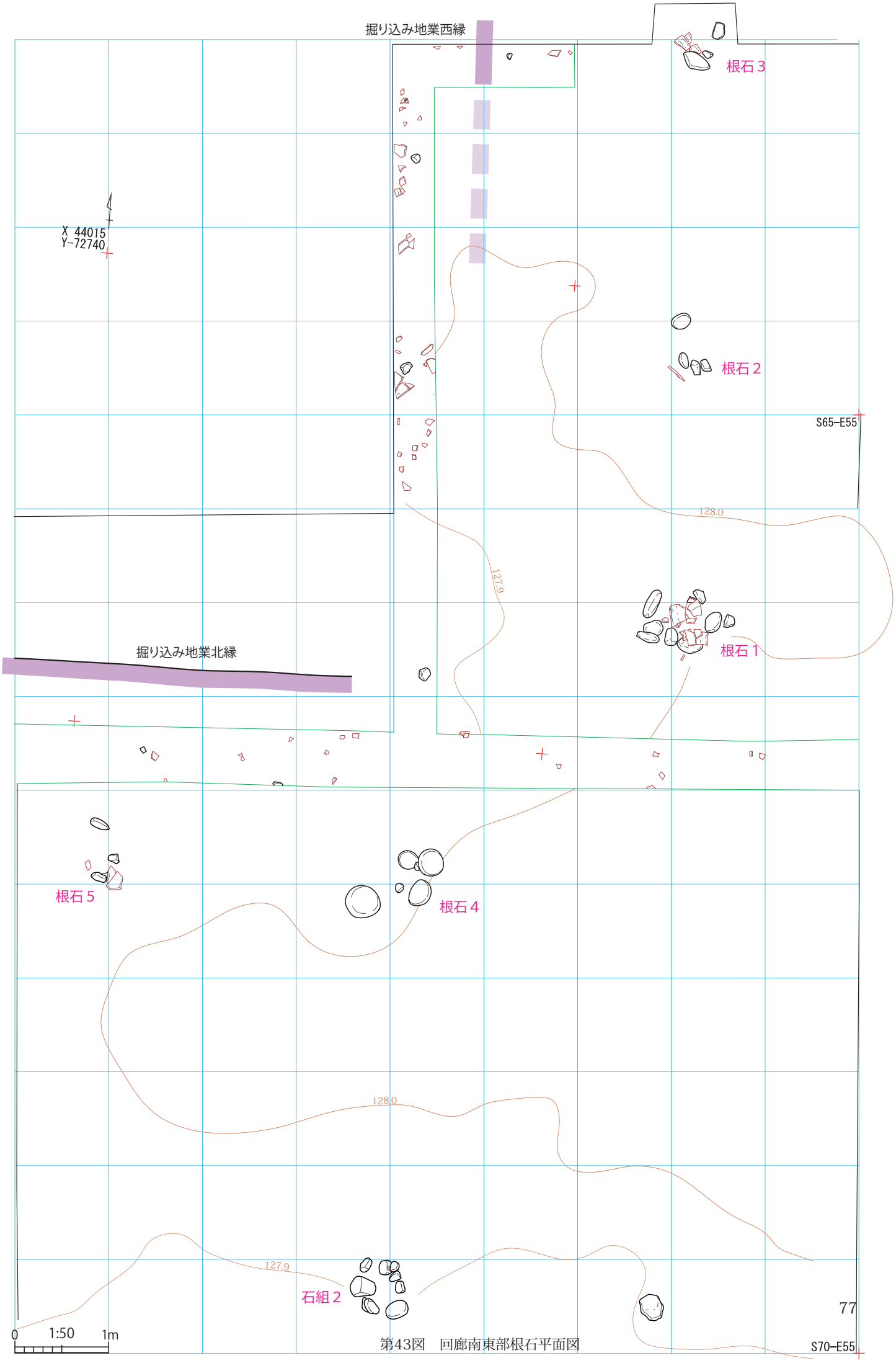

第43図　回廊南東部根石平面図

で基盤の黄褐色土(Ⅶ層)となり、掘り込み地業は確認されなかった。掘り込みは南面が深く、底面レベルが 127.5 m程で、37-2 トレンチ北壁で 127.7 ～ 127.9 m、38-5 トレンチ北壁で 127.8 ～ 128.0 m と、北に向かって浅くなる傾向を示す。これは北半部が基盤層であるⅦ層のレベルが高く、地盤が安定していることによるものであろう。版築層は中門と同様、As-C 軽石を含む暗褐色土を主体とし、黒褐色土、灰褐色粘質土を層状に積み重ねる。やはり、黄褐色土は用いられず、突き固めるほどの硬化面もあまり見ることはできない。

掘り込み地業の幅については、外縁が後述する瓦廃棄層によって壊されているため、確実にとらえることはできなかったが、37-2 及び 38-5 トレンチ北壁の断割り調査によって、東面回廊のおおよその状況はとらえることができた。それによると断面形状は両端が深く、中央が浅くなる弓なり状を呈している。38-5 トレンチ北壁では、耕作による溝状の攪乱が著しく、東端の立ち上がりを確認することができなかったが、E59 以東で版築層が確認できないことから、このあたりを立ち上がりと考えると、概ね 8 m程の幅と判断される(第 42 図断面 A)。37-2 トレンチ北壁では、攪乱に挟まれた E60.1 ～ 61.5 の硬化層も版築層と判断し、幅が 10m 超となることから当初、複廊の可能性を考えた(同図断面 B)。しかし、38-5 トレンチ北壁の状況と照らし合わせてみると、攪乱の西側 E58.3 の位置で弓なりの底辺があることから、この位置が本来の回廊掘り込み地業の立ち上がりと考えるのが自然のようである。そう判断すると、やはり幅は 8 m程ということになる。38-5 トレンチ南壁東部では、掘り込み地業東縁の可能性がある立ち上がりを E59.5 の位置で確認した(同図断面 C)。土層は版築状の堆積を示し、固くしまっている。下層にはピット状の落ち込みがあり、造営に際して打ち込んだ基準杭の痕跡の可能性も考えられた。しかし、50㎝南側の 37-2 トレンチ北壁と堆積の様相が異なること、38-5 トレンチ北壁の同位置で版築層が認められないことから、回廊掘り込み地業の版築層として連続するものであるのかは断定することができない。版築状土層東縁の東側では、硬化面が検出された。この硬化面の性格については判然としないが、硬化層中から 9 世紀前半期の土師器坏が出土している(第 56 図 1)。37-2 トレンチ北壁の当初、版築層と判断した E60.1 ～ 61.5 の硬化層と連続すると考えられる。また、36-4 トレンチ拡張区 2 北の北壁東部でも硬化面が確認されており(第 41 図断面 B)、ここまで連続する可能性もある。

南東部は掘り込み地業を幅広く行っているようで、根石 3 から西に 2.4 m(8 尺)、根石 4 から北に 2.1 m(7 尺)の位置で掘り込み地業の立ち上がりが確認されている。回廊の基壇の出は不明であるが、通常 5,6 尺程度と考えれば、掘り込み地業は実際の基壇幅より広めに掘られていることが分かる。

出土遺物　回廊の版築土中からは瓦が出土するが、そのなかでも南面の掘り込み地業底面付近から B207b 型式の軒丸瓦(第 45 図 1)が出土している。B207b 型式は上野国分寺創建期瓦のなかでも後出のもので(第 219 図参照)、回廊の構築年代を検討するうえで基準になる資料である。土器類については、7 世紀後半～ 8 世紀前半の坏や壺などが出土している。根石からも瓦が出土したが、当初から根石とともに瓦が据えられていたのではなく、回廊が倒壊し、礎石が抜取られた後に混入したものと考えられる。抜取り痕から出土した瓦も同様である。

後述する瓦廃棄層からは多量の瓦が出土した。瓦廃棄層はその状況から、中門・回廊倒壊後に落下した瓦をまとめて廃棄し整地しなおしたことによって形成されたものと考えられる。そのため、中門・回廊倒壊後、それほど時を隔たたないうちに埋められたと考えられることから、瓦廃棄層から出土する瓦は、中門・回廊に葺かれていた瓦と考えてよいと思われる。

重複　回廊版築層下から竪穴建物が 6 棟検出された。いずれも 8 世紀以前の所産で、国分寺創建以前に展開していた集落を構成するものである。

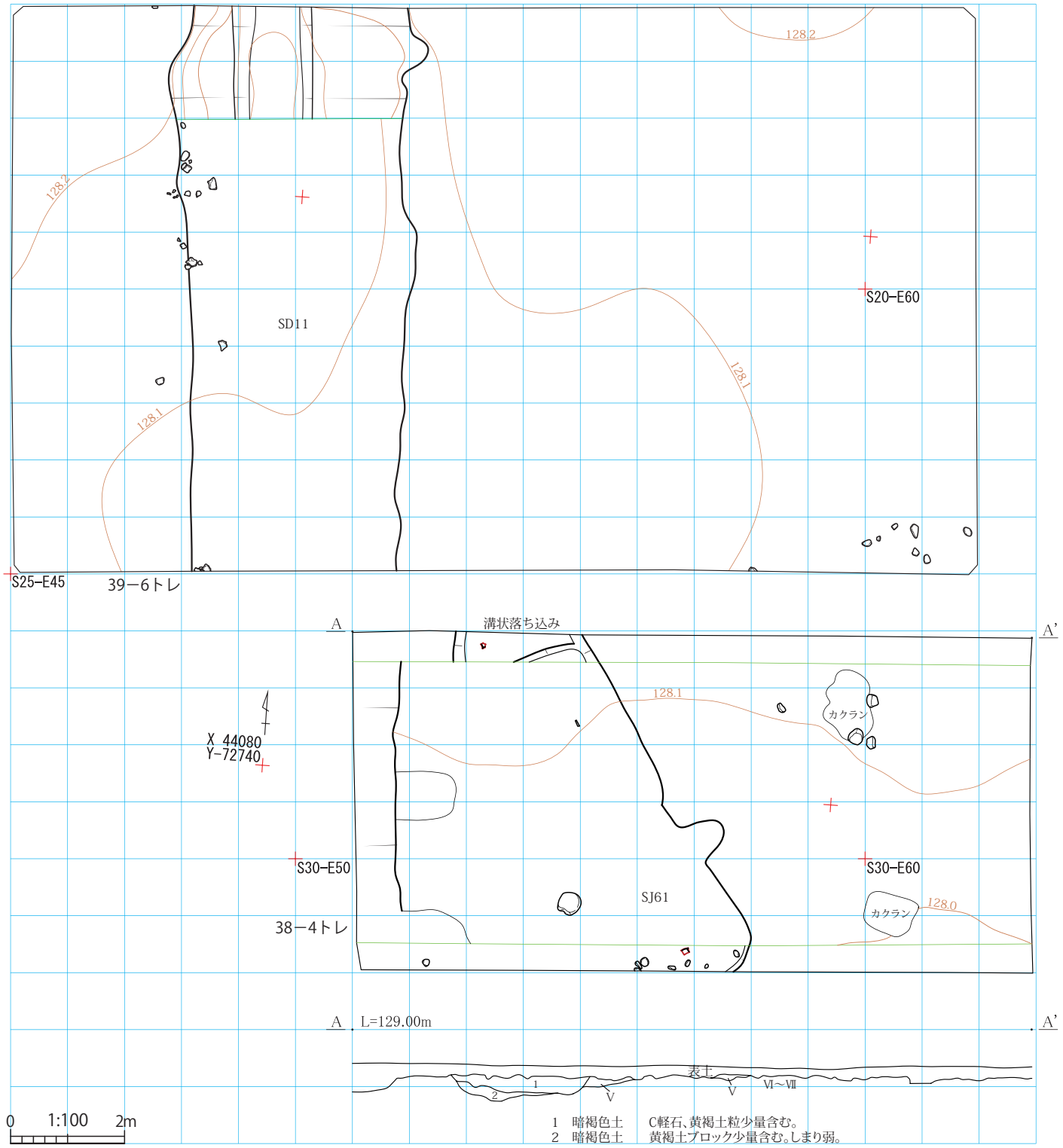

第 44 図　回廊北東部平面・断面図

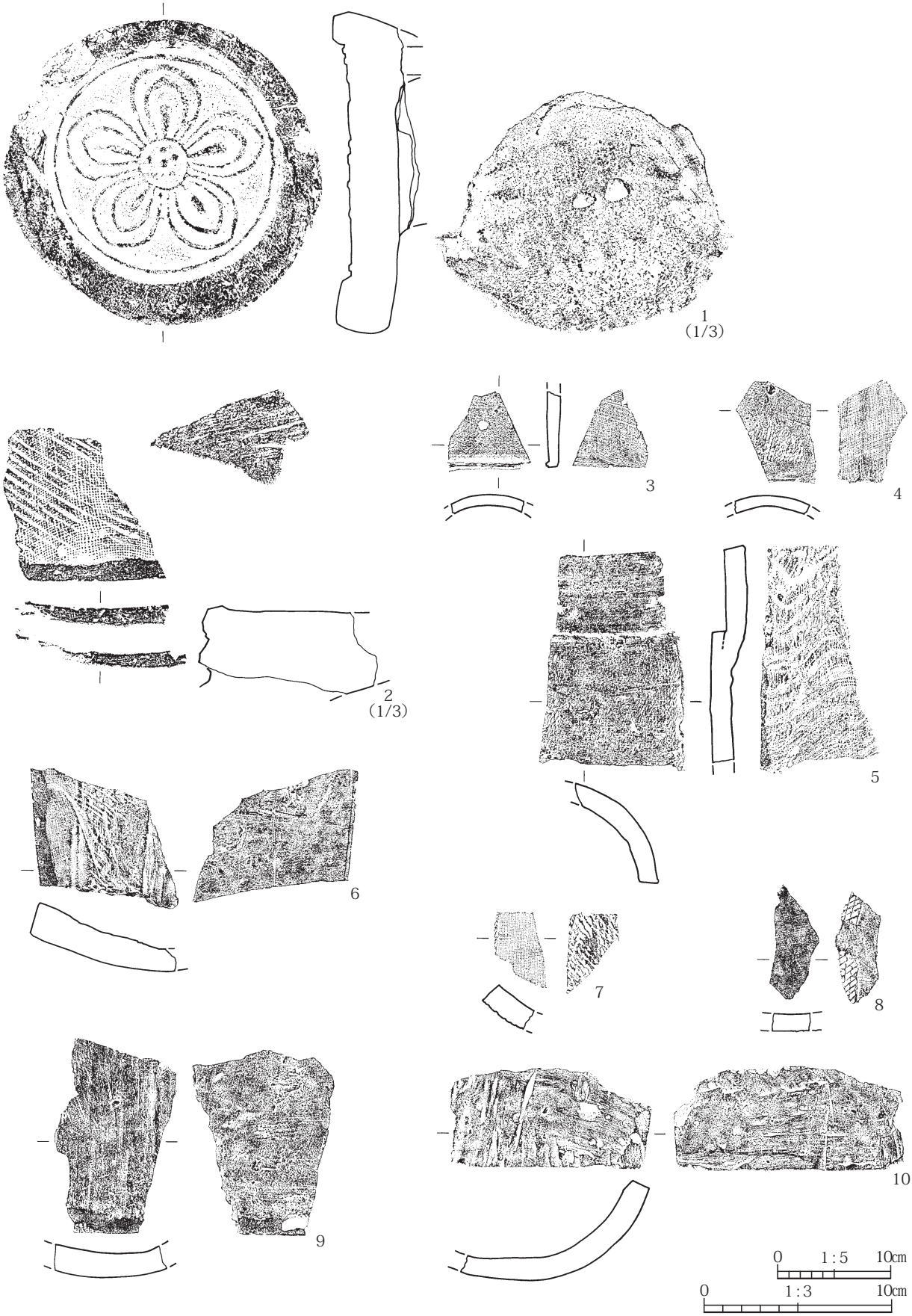

第 45 図　回廊南東部版築土出土遺物（1）

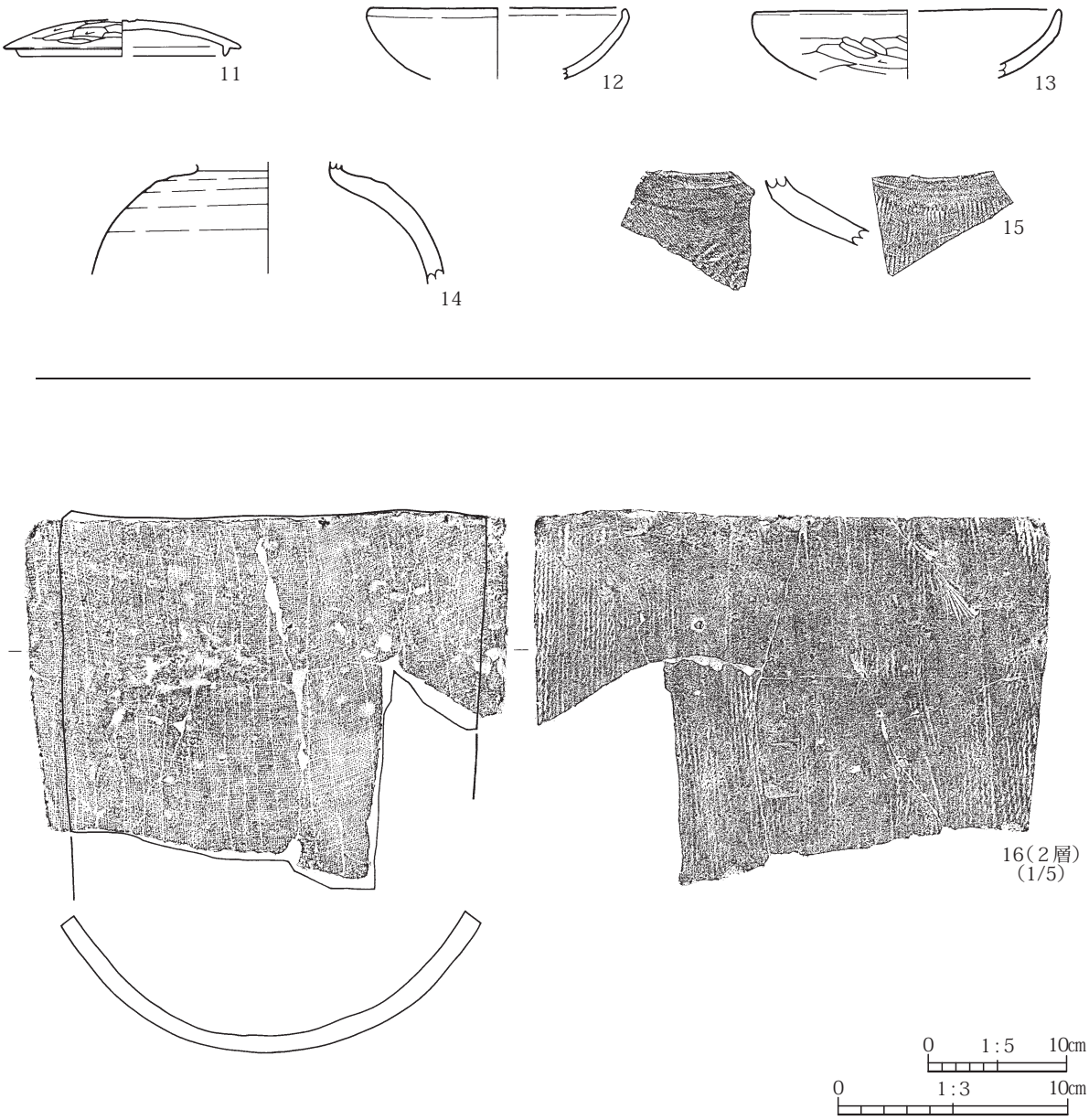

第 46 図　回廊南東部版築土（2）、2 層出土遺物

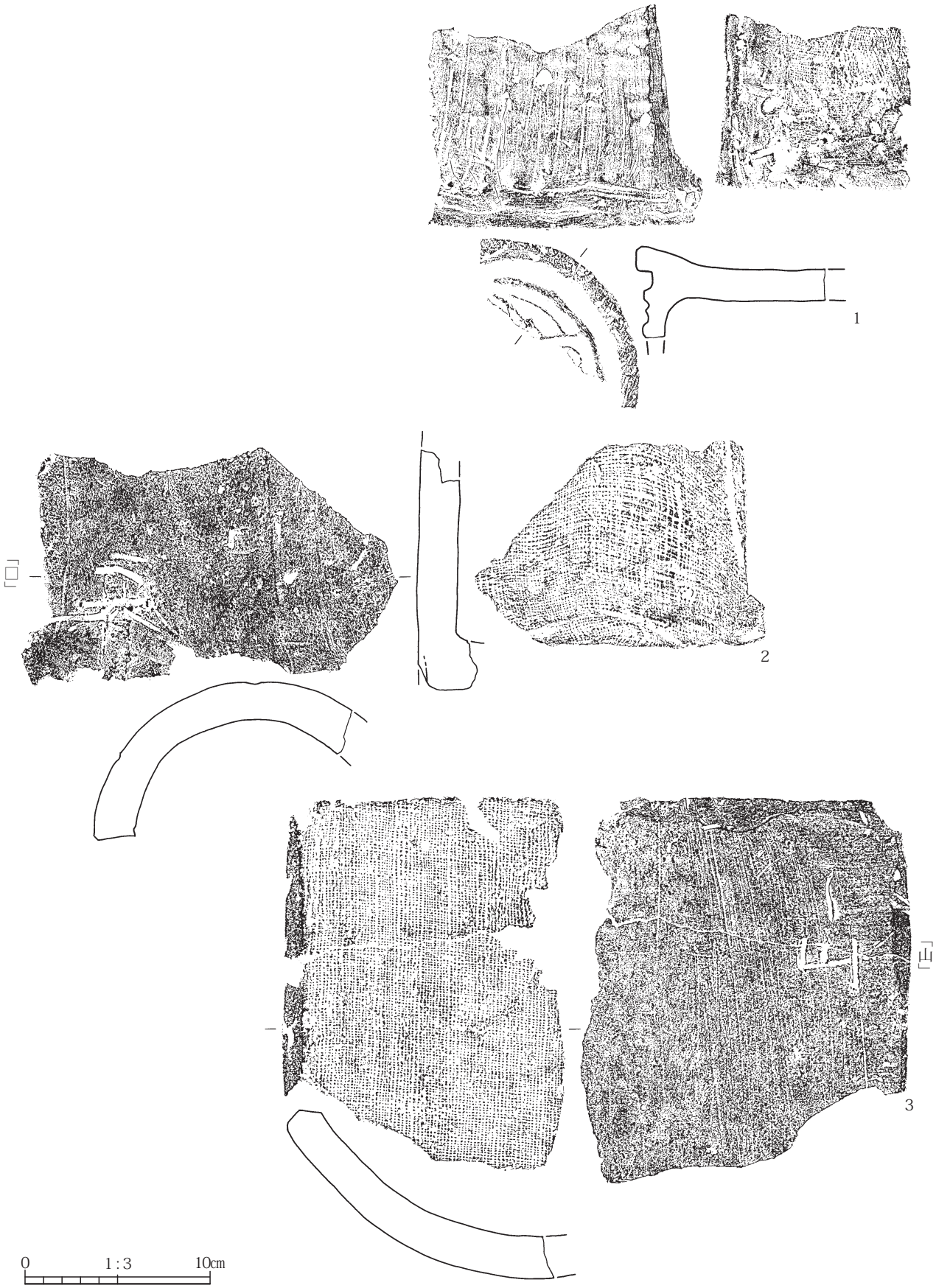

第 47 図　根石・抜取り痕出土遺物（1）（根石 1）

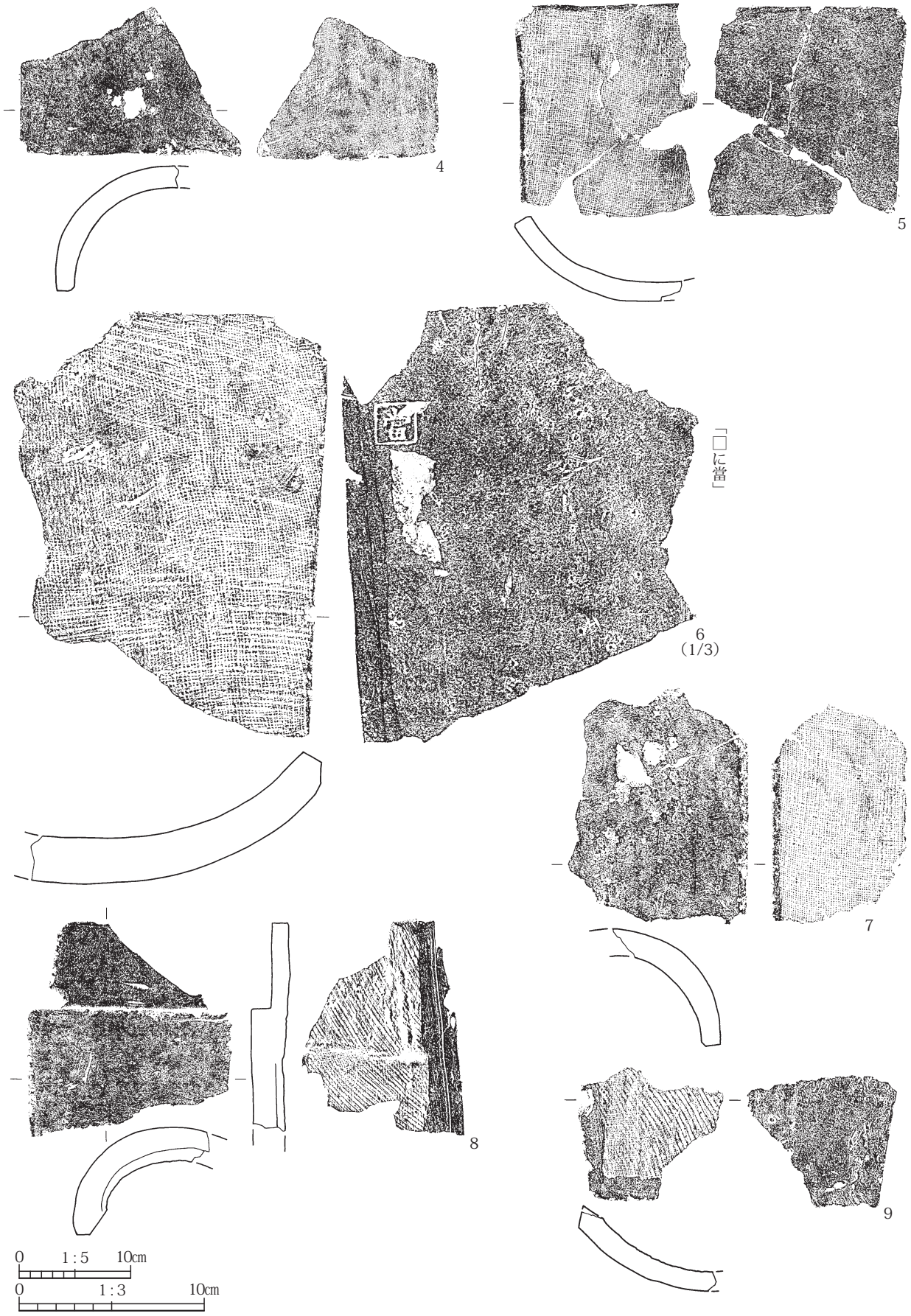

第 48 図　根石・抜取り痕出土遺物（2）（4～6 根石 1、7 根石 2、8, 9 根石 3）

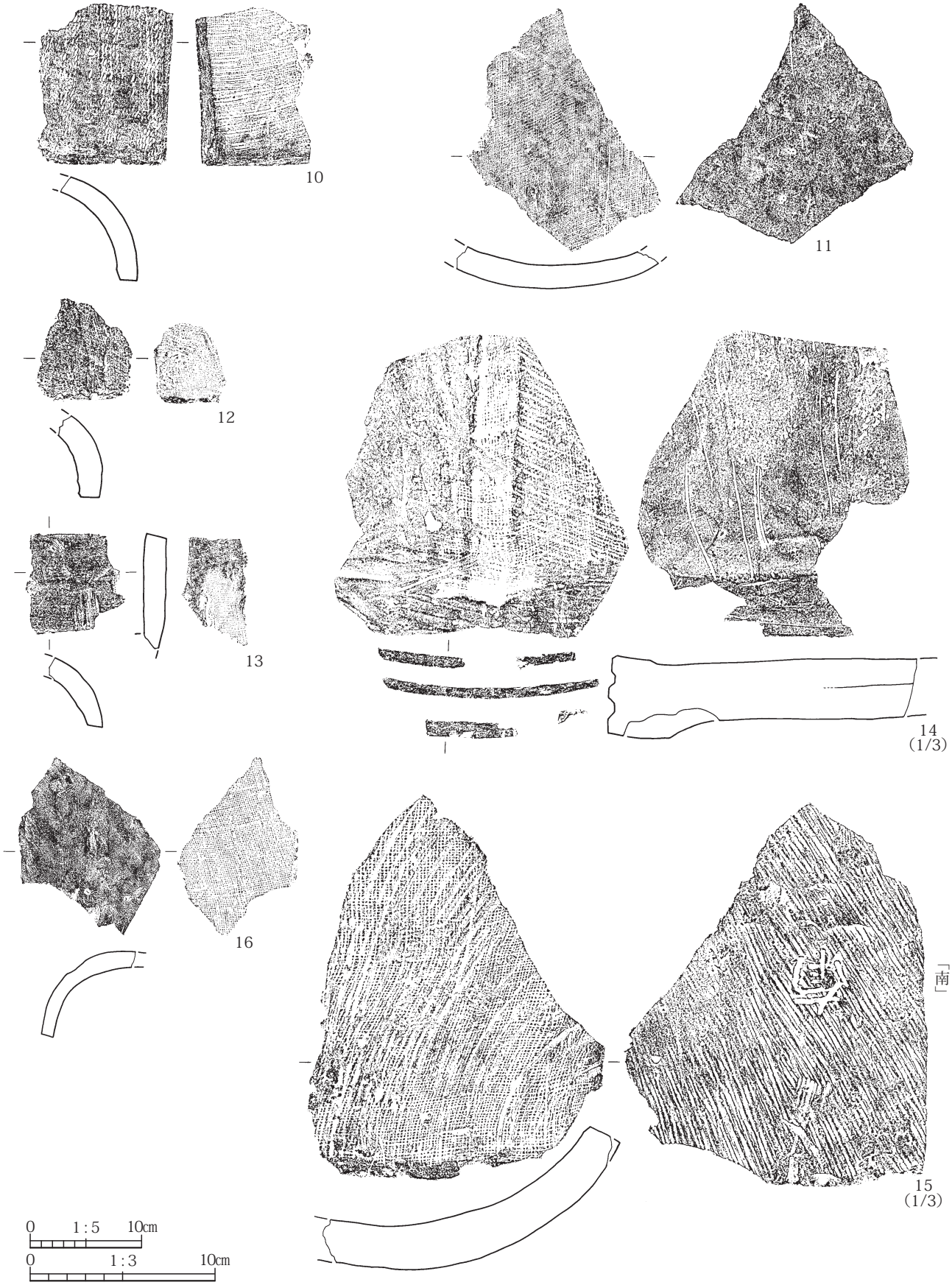

第 49 図　根石・抜取り痕出土遺物（3）（10 根石 4、11 ～ 13 根石 5、14, 15 抜取り 1、16 抜取り 2）

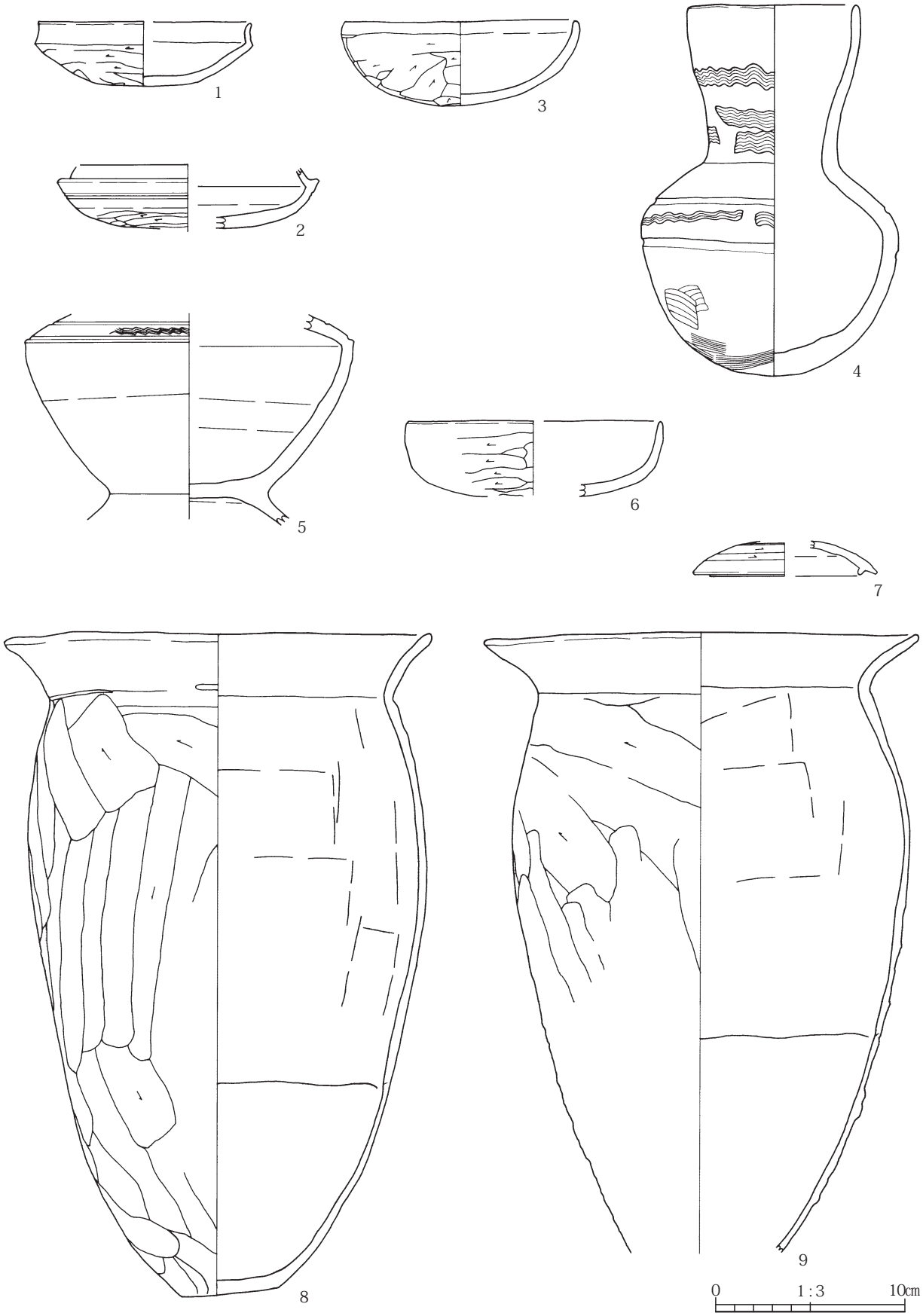

第 50 図　36-4 トレンチ竪穴建物出土遺物（1 ～ 4 SJ54、5，6 SJ48、7 ～ 9 SJ47）

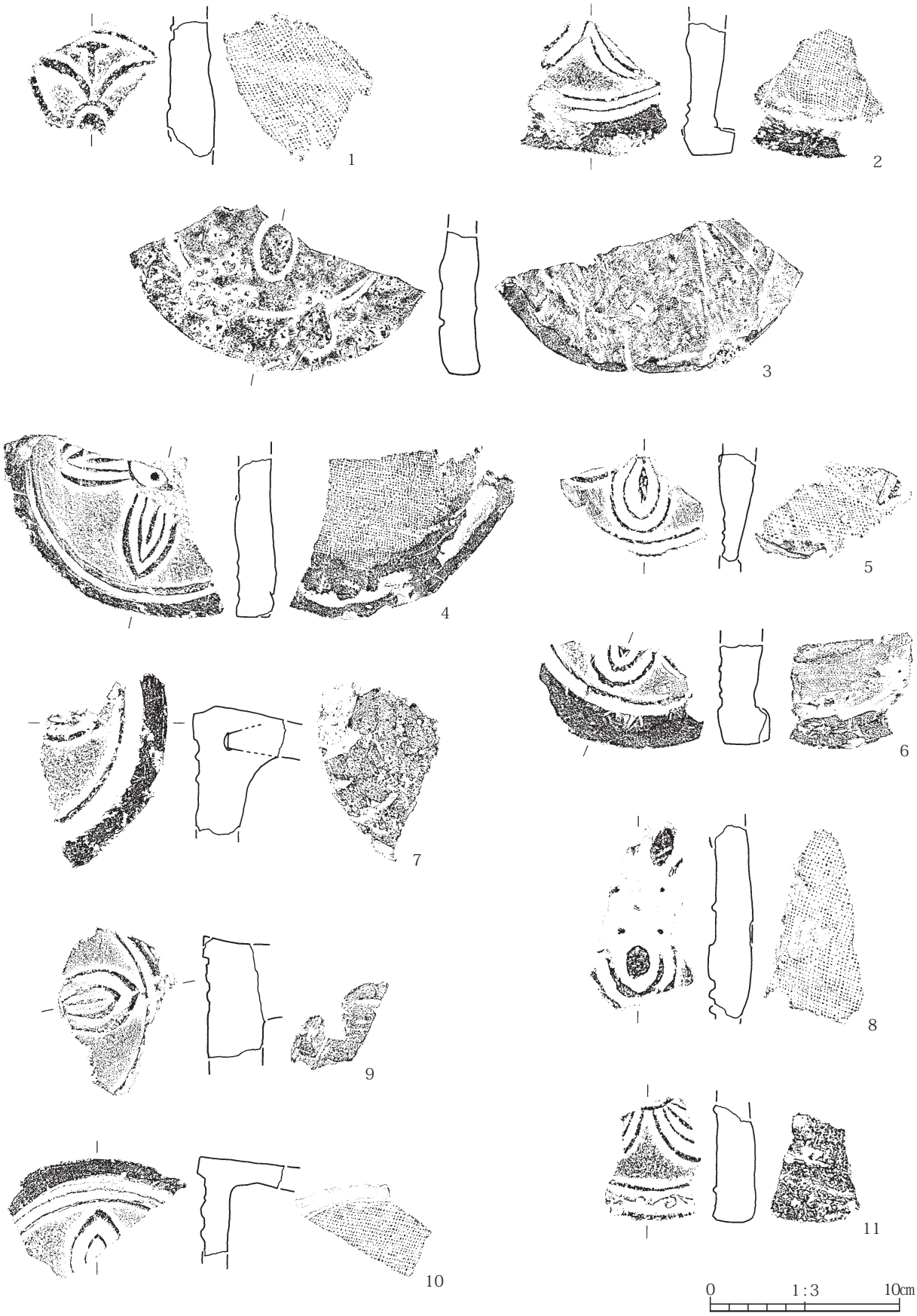

第 51 図　回廊南東部表土出土遺物（1）（36-4 トレ 1）

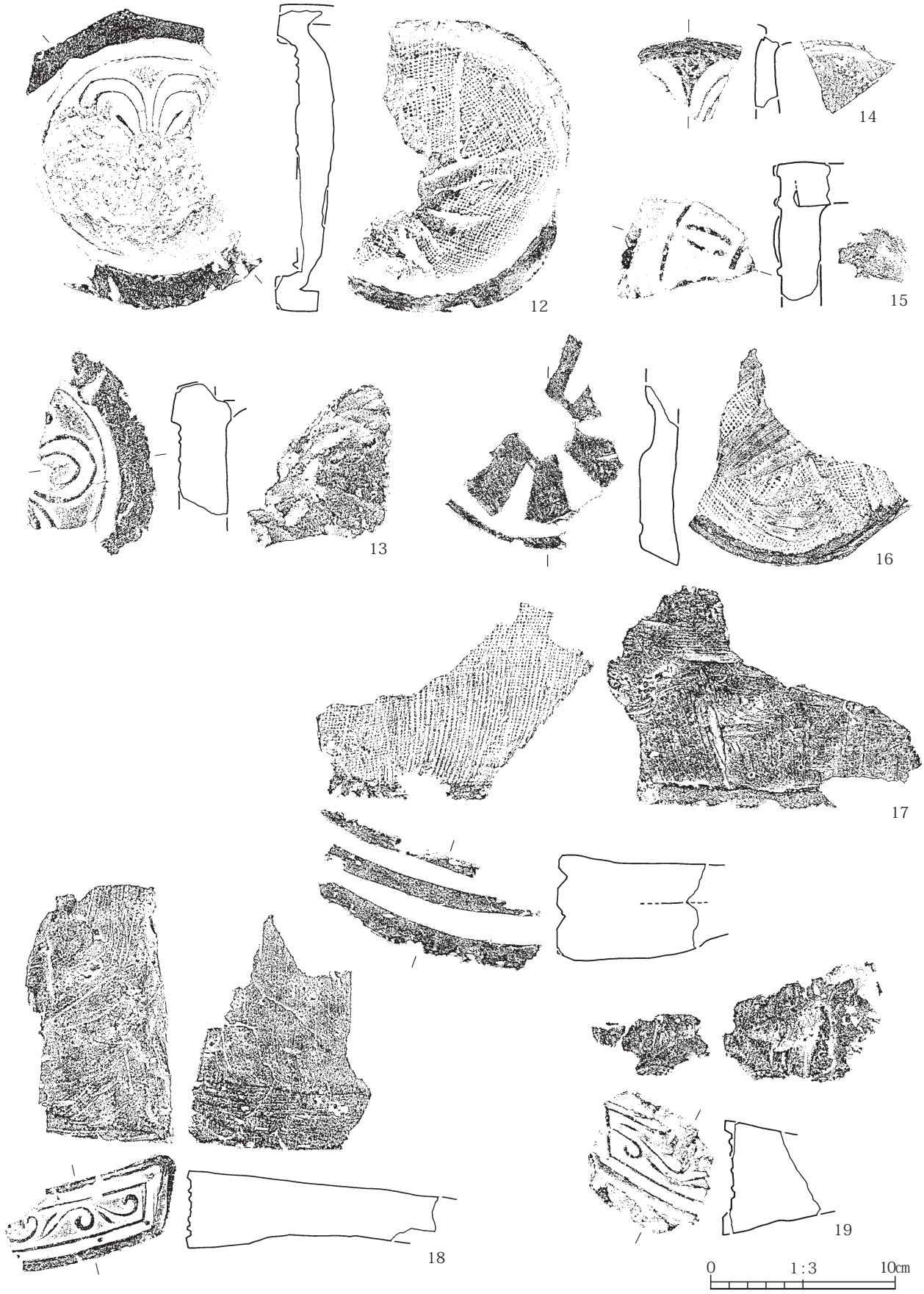

第 52 図　回廊南東部表土出土遺物（2）（36-4 トレ 2）

第 53 図　回廊南東部表土出土遺物（3）（36-4 トレ 3）

第 54 図　回廊南東部表土出土遺物（4）（36-4 トレ 4）

第 55 図　回廊南東部表土出土遺物（5）（37-2 トレ 1）

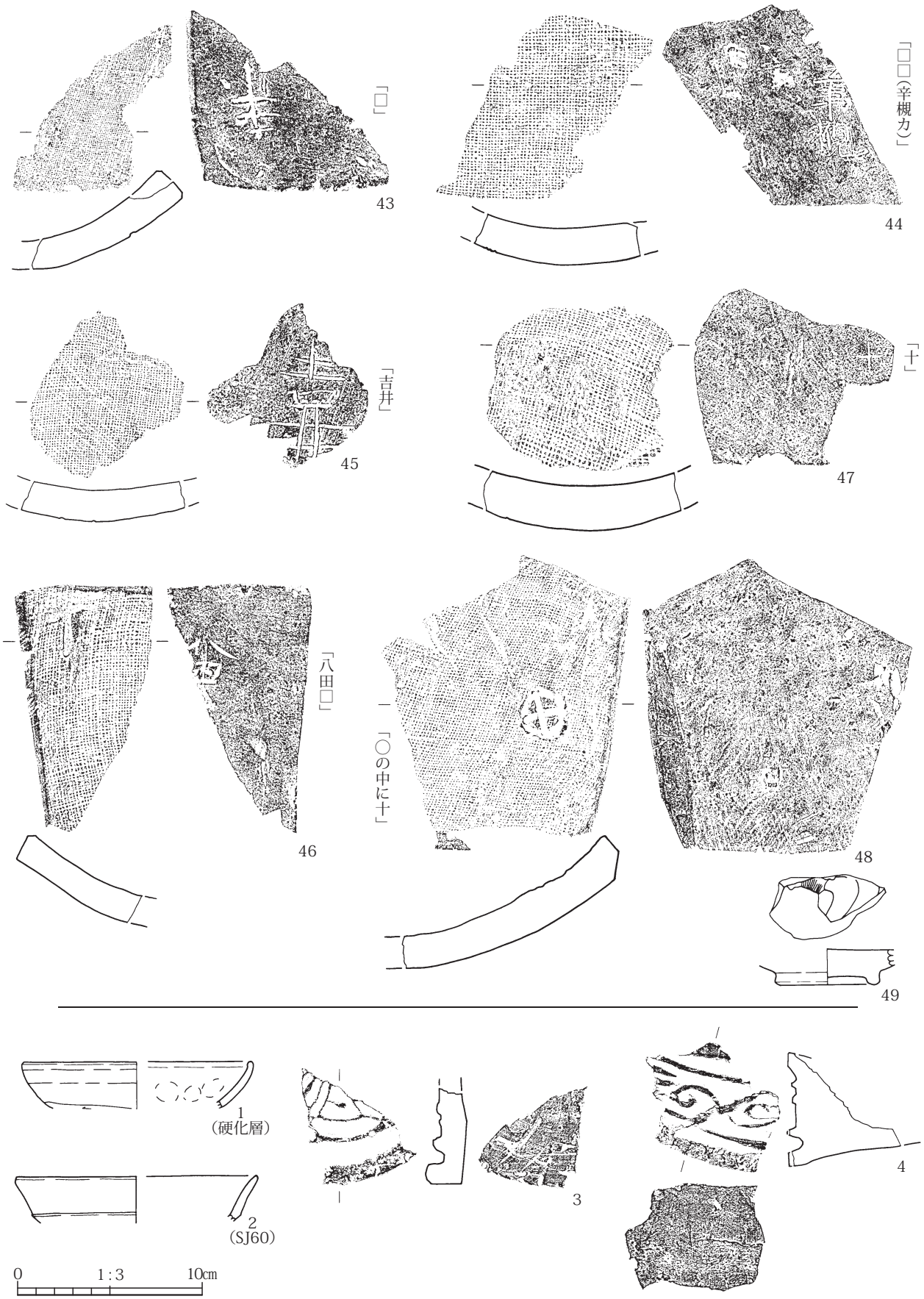

第 56 図　回廊南東部表土(6)(37-2 トレ 2)(上)、38-5 トレンチ出土遺物(下)

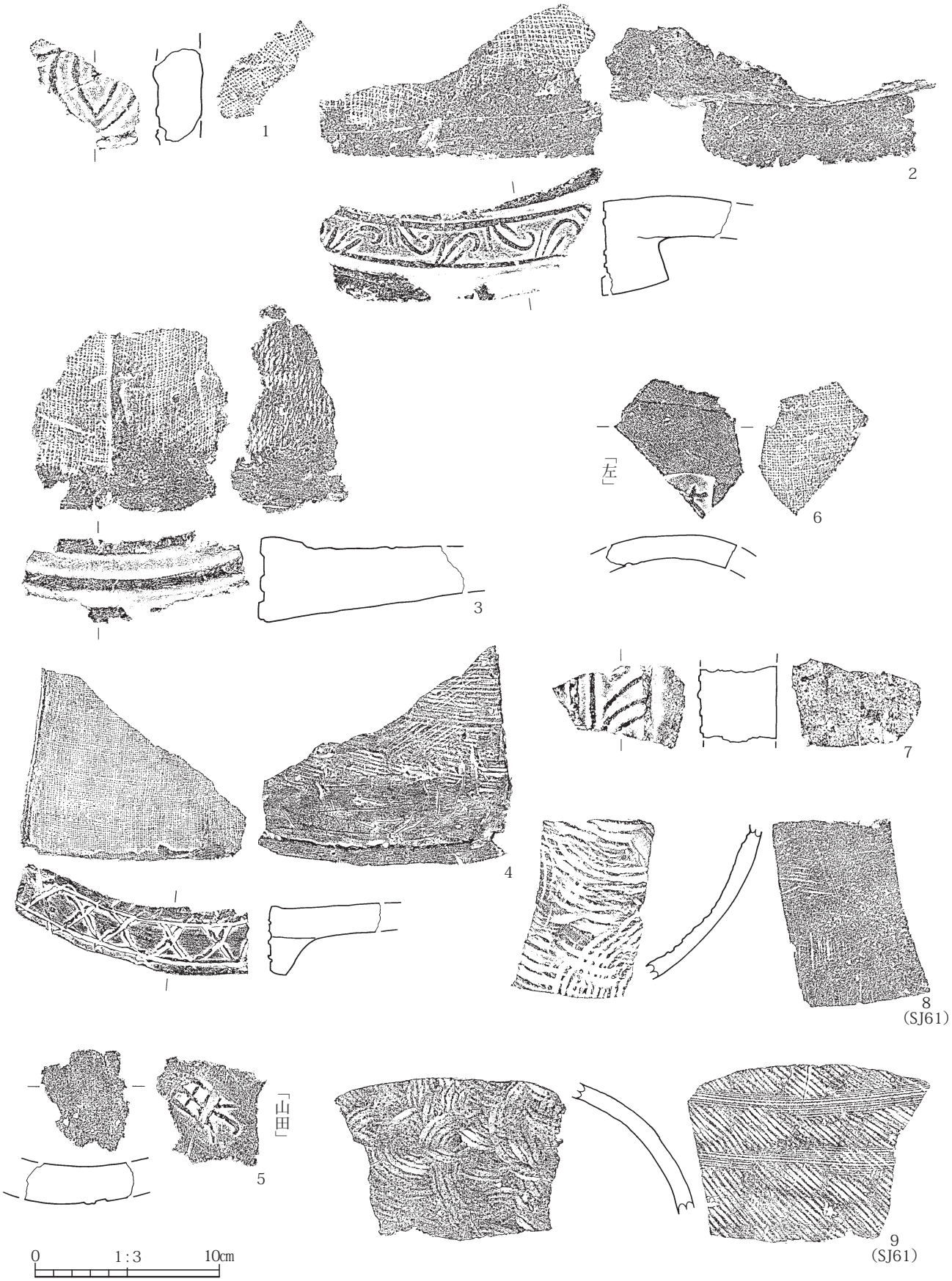

第 57 図　回廊北東部出土遺物

（2）回廊西半部（第 58 ～ 65 図、PL.13 ～ 17）

礎石等　39-7 トレンチで西面回廊外側柱列に当たる根石 2 基、抜取り痕 1 基を検出した。柱間は 10 尺等間であり、回廊南東部の寸法と一致する。対応する梁間の根石は、攪乱により検出されなかった。また、これら根石列の西側に形成された瓦廃棄層中から、凝灰岩切石 2 個が出土した。回廊基壇縁石の可能性が考えられよう。

39-8 トレンチは、昭和 57 年度第 17 次調査において S40.6-W11.7 の位置で根石状の石組が検出されていたため、再調査を行ったものである。その結果、石組は版築土層に食い込むように入り込んでいることが確認されたことから、原位置にあると判断した。やや大きめの石を用いており、外側柱列から心々で 2 尺外側に位置する。

37-5 トレンチ南東部では、S9.5-W1.5 の位置で昭和 56 年度に調査され、根石状遺構と報告されていた石組を再調査したが、周囲から版築土層が確認できないうえ、石組が地山の黄褐色土（Ⅶ層）に食い込んで存在すること、石材も南東部で確認されている根石のような扁平な丸石が見られないことから、根石ではなく地山に入り込む自然石の集石と判断した。また、37-6 トレンチ W12.8 の位置に 3 個の玉石が南北に並んであり、回廊造成土の西縁の縁石とされたが、石列は掘り込み地業の立ち上がりから西に 1.2 m離れていること、版築層の掘り込み面レベルが現状で 128.1 m、石の上端レベルが 128.0 mで石の位置が低いこと、瓦廃棄層の褐色土中に食い込んでいることから、回廊とは関係ないものと判断した。

掘り込み地業　38-2 トレンチで回廊南西角、37-6、39-7, 8、40-5 トレンチで西面、38-3 トレンチで回廊北西角の掘り込み地業を確認した。37-5 トレンチ及び金堂取付き部と想定した 37-4 トレンチでは、版築層は確認できなかった。

38-2 トレンチでは、北壁及び東壁の断割り調査によって掘り込み地業を確認した。また、昭和 55 年度 9 トレンチ西半部を利用して面的に掘り下げたところ、掘り込み地業南縁を S74.2 の位置で平面的にとらえることができた。確認面レベルは 127.2 m程である。東壁で確認した南面回廊西の掘り込み地業は、S65.9 ～ S74.5 の間にわたっており、幅は 8.6 mを測る。底面レベルは 127.0 m程で、南面回廊東に比べ 50㎝程低い。版築土中には拳大の円礫が多く含まれていた。中門の節でも述べたが、この地区は低地状を呈しており地盤が弱いため、掘り込み地業を深くするとともに礫を混入することによって地盤を強化する狙いがあったものとみられる。北壁では、西面回廊の西端部の版築層を確認できたが、それ以東は攪乱によって壊されており、版築層は確認できなかった。底面レベルは最深部で 127.4 m程で、版築層下に整地土層が確認された。東壁で確認した南面は整地土層を掘り抜き、127.0 mの深さまで掘られていたのとは様相が異なっている。

37-6 トレンチでは、西面回廊の掘り込み地業を確認した。このトレンチは、昭和 57 年度に調査された第 17 次調査区の一部を再調査したもので、報告書中では盛土による整地が指摘されていた。今回、トレンチ北壁において断割り調査を行ったところ、盛土ではなく、掘り込み地業による版築であることが明らかとなった。現状で確認できたところで、西端の立ち上がりが W11.6、東端が W4.1 で、幅 7.5 mを測る。両端部が深く掘られており、東面回廊同様、断面形状が弓なり状を呈している。底面レベルは、127.65 ～ 127.8 m程である。

南部に当たる 39-7, 40-5 トレンチでも掘り込み地業を確認したが、東側に大きな攪乱が掘られていたため東縁は確認できなかった。西縁についても、溝状の攪乱や瓦廃棄層によって壊されていたため明確にとらえることはできなかったが、39-7 トレンチ中央部での断割り調査（第 59 図断面 E）によって弓なりに下がる版築層が確認され、W12.9 あたりの位置に立ち上がりがあることが確認できた。外側柱列の中央から 1.5 m（5 尺）程の位置になる。

39-8 トレンチは、根石の北西側で掘り込み地業の断割り調査を行ったところ、弓なり状の版築層

が確認され、掘り込み地業の立ち上がりがW13.3、外側柱列中心から2.4 m(8尺)程の位置になることが確認された。東縁部についても同様に断割り調査を行ったが、版築層と思われる土層は確認できるものの弓なりに落ち込む様子が確認できず判然としない(第59図断面C)。整地土層との判別も困難で、明確にとらえることはできなかった。

38-3トレンチでは、37-6トレンチの北延長線上に当たる西面回廊の掘り込み地業を確認した。このトレンチでは、黒褐色土の地山(Ⅴ層)を掘り込む暗褐色土の版築層を平面的にも明瞭に確認することができた。幅は調査区南端部で7.2 mを測り、西縁がW11.4、東縁がW4.2の位置となる。掘り込み地業の断面形状はやはり弓なり状を呈し、底面レベルは127.8～128.2 m程である。さらに、ここから東に屈曲する北面回廊の版築層を平面及び断面で

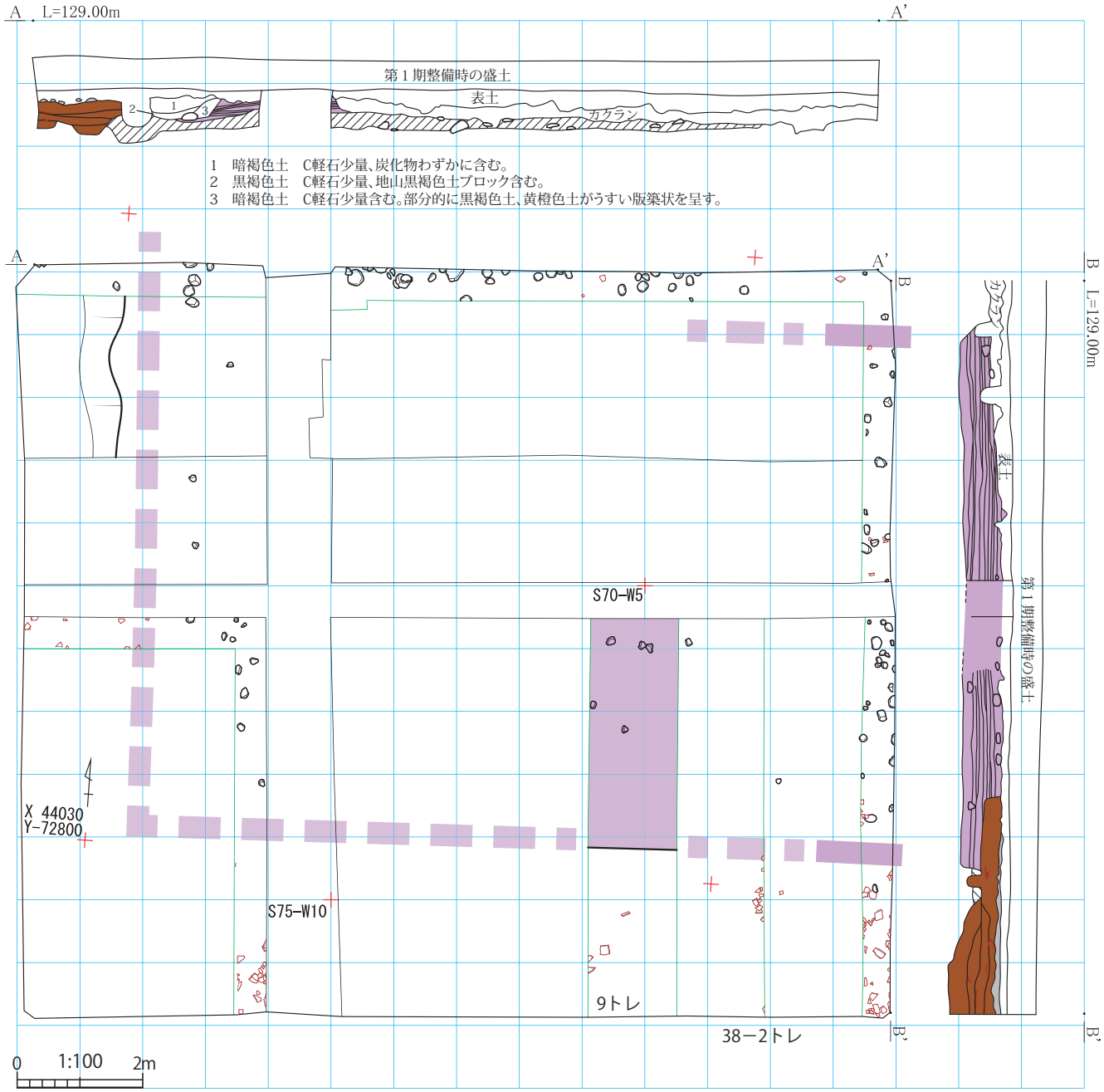

第58図　回廊南西角平面・断面図

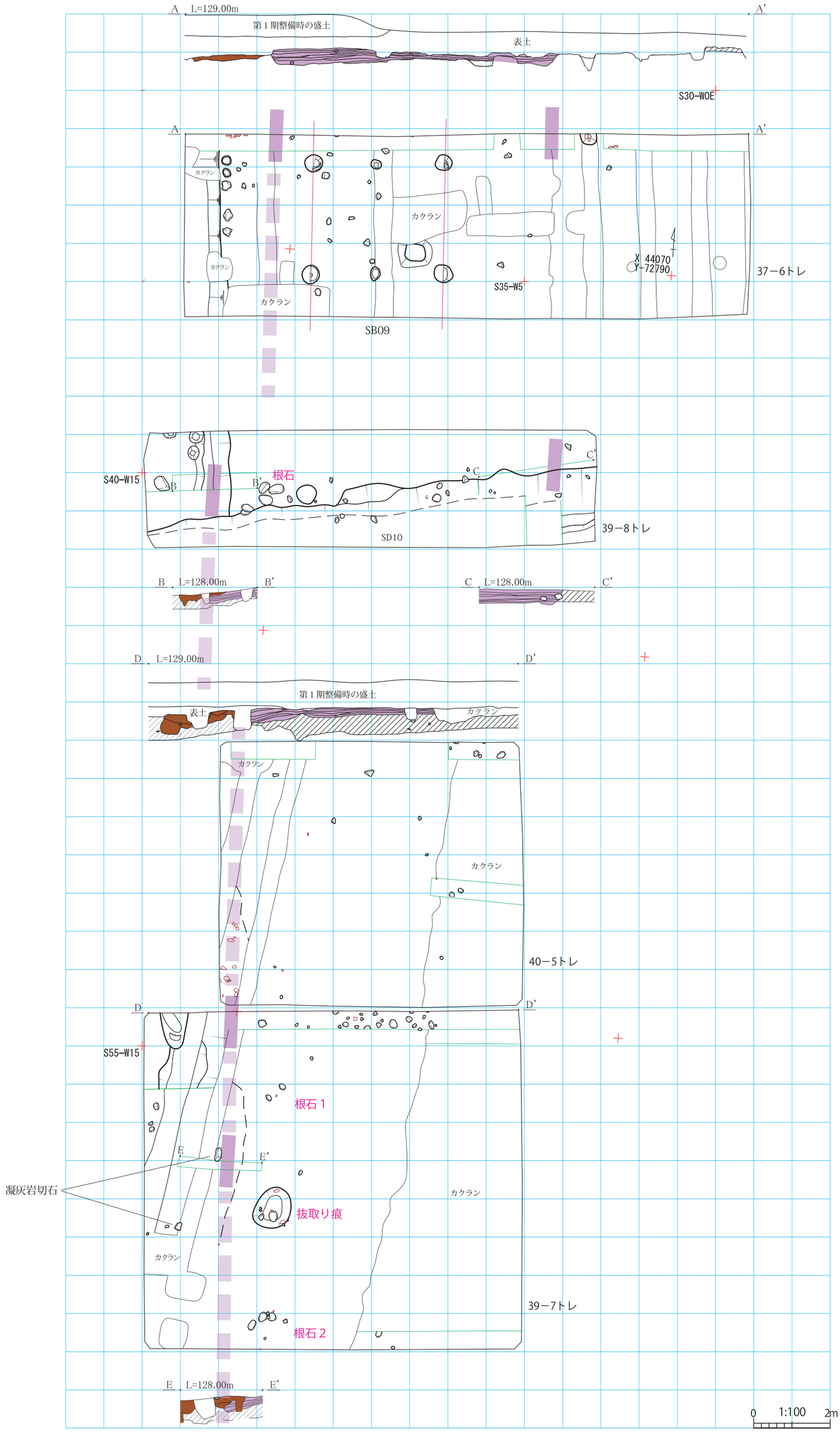

第59図　西面回廊平面・断面図

確認した。幅は調査区東端部で 6.5 mを測り、北縁が S15.7、南縁が S9.2 の位置となる。S16 ラインの断割り調査では、西面回廊の東端の立ち上がりが W4.1 付近に見られ、そのまま北面にはつながらないことから、西面と北面の掘り込み地業は別々に掘られたように見える。

38-3 トレンチ北壁(第 62 図断面 D)及び 37-5 トレンチ(第 61 図断面 A、第 62 図断面 C)の断面観察では、明確な版築層は確認できなかった。37-5 トレンチ北壁では、128.5 mの高いレベルで基盤層である黄褐色土(Ⅶ層)となっており、レベル的に見て 38-3 トレンチからの掘り込み地業は続いていかないと考えられる。このことから西面回廊は、37-5 トレンチ以北には伸びていかないと考えてよいだろう。

版築土は中門や南東部と同様に、As-C 軽石を含む暗褐色土、黒褐色土を用いている。やはり、突き固めるというほどの硬化面は見られないが、3 ㎝前後に層状に埋められている。

出土遺物　南面回廊西の版築土中から B202a 型式の軒丸瓦、7 ～ 8 世紀中葉の土器が出土している。

重複　第 1 期調査で確認されていた SB09 の一部を再確認した。柱穴内には後述する瓦廃棄層に似た褐色土が埋没しており、回廊版築土を掘り込んで構築していることから、回廊倒壊後、整地し直した後に建てられていることが判明した。38-3 トレンチでは、西列の北延長上に 2 基の柱穴と思われる土坑(SK134, 135)を検出したが、埋土が褐色土ではないことや対応する東側の柱穴が確認されなかったため、SB09 とは別の遺構の可能性がある。また、38-3 トレンチの回廊版築層下から 8 世紀前半期の竪穴建物 1 棟(SJ56)が確認されている。

所見　39-8 トレンチで再確認した根石が、回廊外側柱列から心々で 2 尺外側の位置に当たること、また、この部分だけ掘り込み地業を外側に幅広く行っていることから、門の遺構と考えられる。

また、38-3 トレンチで確認された西面と北面の掘り込み地業がつながらないことや、38-2 トレンチで確認された南面と西面の掘り込み地業の深さに明らかに差異があることは、回廊西半部として一括して工事が行われたのではなく、それぞれ工区を分けて造営が進められた可能性が考えられる。

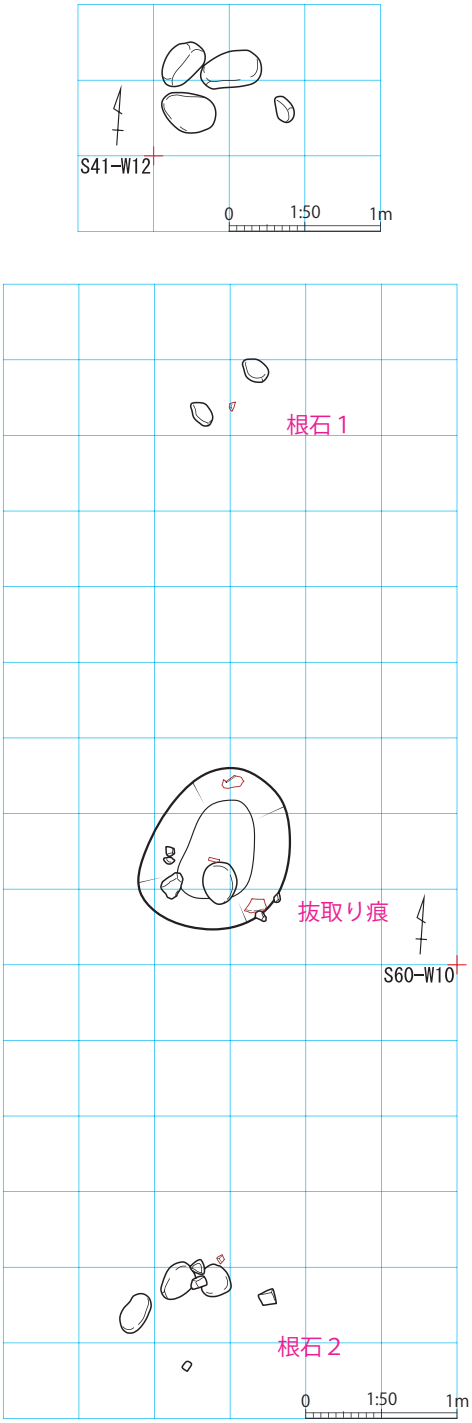

第 60 図　西面回廊根石平面図

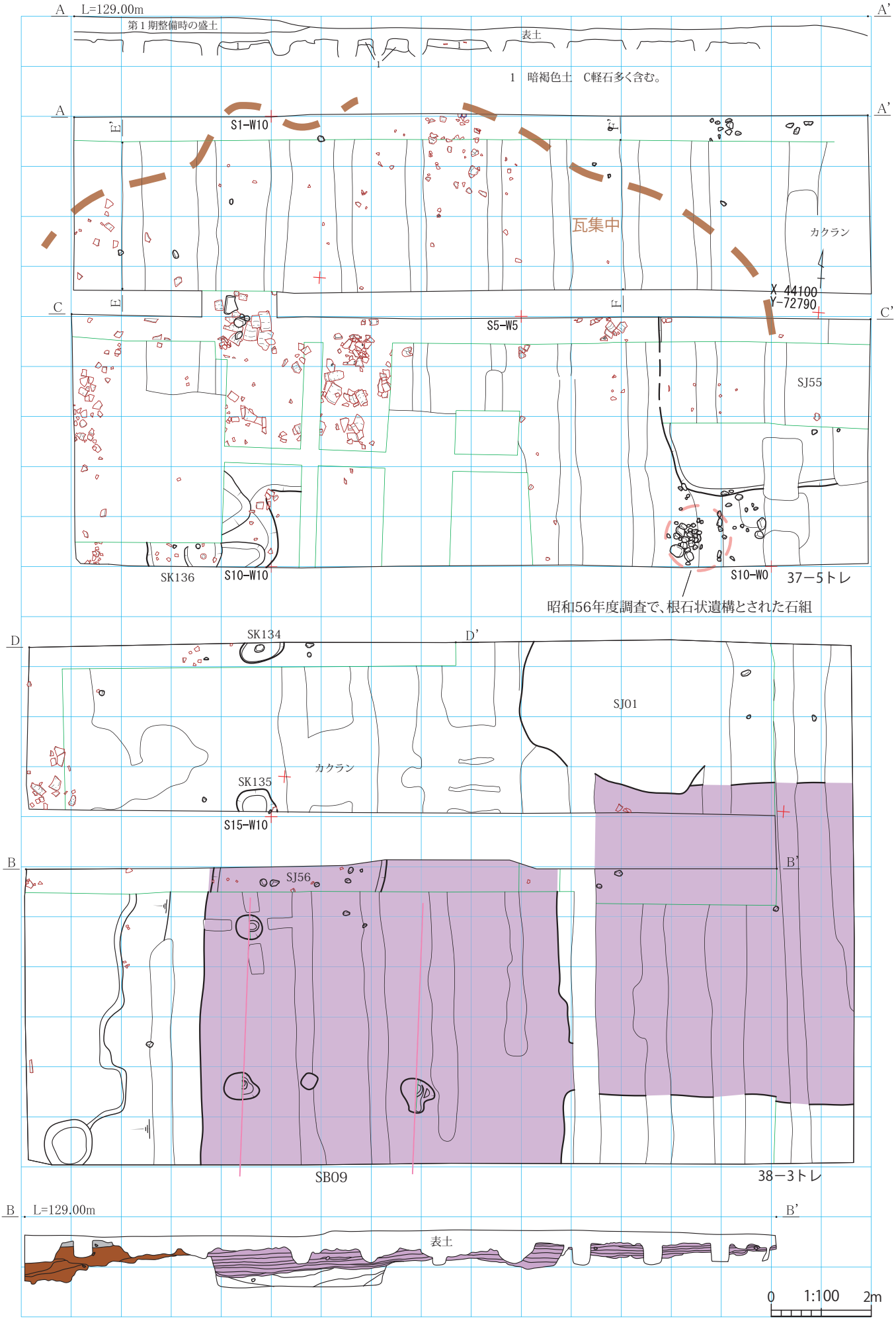

第 61 図　回廊北西角平面・断面図

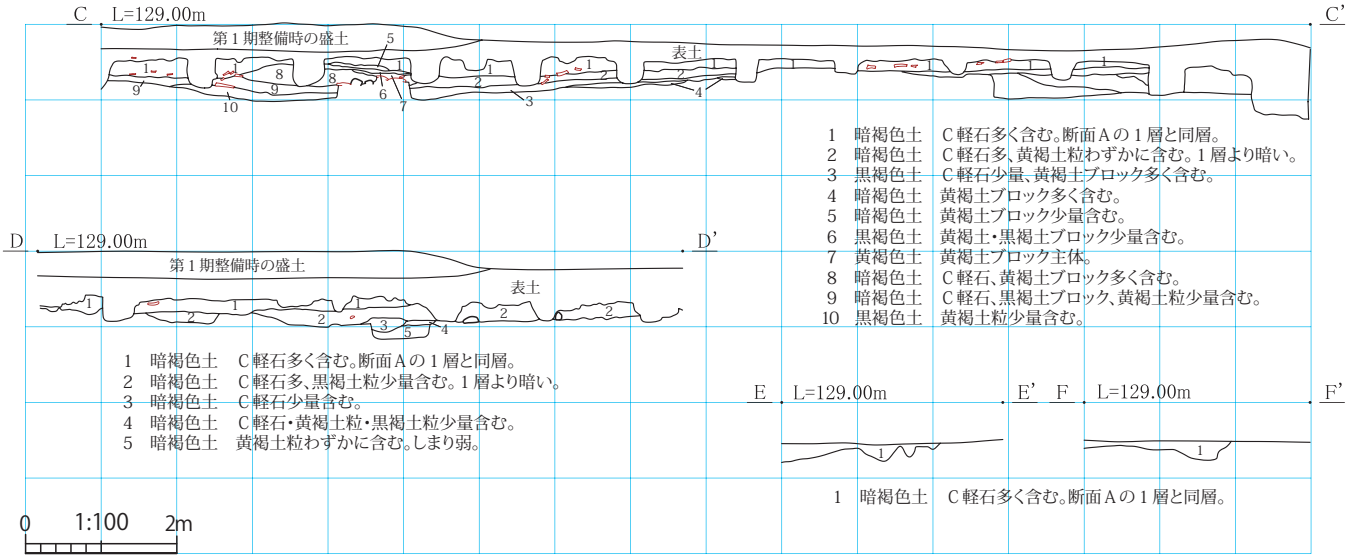

第 62 図　回廊北西角断面図

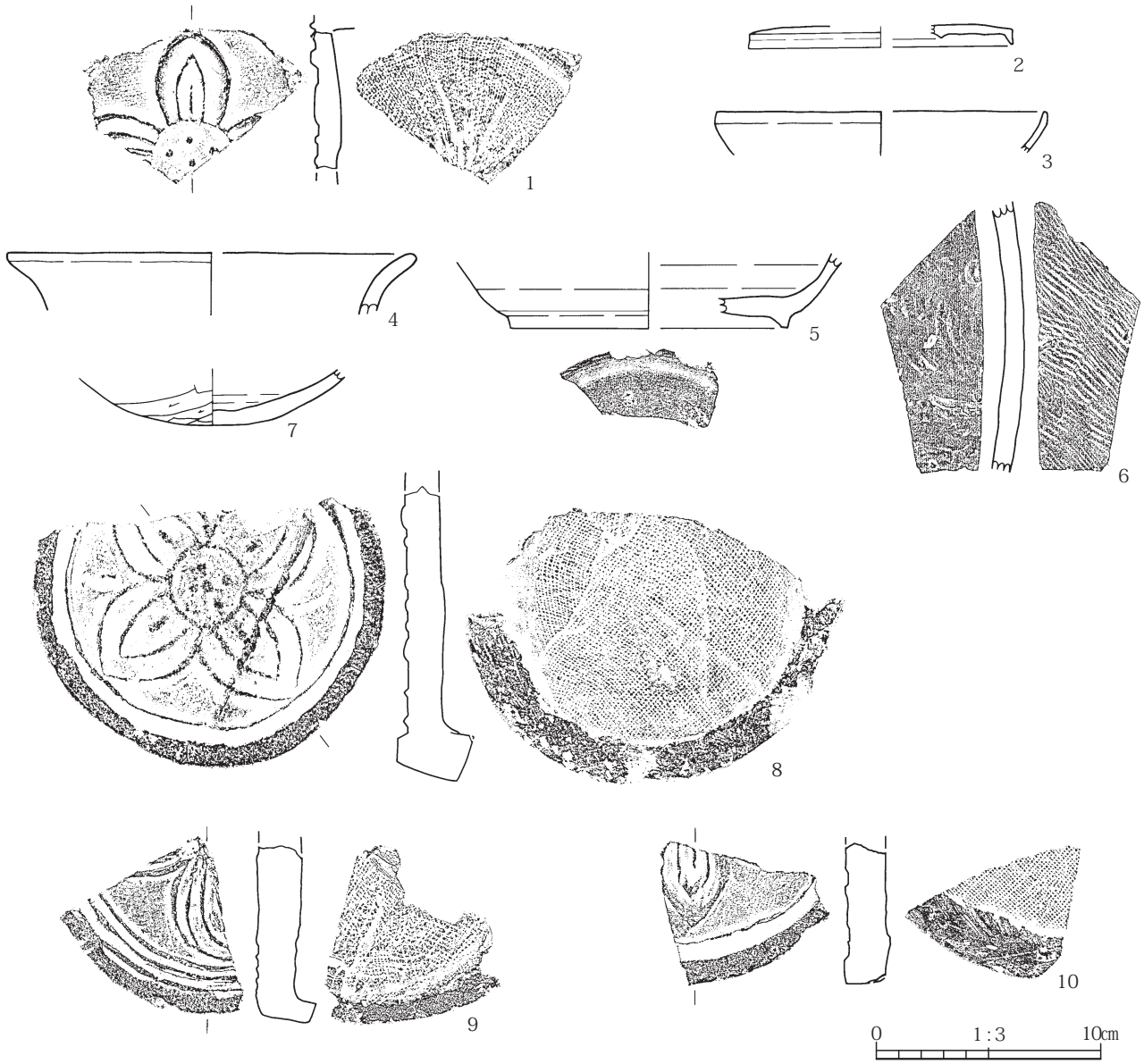

第 63 図　回廊南西部出土遺物（１）（１～６ 版築土、７ 整地土、８～10 表土）

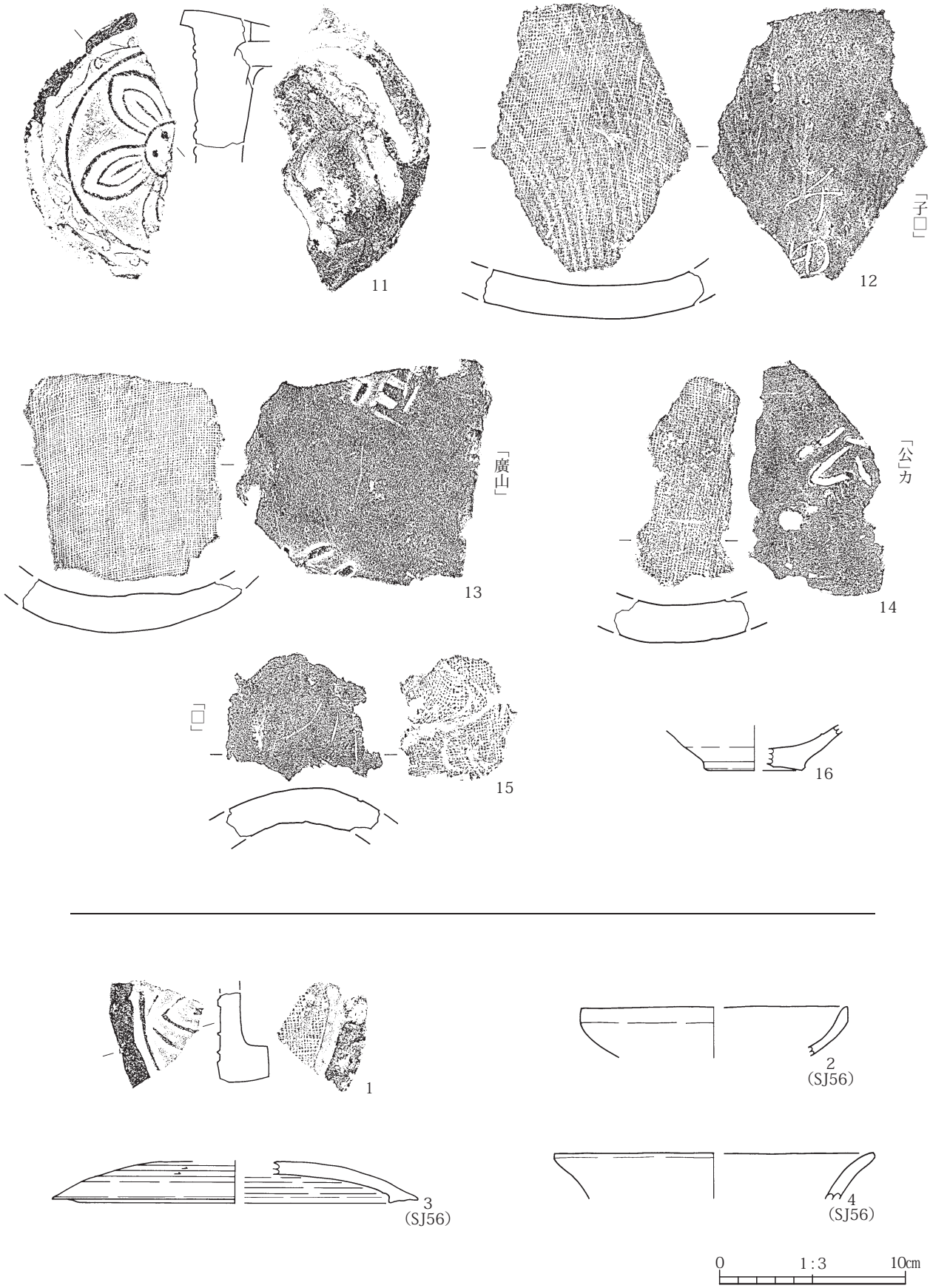

第 64 図　回廊南西部（２）（上）、回廊北西部出土遺物（１）（下）

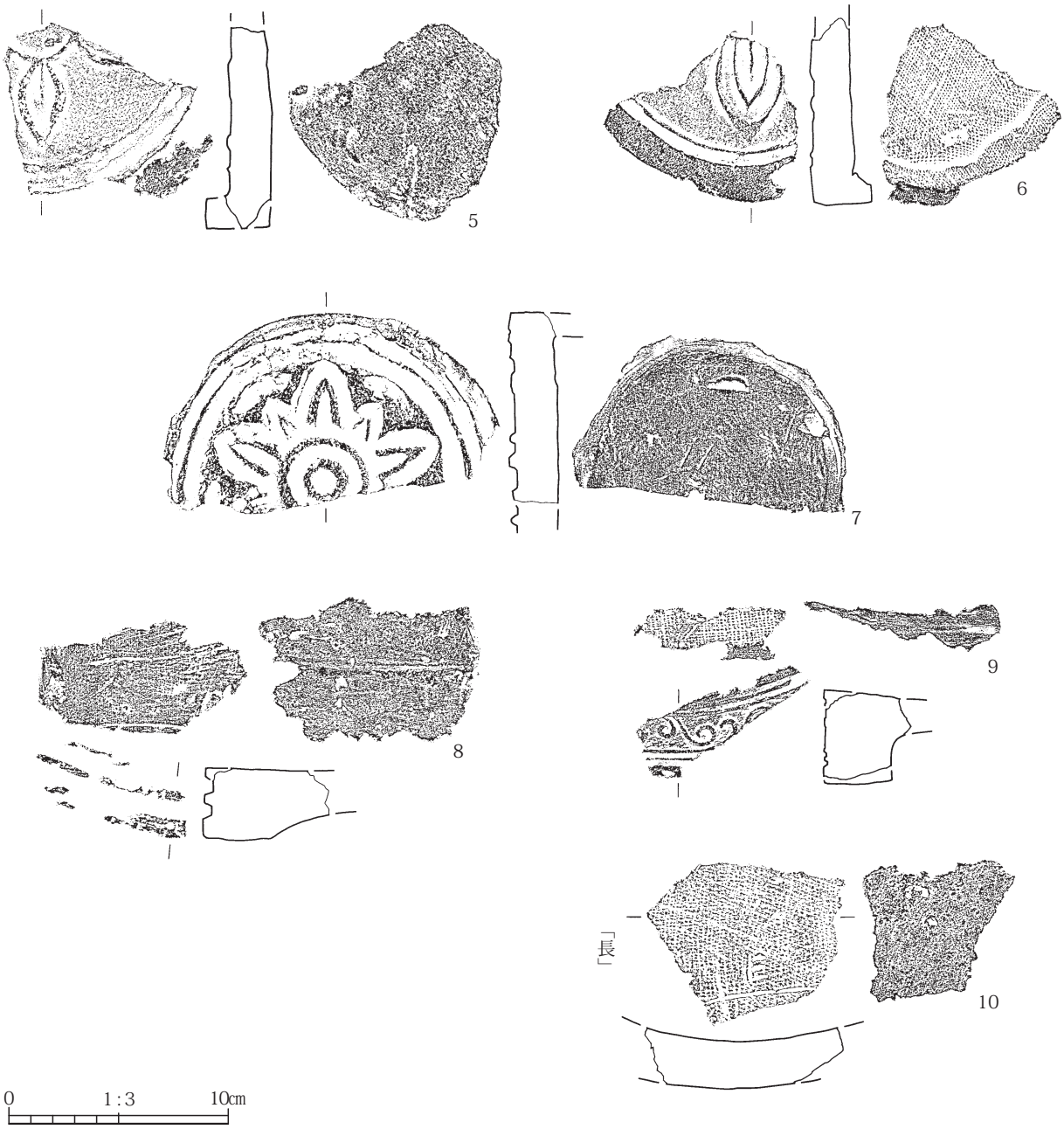

第 65 図　回廊北西部出土遺物（2）

瓦廃棄層（第 66 ～ 125 図、PL.17）

東・西・南面回廊、中門の外縁に沿うように、版築を壊して形成された瓦廃棄層が広がることが確認された。西面および南面の全域、東面の南半部にわたっている。東面南部の東側は、40-13 トレンチ E84 まで幅広い範囲に認められた。瓦廃棄層は、やや明るめの褐色を呈し、土層中から大量の瓦が出土する。このことから、中門・回廊倒壊後に落下した瓦を埋めて、整地しなおしたことによるものと考えられ、場所によっては SK128 ～ 132 のように土坑状に掘られたものもある。この瓦廃棄層の直上には As-B 混土層（Ⅱ層）が堆積していることから、As-B 降下以前つまり 1108 年より前に、すでに中門と回廊が倒壊していたことを意味している。また、瓦廃棄層の直上には As-B 混土層の堆積が認められるのに対し、版築層の上層には As-B 混土層がまったく認められないことは、As-B 降下時には中門・回廊は倒壊しているものの依然高まりとして残っていた

ことが推測される。なお、1030 年に作成された「実録帳」には、中門・回廊が無くなっているとの記載が見られないことから、その時点で存在していたと考えると、中門・回廊は 1030 年～ 1108 年の間に倒壊したと判断することができる。瓦廃棄層中から出土する土器に 11 世紀代のものが含まれており、年代的に矛盾はないであろう。

北面については面的に明瞭にとらえることはできなかったが、37−5 トレンチで同じように瓦が大量に出土する状況が見られた。しかし、土層が褐色土ではないことや出土土器が 9 世紀代であることを考えると、瓦廃棄層とは別な形成要因、形成年代を考える必要があるかもしれない。一つの可能性としては、37−5 トレンチのすぐ北に位置する鐘楼と考えられる建物が、基壇建物から掘立柱建物へと建て替えられており、その建て替え前の基壇建物に葺かれていた瓦を処理したとも考えられるが、さらなる検討・分析が必要である。

第 66 図　瓦廃棄層平面図

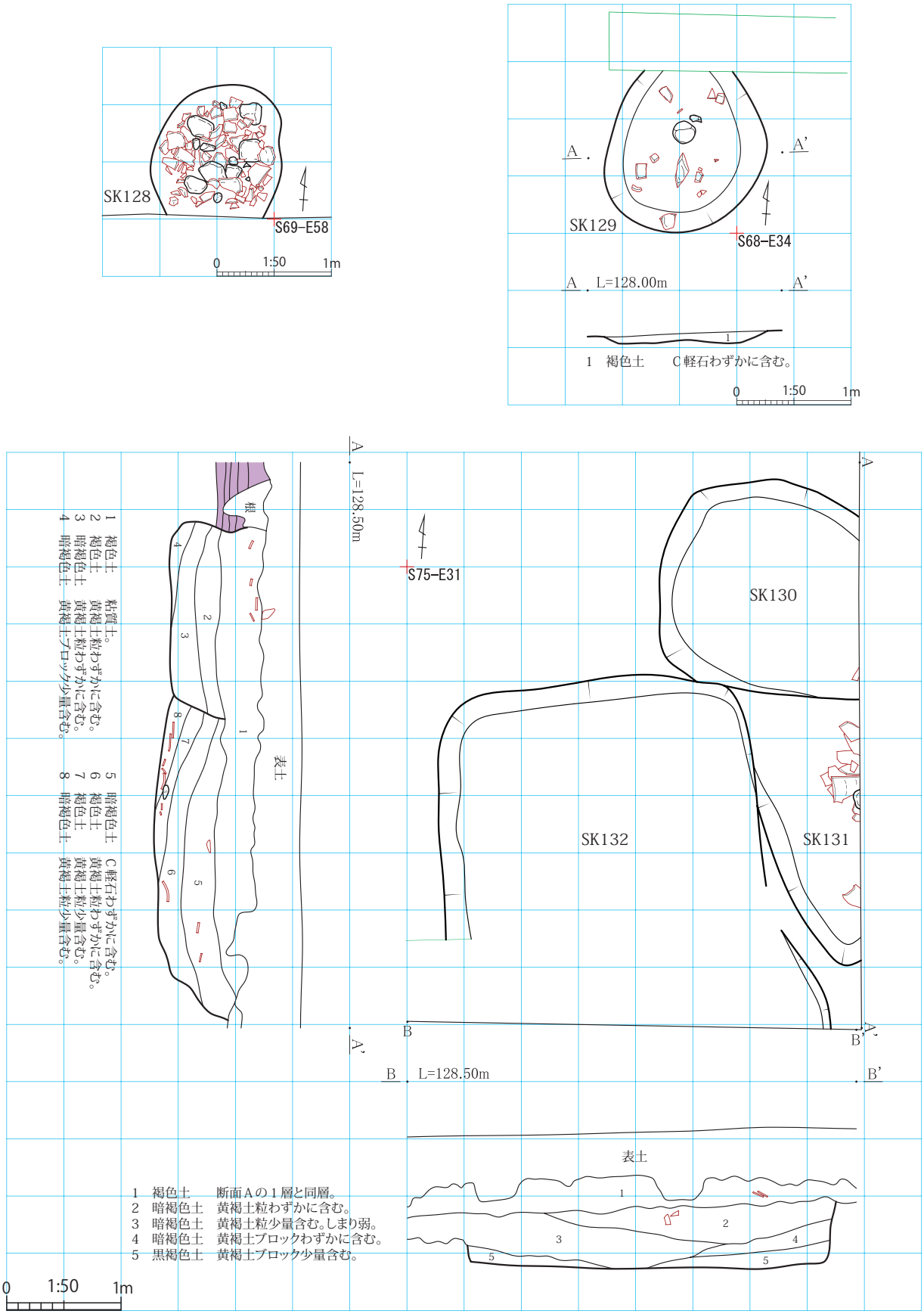

第 67 図　瓦廃棄坑平面・断面図

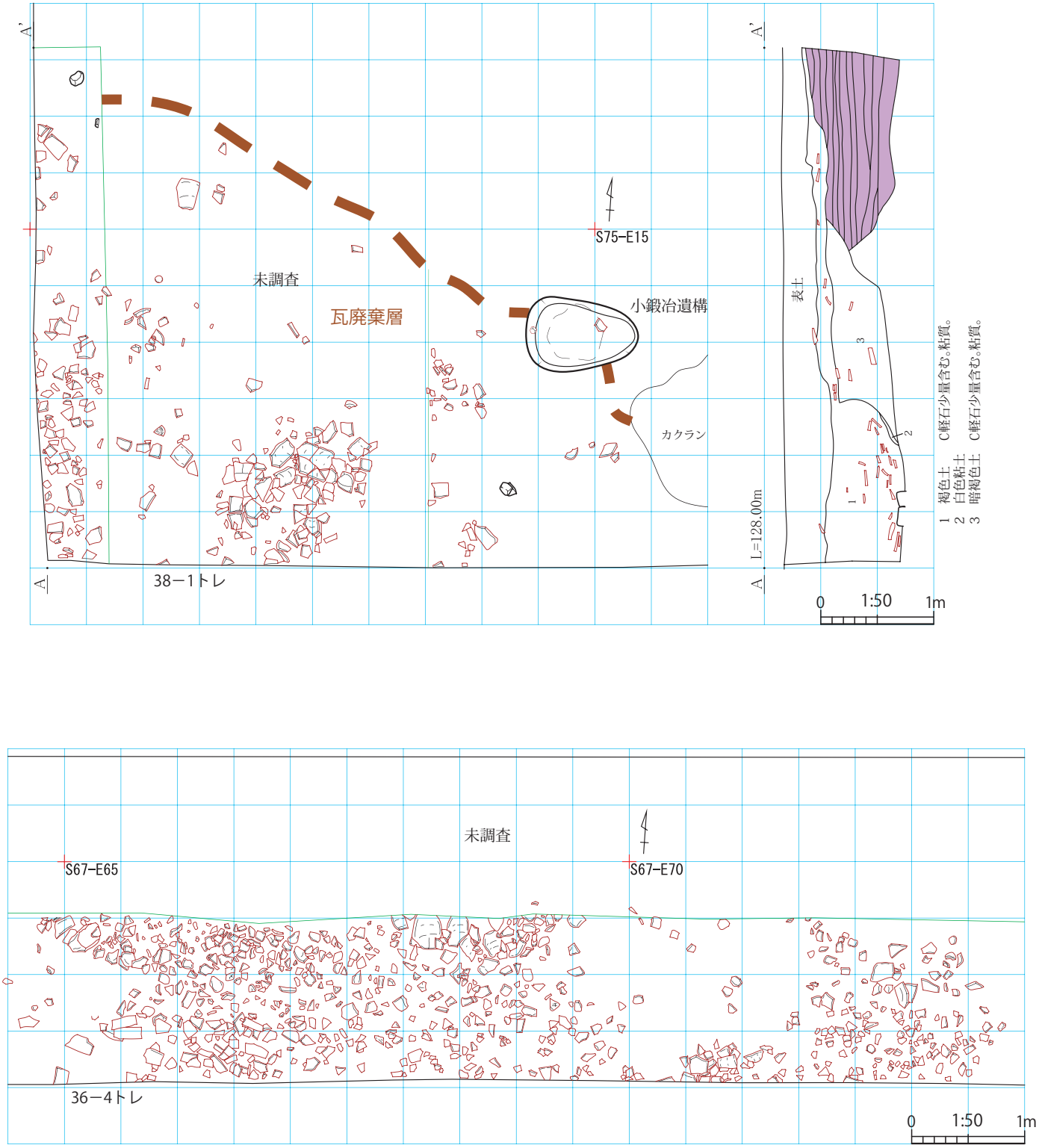

第 68 図　瓦廃棄層平面・断面図(上：中門南西隅、下：回廊南東角東側(部分))

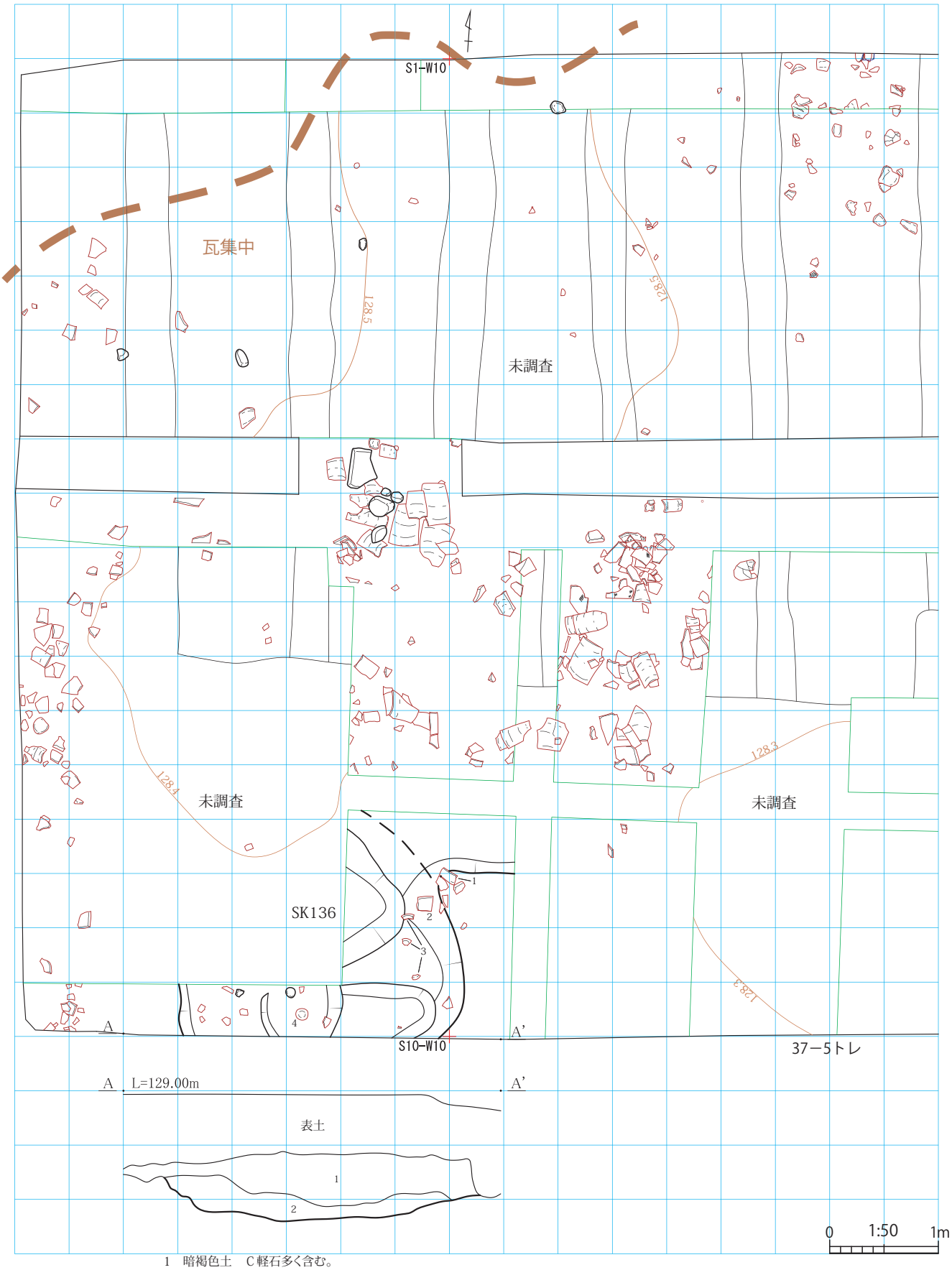

1　暗褐色土　C軽石多く含む。
2　暗褐色土　C軽石少量、黒褐土・黄褐土ブロックわずかに含む。

第69図　37−5トレンチ瓦集中平面・断面図

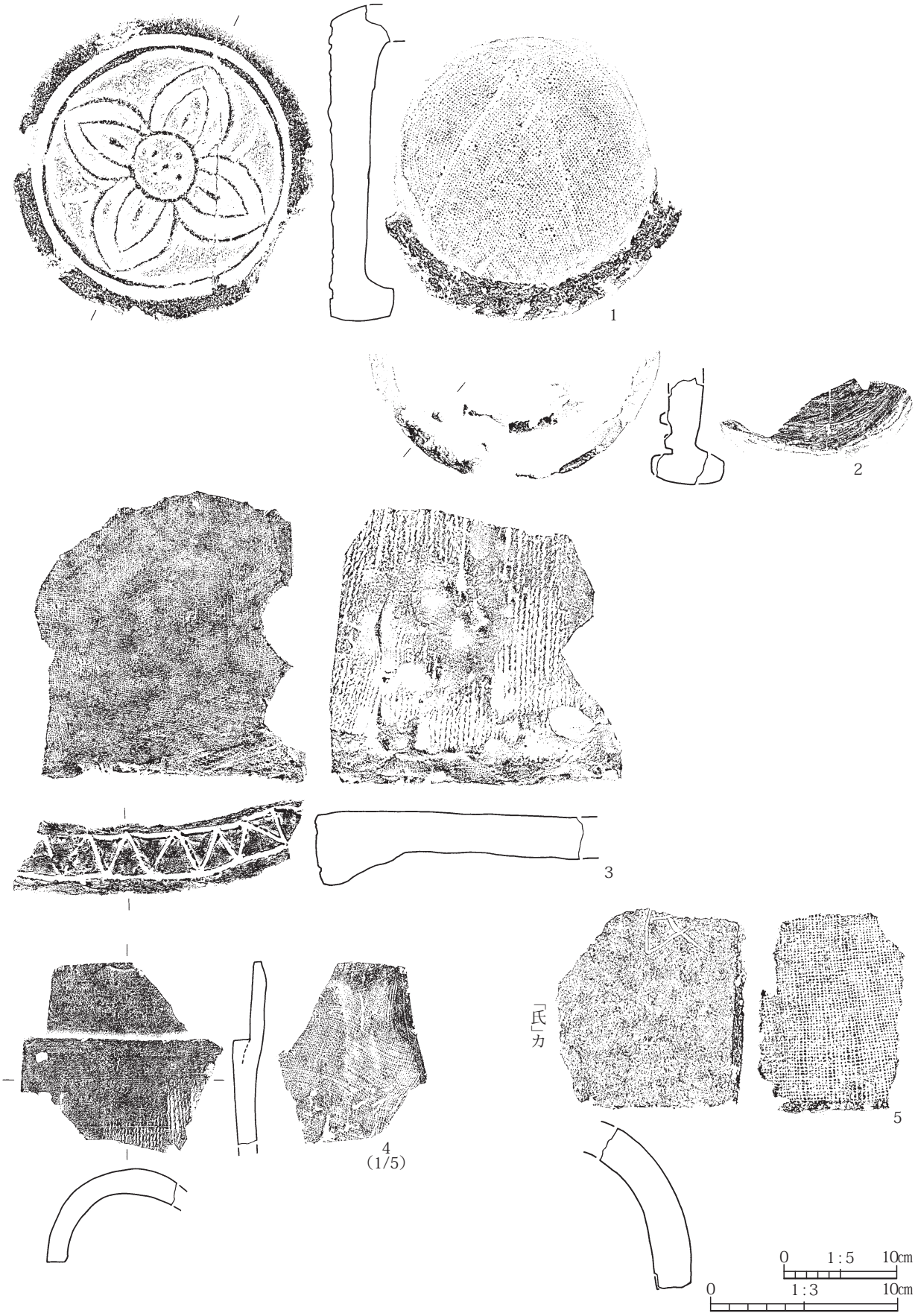

第 70 図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物（1）（SK128）

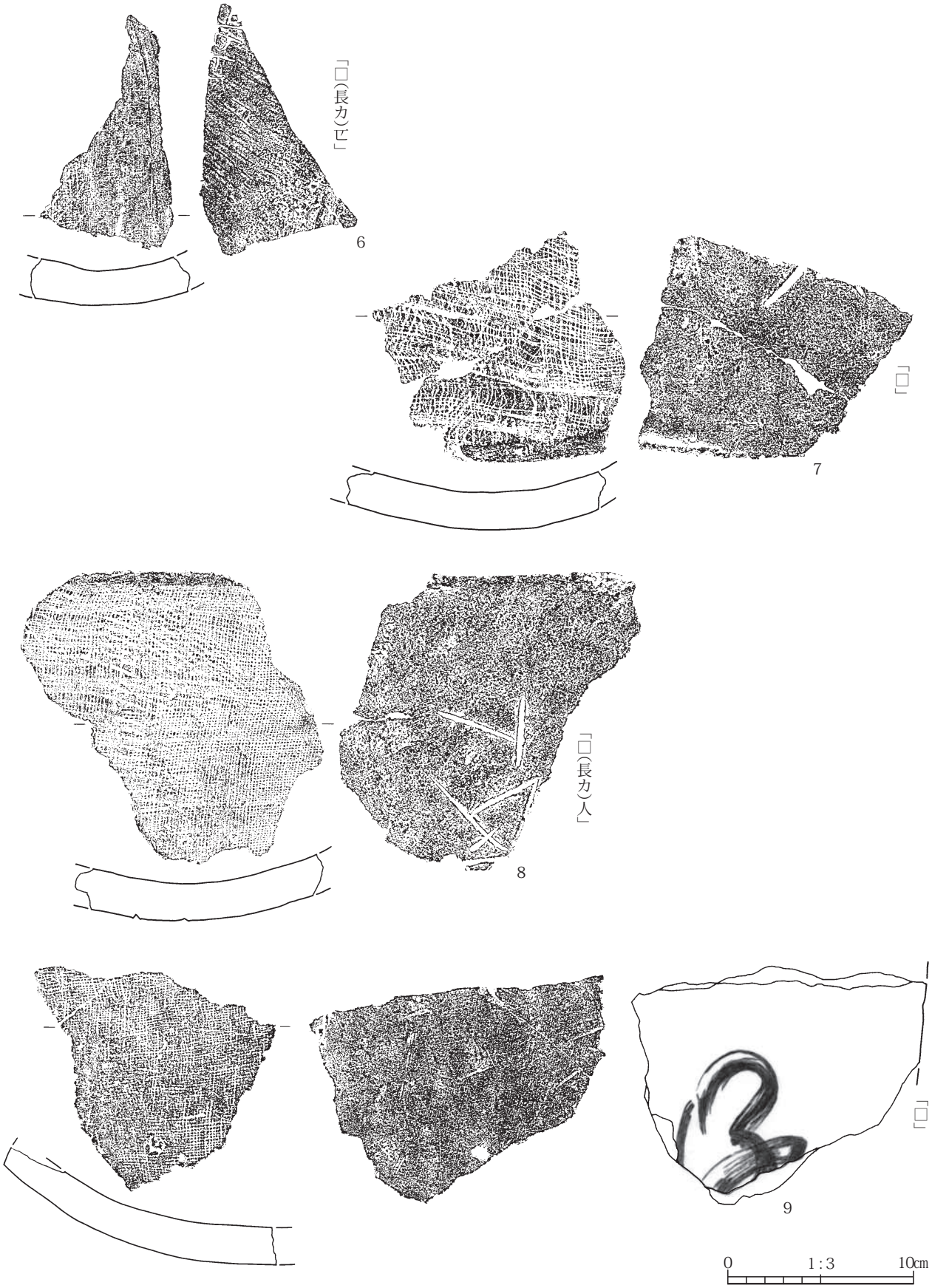

第 71 図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物（２）（SK128）

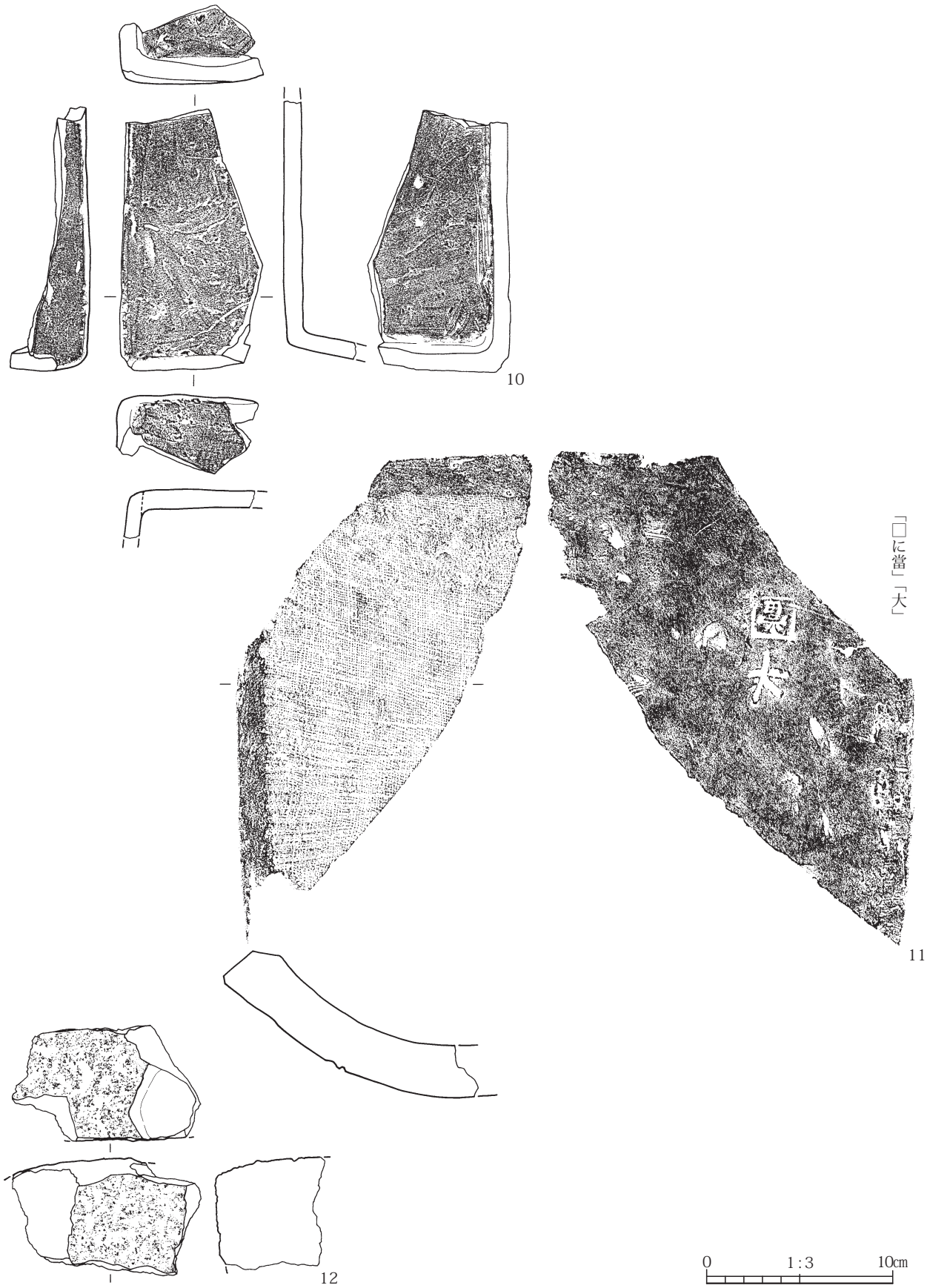

第 72 図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物（3）（10 SK128、11，12 SK129）

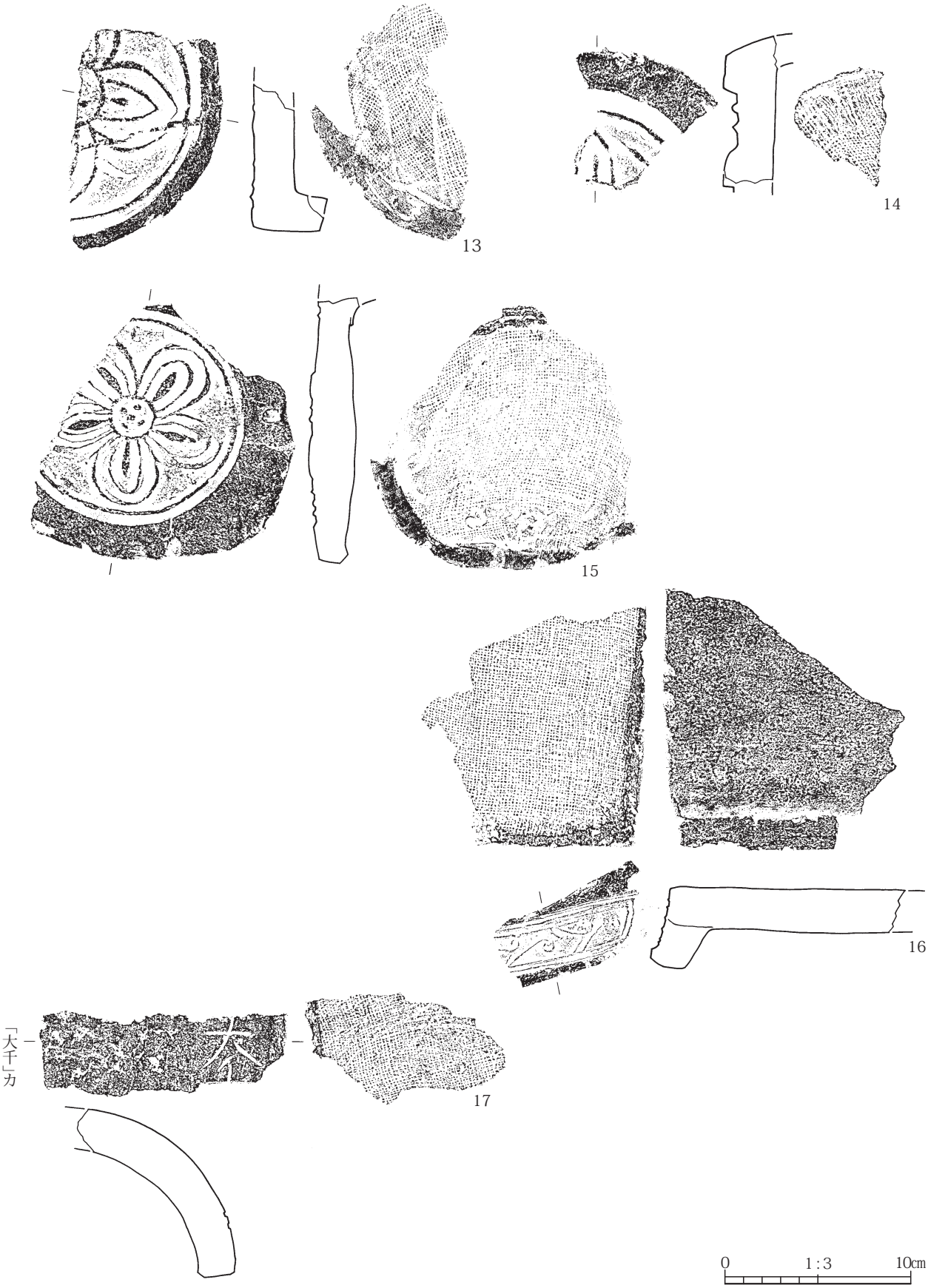

第 73 図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物（4）（SK130）

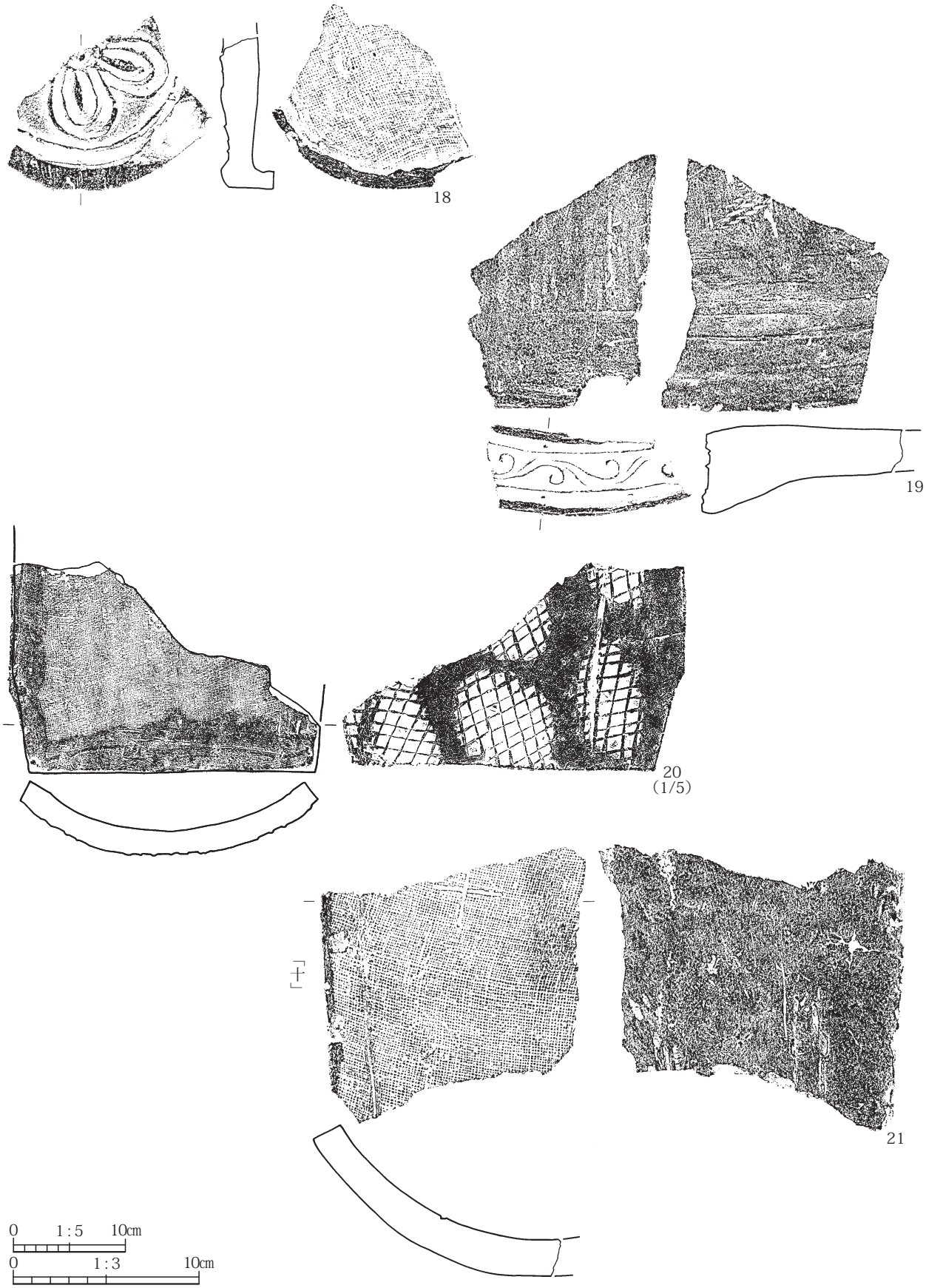

第 74 図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物（５）（SK131）

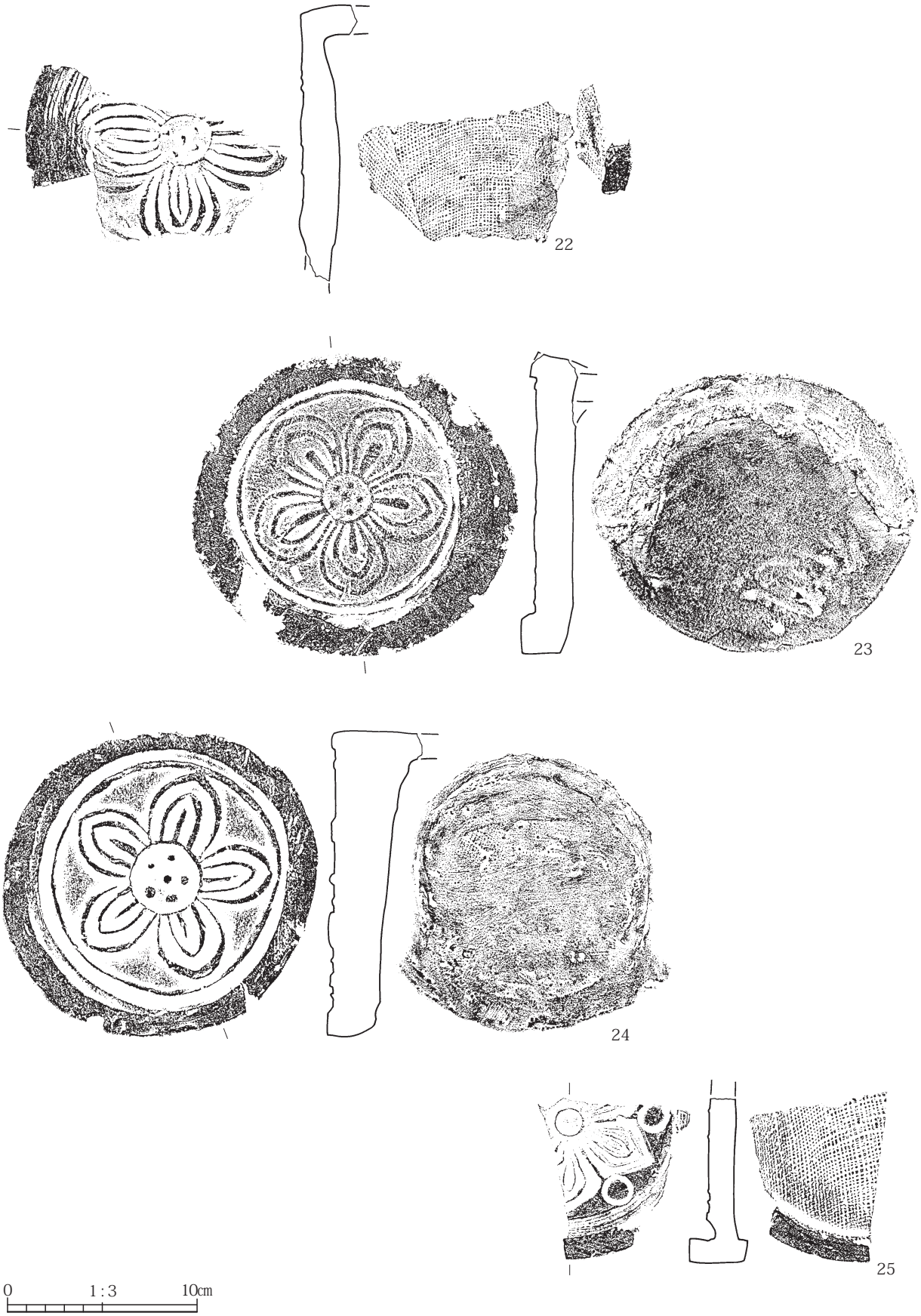

第 75 図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物（6）（SK132）

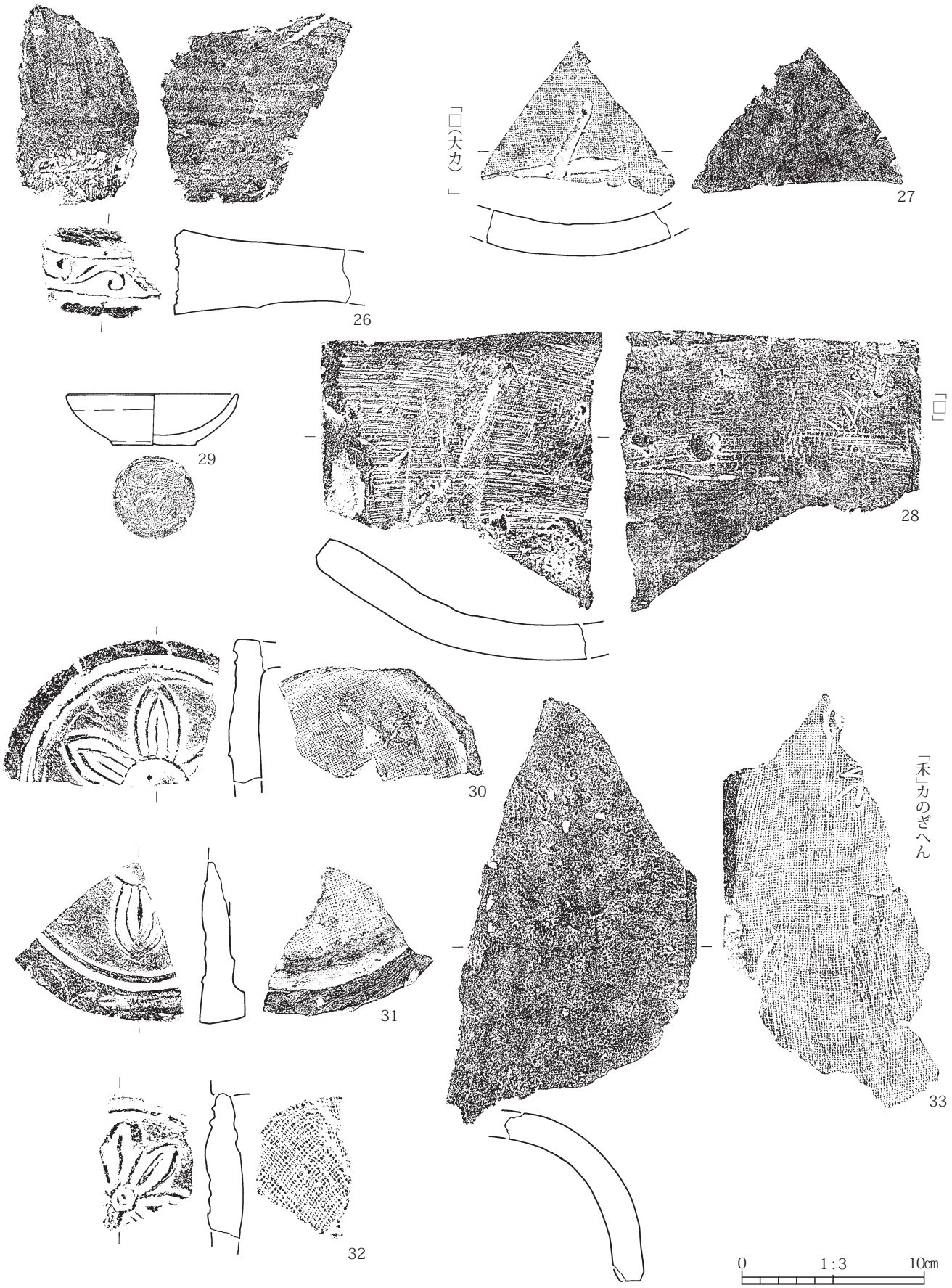

第 76 図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物（7）（26 ～ 29 SK132、30 ～ 33 SK130 ～ 132）

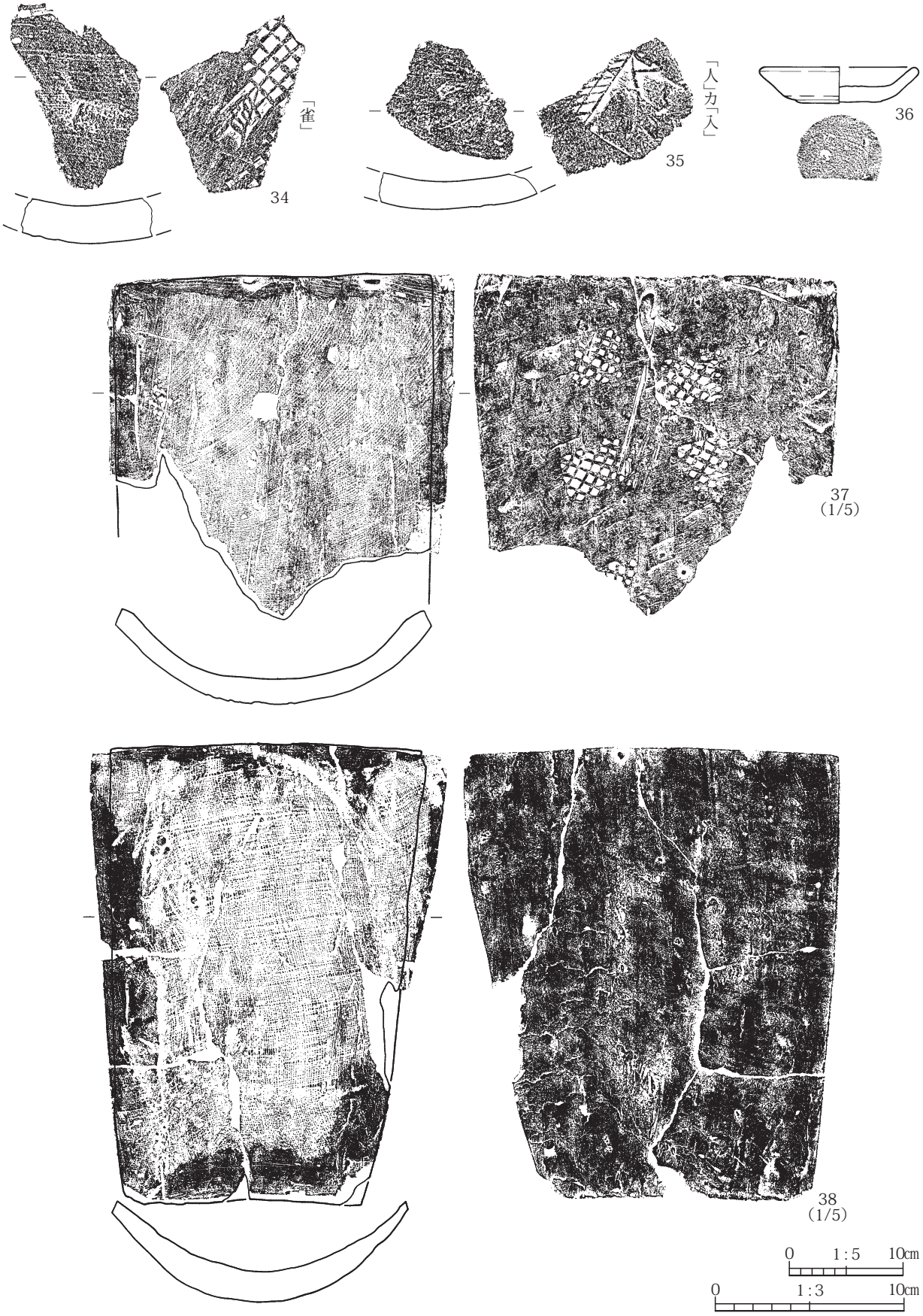

第 77 図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物（8）

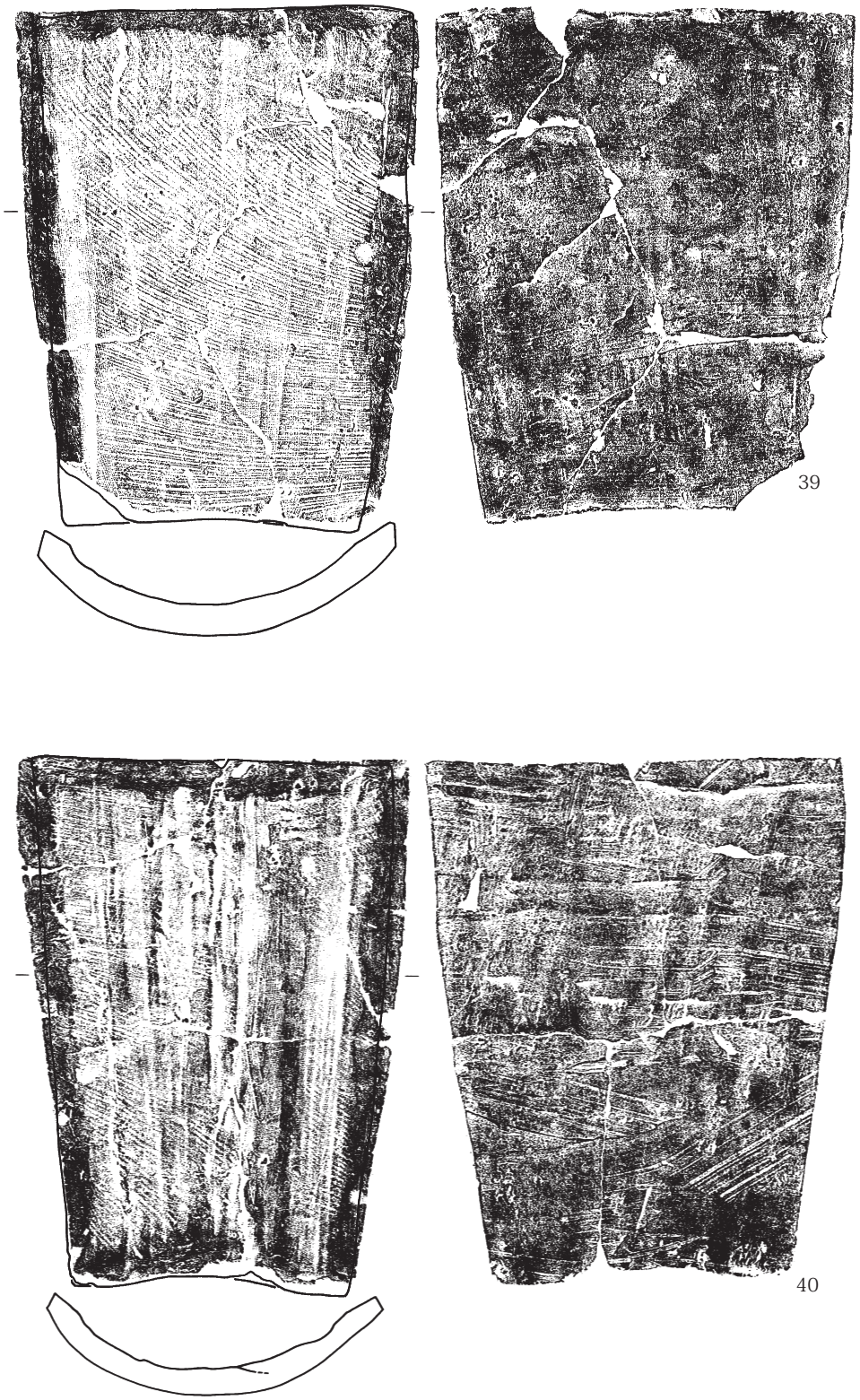

第 78 図　回廊南東部瓦廃棄坑出土遺物（9）

第 79 図　瓦廃棄層出土遺物（1）（中門周辺 1）

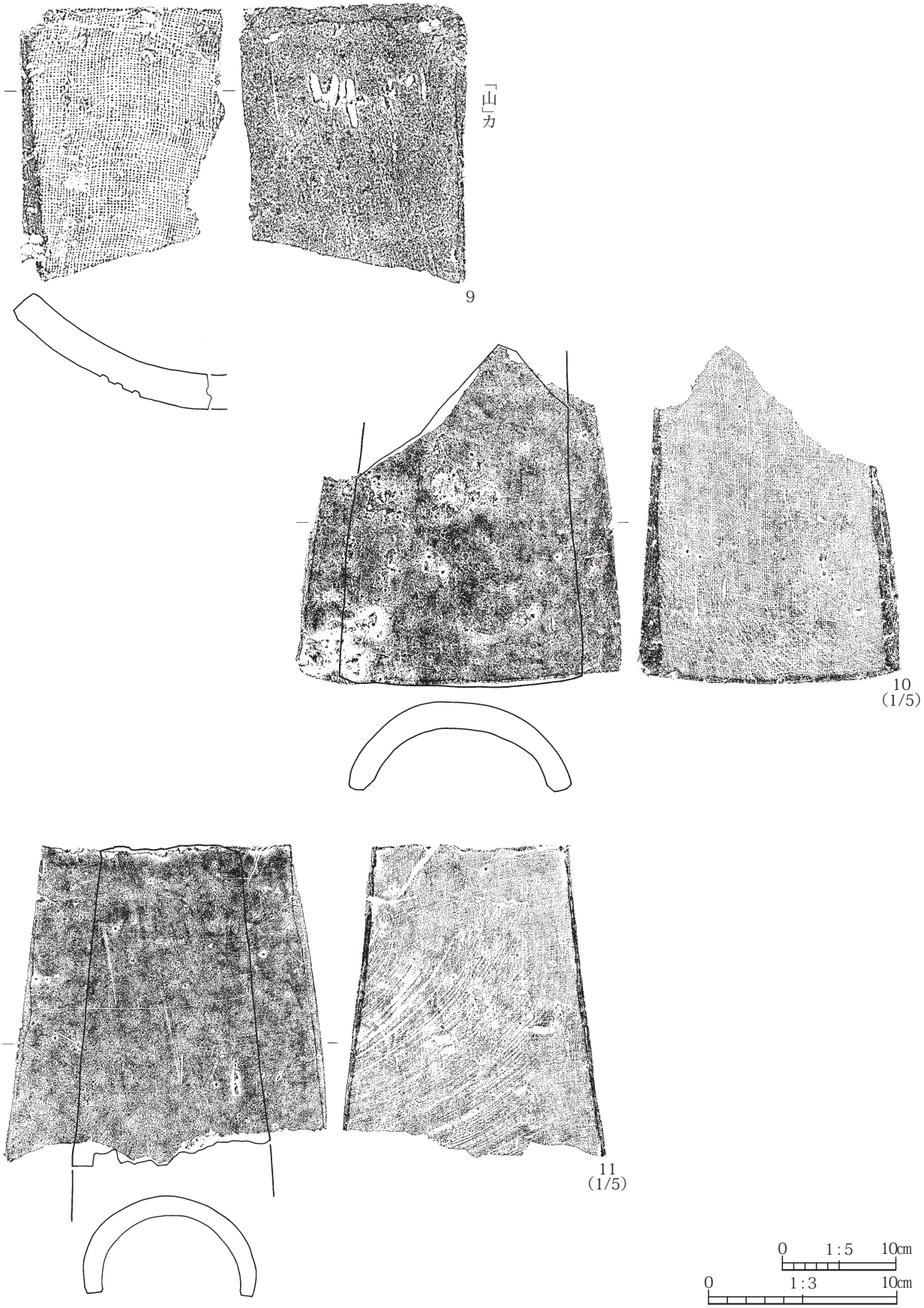

第 80 図　瓦廃棄層出土遺物（２）（中門周辺２）

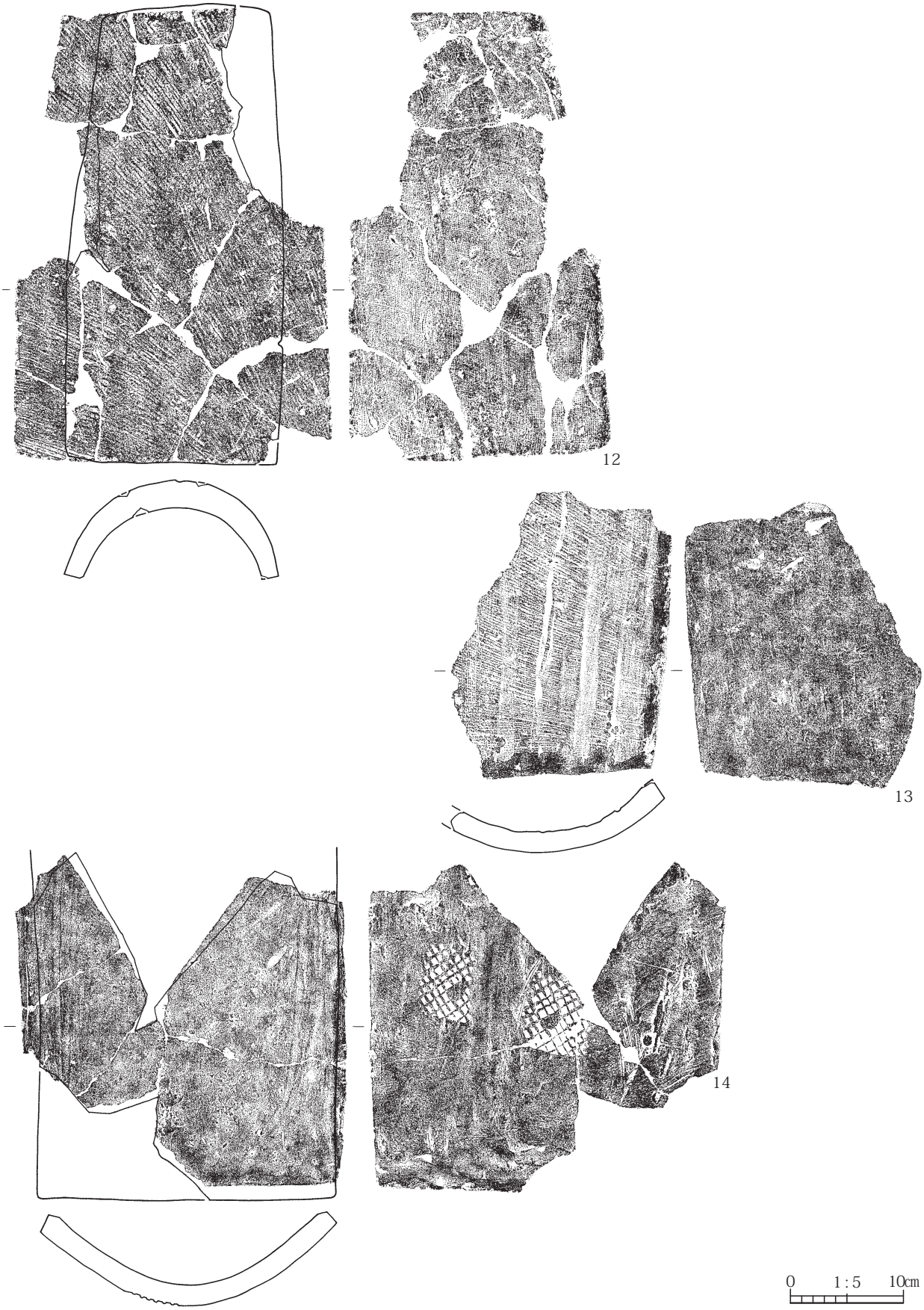

第 81 図　瓦廃棄層出土遺物（3）（中門周辺 3）

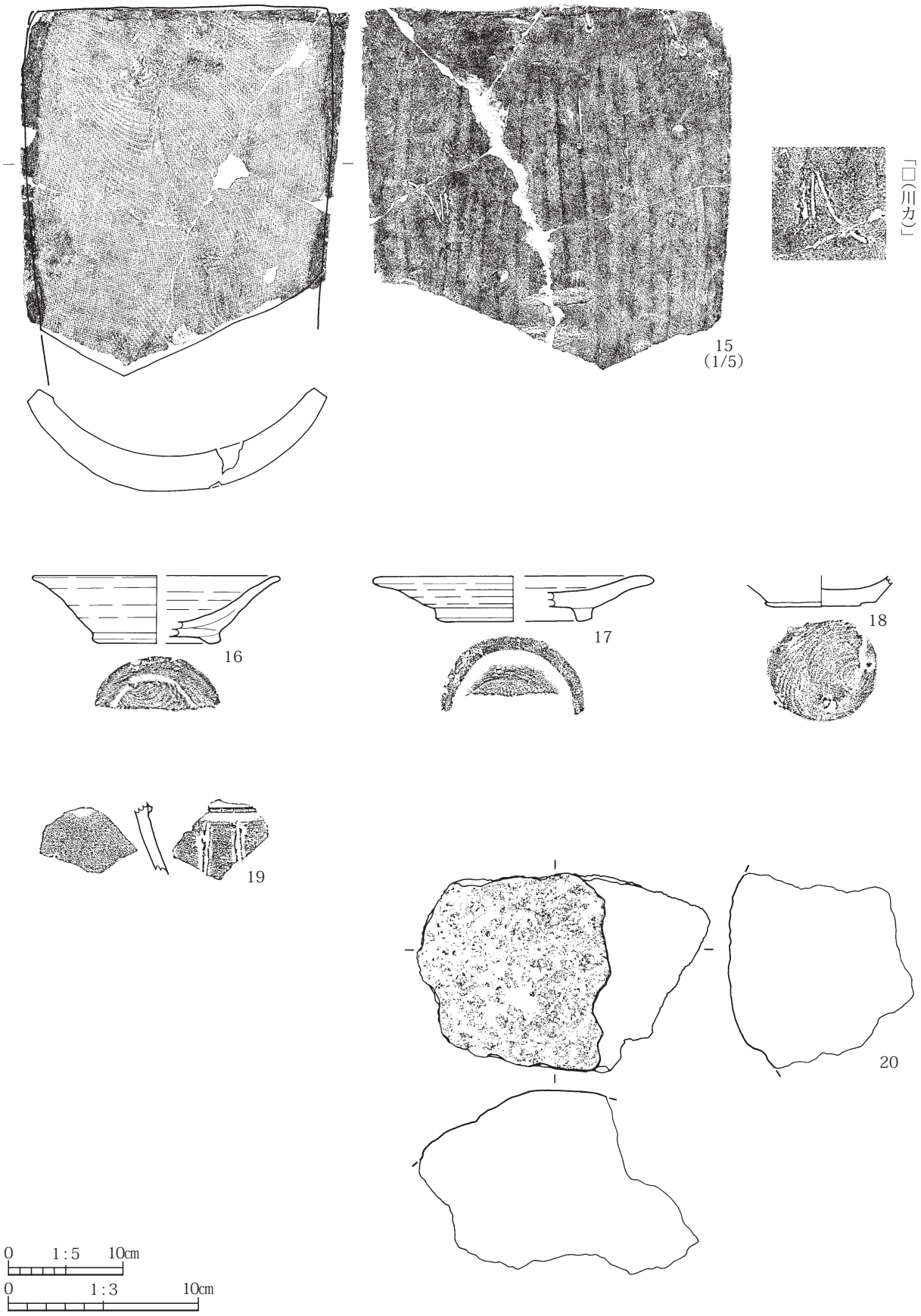

第 82 図　瓦廃棄層出土遺物（４）（中門周辺４）

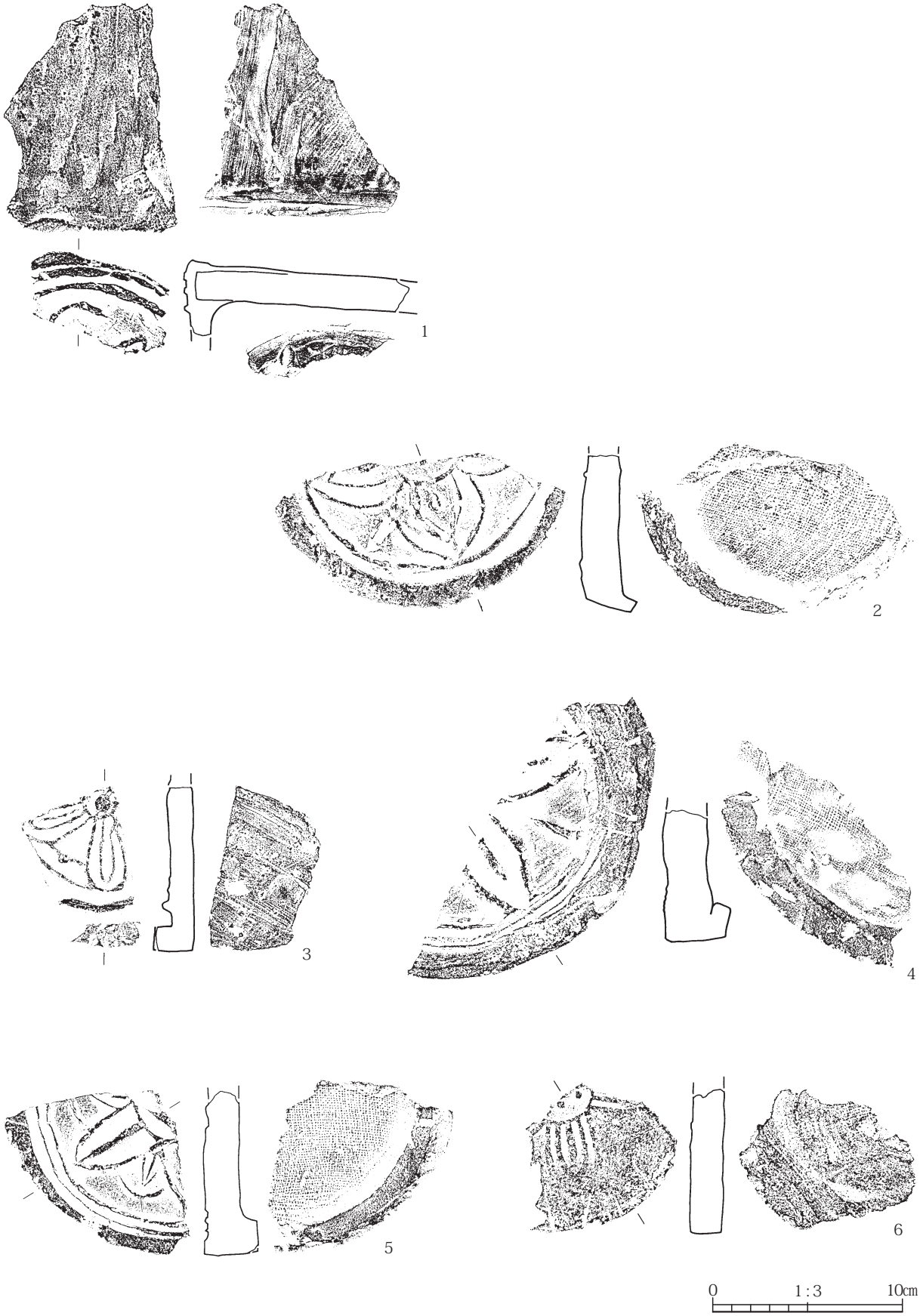

第 83 図　瓦廃棄層出土遺物（5）（回廊南東部 1）

第 84 図　瓦廃棄層出土遺物（6）（回廊南東部２）

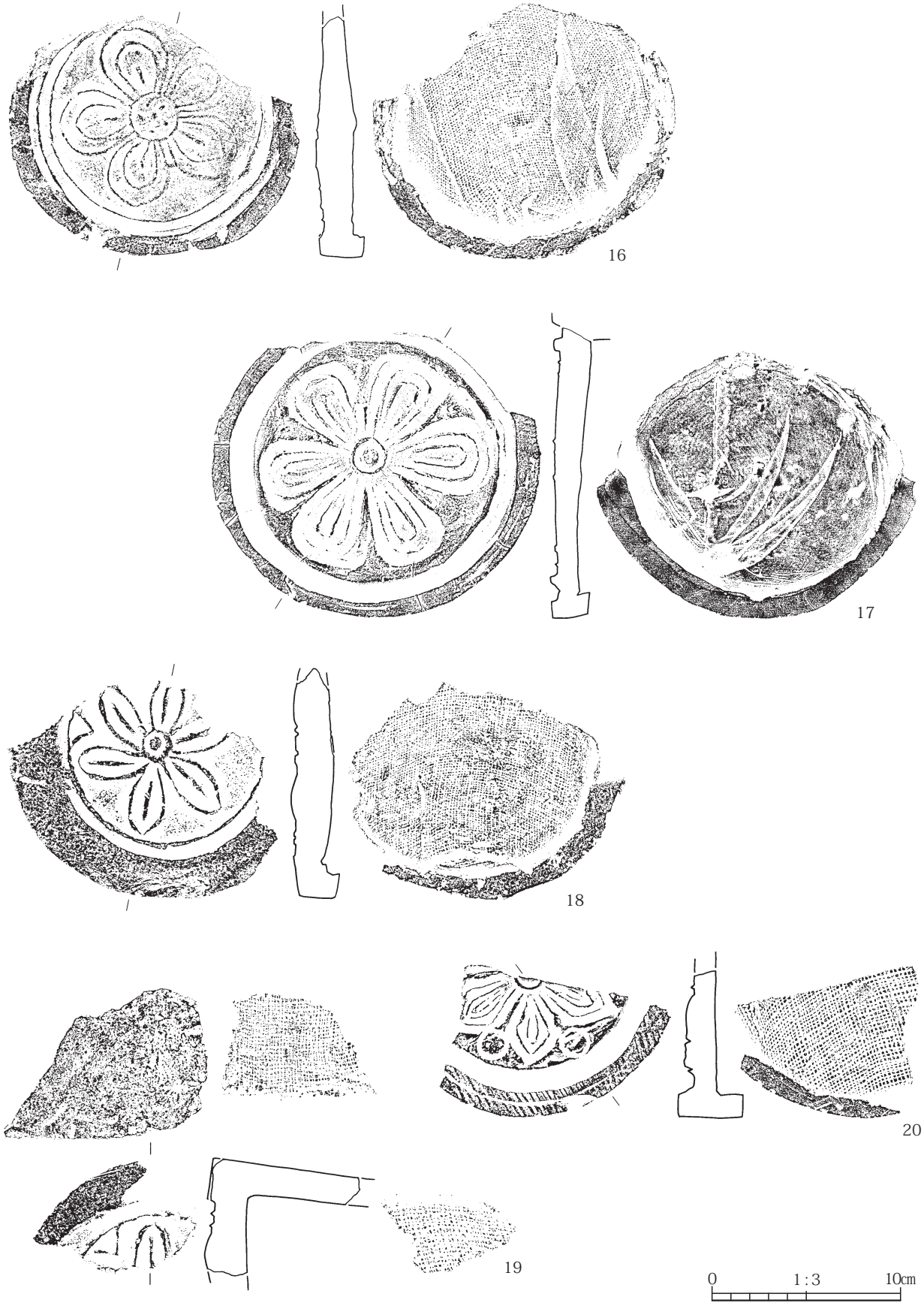

第 85 図　瓦廃棄層出土遺物（7）（回廊南東部 3）

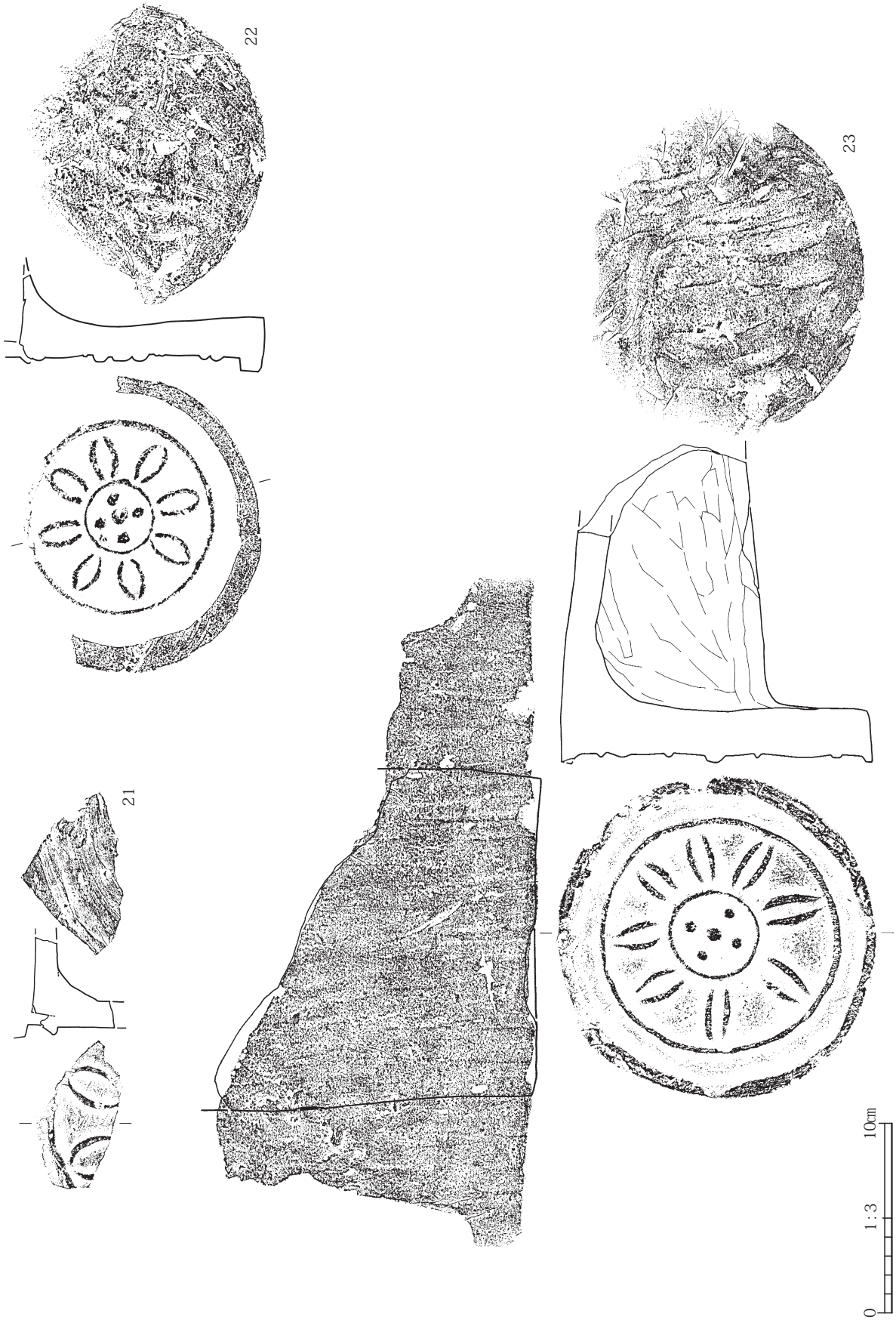

第 86 図　瓦廃棄層出土遺物（8）（回廊南東部 4）

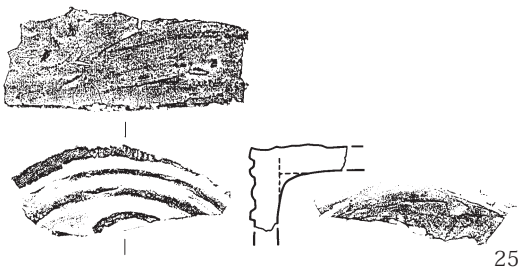

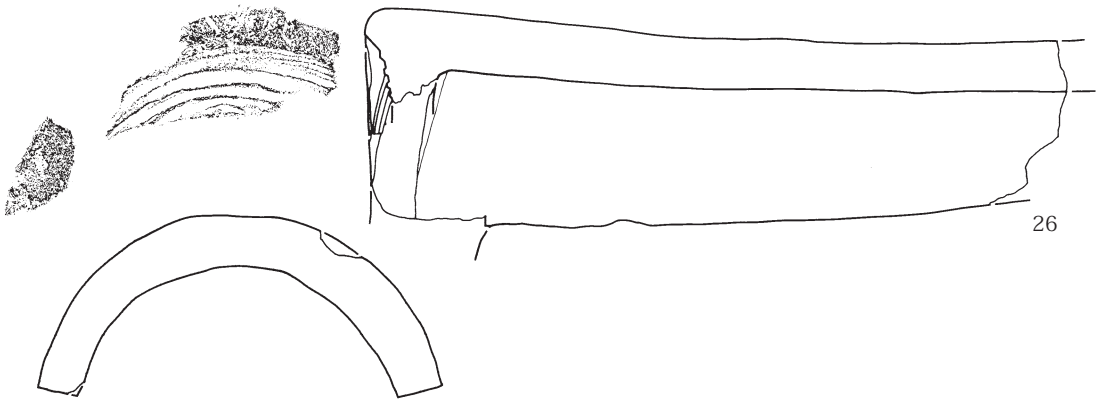

0　1:3　10cm

第 87 図　瓦廃棄層出土遺物（9）（回廊南東部 5）

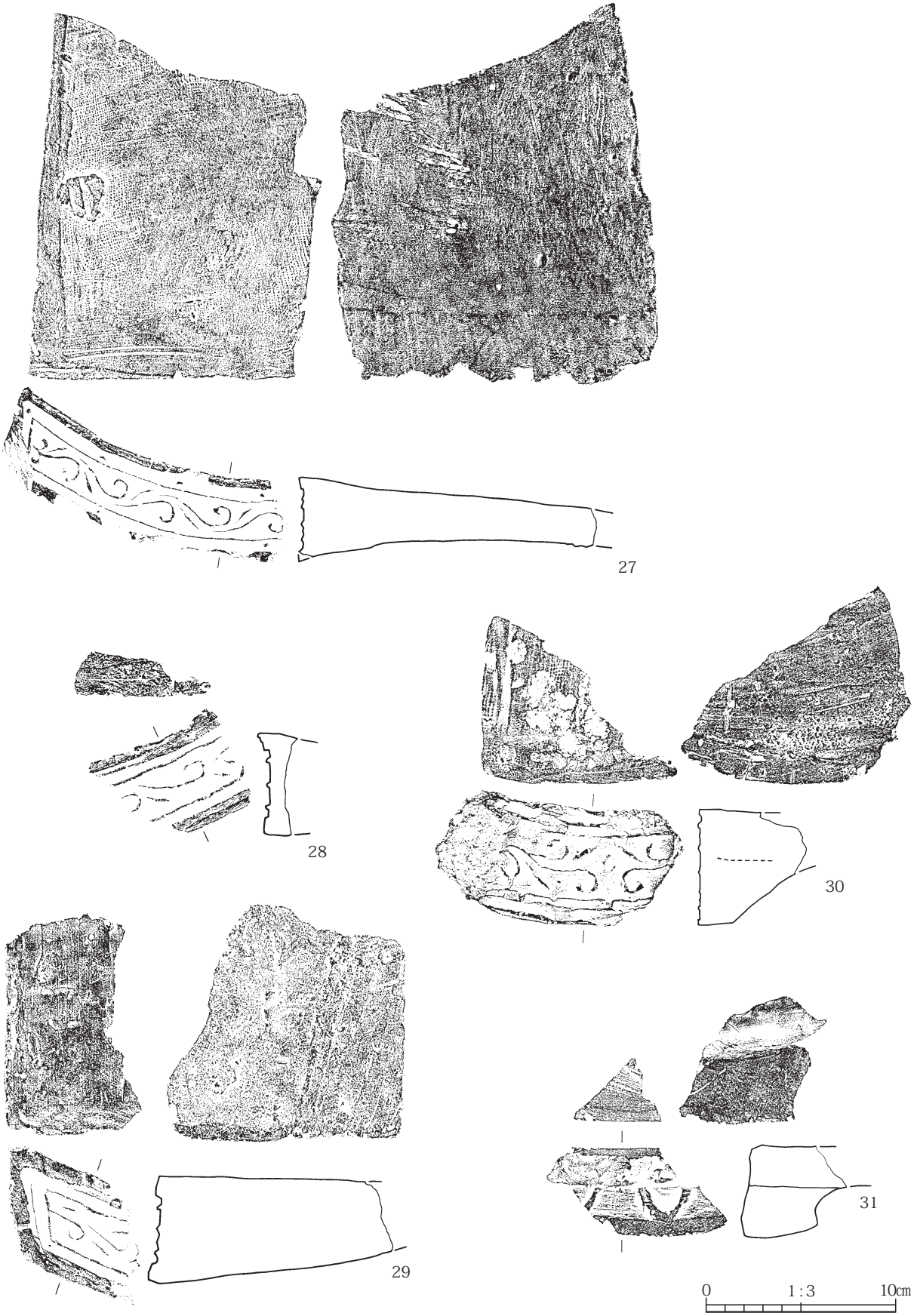

第 88 図　瓦廃棄層出土遺物(10)（回廊南東部６）

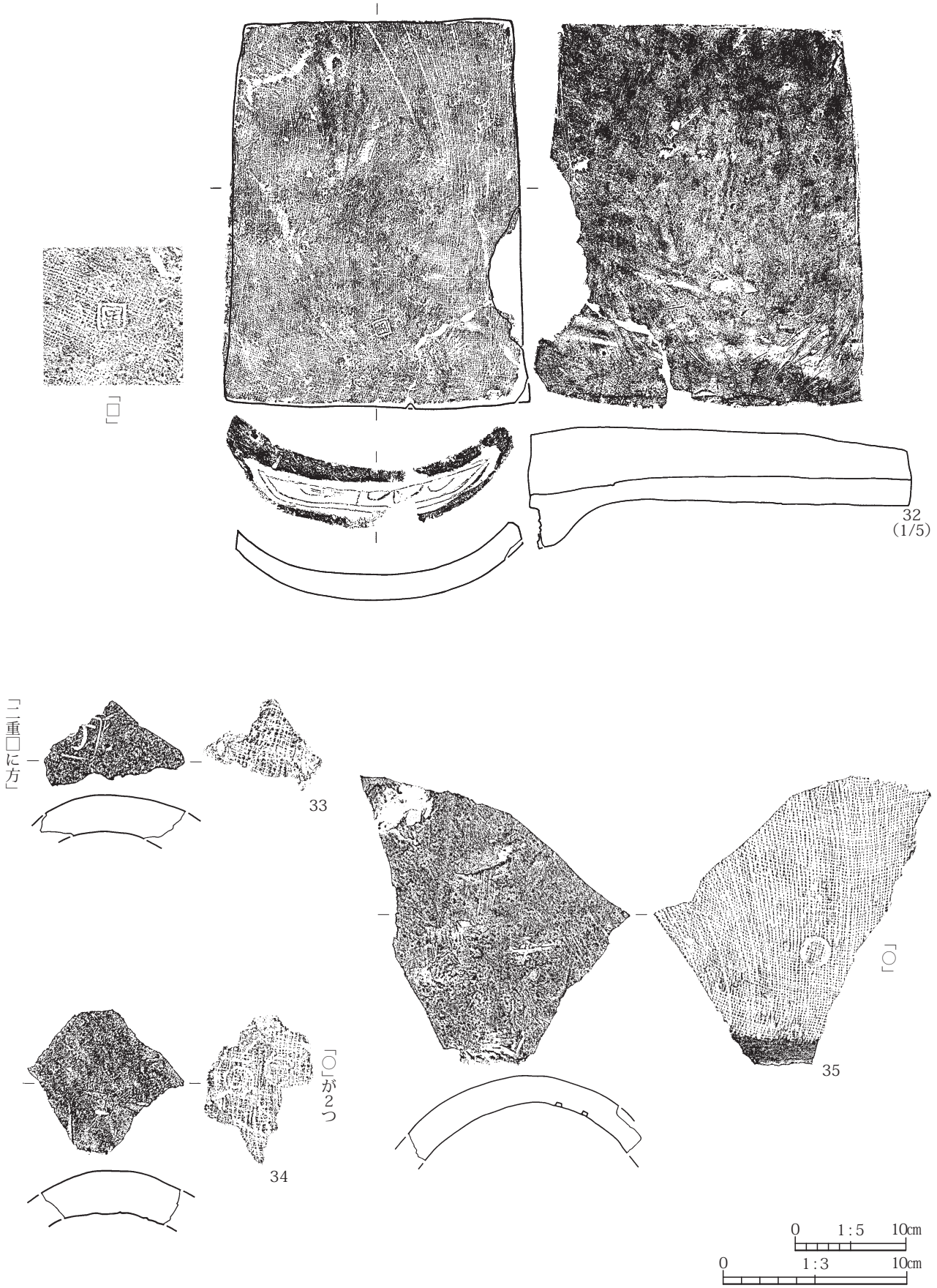

第 89 図　瓦廃棄層出土遺物(11)（回廊南東部７）

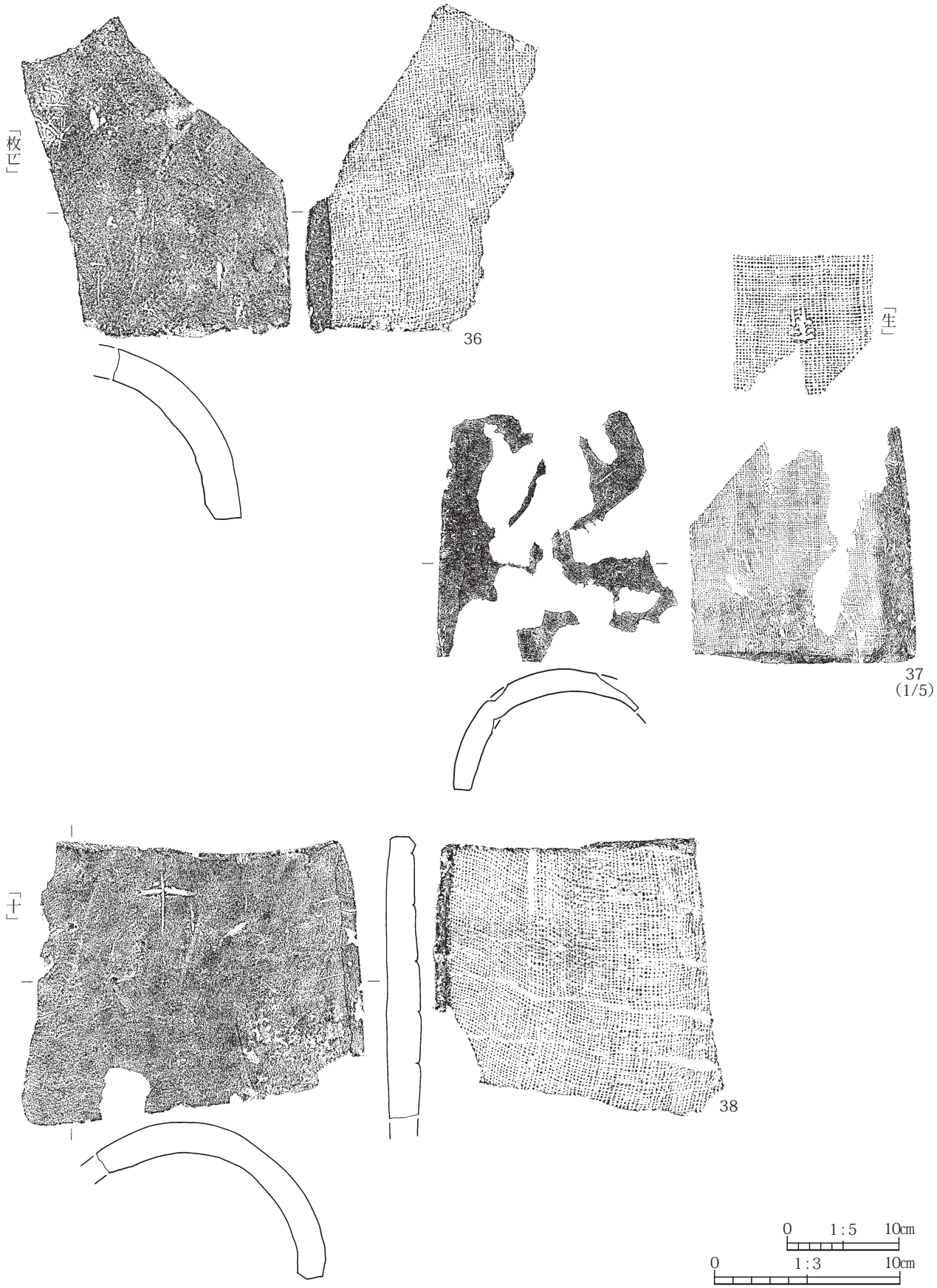

第 90 図　瓦廃棄層出土遺物(12)（回廊南東部８）

第 91 図　瓦廃棄層出土遺物(13)（回廊南東部９）

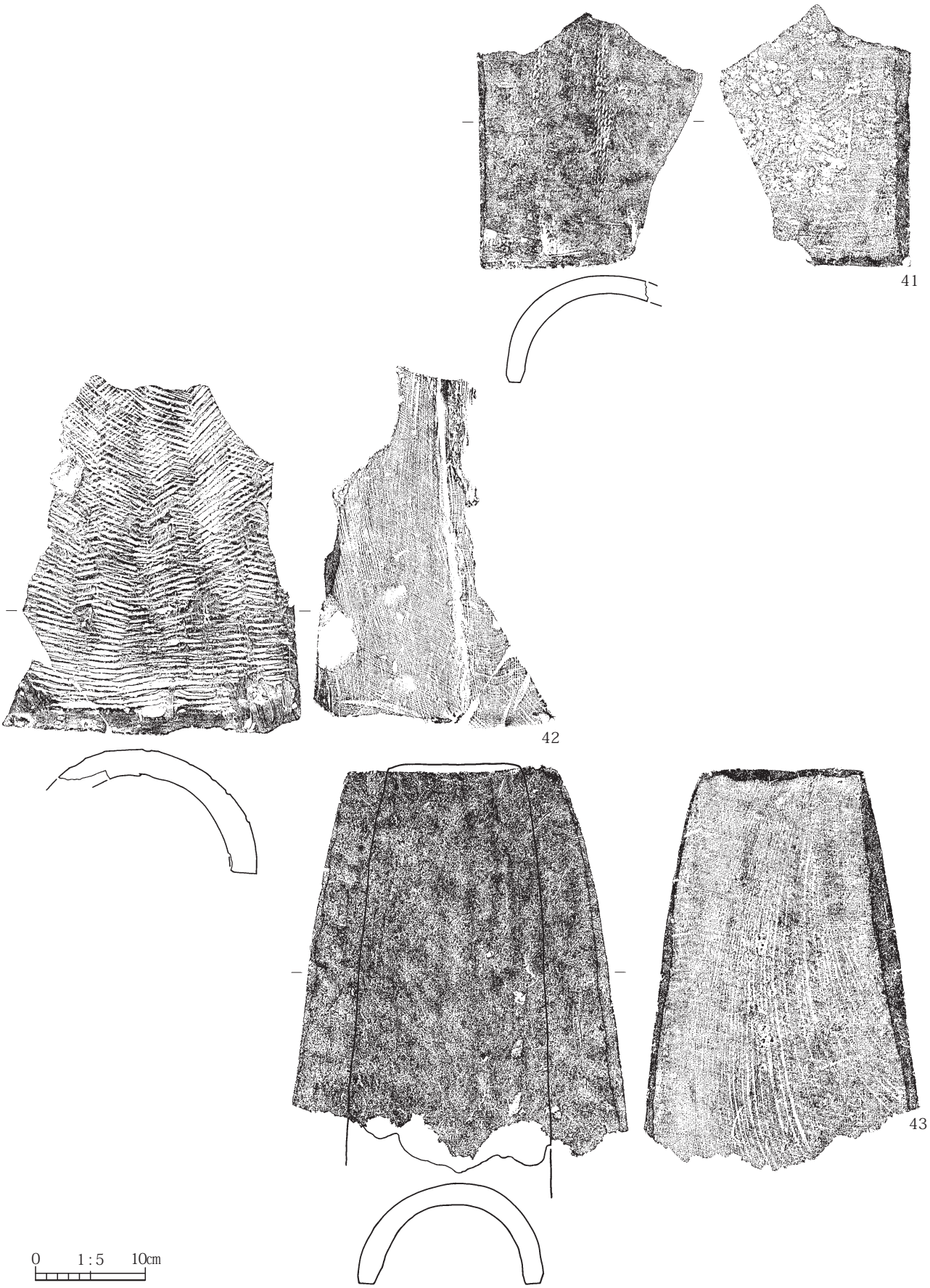

第 92 図　瓦廃棄層出土遺物（14）（回廊南東部 10）

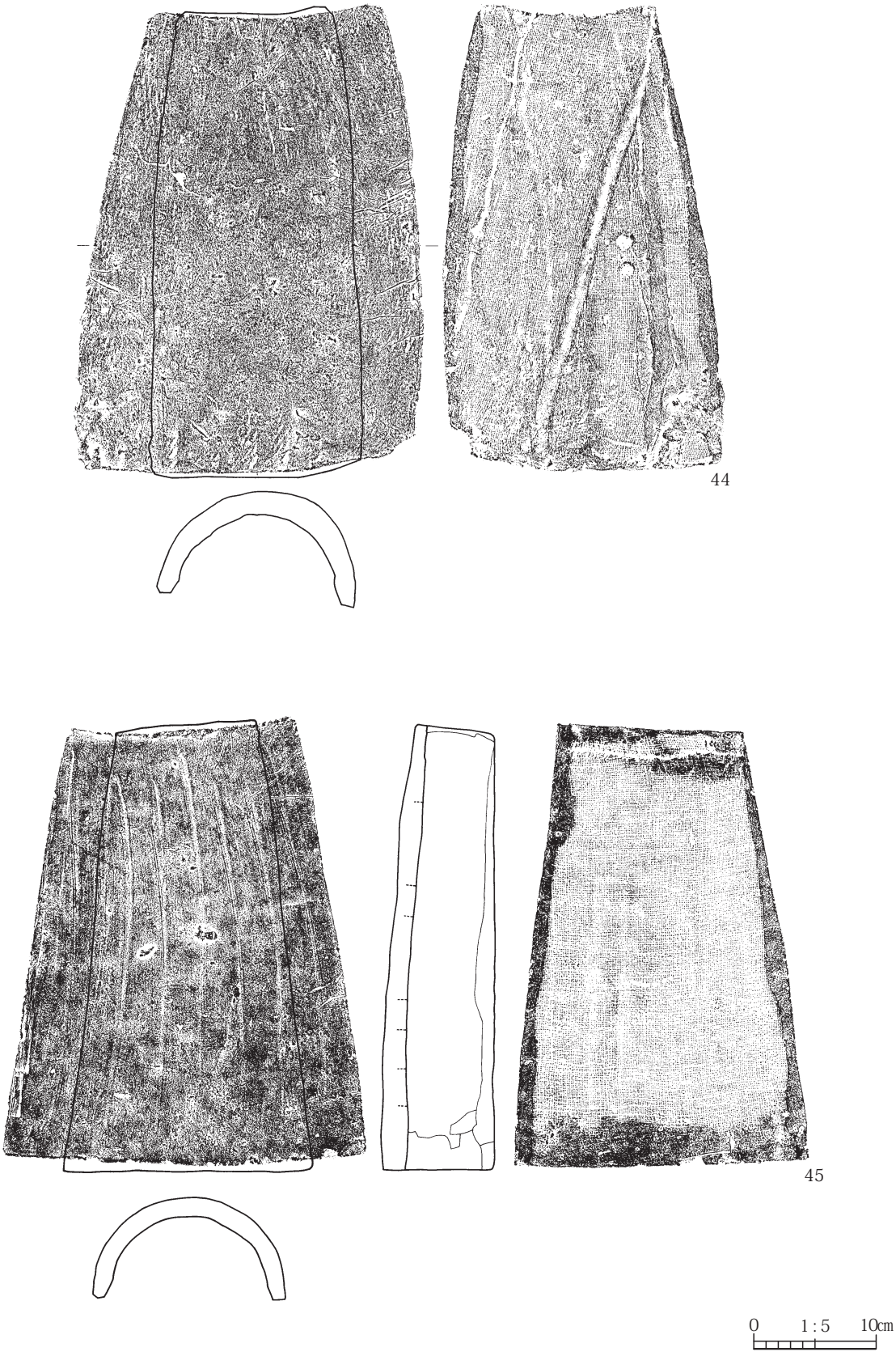

第 93 図　瓦廃棄層出土遺物(15)（回廊南東部 11）

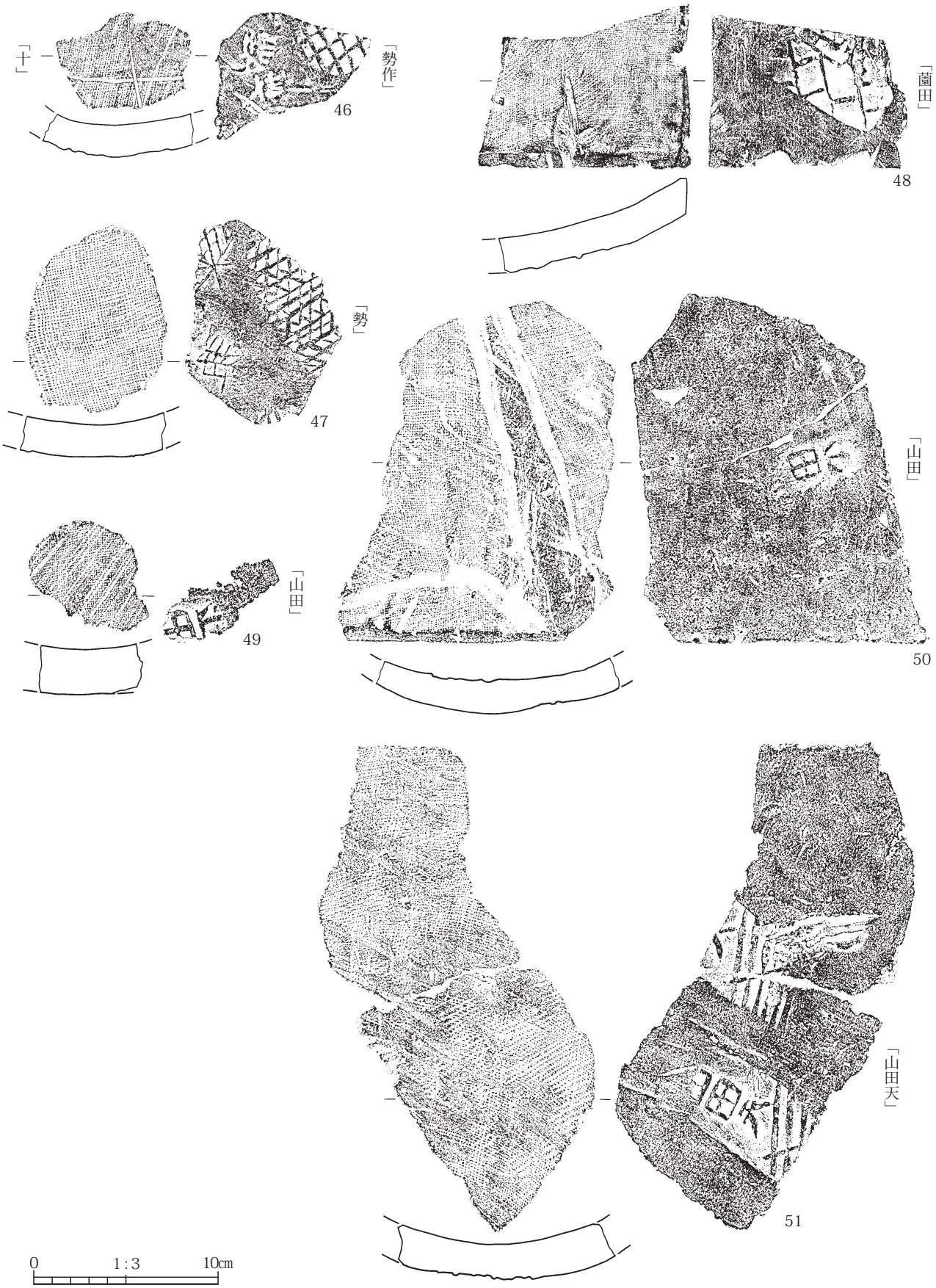

第 94 図　瓦廃棄層出土遺物（16）（回廊南東部 12）

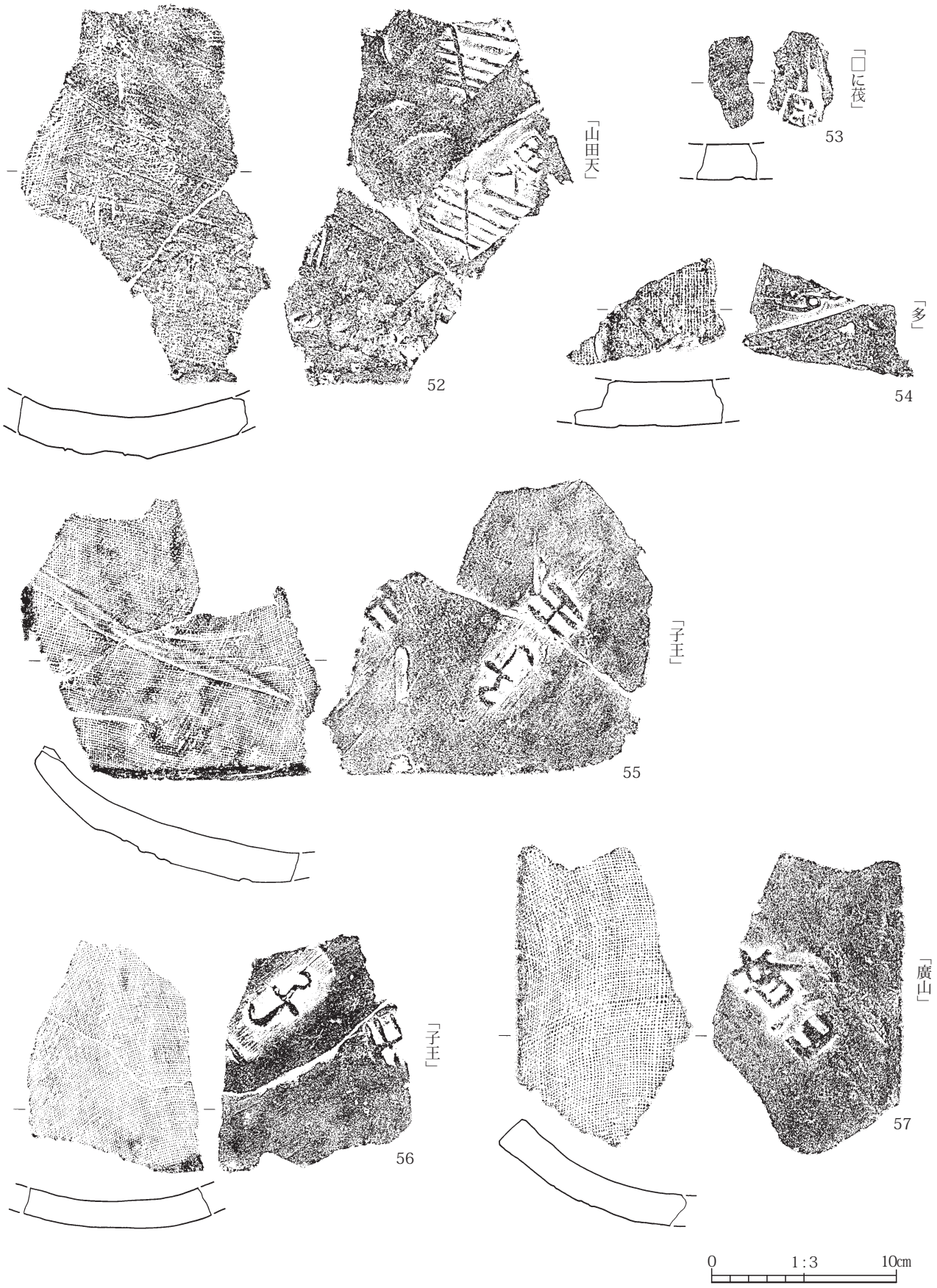

第 95 図　瓦廃棄層出土遺物(17)（回廊南東部 13）

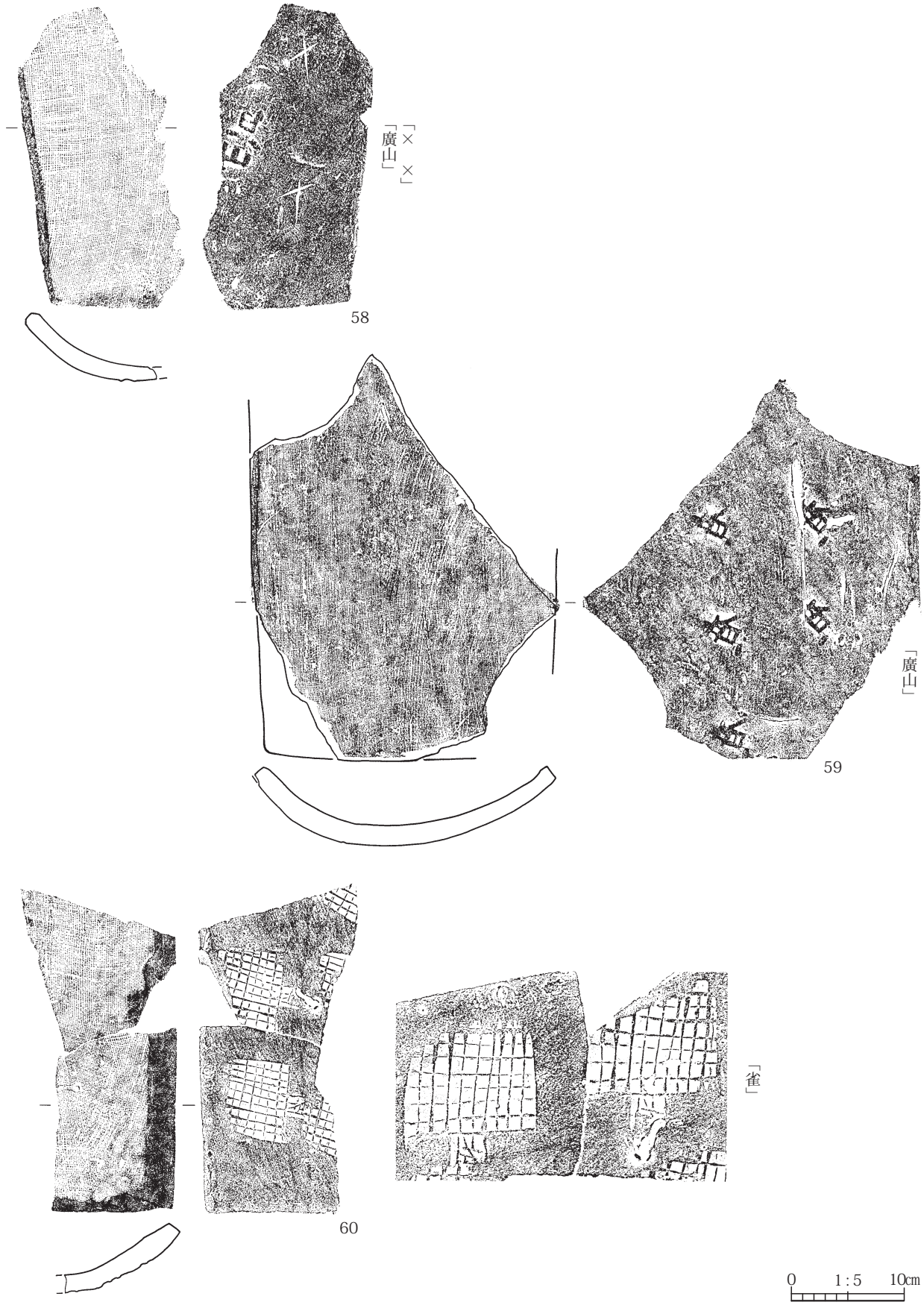

第 96 図　瓦廃棄層出土遺物（18）（回廊南東部 14）

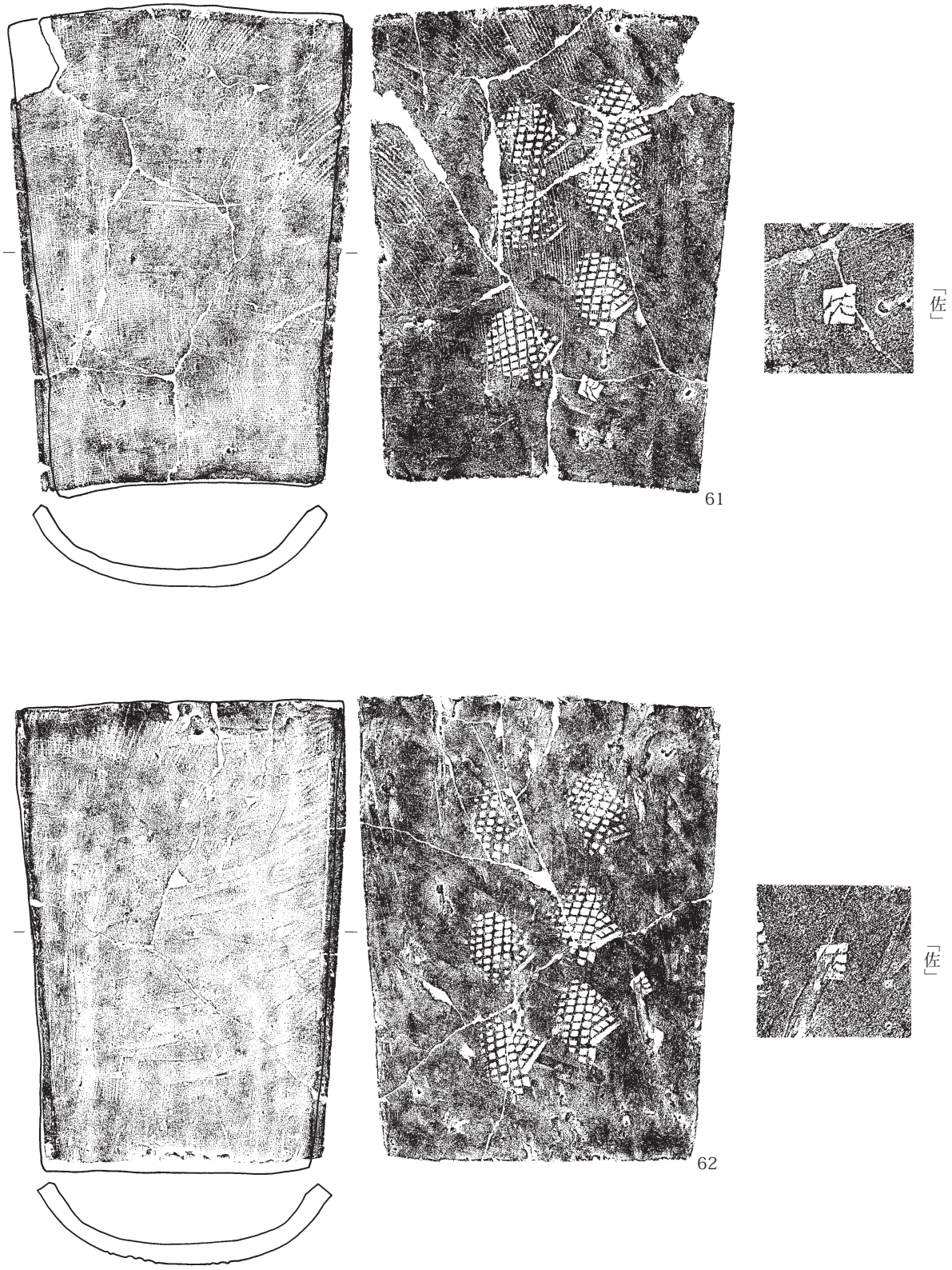

第 97 図　瓦廃棄層出土遺物(19)（回廊南東部 15）

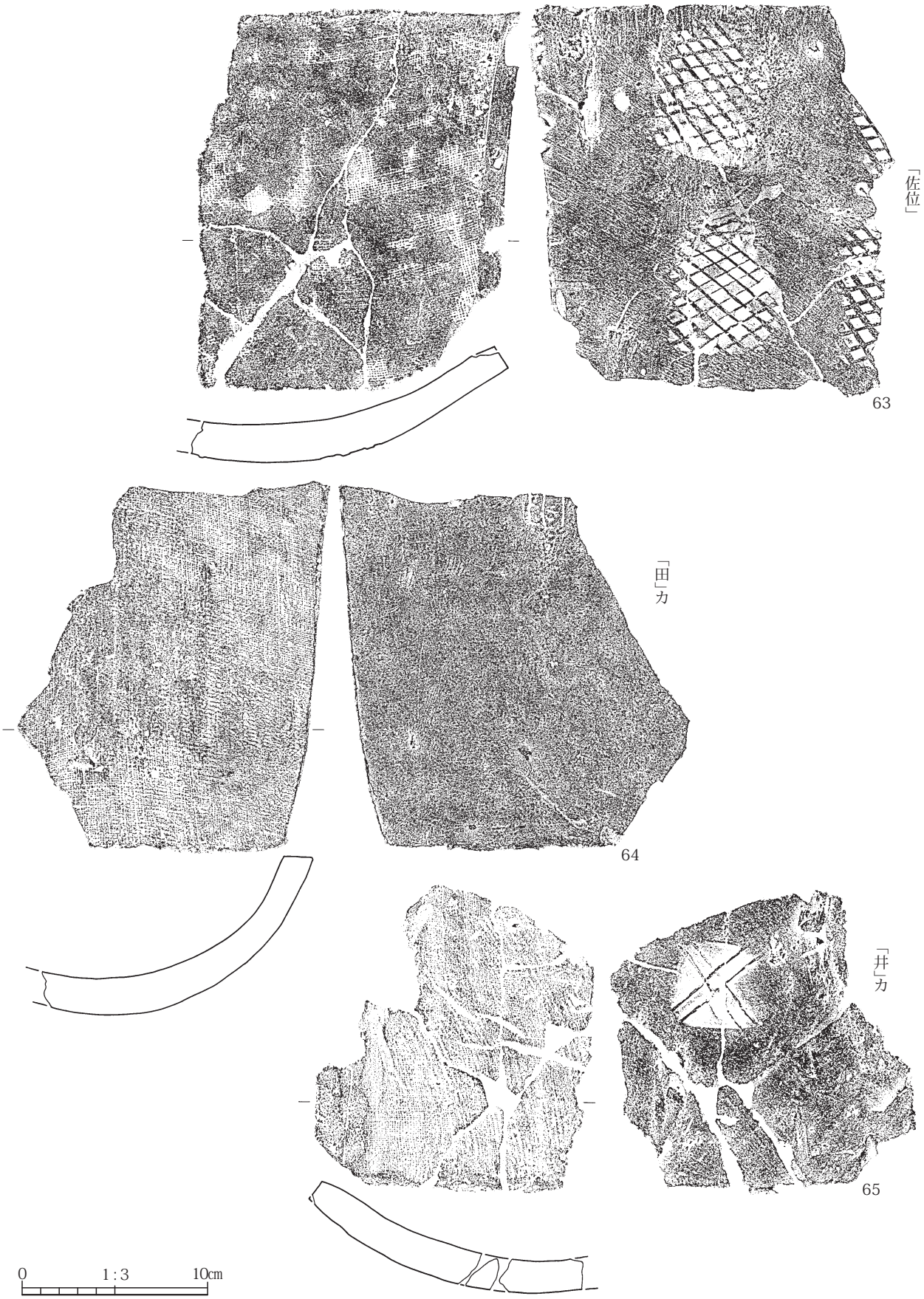

第 98 図　瓦廃棄層出土遺物(20)（回廊南東部 16）

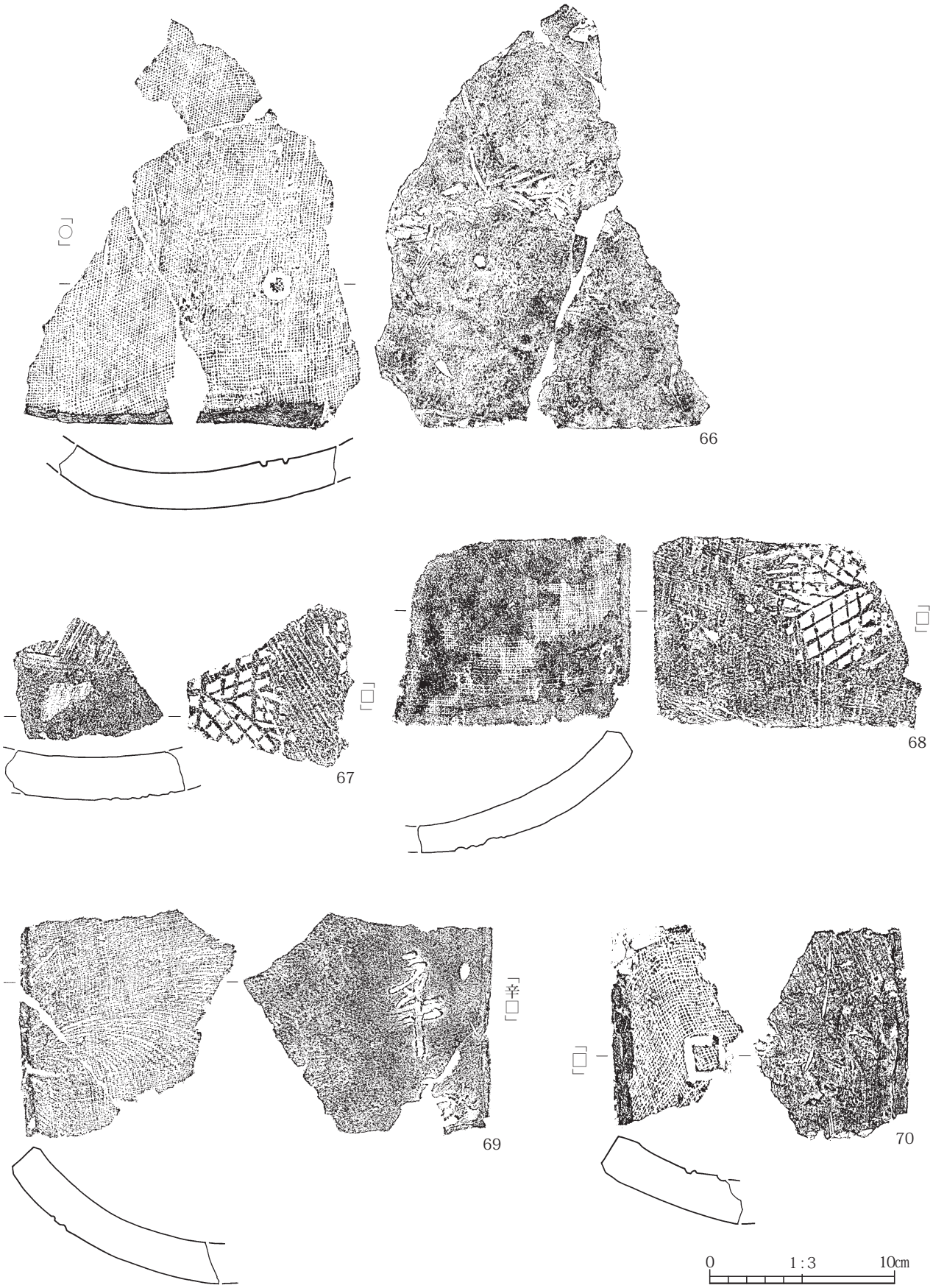

第 99 図　瓦廃棄層出土遺物(21)（回廊南東部 17）

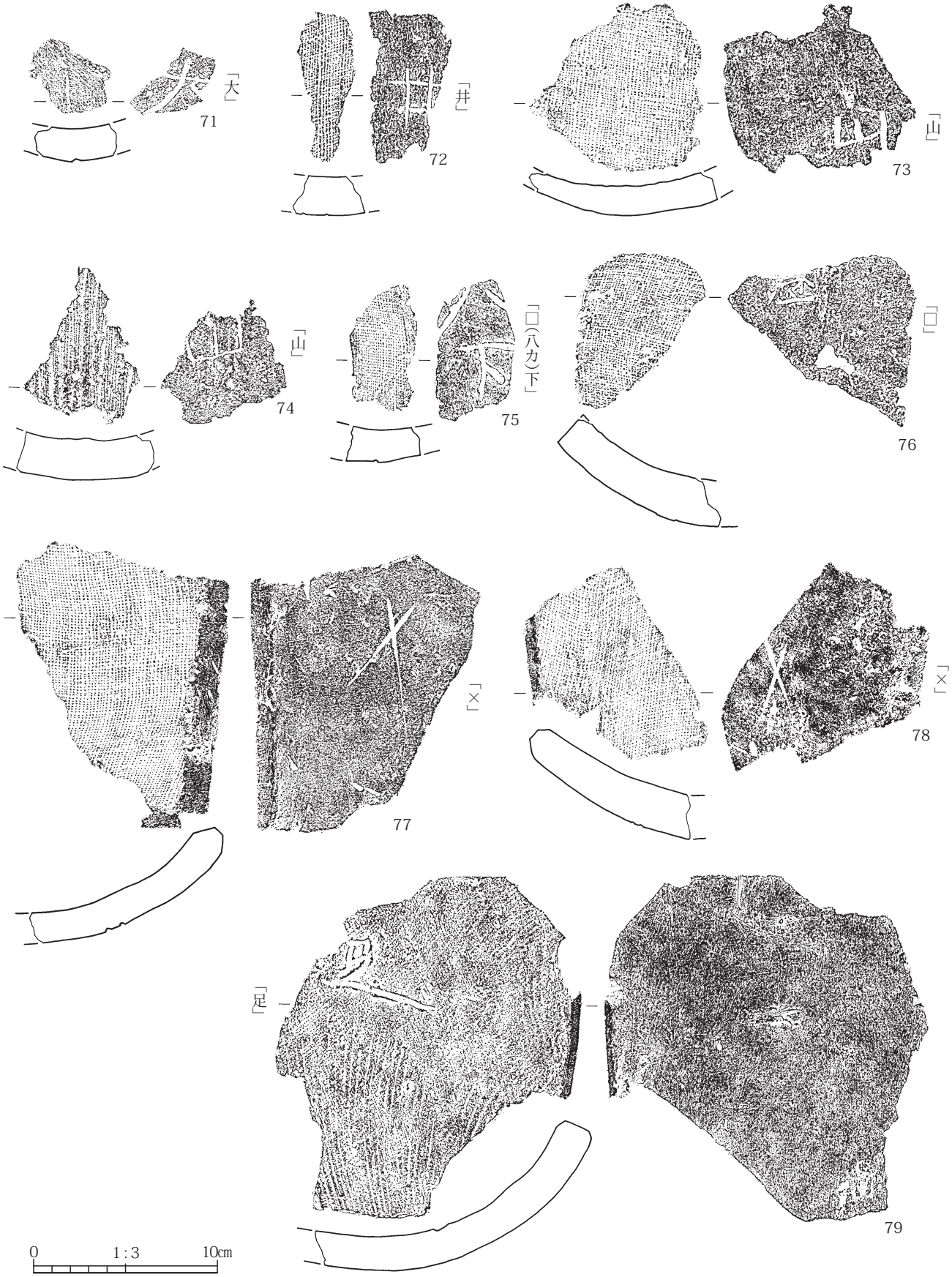

第 100 図　瓦廃棄層出土遺物(22)(回廊南東部 18)

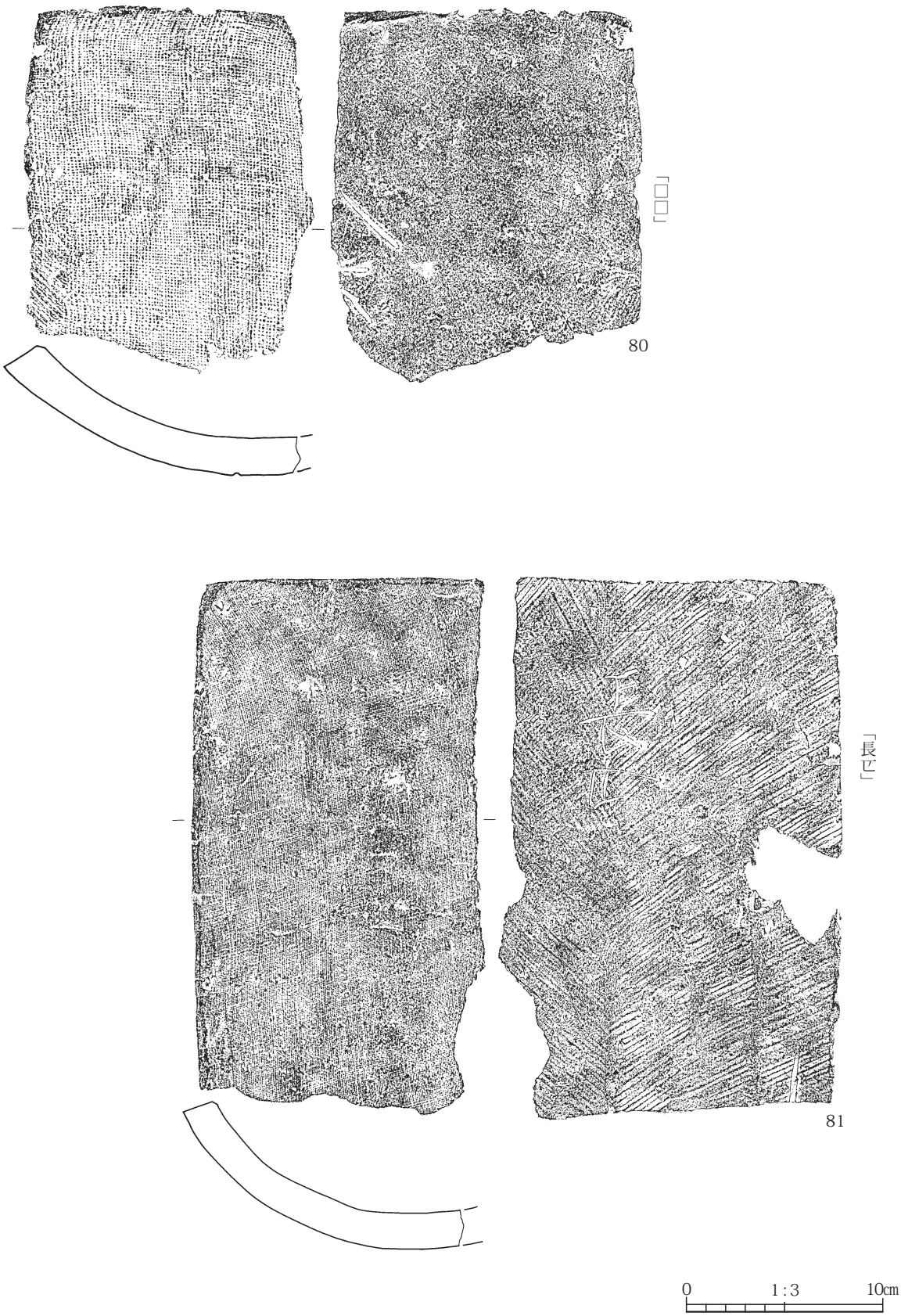

第 101 図　瓦廃棄層出土遺物(23)（回廊南東部 19）

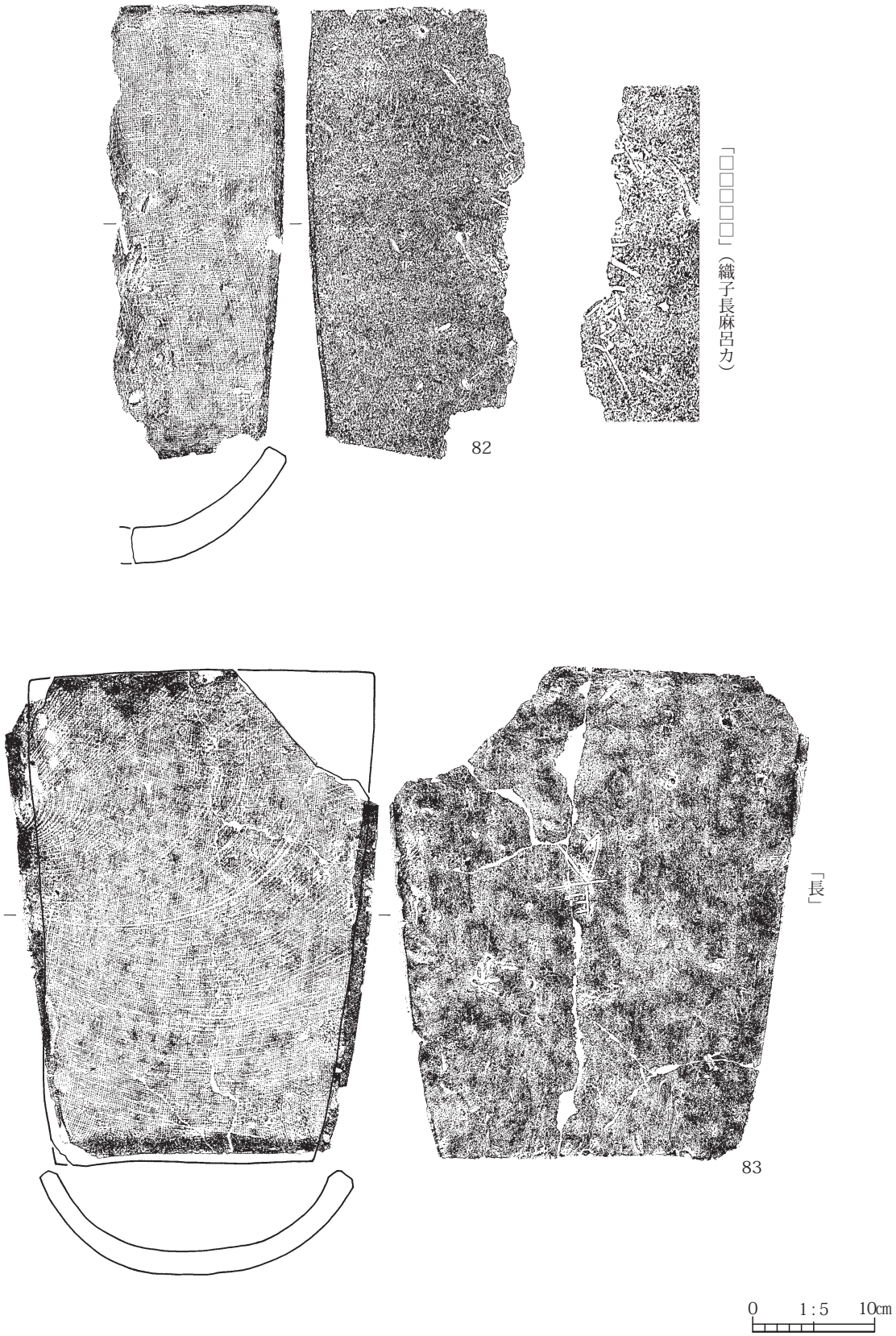

第 102 図　瓦廃棄層出土遺物（24）（回廊南東部 20）

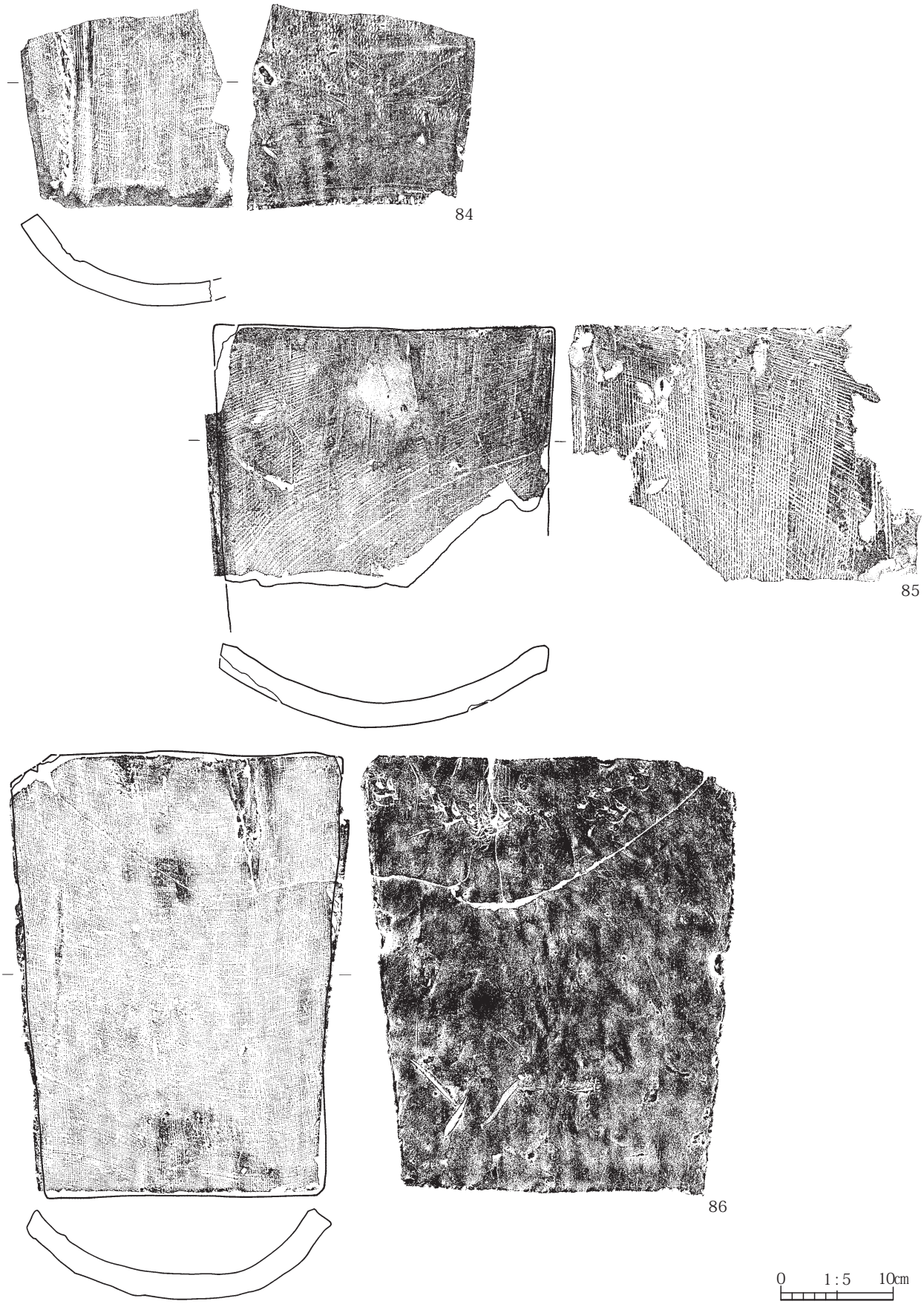

第 103 図　瓦廃棄層出土遺物(25)（回廊南東部 21）

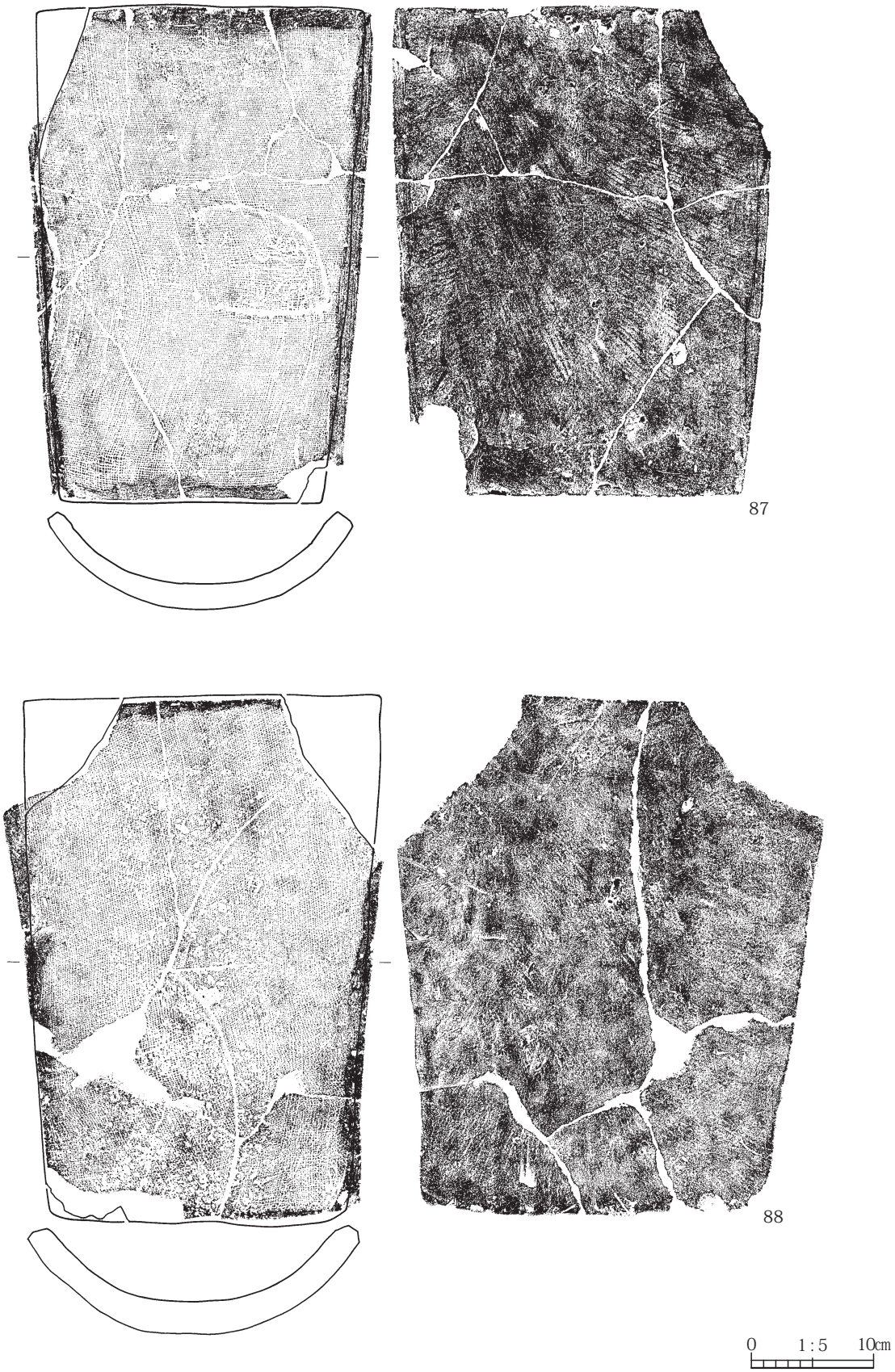

第 104 図　瓦廃棄層出土遺物(26)（回廊南東部 22）

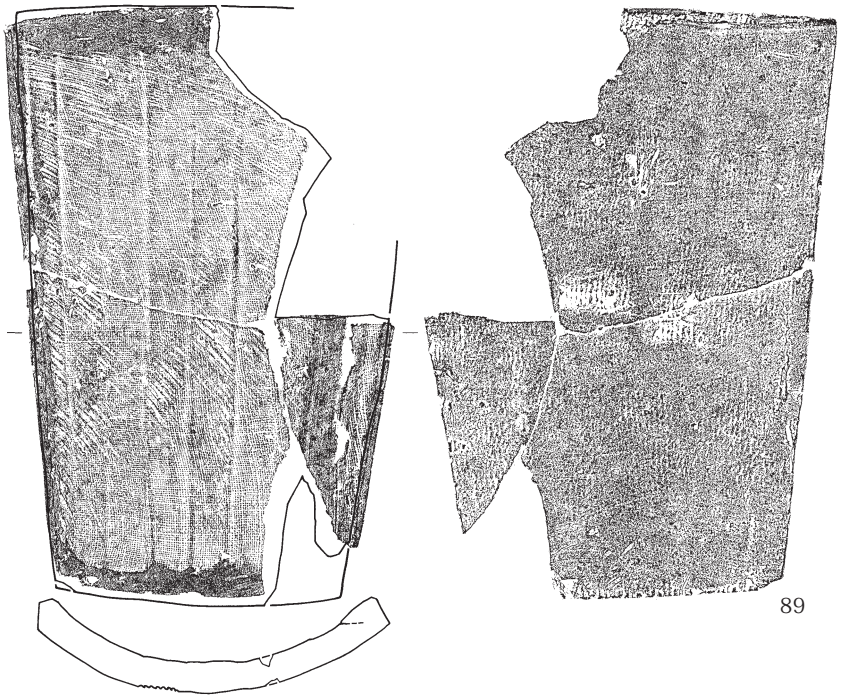

0　1:5　10cm

第 105 図　瓦廃棄層出土遺物(27)（回廊南東部 23）

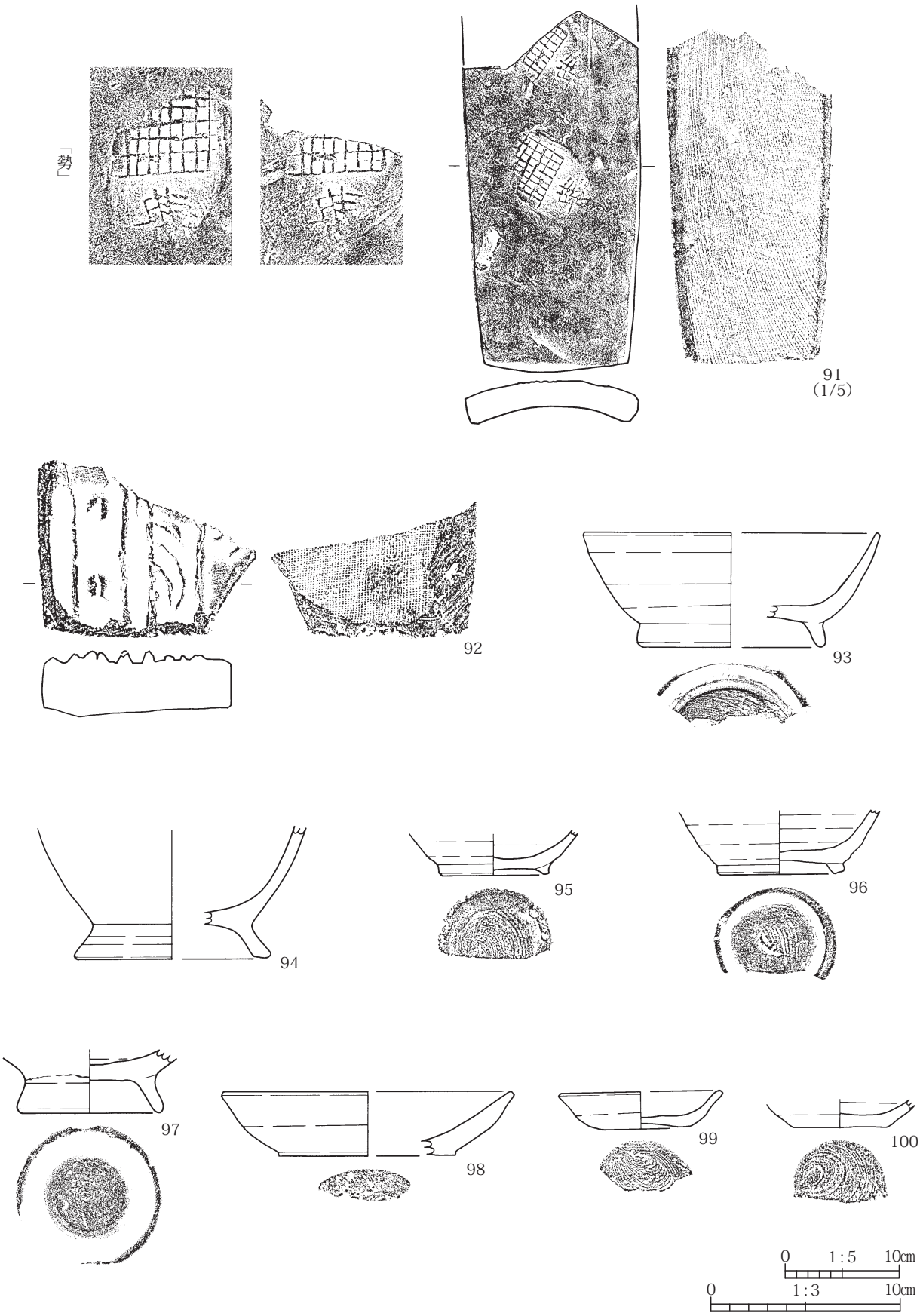

第 106 図　瓦廃棄層出土遺物(28)（回廊南東部 24）

第 107 図　瓦廃棄層出土遺物(29)（回廊南西部１）

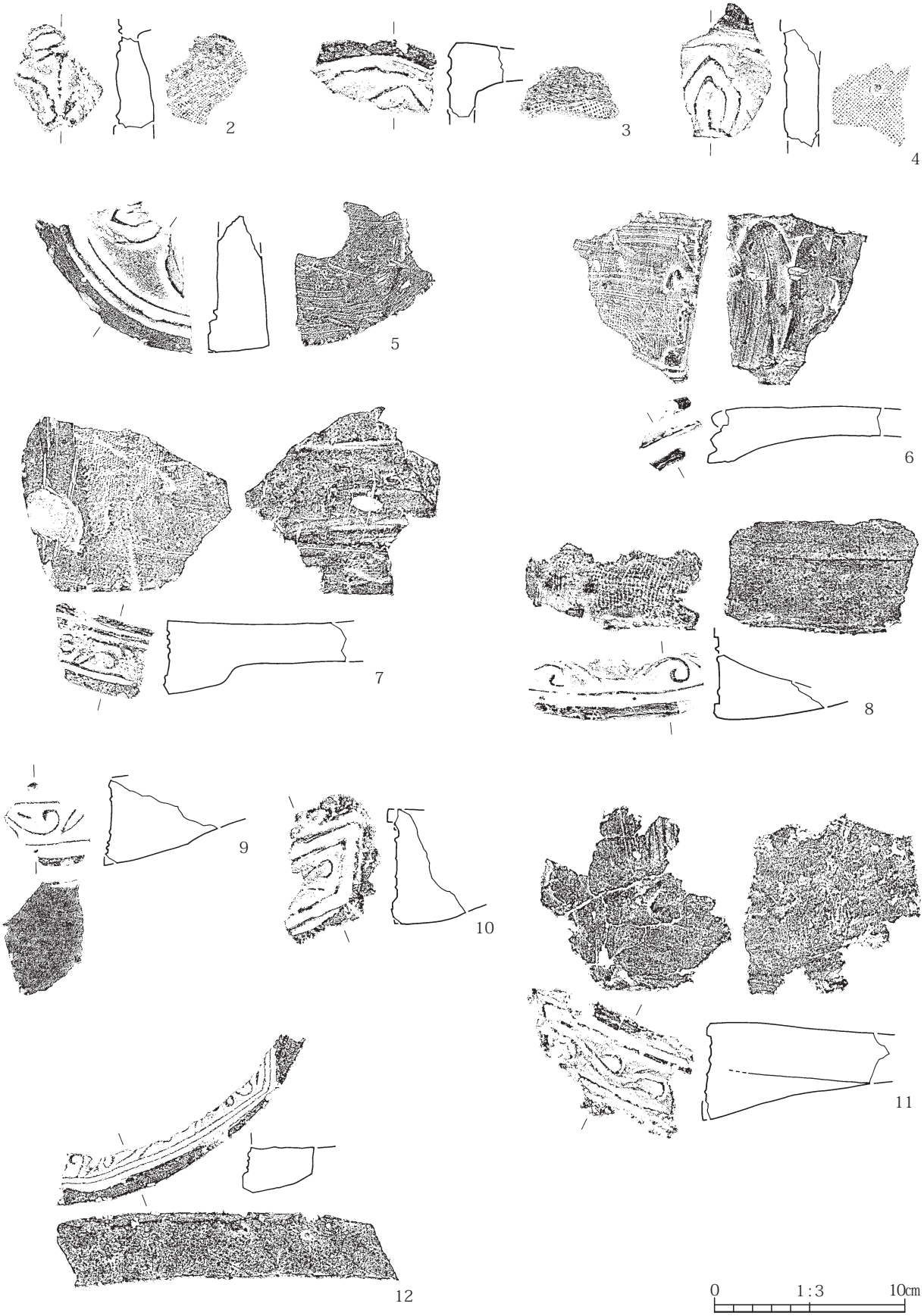

第 108 図　瓦廃棄層出土遺物(30)（回廊南西部２）

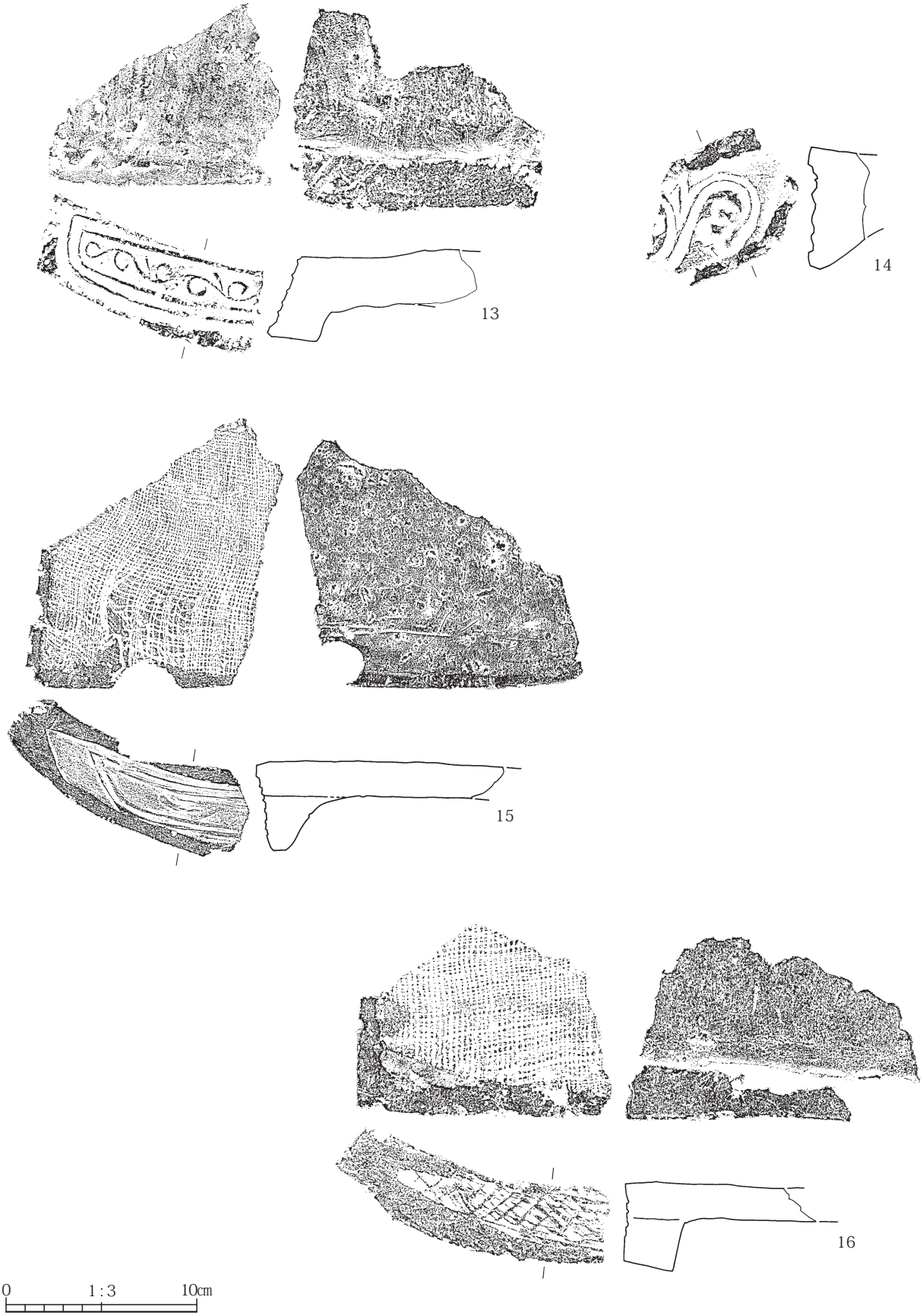

第 109 図　瓦廃棄層出土遺物(31)（回廊南西部３）

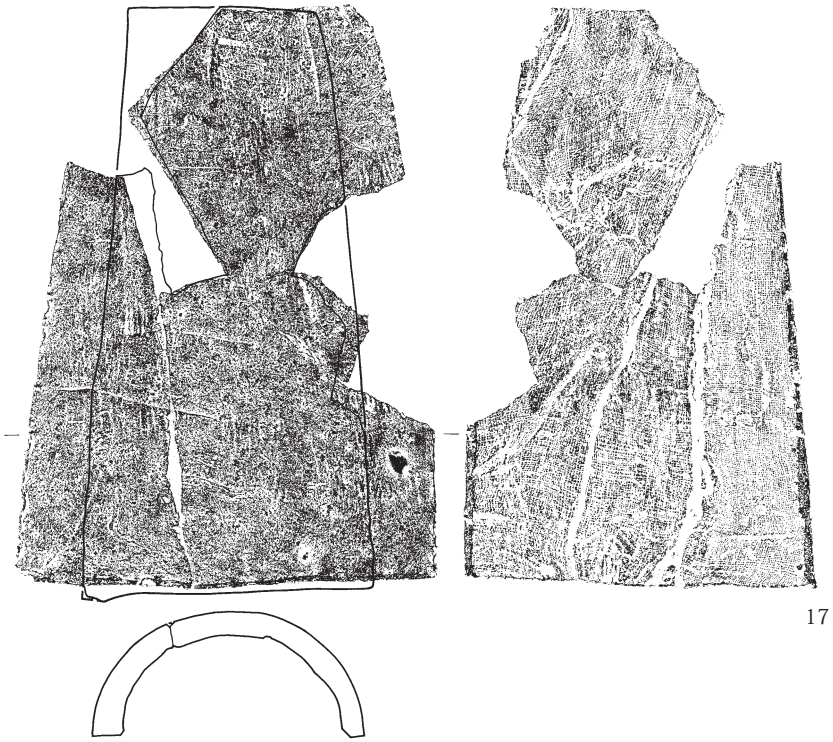

17

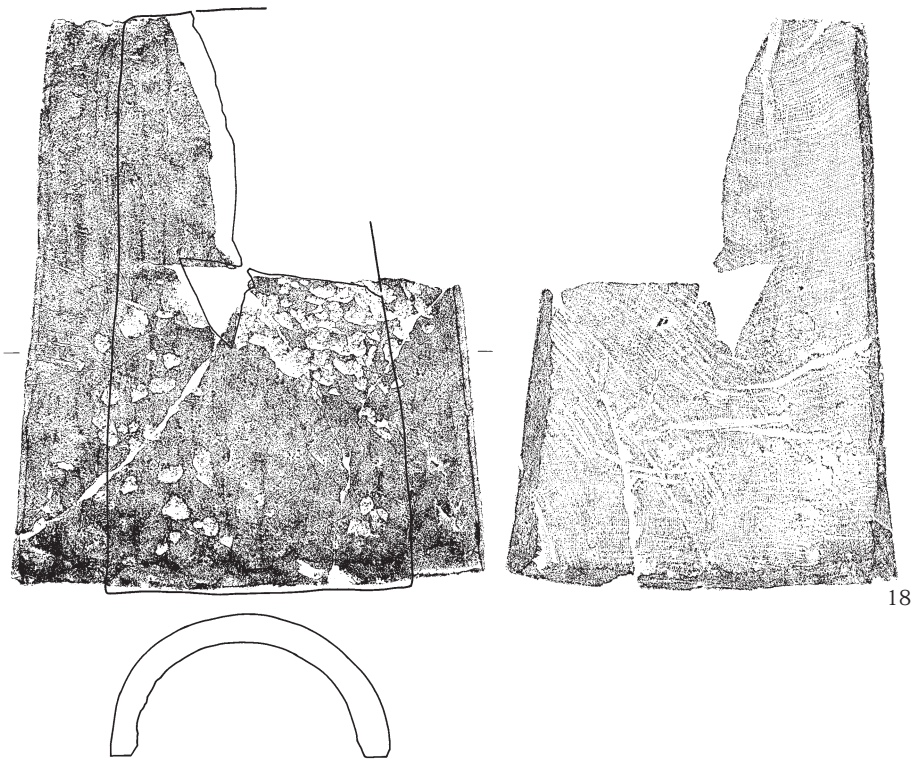

18

0　1:5　10cm

第 110 図　瓦廃棄層出土遺物(32)（回廊南西部４）

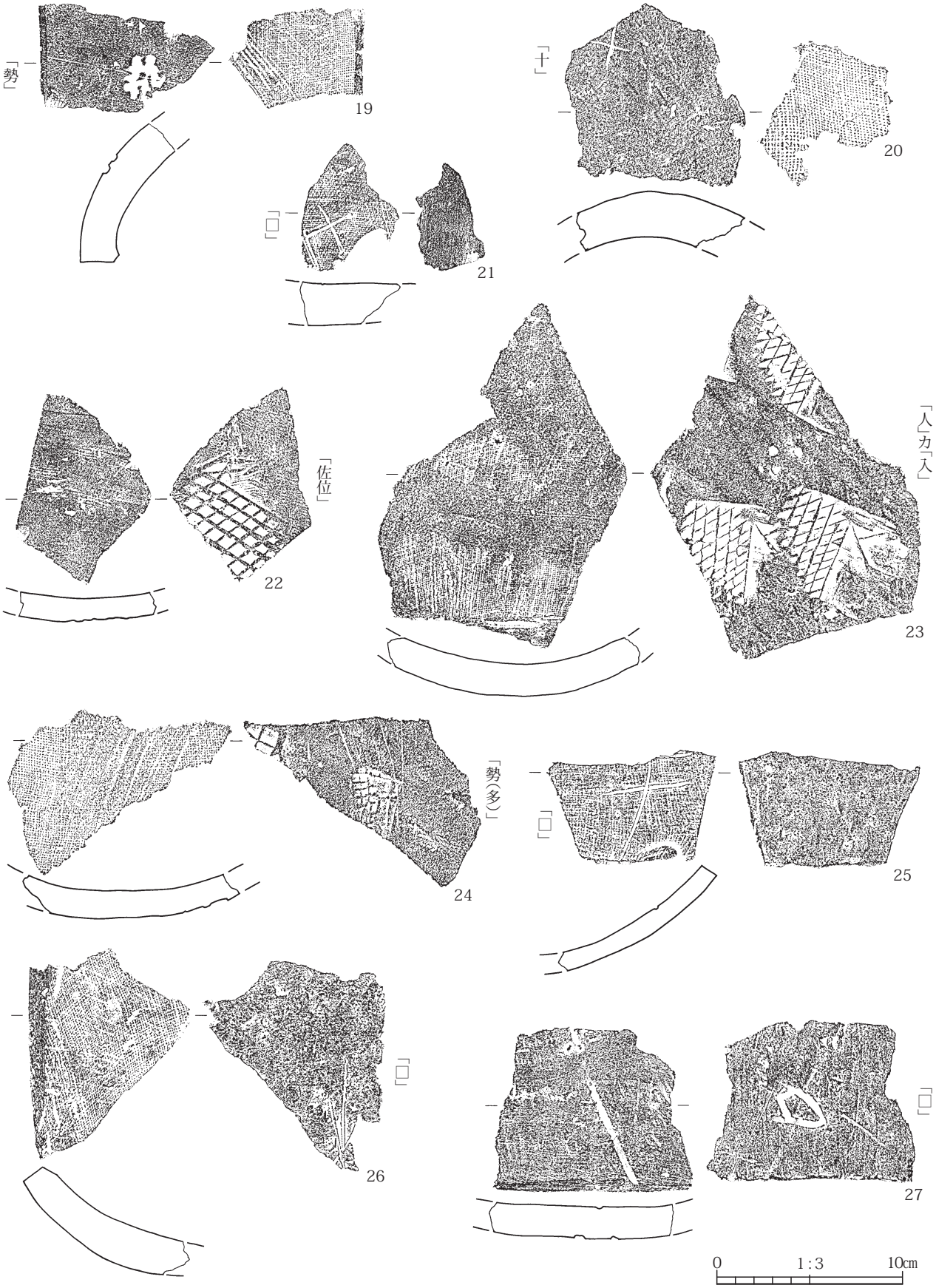

第 111 図　瓦廃棄層出土遺物(33)（回廊南西部５）

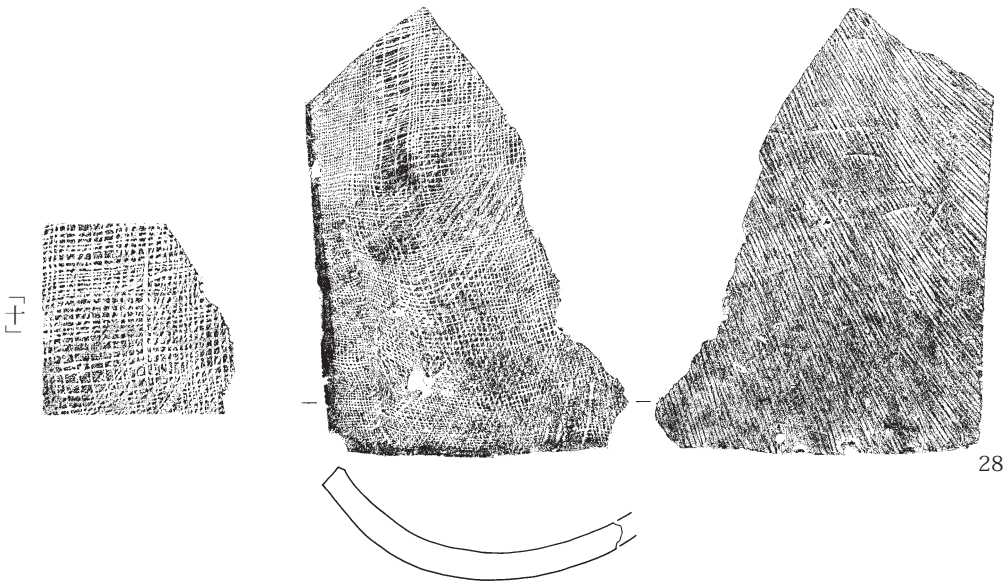

0　1:5　10cm

第 112 図　瓦廃棄層出土遺物(34)（回廊南西部６）

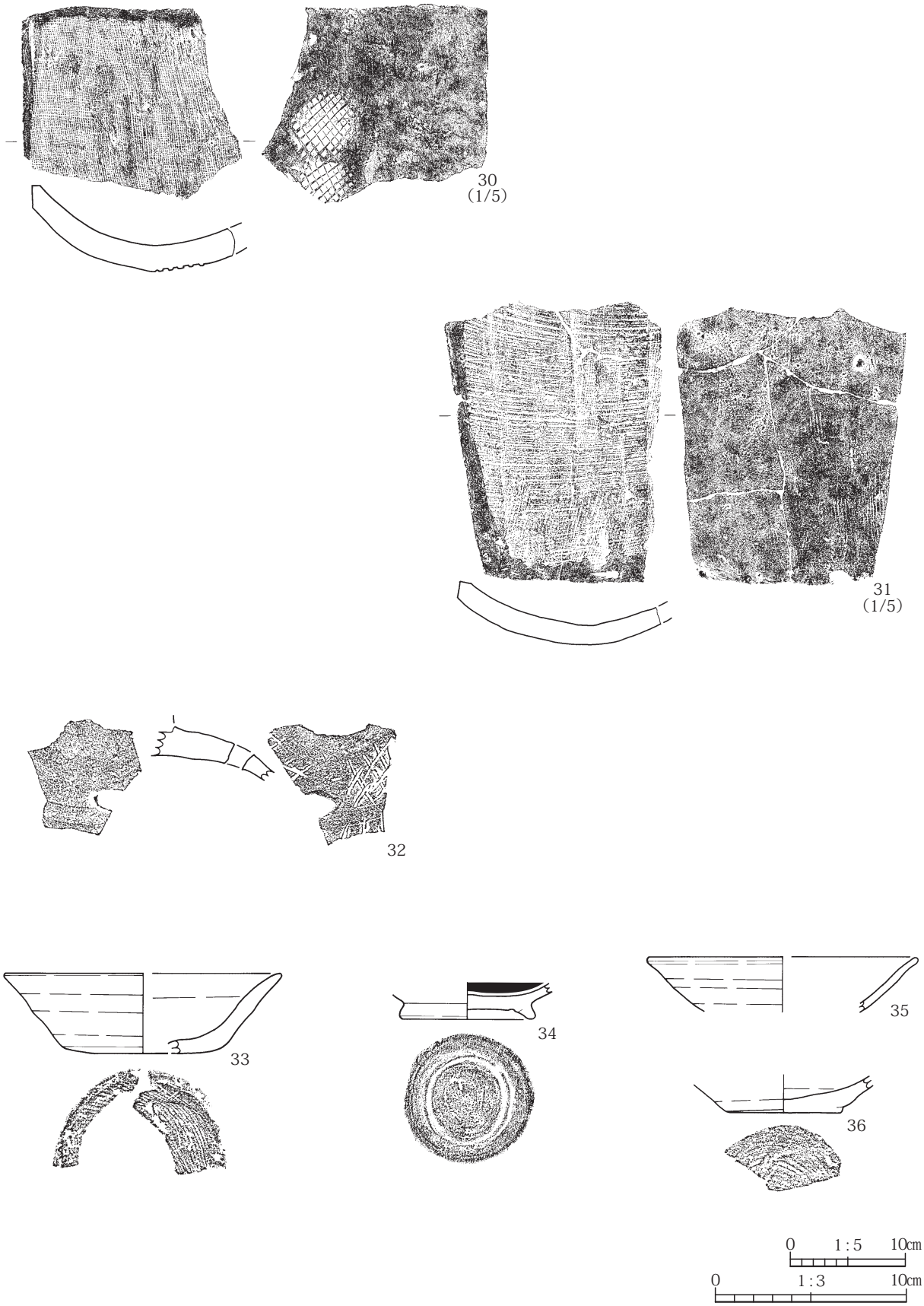

第 113 図　瓦廃棄層出土遺物(35)（回廊南西部７）

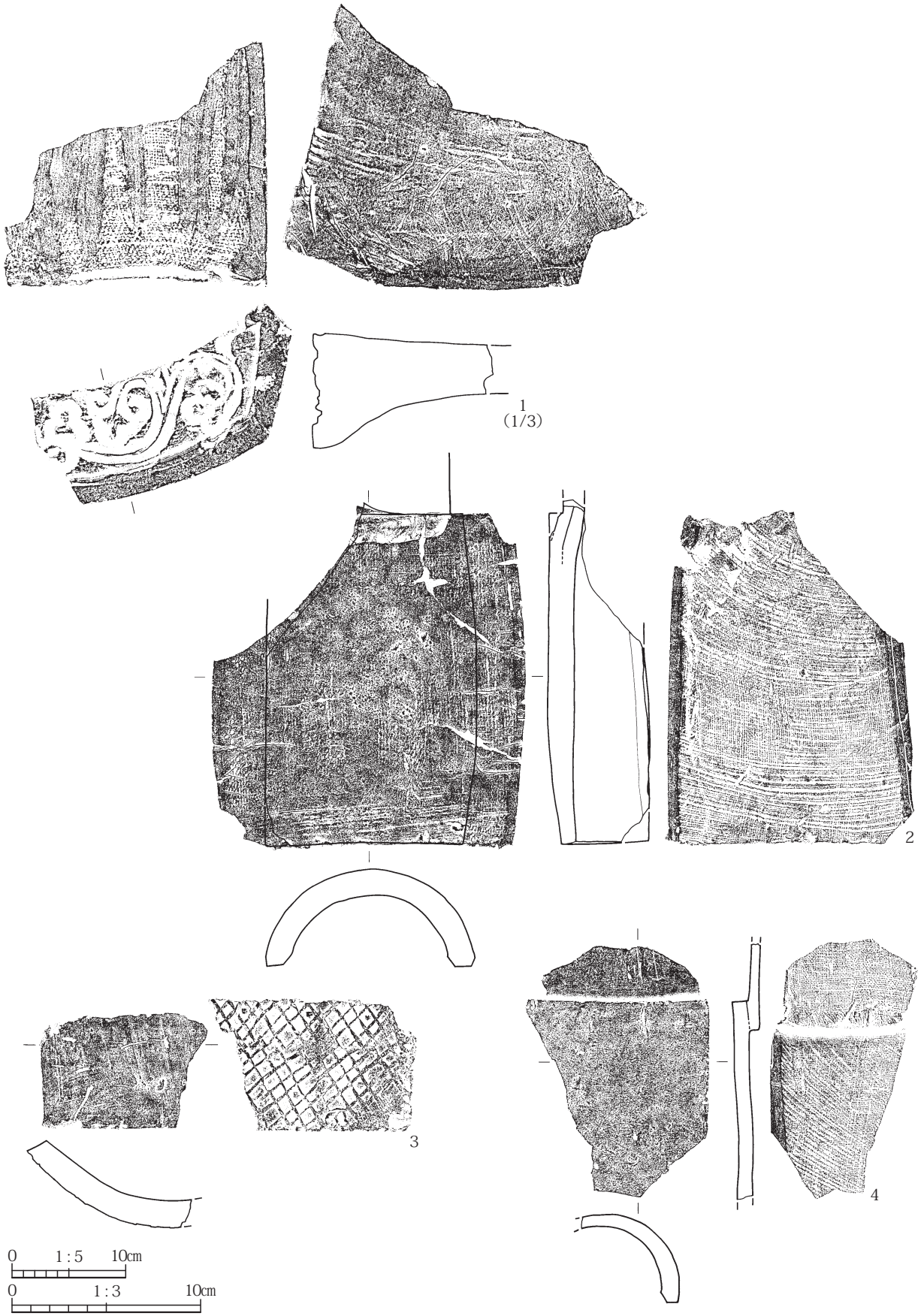

第 114 図　瓦廃棄層出土遺物(36)（回廊北西部１）

第 115 図　瓦廃棄層出土遺物(37)（回廊北西部２）

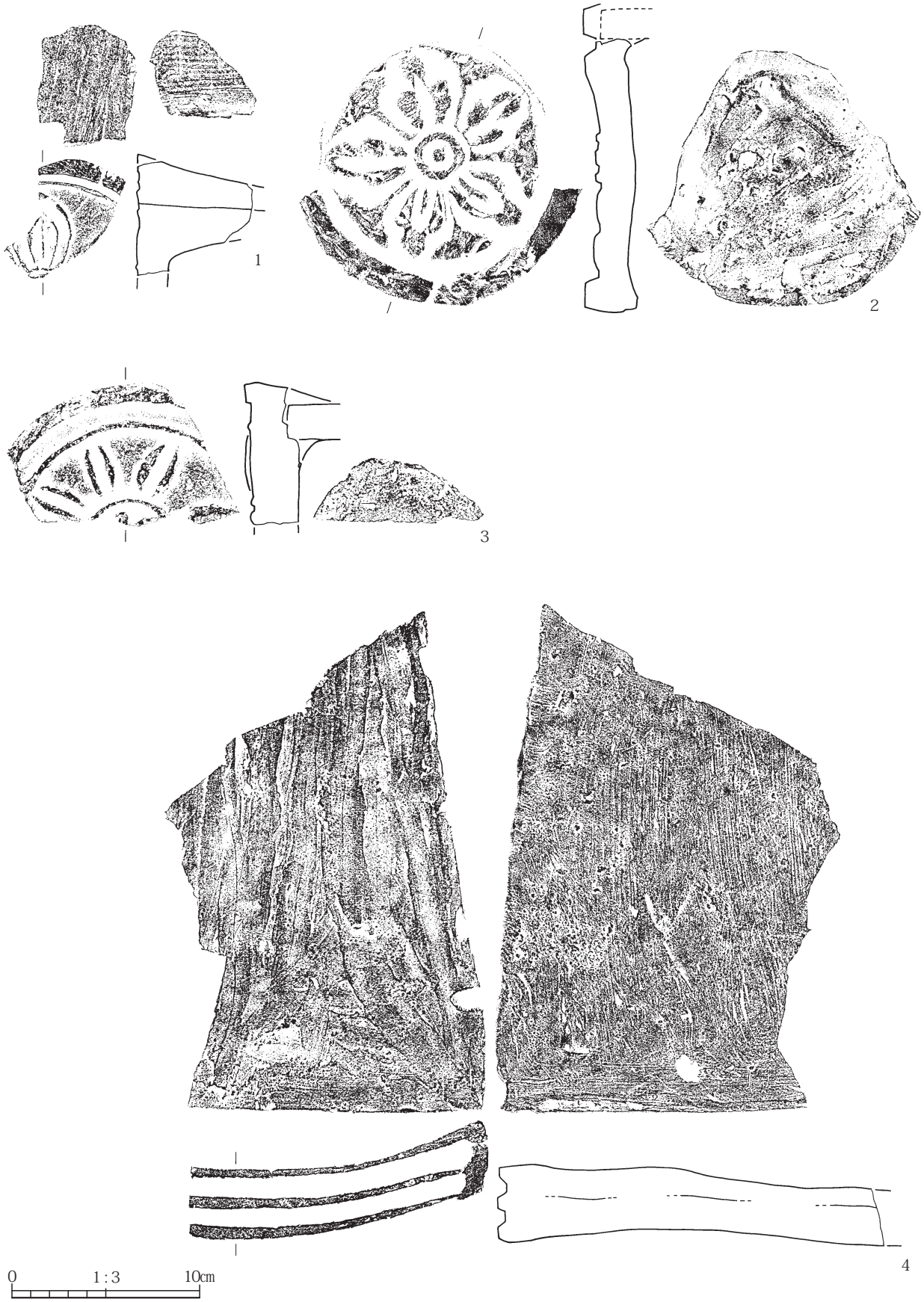

第 116 図　37-5 トレンチ瓦集中出土遺物（1）

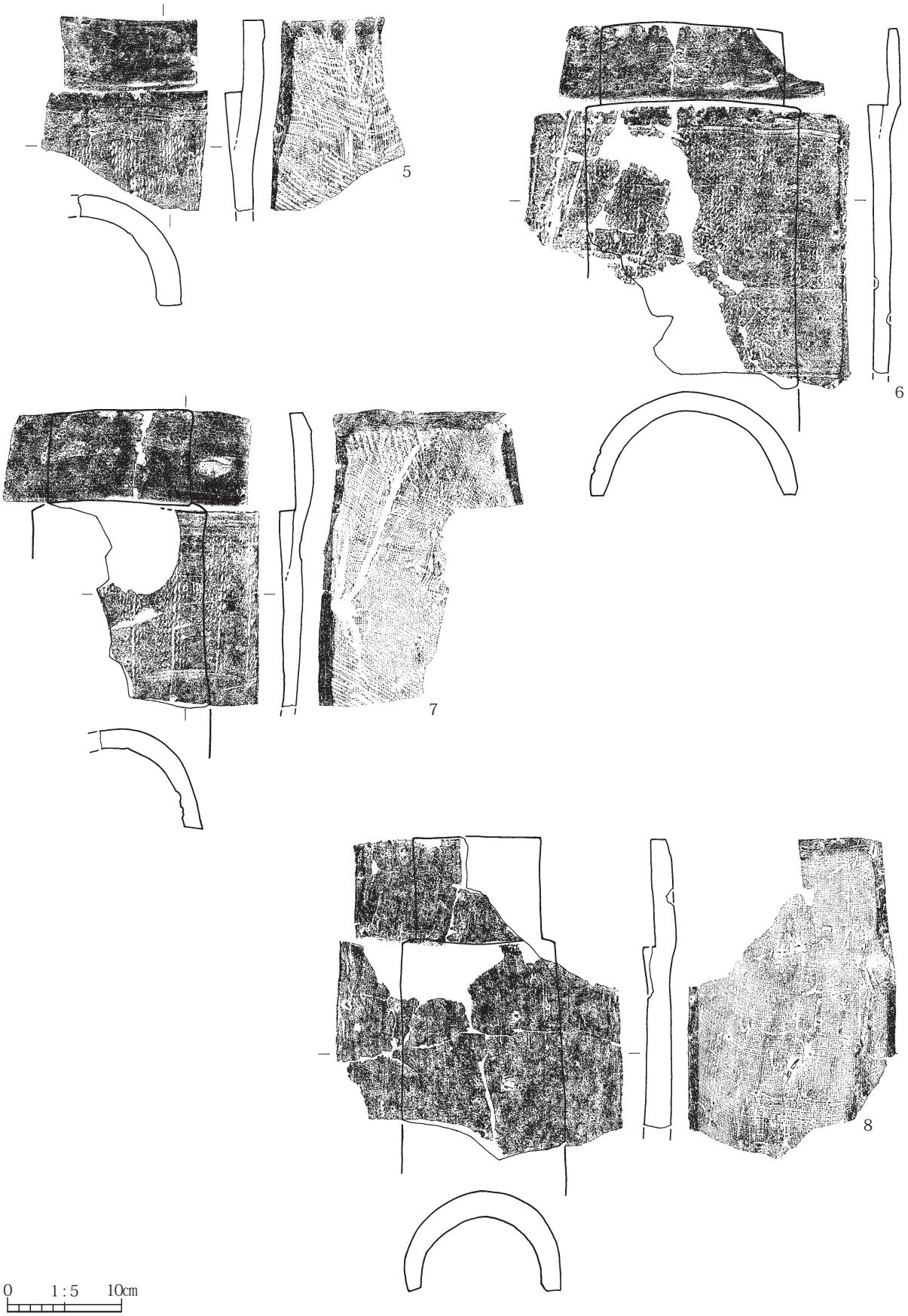

第 117 図　37-5 トレンチ瓦集中出土遺物（2）

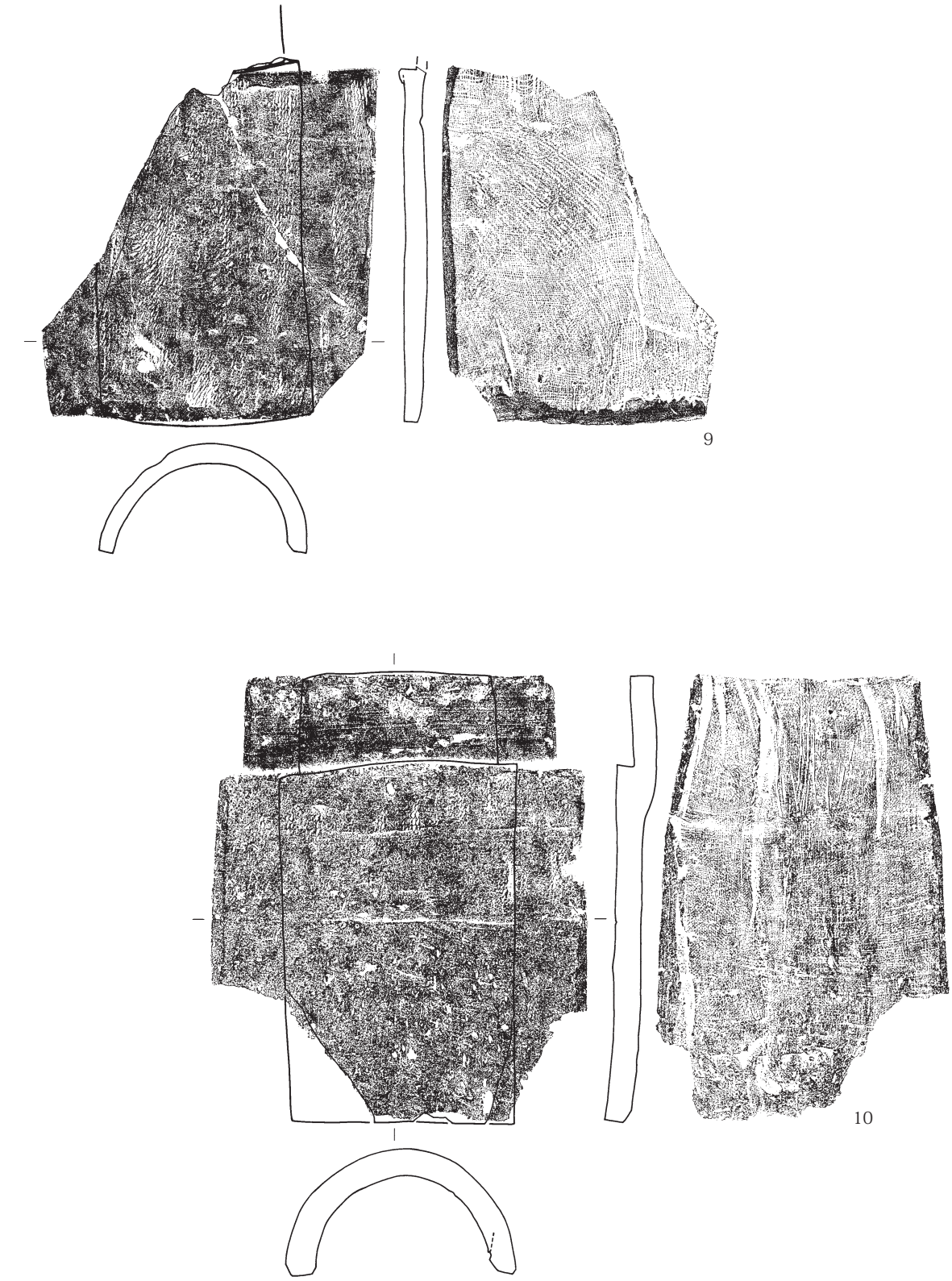

第 118 図　37-5 トレンチ瓦集中出土遺物（3）

第 119 図　37-5 トレンチ瓦集中出土遺物（4）

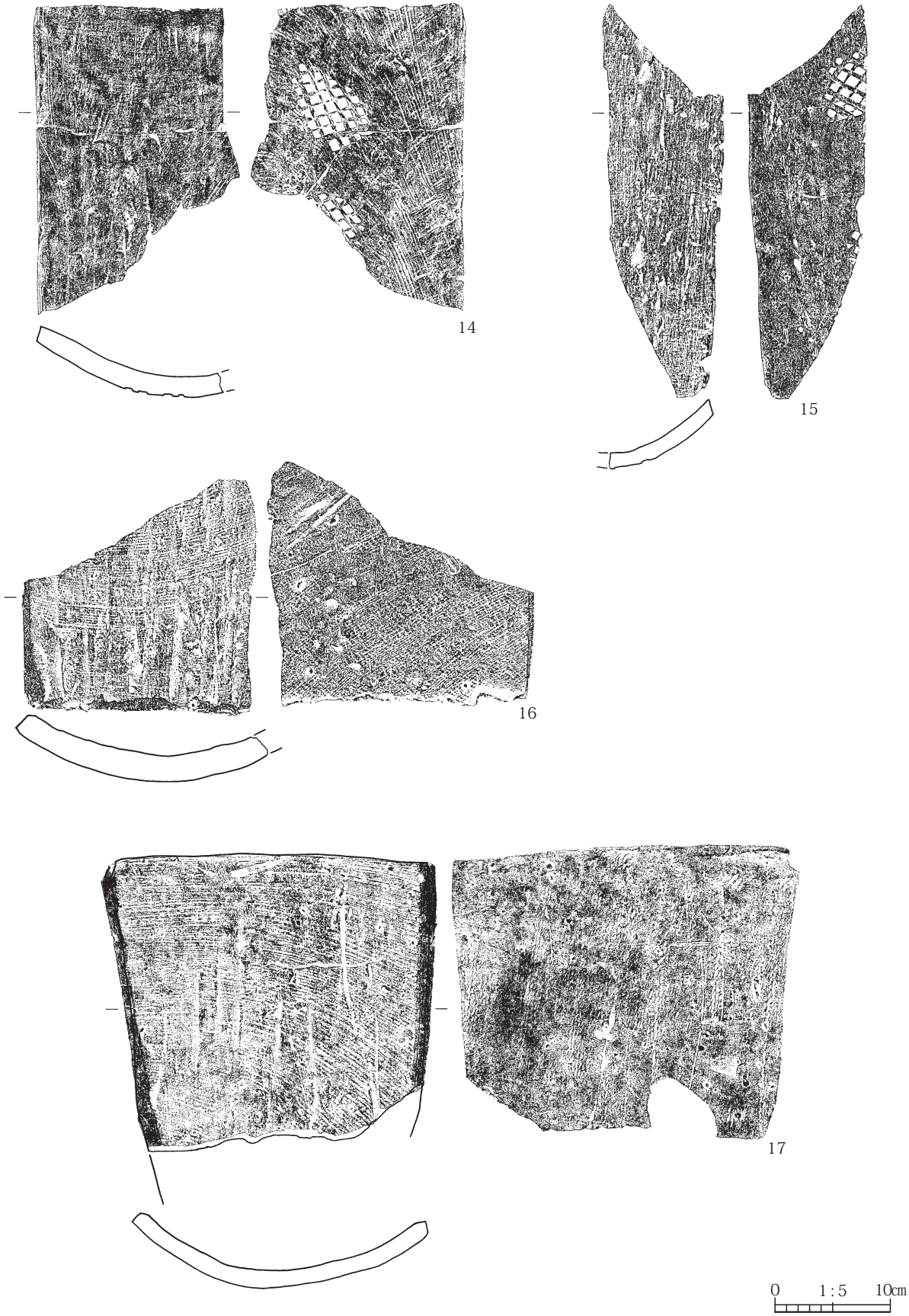

第 120 図　37-5 トレンチ瓦集中出土遺物（5）

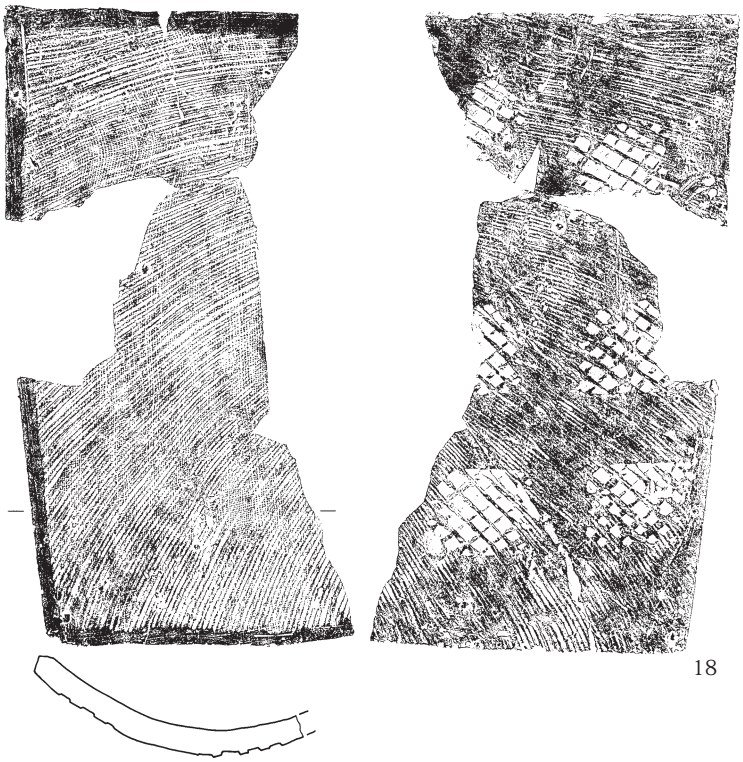

0　1:5　10cm

第 121 図　37-5 トレンチ瓦集中出土遺物（6）

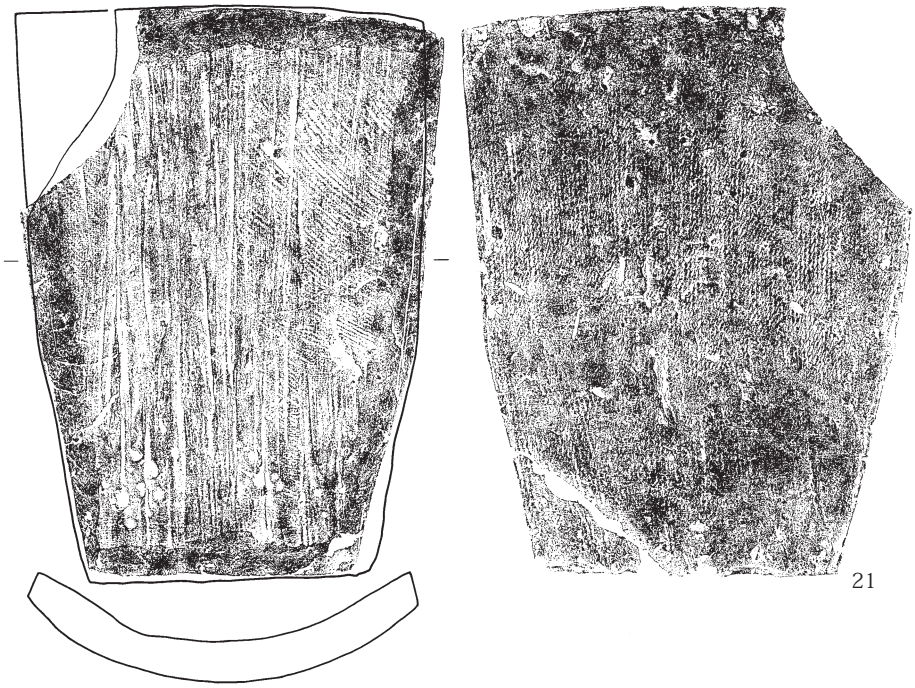

0　1:5　10cm

第 122 図　37-5 トレンチ瓦集中出土遺物（7）

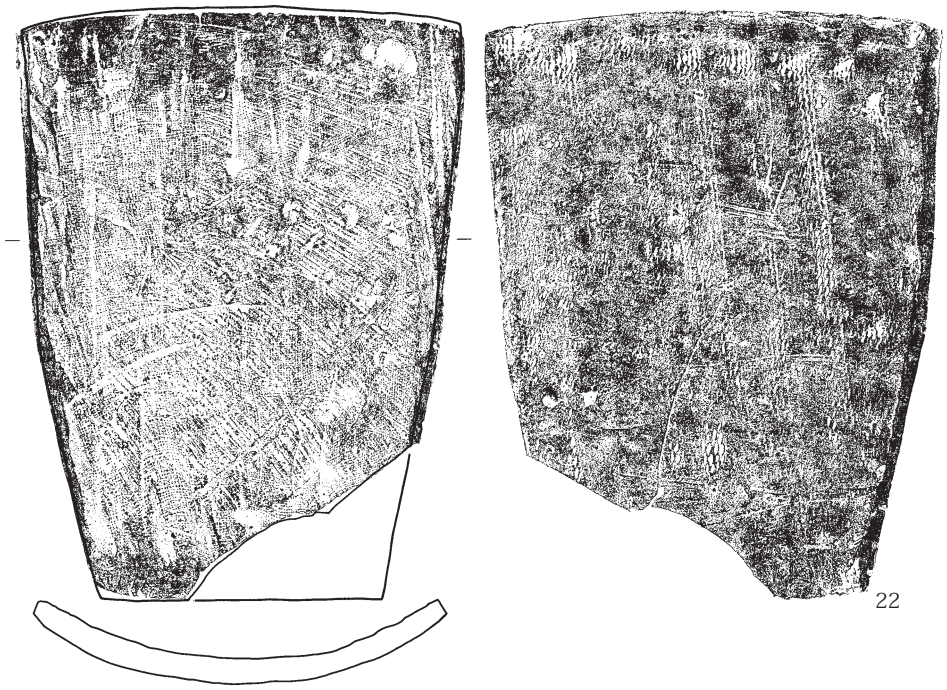

0　1:5　10cm

第 123 図　37-5 トレンチ瓦集中出土遺物（8）

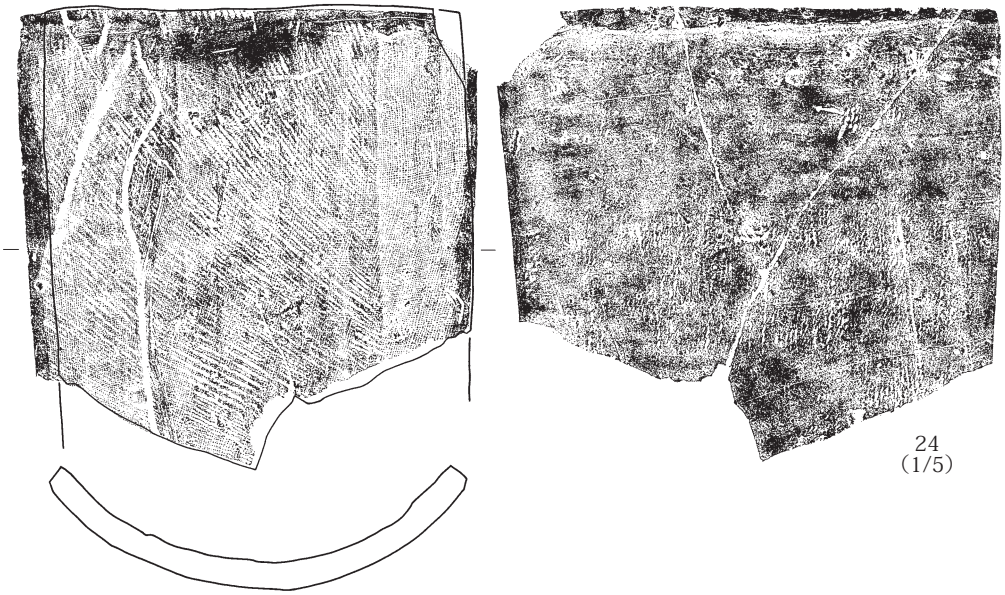

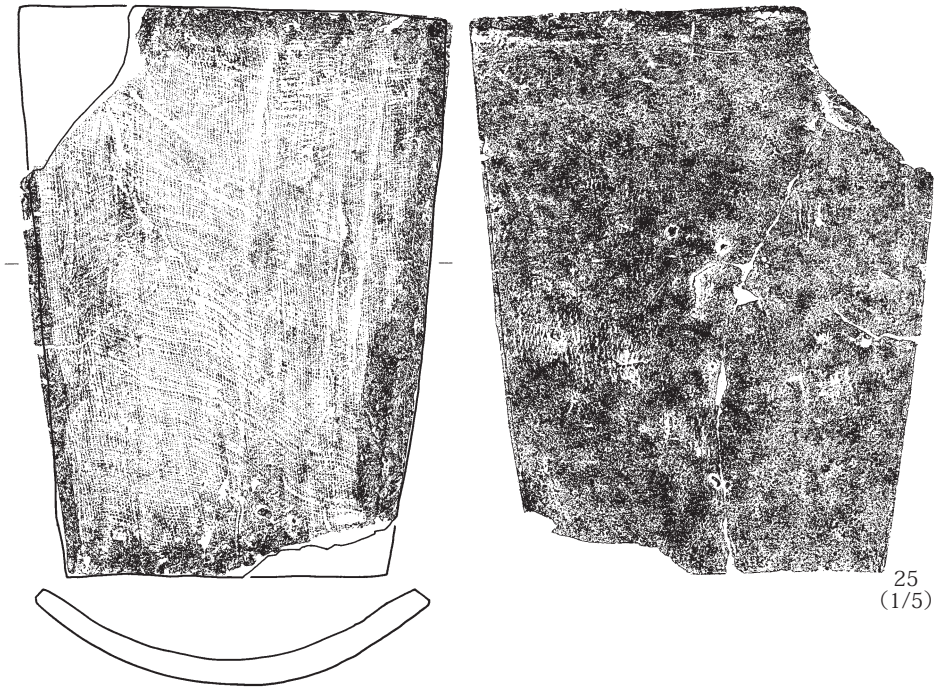

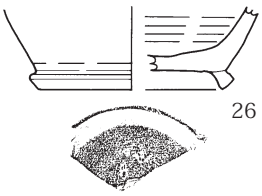

0　1:5　10cm

0　1:3　10cm

第 124 図　37-5 トレンチ瓦集中出土遺物（9）

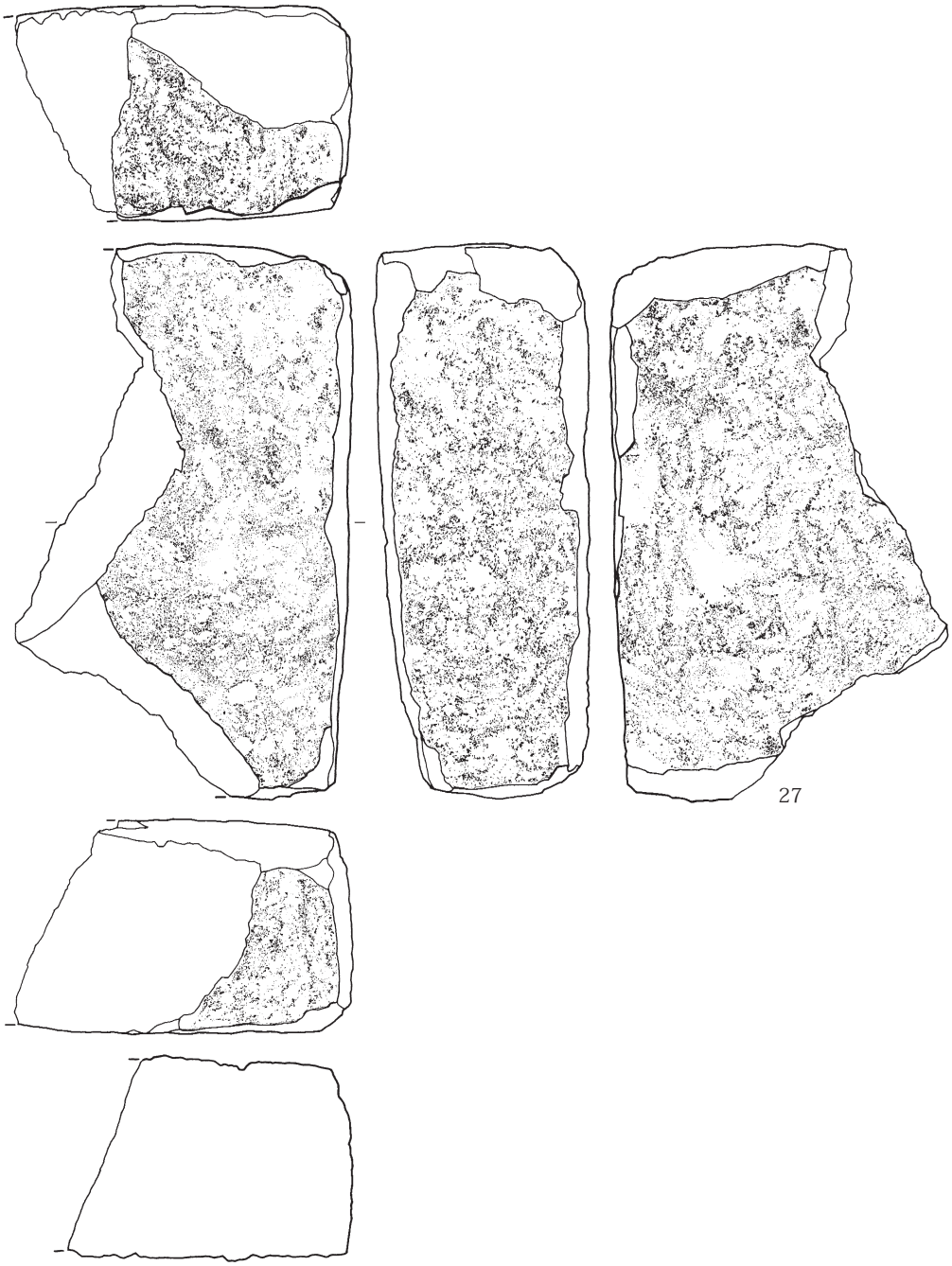

0　1:5　10cm

第 125 図　37-5 トレンチ瓦集中出土遺物(10)

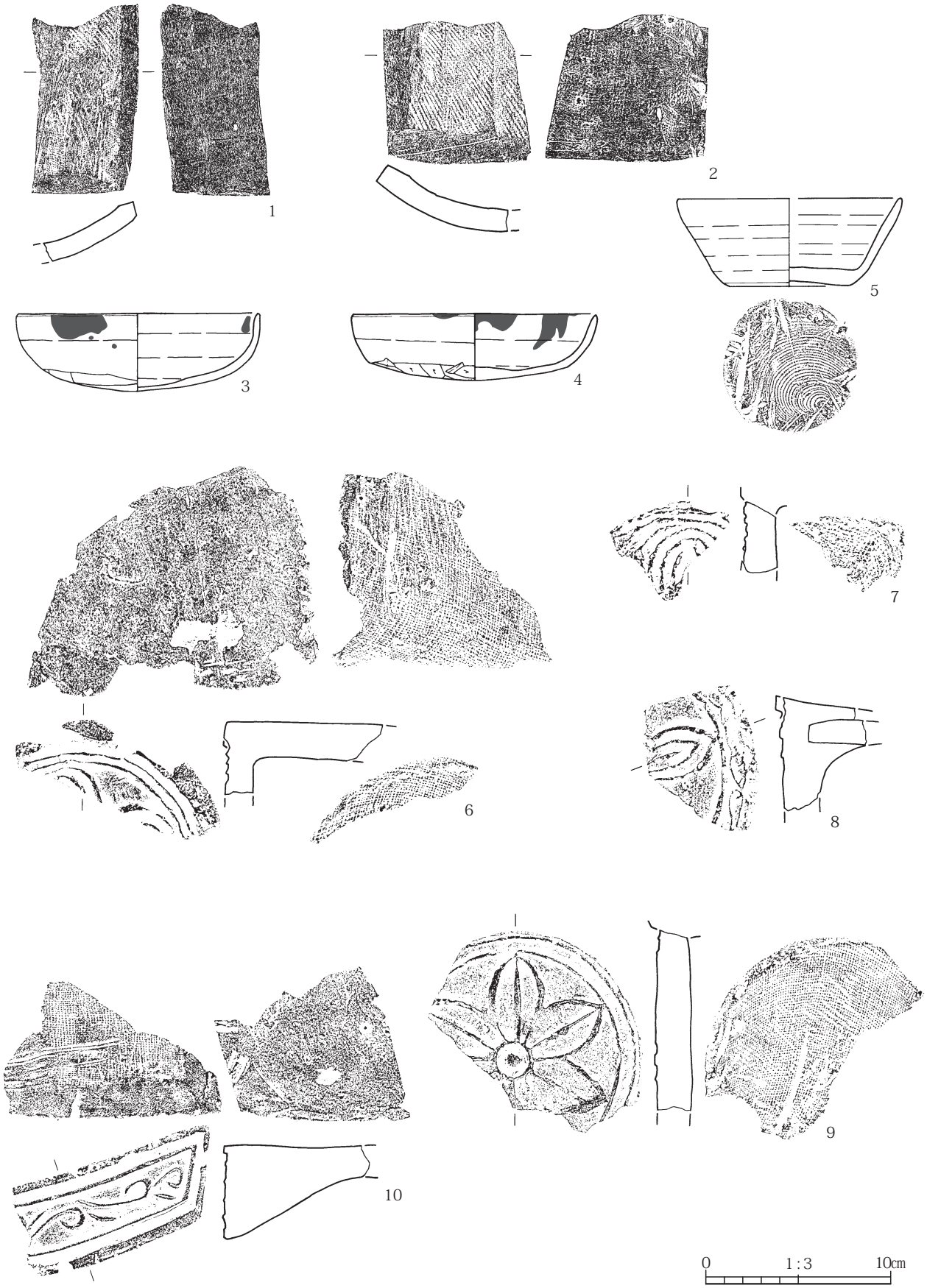

第 126 図　37-5 トレンチ出土遺物（1）（1 ～ 5 SK136、6 ～ 10 表土）

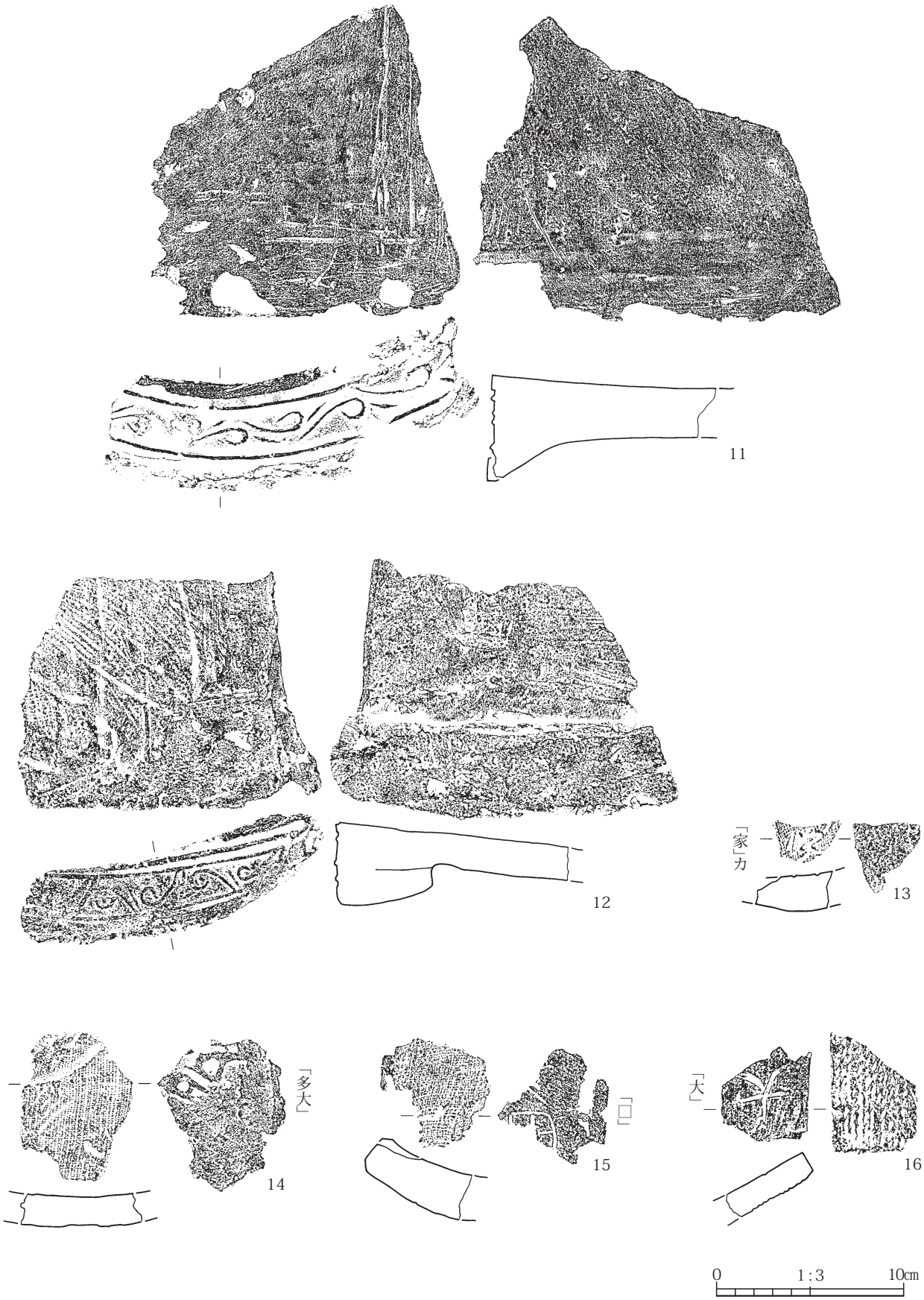

第 127 図　37-5 トレンチ出土遺物（2）（表土）